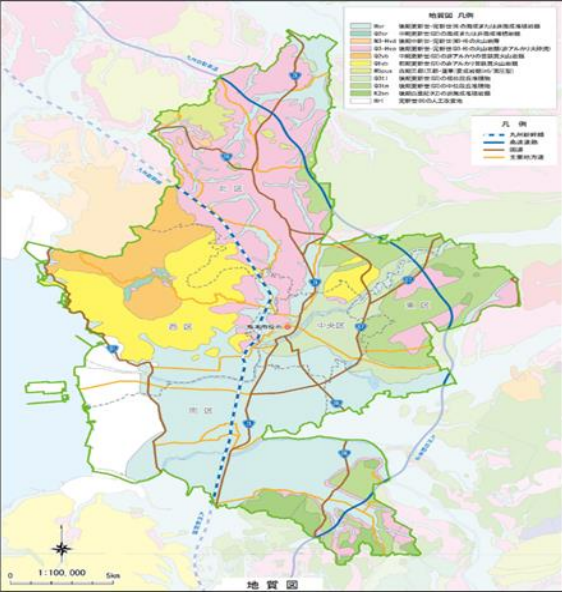


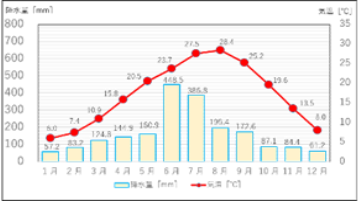
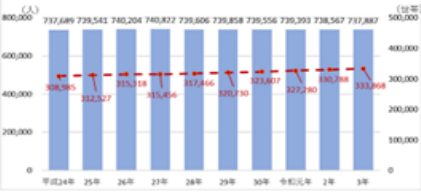
令和 5 年度 熊本市地域防災計画 新旧対照表（案）

※がある図等は、巻末に拡大表示しております

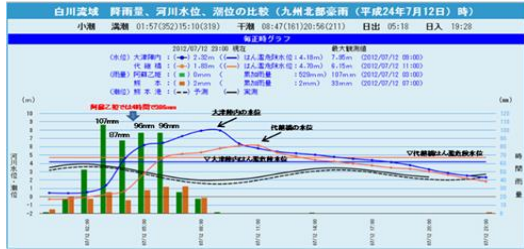
No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
1	全編						修正	<u>みどり政策課</u> <u>みどり公園課</u> <u>花とみどり協働課</u>	<u>公園課</u> <u>森づくり推進室</u>
2	全編						修正	危機管理防災 <u>部</u> <u>※ただし、個別に修正があるのを除く</u>	危機管理防災総 <u>室</u>
3	全編						修正	危機管理防災 <u>部長</u> <u>※ただし、個別に修正があるのを除く</u>	危機管理防災 <u>総室長</u> 危機管理防災 <u>総室</u> <u>総室長</u>
4	全編						修正	<u>指定緊急避難場所（スペース）</u>	<u>指定緊急避難場所（一時避難場所）</u>
5	全編						修正	<u>実動班</u>	<u>実働班</u>

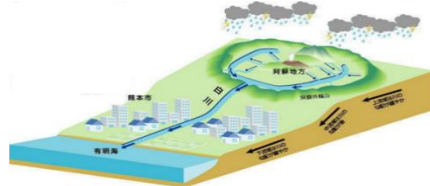
No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
6	01 共通編					iv	修正	<table><tr><th></th><th></th><th>期</th><th>項 目</th><th>頁</th><th>政 策 局</th><th>総 務 局</th><th>財 政 局</th><th>文化 市民 局</th><th>健康 福祉 局</th><th>こ ど も 局</th><th>環 境 局</th><th>経済 観光 局</th><th>農 水 局</th><th>都市 建設 局</th><th>各 区 役 所</th><th>消 防 局</th><th>交 通 局</th><th>上 下 水 道 局</th><th>病 院 局</th><th>教育 委員会</th></tr><tr><td rowspan="7">第1章</td><td rowspan="7">総則</td><td>第1節</td><td>計画の目的</td><td>3</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第2節</td><td>計画の構成と内容</td><td>4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第3節</td><td>基本理念</td><td>7</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第4節</td><td>経緯と教訓</td><td>14</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第5節</td><td>熊本市の概況</td><td>19</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第6節</td><td>災害の想定</td><td>23</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第7節</td><td>市民・地域・行政の災害対応力の強化に向けて</td><td>44</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="3">第2章</td><td rowspan="3">防災組織計画</td><td>第1節</td><td>防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</td><td>60</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第2節</td><td>熊本市防災会議</td><td>67</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第3節</td><td>市の防災組織</td><td>68</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="9">第3章</td><td rowspan="9">災害予防計画</td><td>第1節</td><td>災害に強い人づくり・地域づくり</td><td>105</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第2節</td><td>行政の災害対応力の強化</td><td>126</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第3節</td><td>災害に強い都市づくり</td><td>139</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第4節</td><td>避難計画</td><td>169</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>第5節</td><td>要配慮者等支援対策</td><td>183</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第6節</td><td>医療救護体制の整備</td><td>195</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>第7節</td><td>文教施設における予防対策</td><td>201</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>第8節</td><td>生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備</td><td>203</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第9節</td><td>被災者の生活再建のための事前対策</td><td>205</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ※P100参照			期	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文化 市民 局	健康 福祉 局	こ ど も 局	環 境 局	経済 観光 局	農 水 局	都市 建設 局	各 区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教育 委員会	第1章	総則	第1節	計画の目的	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2節	計画の構成と内容	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第3節	基本理念	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第4節	経緯と教訓	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第5節	熊本市の概況	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第6節	災害の想定	23	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○				第7節	市民・地域・行政の災害対応力の強化に向けて	44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2章	防災組織計画	第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	60	○															第2節	熊本市防災会議	67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第3節	市の防災組織	68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第3章	災害予防計画	第1節	災害に強い人づくり・地域づくり	105	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2節	行政の災害対応力の強化	126	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第3節	災害に強い都市づくり	139	○				○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	第4節	避難計画	169	○			○	○	○			○	○						○	第5節	要配慮者等支援対策	183	○			○	○	○		○		○	○						第6節	医療救護体制の整備	195					○	○					○				○		第7節	文教施設における予防対策	201															○		第8節	生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	203								○						○			第9節	被災者の生活再建のための事前対策	205			○	○	○			○			○						<table><tr><th>章</th><th></th><th>期</th><th>項 目</th><th>頁</th><th>政 策 局</th><th>総 務 局</th><th>財 政 局</th><th>文化 市民 局</th><th>健康 福祉 局</th><th>環 境 局</th><th>経済 観光 局</th><th>農 水 局</th><th>都市 建設 局</th><th>各 区 役 所</th><th>消 防 局</th><th>交 通 局</th><th>上 下 水 道 局</th><th>病 院 局</th><th>教育 委員会</th></tr><tr><td rowspan="7">第1章</td><td rowspan="7">総則</td><td>第1節</td><td>計画の目的</td><td>3</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第2節</td><td>計画の構成と内容</td><td>4</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第3節</td><td>基本理念</td><td>7</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第4節</td><td>経緯と教訓</td><td>14</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第5節</td><td>熊本市の概況</td><td>19</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第6節</td><td>災害の想定</td><td>23</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第7節</td><td>市民・地域・行政の災害対応力の強化に向けて</td><td>44</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="3">第2章</td><td rowspan="3">防災組織計画</td><td>第1節</td><td>防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</td><td>60</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第2節</td><td>熊本市防災会議</td><td>67</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第3節</td><td>市の防災組織</td><td>68</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td rowspan="9">第3章</td><td rowspan="9">災害予防計画</td><td>第1節</td><td>災害に強い人づくり・地域づくり</td><td>105</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第2節</td><td>行政の災害対応力の強化</td><td>126</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第3節</td><td>災害に強い都市づくり</td><td>139</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第4節</td><td>避難計画</td><td>169</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>第5節</td><td>要配慮者等支援対策</td><td>183</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第6節</td><td>医療救護体制の整備</td><td>195</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>第7節</td><td>文教施設における予防対策</td><td>201</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>第8節</td><td>生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備</td><td>203</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第9節</td><td>被災者の生活再建のための事前対策</td><td>205</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	章		期	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文化 市民 局	健康 福祉 局	環 境 局	経済 観光 局	農 水 局	都市 建設 局	各 区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教育 委員会	第1章	総則	第1節	計画の目的	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2節	計画の構成と内容	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第3節	基本理念	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第4節	経緯と教訓	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第5節	熊本市の概況	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第6節	災害の想定	23	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				第7節	市民・地域・行政の災害対応力の強化に向けて	44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2章	防災組織計画	第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	60	○															第2節	熊本市防災会議	67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第3節	市の防災組織	68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第3章	災害予防計画	第1節	災害に強い人づくり・地域づくり	105	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2節	行政の災害対応力の強化	126	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第3節	災害に強い都市づくり	139	○				○				○	○	○	○	○	○	○	○	第4節	避難計画	169	○			○	○				○	○						○	第5節	要配慮者等支援対策	183	○			○	○		○			○	○						第6節	医療救護体制の整備	195					○	○							○		○		第7節	文教施設における予防対策	201															○		第8節	生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	203							○							○			第9節	被災者の生活再建のための事前対策	205			○	○	○			○			○					
		期	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文化 市民 局	健康 福祉 局	こ ど も 局	環 境 局	経済 観光 局	農 水 局	都市 建設 局	各 区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教育 委員会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
第1章	総則	第1節	計画の目的	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第2節	計画の構成と内容	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第3節	基本理念	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第4節	経緯と教訓	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第5節	熊本市の概況	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第6節	災害の想定	23	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		第7節	市民・地域・行政の災害対応力の強化に向けて	44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
第2章	防災組織計画	第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	60	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		第2節	熊本市防災会議	67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第3節	市の防災組織	68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
第3章	災害予防計画	第1節	災害に強い人づくり・地域づくり	105	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第2節	行政の災害対応力の強化	126	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第3節	災害に強い都市づくり	139	○				○	○			○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第4節	避難計画	169	○			○	○	○			○	○						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第5節	要配慮者等支援対策	183	○			○	○	○		○		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		第6節	医療救護体制の整備	195					○	○					○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		第7節	文教施設における予防対策	201															○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		第8節	生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	203								○						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		第9節	被災者の生活再建のための事前対策	205			○	○	○			○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
章		期	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文化 市民 局	健康 福祉 局	環 境 局	経済 観光 局	農 水 局	都市 建設 局	各 区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教育 委員会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
第1章	総則	第1節	計画の目的	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第2節	計画の構成と内容	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第3節	基本理念	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第4節	経緯と教訓	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第5節	熊本市の概況	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第6節	災害の想定	23	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
		第7節	市民・地域・行政の災害対応力の強化に向けて	44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
第2章	防災組織計画	第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	60	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		第2節	熊本市防災会議	67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第3節	市の防災組織	68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
第3章	災害予防計画	第1節	災害に強い人づくり・地域づくり	105	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第2節	行政の災害対応力の強化	126	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第3節	災害に強い都市づくり	139	○				○				○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第4節	避難計画	169	○			○	○				○	○						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第5節	要配慮者等支援対策	183	○			○	○		○			○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
		第6節	医療救護体制の整備	195					○	○							○		○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		第7節	文教施設における予防対策	201															○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		第8節	生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	203							○							○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		第9節	被災者の生活再建のための事前対策	205			○	○	○			○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
7	01 共通編	1	3	1	7	修正	修正	後に「前震」とされる平成28年（2016年）4月14日（木） <u>21</u> 時26分に発生した地震は、（略） また、「本震」とされる4月16日（土） <u>1</u> 時25分に発生した地震は（略）	後に「前震」とされる平成28年（2016年）4月14日（木） <u>午後9</u> 時26分に発生した地震は、（略） また、「本震」とされる4月16日（土） <u>午前1</u> 時25分に発生した地震は（略）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
8	01 共通編	1	3	2	2	10	修正	（略） 「災害情報トリアージ」の体制整備や、災害対策 本部 指揮室の設置、避難指示等判断基準の見直し、 （略）	（略） 「災害情報トリアージ」の体制整備や、災害対策指揮室の設置、避難指示等判断基準の見直し、 （略）																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
9	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	第3節 熊本市の概況 第1項 自然的条件 1 地勢 本市は九州の中央、熊本県の西北部（東経：130° 42′ 38″、北緯：32° 48′ 00″）にあって、有明海に面し、坪井川、白川、緑川の3水系の下流部に形成された熊本平野の大部分を占めている。また、阿蘇火山と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は数多くの山岳、丘陵、台地、平野等によって四方を囲まれている。 北部は菊池川水系の中流域に位置し、菊池洪積台地に連なる畑作地帯があり、西部は金峰山系の急傾斜の山が重なる一方、中心部は阿蘇火山に源を発する白川と北方に流れを発する坪井川・井芹川が市街を貫流して西方の有明海に注いでいる。水源を東部台地に発する加勢川は水前寺・江津湖を経て木山川と合流して、本市の中南部を流下している。これらの川は、かんがい用水として中南部及び西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。 また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。 南部の富合・城南地区は、中心部を流れる浜戸川により平野を築いている。 2 地形・地質 本市は九州中部にあって、阿蘇カルデラの西約36kmの有明海に臨む熊本平野を中心に位置している。 市域は全体に標高が低く平坦な地形を示す部分が多いものの、市の西～北西部には金峰山を主とする山地があり、北～北東部には台地が発達している。また南～南西部には低地が広がって有明海に面している。 (1) 山地 市内にある傾斜の急な山地としては北西部に位置する金峰山がある。金峰山は頂部にカルデラを持つ火山であるが、現在は火山活動の兆候はない。また、市街地の北東部に分布する立田山山地は、かつては金峰山とひと続きであったものがその後の地殻変動や浸食作用の結果お互いに分離したものと考えられており起伏が小さく比較的緩斜面が多い。また、市の東方には阿蘇外輪山があるが、これは阿蘇カルデラ形成（約9万年前）に伴って大規模に噴出した火砕流堆積物からなる。 (2) 台地 市の北東部には広大な台地が分布する。台地は、基本的には阿蘇山から噴出した大規模な火砕流堆積物からなる。阿蘇の「灰石」はこの火砕流堆積物の固結した部分であるが、固結度の低い部分は九州南部のシラスと同様に、崩れやすい地質である。また、河川が台地を浸食してできた段丘の表層には、洪水などによって河川が運んだ砂礫層や火山灰層が厚く堆積している。	(全差替え)
10	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	(3) 平地 熊本平野は南北約8km、東西約15kmにおよぶが、その低地部分は白川、緑川の沖積作用によって形成された平野である。平地の地質は、河川が運んだ砂礫や砂粘土及び阿蘇火砕流堆積物や阿蘇山以前の火山活動による溶岩等によって構成されており、特に市南西部地域は軟弱な地盤となっている。また、熊本平野のうち有明海沿岸の2kmの範囲は干拓によって形成されたものであり、標高は2m以下と低く表層の地盤も軟弱な粘性土からなっている。 ■熊本市周辺の地質状況  ※P101参照	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
11	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	3 気象 本市は、内陸的な気象を示し、年平均気温（平年値：1991～2020年の30年平均）は17.2℃で、夏の暑さ、冬の寒さはともに厳しく、気温の日較差、年較差も大きい。 降水量は年間2500mm前後で、梅雨期の6～7月が多く、特に梅雨末期には集中豪雨が発生し、大きな災害を引き起こすこともある。 また、台風による災害は、平成3年（1991年）の台風19号や平成11年（1999年）の台風18号のように、本市の西側コースをたどると、風による災害発生の恐れが高まり、高潮による災害の恐れも出てくる。もちろん雨による災害の発生は、台風のたどるコースにかかわらず、考えておかなければならない。更に最近では、本市も宅地開発等の都市化に伴って、これまで被害の少なかった地域で新たな災害が発生する恐れのあることも見逃してはならない。 ■気温と降水量の月別変化【平年値（1991年～2020年）】（熊本地方気象台）  ※P102参照 第2項 社会的条件 1 市勢の概要 本市は、明治22年（1889年）の市制施行当時人口42,725人、面積5.55km²であった城下町が、近代的都市機能の集積や平成3年（1991年）の飽託郡四町や平成20年（2008年）の富合町、平成22年（2010年）3月の植木町・城南町との合併などをはじめとする18次にわたる市域の拡大等によって、今や人口73万人を越えて、面積390.32km²となった。 このような中、明治22年（1889年）の熊本地震、昭和2年（1927年）の潮害、昭和20年（1945年）全市の大半が瓦礫と化した空襲による戦災、また、昭和28年（1953年）の未曾有の白川大水害、平成3年（1991年）9月には熊本地方気象台観測史上最高の日最大瞬間風速52.6m/sを記録し多くの被害をもたらした台風19号、平成24年（2012年）の九州北部豪雨や熊本地震に遭遇しその都度全市民の懸命の努力によって苦難を克服してきた。現在では九州の中央に位置する中枢都市として着実	(全差替え)
12	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	に発展を遂げ、平成23年（2011年）3月には九州新幹線鹿児島ルートが全線開業をし、平成24年（2012年）4月には政令指定都市としての新たなスタートを切った。 また、本市では、平成28年（2016年）3月に「熊本市第7次総合計画」を策定した。この新しい総合計画は、これから8年後のめざすまちの姿を～市民が住み続けたい、だれもが住んでみたくなる、訪れたいなるまち、「上質な生活都市」～とし、「安心して暮らせるまちづくり」「ずっと住みたいまちづくり」「訪れてみたいまちづくり」の3つからなるまちづくりの重点的取組を掲げるとともに、すべての施策分野にわたり、今後のめざすべき方向性を示している。 2 人口・世帯数等 市制施行当時42,725人であった本市の人口は、その後数次にわたる市域の拡大や都市機能の集積等に伴い増大し、昭和52年（1977年）には50万人を超え、更に平成3年（1991年）2月1日に飽託郡四町と、平成20年（2008年）10月6日に富合町、平成22年（2010年）3月23日に城南町及び植木町と合併し、72万人を超え全国有数の大都市となり、平成24年度に全国で20番目の指定都市となった。過去の人口・世帯数の変化は以下のとおりである。 ■熊本市の人口・世帯数の変化（各年10月1日現在）  ※P102参照 3 土地利用 熊本市の地目別土地面積は次のとおりである。 ■地目別面積（令和3年1月1日現在）  ※P102参照	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前																																																																																		
13	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	第4節 過去の災害並びに課題と教訓 第1項 過去の主な災害 1 地震 平成28年熊本地震では、観測史上初めて、同一地域において震度7の地震がわずか28時間の間に2度も発生し、大きな被害をもたらした。後に「前震」とされる平成28年（2016年）4月14日21時26分に発生した地震は、熊本県熊本地方（北緯32° 44. 5′ 東経130° 48. 5′ ）の深さ11km地点を震源とするマグニチュード6. 5の地震（前震）が発生し、熊本市東区、西区、南区で震度6弱、熊本市中央区、北区で震度5強を観測し、上益城郡益城町では震度7を観測した。 その後、「本震」とされる4月16日1時25分に発生した地震は、同じく熊本地方（北緯32° 45. 2′ 東経130° 45. 7′ ）の深さ12km地点を震源とするマグニチュード7. 3の地震（本震）が発生し、熊本市中央区、東区、西区では震度6強、熊本市南区、北区で震度6弱を観測し、上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村で震度7を観測した。更にこの地震に伴い、午前1時27分に有明・八代海に津波注意報が発表されている。4月14日の地震は日奈久断層帯の北端部の活動、4月16日の地震は布田川断層帯の活動によるもので、隣接する2つの断層帯が連動することで発生した連動型地震とみられている。 4月14日から16日にかけて震度6弱以上の地震を7回観測し、平成29年（2017年）1月31日までに、震度1以上を観測した回数は4, 241回であった。 また、この熊本地震は、道路、橋梁等のインフラ、災害時の避難所となる学校、公民館等の公共施設、さらには、河川の堤防や急傾斜地の擁壁などに甚大な被害を与えた。 熊本地震における熊本市の被害状況及び過去の主な地震被害の状況を次に示す。 ■平成28年熊本地震における熊本市の被害状況 令和5年（2023年）3月31日現在 <table><tr><th>被害項目</th><th>被害状況</th></tr><tr><td>全壊家屋</td><td>5, 764 件</td></tr><tr><td>大規模半壊家屋</td><td>8, 972 件</td></tr><tr><td>半壊家屋</td><td>38, 964 件</td></tr><tr><td>一部損壊家屋</td><td>82, 985 件</td></tr><tr><td>死者</td><td>88 人（直接死 6 人 関連死 82 人）</td></tr><tr><td>重傷者</td><td>766 人（重度の障がい者 6 人を含む）</td></tr></table> ※家屋被害については、り災証明書交付件数	被害項目	被害状況	全壊家屋	5, 764 件	大規模半壊家屋	8, 972 件	半壊家屋	38, 964 件	一部損壊家屋	82, 985 件	死者	88 人（直接死 6 人 関連死 82 人）	重傷者	766 人（重度の障がい者 6 人を含む）	(全差替え)																																																																				
被害項目	被害状況																																																																																										
全壊家屋	5, 764 件																																																																																										
大規模半壊家屋	8, 972 件																																																																																										
半壊家屋	38, 964 件																																																																																										
一部損壊家屋	82, 985 件																																																																																										
死者	88 人（直接死 6 人 関連死 82 人）																																																																																										
重傷者	766 人（重度の障がい者 6 人を含む）																																																																																										
14	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	■熊本県内に被害をもたらした主な地震（県内の最大震度4以上） <table><tr><th>西暦（和暦）</th><th>地域（名称）</th><th>マグニチュード(M)</th><th>主な被害</th></tr><tr><td>744. 06. 06 (太平 16)</td><td>天草郡、八代郡、芦北郡</td><td>7. 0</td><td>田地 290、民家流出 470、死者 1, 520</td></tr><tr><td>1619. 05. 01 (元和 5)</td><td>肥後・八代</td><td>6. 0</td><td>変島城はじめ公私の家屋に被害</td></tr><tr><td>1625. 07. 21 (寛永 2)</td><td>熊本</td><td>5～6</td><td>熊本城の火薬庫爆発。天守付近の石壁、城中の石垣に被害。死者約 50</td></tr><tr><td>1723. 12. 19 (享保 8)</td><td>肥後・豊後・筑後</td><td>6. 5</td><td>肥後で死者 2、家屋倒壊 980</td></tr><tr><td>1769. 08. 29 (明和 6)</td><td>日向・豊後・肥後</td><td>7. 3～7. 4</td><td>延岡城・大分城で被害大、熊本領内でも被害大</td></tr><tr><td>1792. 05. 21 (寛政 4)</td><td>雲仙岳</td><td>6. 4</td><td>眉山が崩れ、津波が生じた。津波による被害：死者約 15, 000、家屋全壊 12, 000</td></tr><tr><td>1828. 05. 26 (文政 11)</td><td>長崎</td><td>6</td><td>天草で激しい被害</td></tr><tr><td>1889. 07. 28 (明治 22)</td><td>熊本</td><td>6. 3</td><td>総田郡を中心に熊本県下で被害大 死者 20、負傷者 52、住家全壊 228、半壊 138、地裂 880、堤防崩壊 45、橋梁壊落 22・破損 37、道路損壊 133</td></tr><tr><td>1894. 08. 8 (明治 27)</td><td>熊本北部</td><td>6. 3</td><td>阿蘇郡永水村で家屋土蔵破損 15、石垣の崩壊多数、長勝村で家屋破損 1、石垣崩壊 9</td></tr><tr><td>1895. 08. 27 (明治 28)</td><td>熊本北東部</td><td>6. 3</td><td>阿蘇郡山西村で土蔵破損 400、堤防亀裂 8、石垣崩壊 5</td></tr><tr><td>1907. 03. 10 (明治 40)</td><td>熊本</td><td>5. 4</td><td>永水村で家屋破損 5</td></tr><tr><td>1909. 11. 10 (明治 42)</td><td>宮崎・熊本県境</td><td>7. 6</td><td>煉瓦煙突破壊 1、家・倉庫壁の亀裂 3</td></tr><tr><td>1931. 12. 21 (昭和 6)</td><td>八代海</td><td>5. 5</td><td>宮崎市で被害大、熊本県内で負傷 3</td></tr><tr><td>1931. 12. 22 (昭和 6)</td><td>八代海</td><td>5. 6</td><td>八代町沿岸で被害多少</td></tr><tr><td>1931. 12. 26 (昭和 6)</td><td>八代海</td><td>5. 9</td><td>八代郡田浦付近で壁の剥落 50～60、堤防亀裂、石垣崩壊、大矢野島の護岸・堤防決壊</td></tr><tr><td>1937. 01. 27 (昭和 12)</td><td>熊本中部</td><td>5. 1</td><td>上益城郡秋津村で石橋崩落</td></tr><tr><td>1941. 11. 19 (昭和 16)</td><td>日向灘 (日向灘地震)</td><td>7. 2</td><td>死者 2、負傷者 18、家屋全壊 27・半壊 32</td></tr><tr><td>1968. 02. 21 (昭和 43)</td><td rowspan="3">宮崎県南西部 (えびの地震)</td><td>5. 7</td><td>死者 3、負傷者 42、家屋全壊 368、半壊 3, 176、非住家被害 1, 494、</td></tr><tr><td>1968. 02. 21 (昭和 43)</td><td>6. 1</td><td>道路被害 73、橋梁損壊 9、堤防亀裂 4、</td></tr><tr><td>1968. 02. 22 (昭和 43)</td><td>5. 6</td><td>山(崖)崩れ 44、鉄道被害 6、通信施設被害 100</td></tr></table>	西暦（和暦）	地域（名称）	マグニチュード(M)	主な被害	744. 06. 06 (太平 16)	天草郡、八代郡、芦北郡	7. 0	田地 290、民家流出 470、死者 1, 520	1619. 05. 01 (元和 5)	肥後・八代	6. 0	変島城はじめ公私の家屋に被害	1625. 07. 21 (寛永 2)	熊本	5～6	熊本城の火薬庫爆発。天守付近の石壁、城中の石垣に被害。死者約 50	1723. 12. 19 (享保 8)	肥後・豊後・筑後	6. 5	肥後で死者 2、家屋倒壊 980	1769. 08. 29 (明和 6)	日向・豊後・肥後	7. 3～7. 4	延岡城・大分城で被害大、熊本領内でも被害大	1792. 05. 21 (寛政 4)	雲仙岳	6. 4	眉山が崩れ、津波が生じた。津波による被害：死者約 15, 000、家屋全壊 12, 000	1828. 05. 26 (文政 11)	長崎	6	天草で激しい被害	1889. 07. 28 (明治 22)	熊本	6. 3	総田郡を中心に熊本県下で被害大 死者 20、負傷者 52、住家全壊 228、半壊 138、地裂 880、堤防崩壊 45、橋梁壊落 22・破損 37、道路損壊 133	1894. 08. 8 (明治 27)	熊本北部	6. 3	阿蘇郡永水村で家屋土蔵破損 15、石垣の崩壊多数、長勝村で家屋破損 1、石垣崩壊 9	1895. 08. 27 (明治 28)	熊本北東部	6. 3	阿蘇郡山西村で土蔵破損 400、堤防亀裂 8、石垣崩壊 5	1907. 03. 10 (明治 40)	熊本	5. 4	永水村で家屋破損 5	1909. 11. 10 (明治 42)	宮崎・熊本県境	7. 6	煉瓦煙突破壊 1、家・倉庫壁の亀裂 3	1931. 12. 21 (昭和 6)	八代海	5. 5	宮崎市で被害大、熊本県内で負傷 3	1931. 12. 22 (昭和 6)	八代海	5. 6	八代町沿岸で被害多少	1931. 12. 26 (昭和 6)	八代海	5. 9	八代郡田浦付近で壁の剥落 50～60、堤防亀裂、石垣崩壊、大矢野島の護岸・堤防決壊	1937. 01. 27 (昭和 12)	熊本中部	5. 1	上益城郡秋津村で石橋崩落	1941. 11. 19 (昭和 16)	日向灘 (日向灘地震)	7. 2	死者 2、負傷者 18、家屋全壊 27・半壊 32	1968. 02. 21 (昭和 43)	宮崎県南西部 (えびの地震)	5. 7	死者 3、負傷者 42、家屋全壊 368、半壊 3, 176、非住家被害 1, 494、	1968. 02. 21 (昭和 43)	6. 1	道路被害 73、橋梁損壊 9、堤防亀裂 4、	1968. 02. 22 (昭和 43)	5. 6	山(崖)崩れ 44、鉄道被害 6、通信施設被害 100	(全差替え)
西暦（和暦）	地域（名称）	マグニチュード(M)	主な被害																																																																																								
744. 06. 06 (太平 16)	天草郡、八代郡、芦北郡	7. 0	田地 290、民家流出 470、死者 1, 520																																																																																								
1619. 05. 01 (元和 5)	肥後・八代	6. 0	変島城はじめ公私の家屋に被害																																																																																								
1625. 07. 21 (寛永 2)	熊本	5～6	熊本城の火薬庫爆発。天守付近の石壁、城中の石垣に被害。死者約 50																																																																																								
1723. 12. 19 (享保 8)	肥後・豊後・筑後	6. 5	肥後で死者 2、家屋倒壊 980																																																																																								
1769. 08. 29 (明和 6)	日向・豊後・肥後	7. 3～7. 4	延岡城・大分城で被害大、熊本領内でも被害大																																																																																								
1792. 05. 21 (寛政 4)	雲仙岳	6. 4	眉山が崩れ、津波が生じた。津波による被害：死者約 15, 000、家屋全壊 12, 000																																																																																								
1828. 05. 26 (文政 11)	長崎	6	天草で激しい被害																																																																																								
1889. 07. 28 (明治 22)	熊本	6. 3	総田郡を中心に熊本県下で被害大 死者 20、負傷者 52、住家全壊 228、半壊 138、地裂 880、堤防崩壊 45、橋梁壊落 22・破損 37、道路損壊 133																																																																																								
1894. 08. 8 (明治 27)	熊本北部	6. 3	阿蘇郡永水村で家屋土蔵破損 15、石垣の崩壊多数、長勝村で家屋破損 1、石垣崩壊 9																																																																																								
1895. 08. 27 (明治 28)	熊本北東部	6. 3	阿蘇郡山西村で土蔵破損 400、堤防亀裂 8、石垣崩壊 5																																																																																								
1907. 03. 10 (明治 40)	熊本	5. 4	永水村で家屋破損 5																																																																																								
1909. 11. 10 (明治 42)	宮崎・熊本県境	7. 6	煉瓦煙突破壊 1、家・倉庫壁の亀裂 3																																																																																								
1931. 12. 21 (昭和 6)	八代海	5. 5	宮崎市で被害大、熊本県内で負傷 3																																																																																								
1931. 12. 22 (昭和 6)	八代海	5. 6	八代町沿岸で被害多少																																																																																								
1931. 12. 26 (昭和 6)	八代海	5. 9	八代郡田浦付近で壁の剥落 50～60、堤防亀裂、石垣崩壊、大矢野島の護岸・堤防決壊																																																																																								
1937. 01. 27 (昭和 12)	熊本中部	5. 1	上益城郡秋津村で石橋崩落																																																																																								
1941. 11. 19 (昭和 16)	日向灘 (日向灘地震)	7. 2	死者 2、負傷者 18、家屋全壊 27・半壊 32																																																																																								
1968. 02. 21 (昭和 43)	宮崎県南西部 (えびの地震)	5. 7	死者 3、負傷者 42、家屋全壊 368、半壊 3, 176、非住家被害 1, 494、																																																																																								
1968. 02. 21 (昭和 43)		6. 1	道路被害 73、橋梁損壊 9、堤防亀裂 4、																																																																																								
1968. 02. 22 (昭和 43)		5. 6	山(崖)崩れ 44、鉄道被害 6、通信施設被害 100																																																																																								

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前																																																							
15	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	<table><tr><th>西暦（和暦）</th><th>地域（名称）</th><th>マグニチュード (M)</th><th>主な被害</th></tr><tr><td>1968. 03. 25⁴⁾ (昭和 43)⁴⁾</td><td>宮崎県南西部⁴⁾</td><td>5. 4⁴⁾</td><td>死者 3、住家全壊 18、半壊 147、⁴⁾ 非住家被害 309、道路被害 6、橋梁損壊 5、⁴⁾ 山(崖)崩れ 11、通信施設被害 97⁴⁾</td></tr><tr><td>1975. 01. 23⁴⁾ (昭和 50)⁴⁾</td><td>阿蘇山北東⁴⁾</td><td>6. 1⁴⁾</td><td>一の宮町三野地区に被害集中⁴⁾ 負傷者 10、道路損壊 12、山(崖)崩れ 15⁴⁾</td></tr><tr><td>1984. 08. 07⁴⁾ (昭和 59)⁴⁾</td><td>日向灘⁴⁾</td><td>7. 1⁴⁾</td><td>負傷者 9、建物一部損壊 319⁴⁾</td></tr><tr><td>1987. 03. 18⁴⁾ (昭和 62)⁴⁾</td><td>日向灘⁴⁾</td><td>6. 6⁴⁾</td><td>死者 1、負傷者若干、建物・道路に被害⁴⁾</td></tr><tr><td>1997. 03. 26⁴⁾ (平成 9)⁴⁾</td><td>薩摩地方⁴⁾</td><td>6. 6⁴⁾</td><td>水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、⁴⁾ 窓ガラス割れ、落石等⁴⁾</td></tr><tr><td>1997. 05. 13⁴⁾ (平成 9)⁴⁾</td><td>薩摩地方⁴⁾</td><td>6. 4⁴⁾</td><td>水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、 屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等⁴⁾</td></tr><tr><td>1999. 03. 09⁴⁾ (平成 11)⁴⁾</td><td>阿蘇地方⁴⁾</td><td>4. 8⁴⁾</td><td>西原村、長陽村等でブロック塀の倒壊、 屋根瓦の落下、落石等⁴⁾</td></tr><tr><td>2000. 06. 08⁴⁾ (平成 12)⁴⁾</td><td>熊本地方⁴⁾</td><td>5. 0⁴⁾</td><td>益城町、嘉島町、御船町で屋根瓦の落下、⁴⁾ 砥用町で落石⁴⁾</td></tr><tr><td>2001. 01. 10⁴⁾ (平成 13)⁴⁾</td><td>阿蘇地方⁴⁾</td><td>4. 1⁴⁾</td><td>高森町で落石、水道管破裂、⁴⁾ 屋根瓦の落下、窓ガラス破損等⁴⁾</td></tr><tr><td>2005. 06. 03⁴⁾ (平成 17)⁴⁾</td><td>天草芦北地方⁴⁾</td><td>4. 8⁴⁾</td><td>負傷者 2(うち重傷者 1)⁴⁾</td></tr><tr><td>2011. 10. 05⁴⁾ (平成 23)⁴⁾</td><td>熊本地方⁴⁾</td><td>4. 5⁴⁾</td><td>住家の一部破壊⁴⁾</td></tr><tr><td>2016. 04. 14⁴⁾ (平成 28)⁴⁾</td><td rowspan="2">熊本地方⁴⁾ (熊本地震)⁴⁾</td><td>6. 5⁴⁾</td><td>死者 273、重軽傷者 2, 739、⁴⁾ 住家全壊 8, 657、半壊 34, 489⁴⁾</td></tr><tr><td>2016. 04. 16⁴⁾ (平成 28)⁴⁾</td><td>7. 3⁴⁾</td><td>被害額 3. 8 兆円(令和 4 年 4 月 13 日時点)⁴⁾</td></tr></table> 出典：熊本県地域防災計画（地震・津波災害対策編）2022年度修正 2 風水害 本市は九州中部にあって、梅雨期には多量の降雨があり、台風来襲期には豪雨の多い地域である。熊本平野は白川や緑川などの河川の運ぶ土砂によって形成されたことから、豪雨時の洪水災害が繰り返された地域である。また山地や台地辺部の急傾斜部では土砂崩れにも注意が必要である。 また、平成24年（2012年）7月12日に発生した平成24年九州北部豪雨では、市内の降雨量は多くなかったが、上流の阿蘇地方に 1 時間に 100mm前後の降雨が4時間続いたことにより、市内を流れる白川の水位が大きく上昇し、流域の一部で甚大な被害が発生した。 <td>(全差替え)</td>	西暦（和暦）	地域（名称）	マグニチュード (M)	主な被害	1968. 03. 25 ⁴⁾ (昭和 43) ⁴⁾	宮崎県南西部 ⁴⁾	5. 4 ⁴⁾	死者 3、住家全壊 18、半壊 147、 ⁴⁾ 非住家被害 309、道路被害 6、橋梁損壊 5、 ⁴⁾ 山(崖)崩れ 11、通信施設被害 97 ⁴⁾	1975. 01. 23 ⁴⁾ (昭和 50) ⁴⁾	阿蘇山北東 ⁴⁾	6. 1 ⁴⁾	一の宮町三野地区に被害集中 ⁴⁾ 負傷者 10、道路損壊 12、山(崖)崩れ 15 ⁴⁾	1984. 08. 07 ⁴⁾ (昭和 59) ⁴⁾	日向灘 ⁴⁾	7. 1 ⁴⁾	負傷者 9、建物一部損壊 319 ⁴⁾	1987. 03. 18 ⁴⁾ (昭和 62) ⁴⁾	日向灘 ⁴⁾	6. 6 ⁴⁾	死者 1、負傷者若干、建物・道路に被害 ⁴⁾	1997. 03. 26 ⁴⁾ (平成 9) ⁴⁾	薩摩地方 ⁴⁾	6. 6 ⁴⁾	水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、 ⁴⁾ 窓ガラス割れ、落石等 ⁴⁾	1997. 05. 13 ⁴⁾ (平成 9) ⁴⁾	薩摩地方 ⁴⁾	6. 4 ⁴⁾	水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、 屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等 ⁴⁾	1999. 03. 09 ⁴⁾ (平成 11) ⁴⁾	阿蘇地方 ⁴⁾	4. 8 ⁴⁾	西原村、長陽村等でブロック塀の倒壊、 屋根瓦の落下、落石等 ⁴⁾	2000. 06. 08 ⁴⁾ (平成 12) ⁴⁾	熊本地方 ⁴⁾	5. 0 ⁴⁾	益城町、嘉島町、御船町で屋根瓦の落下、 ⁴⁾ 砥用町で落石 ⁴⁾	2001. 01. 10 ⁴⁾ (平成 13) ⁴⁾	阿蘇地方 ⁴⁾	4. 1 ⁴⁾	高森町で落石、水道管破裂、 ⁴⁾ 屋根瓦の落下、窓ガラス破損等 ⁴⁾	2005. 06. 03 ⁴⁾ (平成 17) ⁴⁾	天草芦北地方 ⁴⁾	4. 8 ⁴⁾	負傷者 2(うち重傷者 1) ⁴⁾	2011. 10. 05 ⁴⁾ (平成 23) ⁴⁾	熊本地方 ⁴⁾	4. 5 ⁴⁾	住家の一部破壊 ⁴⁾	2016. 04. 14 ⁴⁾ (平成 28) ⁴⁾	熊本地方 ⁴⁾ (熊本地震) ⁴⁾	6. 5 ⁴⁾	死者 273、重軽傷者 2, 739、 ⁴⁾ 住家全壊 8, 657、半壊 34, 489 ⁴⁾	2016. 04. 16 ⁴⁾ (平成 28) ⁴⁾	7. 3 ⁴⁾	被害額 3. 8 兆円(令和 4 年 4 月 13 日時点) ⁴⁾	(全差替え)
西暦（和暦）	地域（名称）	マグニチュード (M)	主な被害																																																													
1968. 03. 25 ⁴⁾ (昭和 43) ⁴⁾	宮崎県南西部 ⁴⁾	5. 4 ⁴⁾	死者 3、住家全壊 18、半壊 147、 ⁴⁾ 非住家被害 309、道路被害 6、橋梁損壊 5、 ⁴⁾ 山(崖)崩れ 11、通信施設被害 97 ⁴⁾																																																													
1975. 01. 23 ⁴⁾ (昭和 50) ⁴⁾	阿蘇山北東 ⁴⁾	6. 1 ⁴⁾	一の宮町三野地区に被害集中 ⁴⁾ 負傷者 10、道路損壊 12、山(崖)崩れ 15 ⁴⁾																																																													
1984. 08. 07 ⁴⁾ (昭和 59) ⁴⁾	日向灘 ⁴⁾	7. 1 ⁴⁾	負傷者 9、建物一部損壊 319 ⁴⁾																																																													
1987. 03. 18 ⁴⁾ (昭和 62) ⁴⁾	日向灘 ⁴⁾	6. 6 ⁴⁾	死者 1、負傷者若干、建物・道路に被害 ⁴⁾																																																													
1997. 03. 26 ⁴⁾ (平成 9) ⁴⁾	薩摩地方 ⁴⁾	6. 6 ⁴⁾	水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、 ⁴⁾ 窓ガラス割れ、落石等 ⁴⁾																																																													
1997. 05. 13 ⁴⁾ (平成 9) ⁴⁾	薩摩地方 ⁴⁾	6. 4 ⁴⁾	水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、 屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等 ⁴⁾																																																													
1999. 03. 09 ⁴⁾ (平成 11) ⁴⁾	阿蘇地方 ⁴⁾	4. 8 ⁴⁾	西原村、長陽村等でブロック塀の倒壊、 屋根瓦の落下、落石等 ⁴⁾																																																													
2000. 06. 08 ⁴⁾ (平成 12) ⁴⁾	熊本地方 ⁴⁾	5. 0 ⁴⁾	益城町、嘉島町、御船町で屋根瓦の落下、 ⁴⁾ 砥用町で落石 ⁴⁾																																																													
2001. 01. 10 ⁴⁾ (平成 13) ⁴⁾	阿蘇地方 ⁴⁾	4. 1 ⁴⁾	高森町で落石、水道管破裂、 ⁴⁾ 屋根瓦の落下、窓ガラス破損等 ⁴⁾																																																													
2005. 06. 03 ⁴⁾ (平成 17) ⁴⁾	天草芦北地方 ⁴⁾	4. 8 ⁴⁾	負傷者 2(うち重傷者 1) ⁴⁾																																																													
2011. 10. 05 ⁴⁾ (平成 23) ⁴⁾	熊本地方 ⁴⁾	4. 5 ⁴⁾	住家の一部破壊 ⁴⁾																																																													
2016. 04. 14 ⁴⁾ (平成 28) ⁴⁾	熊本地方 ⁴⁾ (熊本地震) ⁴⁾	6. 5 ⁴⁾	死者 273、重軽傷者 2, 739、 ⁴⁾ 住家全壊 8, 657、半壊 34, 489 ⁴⁾																																																													
2016. 04. 16 ⁴⁾ (平成 28) ⁴⁾		7. 3 ⁴⁾	被害額 3. 8 兆円(令和 4 年 4 月 13 日時点) ⁴⁾																																																													
16	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	 ※P103参照 これは、白川流域の特徴として、次に示すように流域の約8割を豪雨地帯である阿蘇地方が占めていることから、市内の降雨量が少ないにもかかわらず、阿蘇地方で豪雨が発生すると、それが熊本市街部や下流部に一気に流れてくるためである。  ※P103参照 <td>(全差替え)</td>	(全差替え)																																																							

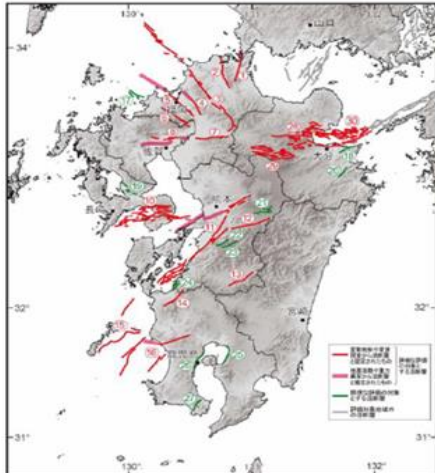
No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前																								
17	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	 ※P104参照 市では、このとき白川下流域の越水を危険視しており、土木センター職員、消防団及び陸上自衛隊との対応で市街地の土のう積みなどの作業にあたったが、実際はそれより上流で浸水が発生しており、その情報が水防本部に入っていなかったという事実があった。白川下流域の越水を危険視していたのは、次に示すように、熊本市街部が天井川である白川に隣接しており、白川が越水すると甚大な被害となるためである。  ※P104参照 熊本市に被害を及ぼした主な風水害は次のとおりである。 ■熊本市に被害を及ぼした主な風水害 <table><tr><th>西暦（和暦）[※]</th><th>災害要因[※]</th><th>名称[※]</th><th>主な被害[※]</th></tr><tr><td>1927. 9. 13[※] (昭和2)[※]</td><td>高潮災害[※]</td><td>昭和2年[※] 高潮災害[※]</td><td>死者・行方不明者423、重傷者23、[※] 有明海沿岸の各所で堤防決壊[※]</td></tr><tr><td>1935. 6. 28～[※] 30(昭和10)[※]</td><td>豪雨洪水[※]</td><td>—[※]</td><td>死傷者4、床上浸水520、床下浸水3,077、堤防決壊50、橋梁流失20[※]</td></tr><tr><td>1953. 6. 25～[※] 28(昭和28)[※]</td><td>大雨洪水[※]</td><td>6. 26大水害[※]</td><td>死者206、不明125、負傷者237、[※] 被害戸数55,664、堤防決壊・崖崩れ135[※]</td></tr><tr><td>1957. 7. 25～[※] 26(昭和32)[※]</td><td>大雨洪水[※]</td><td>7. 26水害[※]</td><td>死者83、不明29、負傷者140[※] 被害戸数16,190、堤防決壊・崖崩れ30[※]</td></tr><tr><td>1975. 6. 25[※] (昭和50)[※]</td><td>大雨[※]</td><td>6. 25水害[※]</td><td>住家全半壊12、床上床下浸水3,441[※]</td></tr></table>	西暦（和暦） [※]	災害要因 [※]	名称 [※]	主な被害 [※]	1927. 9. 13 [※] (昭和2) [※]	高潮災害 [※]	昭和2年 [※] 高潮災害 [※]	死者・行方不明者423、重傷者23、 [※] 有明海沿岸の各所で堤防決壊 [※]	1935. 6. 28～ [※] 30(昭和10) [※]	豪雨洪水 [※]	— [※]	死傷者4、床上浸水520、床下浸水3,077、堤防決壊50、橋梁流失20 [※]	1953. 6. 25～ [※] 28(昭和28) [※]	大雨洪水 [※]	6. 26大水害 [※]	死者206、不明125、負傷者237、 [※] 被害戸数55,664、堤防決壊・崖崩れ135 [※]	1957. 7. 25～ [※] 26(昭和32) [※]	大雨洪水 [※]	7. 26水害 [※]	死者83、不明29、負傷者140 [※] 被害戸数16,190、堤防決壊・崖崩れ30 [※]	1975. 6. 25 [※] (昭和50) [※]	大雨 [※]	6. 25水害 [※]	住家全半壊12、床上床下浸水3,441 [※]	(全差替え)
西暦（和暦） [※]	災害要因 [※]	名称 [※]	主な被害 [※]																														
1927. 9. 13 [※] (昭和2) [※]	高潮災害 [※]	昭和2年 [※] 高潮災害 [※]	死者・行方不明者423、重傷者23、 [※] 有明海沿岸の各所で堤防決壊 [※]																														
1935. 6. 28～ [※] 30(昭和10) [※]	豪雨洪水 [※]	— [※]	死傷者4、床上浸水520、床下浸水3,077、堤防決壊50、橋梁流失20 [※]																														
1953. 6. 25～ [※] 28(昭和28) [※]	大雨洪水 [※]	6. 26大水害 [※]	死者206、不明125、負傷者237、 [※] 被害戸数55,664、堤防決壊・崖崩れ135 [※]																														
1957. 7. 25～ [※] 26(昭和32) [※]	大雨洪水 [※]	7. 26水害 [※]	死者83、不明29、負傷者140 [※] 被害戸数16,190、堤防決壊・崖崩れ30 [※]																														
1975. 6. 25 [※] (昭和50) [※]	大雨 [※]	6. 25水害 [※]	住家全半壊12、床上床下浸水3,441 [※]																														

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																												
18	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	<table><tr><td>1980. 8. 30[※] (昭和55)[※]</td><td>集 中 豪 雨[※]</td><td>8. 30水害[※]</td><td>住家半壊2、床上床下浸水5, 398、[※] 堤防決壊・崖崩れ10[※]</td></tr><tr><td>1982. 7. 23～[※] 25(昭和57)[※]</td><td>梅 雨 前 線[※]</td><td>長崎豪雨[※] (7. 24水害)[※]</td><td>死者4、家屋全半壊12、[※] 床上床下浸水4506[※]</td></tr><tr><td>1988. 5. 3～4[※] (昭和63)[※]</td><td>大雨[※]</td><td>5. 3水害[※]</td><td>床上床下浸水5, 214、崖崩れ78[※]</td></tr><tr><td>1990. 6. 28～[※] 7. 3(平成2)[※]</td><td>集 中 豪 雨[※]</td><td>7. 2水害[※]</td><td>死者2、床上床下浸水1, 474、[※] 崖崩れ29、道路決壊2、[※] 堤防決壊4[※]</td></tr><tr><td>1991. 9. 27[※] (平成3)[※]</td><td>台風[※]</td><td>台風19号[※]</td><td>死者1、負傷者16、家屋全壊79、[※] 家屋半壊678、一部損壊63, 752、[※] 瞬間最大風速52. 6m/s[※]</td></tr><tr><td>1999. 9. 24[※] (平成11)[※]</td><td>台風[※]</td><td>台風18号[※]</td><td>死者1、負傷者51、家屋全壊19、[※] 家屋半壊238、一部損壊10, 170、[※] 瞬間最大風速49. 0m/s[※]</td></tr><tr><td>2012. 7. 12[※] (平成24)[※]</td><td>梅 雨 前 線[※]</td><td>九州北部[※] 豪雨[※]</td><td>家屋全壊：88、家屋半壊：146、[※] 一部損壊：20、床上浸水：314、[※] 床下浸水：458[※]</td></tr></table> 第2項 地震・津波災害の課題と教訓 本市では、平成28年度の地震以降、これまでの熊本地震検証・地域防災計画改定委員会、震災復興座談会及び市民アンケートを基に問題点や課題を教訓として次のとおり整理した。 1 災害に強い都市・ひと・地域づくり (1) 災害に強い都市づくり 甚大な被害を受けた道路や橋梁・河川・公園・上下水道等のインフラ、学校や庁舎、社会教育施設等の公共施設、民間を含む保健・医療・福祉施設、公共交通機関等について、早期の復旧に取り組むとともに、建築物やインフラの耐震化や機能強化、道路や公共交通等のネットワークの強化及び移動手段の多重化などを行い、災害に強い都市基盤づくりを進める必要がある。 そこで、地震に強い都市構造にするため、市有建築物の更なる耐震化に取り組むとともに、非構造部材の耐震対策についても検討する。 具体的には、次の課題に取り組む。 ○避難所となる学校施設等の非構造部も含めた耐震性の確保 ○国・県・市の連携強化による緊急輸送道路等のインフラの耐震化整備促進 ○水道管等の「耐震化計画」の改定 ○災害情報の収集・発信及び伝達体制の強化 ○各事業における熊本地震を踏まえた防災面での機能強化 (2) 市民、事業者及び地域の防災組織の災害対応力の強化 熊本地震において、市民は、発災直後の避難からその後の避難生活、復旧・復興の過程の中で、避難所生活における市民同士の支え合いや、NPO・ボランティアによる避難所運営支援や被災者の生活支援活動など、自助・共助の大切さが改めて確認されたことを踏まえ、防災における仕組みづくりを進める。	1980. 8. 30 [※] (昭和55) [※]	集 中 豪 雨 [※]	8. 30水害 [※]	住家半壊2、床上床下浸水5, 398、 [※] 堤防決壊・崖崩れ10 [※]	1982. 7. 23～ [※] 25(昭和57) [※]	梅 雨 前 線 [※]	長崎豪雨 [※] (7. 24水害) [※]	死者4、家屋全半壊12、 [※] 床上床下浸水4506 [※]	1988. 5. 3～4 [※] (昭和63) [※]	大雨 [※]	5. 3水害 [※]	床上床下浸水5, 214、崖崩れ78 [※]	1990. 6. 28～ [※] 7. 3(平成2) [※]	集 中 豪 雨 [※]	7. 2水害 [※]	死者2、床上床下浸水1, 474、 [※] 崖崩れ29、道路決壊2、 [※] 堤防決壊4 [※]	1991. 9. 27 [※] (平成3) [※]	台風 [※]	台風19号 [※]	死者1、負傷者16、家屋全壊79、 [※] 家屋半壊678、一部損壊63, 752、 [※] 瞬間最大風速52. 6m/s [※]	1999. 9. 24 [※] (平成11) [※]	台風 [※]	台風18号 [※]	死者1、負傷者51、家屋全壊19、 [※] 家屋半壊238、一部損壊10, 170、 [※] 瞬間最大風速49. 0m/s [※]	2012. 7. 12 [※] (平成24) [※]	梅 雨 前 線 [※]	九州北部 [※] 豪雨 [※]	家屋全壊：88、家屋半壊：146、 [※] 一部損壊：20、床上浸水：314、 [※] 床下浸水：458 [※]	(全差替え)
1980. 8. 30 [※] (昭和55) [※]	集 中 豪 雨 [※]	8. 30水害 [※]	住家半壊2、床上床下浸水5, 398、 [※] 堤防決壊・崖崩れ10 [※]																																		
1982. 7. 23～ [※] 25(昭和57) [※]	梅 雨 前 線 [※]	長崎豪雨 [※] (7. 24水害) [※]	死者4、家屋全半壊12、 [※] 床上床下浸水4506 [※]																																		
1988. 5. 3～4 [※] (昭和63) [※]	大雨 [※]	5. 3水害 [※]	床上床下浸水5, 214、崖崩れ78 [※]																																		
1990. 6. 28～ [※] 7. 3(平成2) [※]	集 中 豪 雨 [※]	7. 2水害 [※]	死者2、床上床下浸水1, 474、 [※] 崖崩れ29、道路決壊2、 [※] 堤防決壊4 [※]																																		
1991. 9. 27 [※] (平成3) [※]	台風 [※]	台風19号 [※]	死者1、負傷者16、家屋全壊79、 [※] 家屋半壊678、一部損壊63, 752、 [※] 瞬間最大風速52. 6m/s [※]																																		
1999. 9. 24 [※] (平成11) [※]	台風 [※]	台風18号 [※]	死者1、負傷者51、家屋全壊19、 [※] 家屋半壊238、一部損壊10, 170、 [※] 瞬間最大風速49. 0m/s [※]																																		
2012. 7. 12 [※] (平成24) [※]	梅 雨 前 線 [※]	九州北部 [※] 豪雨 [※]	家屋全壊：88、家屋半壊：146、 [※] 一部損壊：20、床上浸水：314、 [※] 床下浸水：458 [※]																																		

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
19	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	そこで、市民、事業者及び地域の防災組織の防災に関する意識の醸成及び災害対応力の強化のため、次の課題に取り組む。 ○熊本地震、平成24年九州北部豪雨災害などの災害記録を集積し教訓として防災計画等に反映 ○保育所や認定こども園、幼稚園、学校等で子どもたちの防災教育 ○企業等のみならず、そこで働く人々の防災意識向上に向けた取組 ○自助・共助を醸成するための地域活動を推奨 ○熊本地震を教訓にした学校用副読本を活用した防災教育 ○避難所運営も含めた校区単位の防災訓練の実施 （3）市の災害対応力の強化 熊本地震では、情報伝達や避難所の開設・運営、物資輸送の混乱、り災証明の発行の長期化、国・県・関係機関の連携など、災害発生時の対応において多くの課題が明らかとなり、これまでの防災意識や防災対策のあり方の抜本的な見直しが必要となった。 そこで、市の災害対応力強化のため、次の課題に取り組む。 ○災害対策本部における総合調整室の情報収集力の強化や区の防災体制の強化、及び訓練計画の策定 ○的確な広報・伝達のためのマニュアル作成やSNS※の活用を含めた伝達方法の多重化、及び報道機関の協力による市民への情報伝達 ○災害対応マニュアルの作成及び地域の防災訓練への参加 ※ Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にしたり、趣味や嗜好、居住地域などのつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。 2 避難対策の強化 熊本地震では、家屋の倒壊や損壊で避難した住民に加えて、屋内滞在を恐れる人たちも避難所に集中し、市内の避難者数は最大で11万人に上り、物資受け入れ拠点では、大量に受け入れた救援物資の仕分で混乱が生じ、指定避難所では、備蓄物資に偏りが生じ、必要な物資の供給が遅れるといった事態が発生した。 また、地震による家屋の倒壊を恐れる人、妊産婦、乳幼児やペットがいるために指定避難所での生活を遠慮する人たちなどが、指定避難所ではなく、スーパー・コンビニなどの駐車場で車両を駐車して寝泊まりする「車中泊避難」が急増した。 さらに、福祉避難所では職員が入所者への対応に加えて、一般の避難者への対応も迫られたことから、福祉避難所における一般避難者受入れのあり方が指摘された。 加えて、市と避難所との調整には、地域に精通している職員を派遣するべきとの指摘もあった。 そこで、避難対策の強化のため、次の課題に取り組む。 ○最大時の避難者数を参考に被害想定における避難者数を11万人とし備蓄計画等に反映 ○国・県施設や指定管理者施設の避難所指定拡充 ○地域在住職員を避難所担当職員として派遣（突発的な大規模災害発生時）	(全差替え)

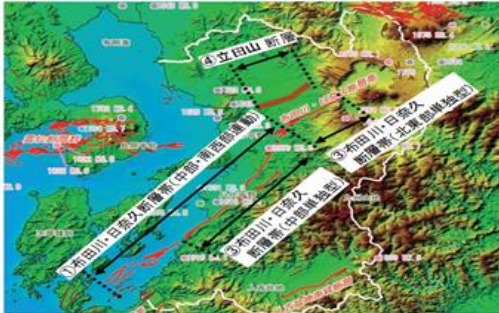
No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
20	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	○地域(校区自治協等)・施設管理者・避難所担当職員による校区防災連絡会及び避難所運営委員会の事前設置 ○校区単位の防災訓練の実施 ○町内自治会、自主防災クラブ等との連携強化 ○避難所のバリアフリー化の推進 ○「避難所開設・運営マニュアル」の見直し及び避難所運営訓練の実施 ○福祉避難所(福祉子ども避難所含む)の協定先の確保及び事前打ち合わせの充実 3 備蓄・供給体制の整備 熊本地震では避難者数が最大で11万人に上り、発災直後、指定避難所では物資の供給が追いつかない、給水車が来ない、指定避難所以外の地域コミュニティセンターや地域公民館には物資供給が届かない等の状況となった。これに対して、国が発災直後から大規模な「プッシュ型」の物資輸送を行い、水・食料といった主要物資の不足感はなくなった。しかし、各避難所における物資のニーズが刻々と変化し、時期を外してしまった物資が無駄になる、自衛隊や民間業者が物資を配布するものの、届けられた物資が現地のニーズに合わない、受入対応が行き届かないといった事態が発生した。 そこで、備蓄・供給対策のため、次の課題に取り組む。 ○家庭内・企業内備蓄【7日間分】の啓発推進 ○水・食料は発災直後の7日間を目途に、避難所等の分散備蓄や集中備蓄、企業流通備蓄、家庭内備蓄、地域備蓄等に対応し、3～4日以降は支援物資を主に迅速な配送で対応 ○支援物資の「物資供給計画」の策定と民間活用 ○「物資供給計画」における情報共有の規定 4 広域連携・受援体制の整備 熊本地震における対応等について検証し得られた知見を、熊本連携中枢都市圏の近隣自治体と共有し、災害対応力の強化を図ることとする。また、国や県と連携し、近隣自治体の復興に向けて必要な情報や技術等の提供を行うこととする。さらに、将来災害が発生した際に的確に対応するため、近隣自治体と連携して広域的な防災体制を強化するとともに、都市圏構成市町村全体の調整を行うこととする。 そこで、広域連携・受援体制の整備のため、次の課題に取り組む。 ○「受援計画」及び「物資供給計画」の策定 ○国・県との情報共有強化や、指定都市市長会・九州市長会の相互応援の充実、及び事前打ち合わせ等による連携強化	(全差替え)
21	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	5 被災者の生活支援に向けたトータルケア 被災者は、一日でも早く安心して暮らせることを望んでいる。自立的な生活を送ることができるよう、生活再建に向けた総合的な支援と、被災者に対する心のケアの体制を充実させることが重要になる。 そこで、被災者の生活支援に向けたトータルケアのため、次の課題に取り組む。 ○建設型応急住宅用地の候補地を事前に設定 ○賃貸型応急住宅の活用 ○り災証明の発行や家屋被害調査のための担当職員の育成 ○生活再建窓口のワンストップ対応 第3項 風水害の課題と教訓 1 風水害に対する事前対策 平成24年九州北部豪雨では、市内中心部を流れる白川の水位が大きく上昇し、市内流域で甚大な被害が発生した。白川下流域の越水を危険視し、全職員対応で市街地の土のう積みなどの作業にあたったが、実際はそれより上流で浸水が発生しており、その情報が水防本部に入っていなかったという事実があった。また、当日の水防本部に大量に寄せられる様々な情報には、重要度の低い情報の中に重要度の高い情報が紛れ込み、混乱した災害対策本部では、情報の到着順に処理を行ったため、被害の少ない地域に人員や資機材が投入され、被害の甚大な地域への資源(人・機材)の投入が遅れることとなった。 この経験を基に、毎年大雨による被害が発生する危険性についても考慮し、災害時においてどの情報の重要度が高いか判別できるよう、情報の共有、伝達体制の整備、情報の重要度・優先度の仕分けを行う災害情報トリアージによる情報収集体制の整備や、災害対策本部指揮室の設置、避難指示等判断基準の見直し、職員の防災スキル向上のための訓練等の事前対策を実施することとした。 また、市民が自助と共助の意識を涵養するとともに、災害時の安全な避難経路や指定緊急避難場所を確認できるよう、「地域版ハザードマップ」の作成に取り組むこととした。 今後も甚大化が予想される自然災害に対して、地域と市が一体となり、命を守ることを最優先に的確な避難行動の選択と速やかな行動を促すため、自助・共助意識を涵養するための出前講座等の防災啓発活動や、地域主導による防災訓練を継続し、市民・事業者・地域の防災組織・市の災害対応力をさらに強化することが必要である。	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
22	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	2 激甚化する自然災害への対応 台風の接近や梅雨前線の停滞などによる風水害は、地震災害と違い、気象情報や過去の気象事例などにより、ある程度予想ができるため、気象庁や防災関係機関と連携し、事前の警戒体制をとることが可能である。 しかし、平成24年九州北部豪雨は深夜からの突然の豪雨であり、このタイミングで避難指示等を発令すれば、避難者にとって周囲は暗闇であり、豪雨による避難路は浸水状態、視界が遮られ音も聞こえにくい状況の中で、無理に避難を行おうとすれば、その途中で被災することが懸念される。そこで、熊本県内で1時間雨量70mm以上が予測されるなどといった、夜間に災害の発生する可能性が高いと予想される場合に、空振りを恐れず、危険の差し迫っていない日没前の明るいうちに住民の避難を促し、被害を未然に防止する「予防的避難」の取組を開始した。 激甚化する自然災害に対応するため、早めに避難情報を発令するなど、避難誘導の迅速化が必要である。 また、平成30年7月豪雨を受け、中央防災会議において、避難対策の強化について検討され、平成31年3月に、「避難勧告等に関するガイドライン」が改定された。 この中で、平成30年7月豪雨では、様々な防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため多くの住民が避難行動に移せない状況であったことから、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援することとなった。これを受け、本市においても警戒レベルを用いた避難指示等の発令を行うこととした。	(全差替え)
23	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	第5節 災害の想定 第1項 地震・津波災害の想定 1 本市に影響を与える活断層 本市に影響を与える活断層は、これまで市内直下を走る「立田山断層」と、益城町付近を走る「布田川・日奈久断層帯」の存在が確認されており、立田山断層は、明治22年（1889年）の熊本地震との関係についても指摘されていた。また、平成28年熊本地震後に実施された、平成28年熊本地震を踏まえた総合的な活断層調査（平成28～30年度、文部科学省研究開発局・国立大学法人九州大学）等を受け、「立田山断層」および「水前寺断層」が、都市圏活断層図（国土地理院）に掲載された。 いずれの活断層も熊本市街地を通過していると見られ、令和3年度に熊本市で独自調査を実施した。調査結果概要としては以下のとおりである。 ・立田山断層（都市圏活断層図では2.6km）は、北側に延伸、西側は不明瞭であるが、これまでの調査・研究等（平成7年熊本県調査の14.3km）と同程度の延長を想定とした。 ・水前寺断層は、都市圏活断層図と同程度の延長（7km）で、一部追加を行った。総延長については、都市圏活断層からの変更なしと想定。 立田山断層と水前寺断層 出典：都市圏活断層図（国土地理院）より引用（H29.10.29公開）HPへのリンク	(全差替え)

No.	編		章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前																												
24	01	共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	 立田山新層調査結果概要図  水前寺新層調査結果概要図 ※P105参照 ※P105参照 一方、国は今後30年間に国内で発生すると思われる地震発生確率を次のように公表しており、この中で「布田川・日奈久断層帯」は発生確率の高いグループに属している。	(全差替え)																												
25	01	共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	 ※P106参照 九州地域（評価対象地域）において評価対象とした活断層の分布 出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（令和5年1月1日での算定） 地震調査研究推進本部（令和5年1月13日公表） ■（参考）活断層の名称 <table><tr><th colspan="2">詳細な評価の対象とする活断層</th></tr><tr><td>10</td><td>豊仙断層群</td></tr><tr><td>11-1</td><td>布田川（ふたがわ）断層帯</td></tr><tr><td>11-2</td><td>日奈久（ひなぐ）断層帯</td></tr><tr><td>12</td><td>緑川断層帯</td></tr><tr><td>13</td><td>人吉盆地南縁断層</td></tr><tr><td>14</td><td>出水（いずみ）断層帯</td></tr><tr><td>28</td><td>日出生（ひじう）断層帯</td></tr><tr><td>29</td><td>万年山―崩平山（はねやま―くえのひらやま）断層帯</td></tr><tr><td>30</td><td>中央構造線断層帯（豊予海峡―由布院区間）</td></tr></table> 簡便な評価の対象とする活断層 <table><tr><td>21</td><td>阿蘇外輪南縁断層群</td></tr><tr><td>22</td><td>鶴木場（つるきば）断層帯</td></tr><tr><td>23</td><td>国見岳断層帯</td></tr><tr><td>24</td><td>水俣断層帯</td></tr></table>	詳細な評価の対象とする活断層		10	豊仙断層群	11-1	布田川（ふたがわ）断層帯	11-2	日奈久（ひなぐ）断層帯	12	緑川断層帯	13	人吉盆地南縁断層	14	出水（いずみ）断層帯	28	日出生（ひじう）断層帯	29	万年山―崩平山（はねやま―くえのひらやま）断層帯	30	中央構造線断層帯（豊予海峡―由布院区間）	21	阿蘇外輪南縁断層群	22	鶴木場（つるきば）断層帯	23	国見岳断層帯	24	水俣断層帯	(全差替え)
詳細な評価の対象とする活断層																																						
10	豊仙断層群																																					
11-1	布田川（ふたがわ）断層帯																																					
11-2	日奈久（ひなぐ）断層帯																																					
12	緑川断層帯																																					
13	人吉盆地南縁断層																																					
14	出水（いずみ）断層帯																																					
28	日出生（ひじう）断層帯																																					
29	万年山―崩平山（はねやま―くえのひらやま）断層帯																																					
30	中央構造線断層帯（豊予海峡―由布院区間）																																					
21	阿蘇外輪南縁断層群																																					
22	鶴木場（つるきば）断層帯																																					
23	国見岳断層帯																																					
24	水俣断層帯																																					

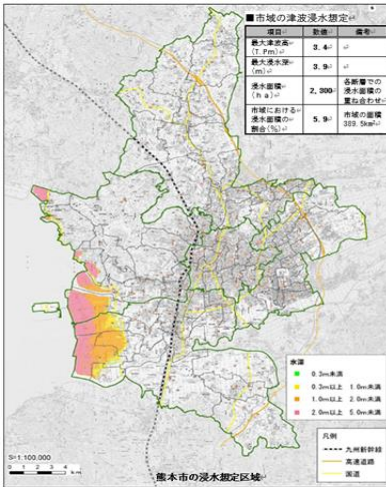
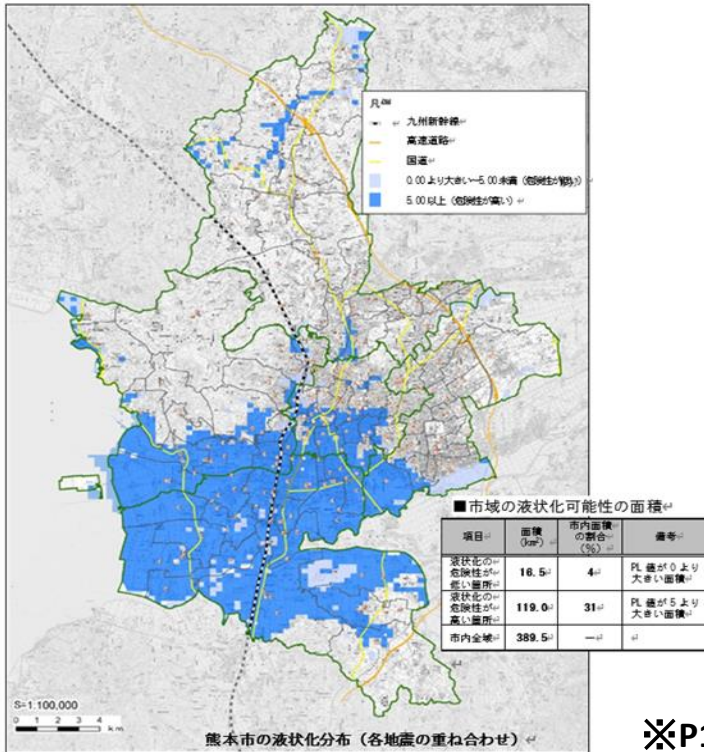
No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																																																																
26	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	■主要活断層帯の長期評価の概要【算定基準日：令和5年(2023年)1月1日】 (陸域・沿岸域の活断層から発生する地震の今後30, 50, 100年以内の地震発生確率等) ＜熊本市付近を抜粋＞ <table><tr><th>断層帯名 (地震断層/活動区間)</th><th>長期評価で 予想した 地震規模 (M_j・M_s)</th><th>主な活断層 における 相対的評価 ランク</th><th colspan="3">地震発生確率</th><th>平均活動 間隔</th><th>最終活動 時期</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th>30年 以内</th><th>50年 以内</th><th>100年 以内</th><th></th><th></th></tr><tr><td>11-1 希田川断層帯 (宇土半島北岸区間)</td><td>7.2程度 以上</td><td>X</td><td>不明</td><td>不明</td><td>不明</td><td>不明</td><td>不明</td></tr><tr><td>11-1 希田川断層帯 (宇土区間)</td><td>7.0程度</td><td>X</td><td>不明</td><td>不明</td><td>不明</td><td>不明</td><td>不明</td></tr><tr><td>11-1 希田川断層帯 (希田川区間)</td><td>7.0程度</td><td>Z</td><td>ほぼ 0 %</td><td>ほぼ 0 %</td><td>ほぼ 0 %</td><td>8,100年～ 26,000年 程度</td><td>平成29年 (2016年) 熊本地震</td></tr><tr><td>11-2 日奈久断層帯 (八代海区間)</td><td>7.3程度</td><td>G</td><td>ほぼ0% ～10%</td><td>ほぼ0% ～30%</td><td>ほぼ0% ～50%</td><td>1,100年～ 6,400年 程度</td><td>約1,700年前以後～ 約900年前以前</td></tr><tr><td>11-2 日奈久断層帯 (日奈久区間)</td><td>7.5程度</td><td>G</td><td>ほぼ0% ～0%</td><td>ほぼ0% ～10%</td><td>ほぼ0% ～20%</td><td>3,600年～ 11,000年 程度</td><td>約8,400年前以後～ 約2,000年前以前</td></tr><tr><td>11-2 日奈久断層帯 (高野～白旗区間)</td><td>6.8程度</td><td>X</td><td>不明</td><td>不明</td><td>不明</td><td>不明</td><td>約1,600年前以後～ 約1,200年前以前</td></tr></table> ※地震後経過率が0.7以上である活断層については、 ランクに*を付記する。 ※用語の説明等については、地震調査研究推進本部のホームページを参照。 http://www.jishin.go.jp/main/choukihyoka/ichiran.pdf 2 対象とする被害想定 本市の地震被害想定は、「東日本大震災」を踏まえ、県が平成23～24年度に実施した「熊本県地震・津波被害想定調査」を受け、熊本市 防災アセスメント調査を平成25年度に実施した被害想定としている。 調査結果から、市域への影響が大きかった「布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）」、「南海トラフ」、「布田川・日奈久断層 帯（北東部単独型及び中部単独型）」、「立田山断層」の4地震を対象とし、以下に被害想定を記載する。 ※P106参照	断層帯名 (地震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (M_j ・ M_s)	主な活断層 における 相対的評価 ランク	地震発生確率			平均活動 間隔	最終活動 時期				30年 以内	50年 以内	100年 以内			11-1 希田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2程度 以上	X	不明	不明	不明	不明	不明	11-1 希田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	X	不明	不明	不明	不明	不明	11-1 希田川断層帯 (希田川区間)	7.0程度	Z	ほぼ 0 %	ほぼ 0 %	ほぼ 0 %	8,100年～ 26,000年 程度	平成29年 (2016年) 熊本地震	11-2 日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	G	ほぼ0% ～10%	ほぼ0% ～30%	ほぼ0% ～50%	1,100年～ 6,400年 程度	約1,700年前以後～ 約900年前以前	11-2 日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5程度	G	ほぼ0% ～0%	ほぼ0% ～10%	ほぼ0% ～20%	3,600年～ 11,000年 程度	約8,400年前以後～ 約2,000年前以前	11-2 日奈久断層帯 (高野～白旗区間)	6.8程度	X	不明	不明	不明	不明	約1,600年前以後～ 約1,200年前以前	(全差替え)
断層帯名 (地震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模 (M_j ・ M_s)	主な活断層 における 相対的評価 ランク	地震発生確率			平均活動 間隔	最終活動 時期																																																																		
			30年 以内	50年 以内	100年 以内																																																																				
11-1 希田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2程度 以上	X	不明	不明	不明	不明	不明																																																																		
11-1 希田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	X	不明	不明	不明	不明	不明																																																																		
11-1 希田川断層帯 (希田川区間)	7.0程度	Z	ほぼ 0 %	ほぼ 0 %	ほぼ 0 %	8,100年～ 26,000年 程度	平成29年 (2016年) 熊本地震																																																																		
11-2 日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	G	ほぼ0% ～10%	ほぼ0% ～30%	ほぼ0% ～50%	1,100年～ 6,400年 程度	約1,700年前以後～ 約900年前以前																																																																		
11-2 日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5程度	G	ほぼ0% ～0%	ほぼ0% ～10%	ほぼ0% ～20%	3,600年～ 11,000年 程度	約8,400年前以後～ 約2,000年前以前																																																																		
11-2 日奈久断層帯 (高野～白旗区間)	6.8程度	X	不明	不明	不明	不明	約1,600年前以後～ 約1,200年前以前																																																																		
27	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	3 調査の流れ 被害想定調査は次に示すフローに沿って進めた。 被害想定を行う地震等の基礎条件を決め、次に熊本市域の建物・人口やその他交通・ライフラインなどの社会条件データを整理するとと もに、地震動解析（地震動、液状化、急傾斜地崩壊）を実施。次に社会条件データと地震動解析より、被害想定や災害対応必要量を求め る。最後に被害想定や災害対応必要量を活用し、災害調書や道路情報図を作成した。 1. 基礎条件 ・対象とする地震 ・対象とするケース ・被害想定を行う項目 2. 社会条件データ整理 ・建物 ・人口 ・交通輸送施設 ・ライフライン 等 3. 地震動解析 ・地震動 ・液状化 ・急傾斜地崩壊 4. 被害想定 ・建物被害 ・人的被害 ・交通輸送施設被害 ・ライフライン被害 ・その他 5. 災害対応必要量の算定 ・人的被害に必要な人員・物資 ・ライフライン復旧に必要な日数、人員 ・災害廃棄物処理に必要な設備、物資、人員等 ・必要な避難所、物資輸送用車両 6. 災害調書及び道路情報図作成 ・地区別災害危険性調査の作成 ・道路情報図の作成	(全差替え)																																																																

※P106参照

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																																																																												
28	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	4 基礎条件 (1) 対象とする地震と規模 本調査の対象地震は、熊本県の調査で市域への影響が大きかった「布田川・日奈久断層帯（中部南西部連動）」と南海トラフに加え、熊本市直下に位置し市への影響が大きいと予想される「布田川・日奈久断層帯（北東部及び中部単独型）」、「立田山断層」の4地震とした。 さらに、破壊開始点の違いでもケースを設定し対象地震は4地震10ケースとした。 <table><tr><th>対象とする断層⁴⁾</th><th>地震規模⁴⁾</th><th>想定される⁴⁾ 破壊開始点⁴⁾</th><th>想定される災害の種類⁴⁾</th></tr><tr><td>①布田川・日奈久断層帯⁴⁾ （中部・南西部連動型）⁴⁾</td><td>M7.9⁴⁾</td><td>4⁴⁾</td><td>○⁴⁾ ○⁴⁾</td></tr><tr><td>②南海トラフ⁴⁾</td><td>M9.0⁴⁾</td><td>—⁴⁾</td><td>○⁴⁾ ○⁴⁾</td></tr><tr><td>③布田川・日奈久断層帯⁴⁾ （北東部単独型）⁴⁾</td><td>M7.2⁴⁾</td><td>2⁴⁾</td><td>○⁴⁾ —⁴⁾</td></tr><tr><td>④布田川・日奈久断層帯⁴⁾ （中部単独型）⁴⁾</td><td>M7.6⁴⁾</td><td>2⁴⁾</td><td>○⁴⁾ —⁴⁾</td></tr><tr><td>⑤立田山断層⁴⁾</td><td>M6.5⁴⁾</td><td>1⁴⁾</td><td>○⁴⁾ —⁴⁾</td></tr></table> ※立田山断層・・・国の地震調査研究推進本部が平成25年度に発表した「主要活断層帯の長期評価」で、立田山断層は対象になっていないが本市市街地の直下にある断層で被害も甚大であることから、被害想定の対象とする。 ※破壊開始点・・・地震とは、地下の岩盤のずれ破壊によって大地が振動する現象である。このずれ破壊は、一度に断層全体で起こるのではなく、最初は一部の狭い範囲が破壊し、それが全体に伝わっていくようになっている。 この最初に破壊が始まる箇所を「破壊開始点」と呼び、同じ断層であっても破壊開始点の位置によって各地の震度も異なる。破壊開始点の位置は、断層ごとに文部科学省等の調査機関で決められている。 	対象とする断層 ⁴⁾	地震規模 ⁴⁾	想定される ⁴⁾ 破壊開始点 ⁴⁾	想定される災害の種類 ⁴⁾	①布田川・日奈久断層帯 ⁴⁾ （中部・南西部連動型） ⁴⁾	M7.9 ⁴⁾	4 ⁴⁾	○ ⁴⁾ ○ ⁴⁾	②南海トラフ ⁴⁾	M9.0 ⁴⁾	— ⁴⁾	○ ⁴⁾ ○ ⁴⁾	③布田川・日奈久断層帯 ⁴⁾ （北東部単独型） ⁴⁾	M7.2 ⁴⁾	2 ⁴⁾	○ ⁴⁾ — ⁴⁾	④布田川・日奈久断層帯 ⁴⁾ （中部単独型） ⁴⁾	M7.6 ⁴⁾	2 ⁴⁾	○ ⁴⁾ — ⁴⁾	⑤立田山断層 ⁴⁾	M6.5 ⁴⁾	1 ⁴⁾	○ ⁴⁾ — ⁴⁾	(全差替え)																																																				
対象とする断層 ⁴⁾	地震規模 ⁴⁾	想定される ⁴⁾ 破壊開始点 ⁴⁾	想定される災害の種類 ⁴⁾																																																																																		
①布田川・日奈久断層帯 ⁴⁾ （中部・南西部連動型） ⁴⁾	M7.9 ⁴⁾	4 ⁴⁾	○ ⁴⁾ ○ ⁴⁾																																																																																		
②南海トラフ ⁴⁾	M9.0 ⁴⁾	— ⁴⁾	○ ⁴⁾ ○ ⁴⁾																																																																																		
③布田川・日奈久断層帯 ⁴⁾ （北東部単独型） ⁴⁾	M7.2 ⁴⁾	2 ⁴⁾	○ ⁴⁾ — ⁴⁾																																																																																		
④布田川・日奈久断層帯 ⁴⁾ （中部単独型） ⁴⁾	M7.6 ⁴⁾	2 ⁴⁾	○ ⁴⁾ — ⁴⁾																																																																																		
⑤立田山断層 ⁴⁾	M6.5 ⁴⁾	1 ⁴⁾	○ ⁴⁾ — ⁴⁾																																																																																		
29	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	(2) 被害想定の項目 被害想定を実施する項目を次に示す。 <table><tr><th rowspan="2">項 目⁴⁾</th><th colspan="2">調査対象区分⁴⁾</th></tr><tr><th>地 震⁴⁾</th><th>津 波⁴⁾</th></tr><tr><td rowspan="4">1. 建物被害⁴⁾</td><td>揺 れ⁴⁾</td><td>●⁴⁾</td></tr><tr><td>液状化⁴⁾</td><td>●⁴⁾</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊⁴⁾</td><td>●⁴⁾</td></tr><tr><td>津 波⁴⁾</td><td>○⁴⁾</td></tr><tr><td rowspan="4">2. 人的被害⁴⁾</td><td>地震火災⁴⁾</td><td>●⁴⁾</td></tr><tr><td>揺 れ⁴⁾</td><td>●⁴⁾</td></tr><tr><td>急傾斜地崩壊⁴⁾</td><td>●⁴⁾</td></tr><tr><td>津 波⁴⁾</td><td>○⁴⁾</td></tr><tr><td rowspan="6">3. ライフライン被害⁴⁾</td><td>地震火災⁴⁾</td><td>●⁴⁾</td></tr><tr><td>上水道⁴⁾</td><td>○⁴⁾</td></tr><tr><td>下水道⁴⁾</td><td>○⁴⁾</td></tr><tr><td>電力施設⁴⁾</td><td>○⁴⁾</td></tr><tr><td>電話・通信施設⁴⁾</td><td>○⁴⁾</td></tr><tr><td>ガス（都市ガス）⁴⁾</td><td>○⁴⁾</td></tr><tr><td rowspan="6">4. 交通施設被害⁴⁾</td><td>ガス（L Pガス）⁴⁾</td><td>●⁴⁾</td></tr><tr><td>道路⁴⁾</td><td>○⁴⁾</td></tr><tr><td>橋梁⁴⁾</td><td>●⁴⁾</td></tr><tr><td>鉄道⁴⁾</td><td>○⁴⁾</td></tr><tr><td>路面電車⁴⁾</td><td>○⁴⁾</td></tr><tr><td>港湾・港域⁴⁾</td><td>○⁴⁾</td></tr><tr><td rowspan="2">5. 生活支障等⁴⁾</td><td>避難生活者⁴⁾</td><td>○⁴⁾</td></tr><tr><td>帰宅困難者⁴⁾</td><td>●⁴⁾</td></tr><tr><td>6. 災害廃棄物⁴⁾</td><td>瓦礫(災害廃棄物)の発生⁴⁾</td><td>○⁴⁾</td></tr><tr><td>7. その他の被害⁴⁾</td><td>災害時要援護者の被災・生活支障⁴⁾</td><td>○⁴⁾</td></tr></table> 5 社会条件データ (1) 建物 被害想定では、建物の木造・非木造の区分や建築年次により、地震時の被害の度合いが異なるとされている。 調査において、固定資産課税台帳より50mメッシュの建物データを、構造別（木造・非木造）、建築年次別に作成した。 また、耐震基準改正前に建築された建物についても、熊本市建築物耐震改修促進計画（平成24年3月改訂版）の耐震化率（43.2%）より反映することとした。 ■熊本市内の建物データ（平成25年1月1日時点）⁴⁾ <table><tr><th>築造年次⁴⁾</th><th>木造家屋(戸)⁴⁾</th><th>非木造家屋(戸)⁴⁾</th><th>合計(戸)⁴⁾</th></tr><tr><td>昭和55年以前⁴⁾ (耐震基準改正前)⁴⁾</td><td>45,651⁴⁾</td><td>9,277⁴⁾</td><td>54,928⁴⁾</td></tr><tr><td>昭和56年以後⁴⁾ (耐震基準改正後)⁴⁾</td><td>117,351⁴⁾</td><td>48,529⁴⁾</td><td>165,880⁴⁾</td></tr><tr><td>合計(戸)⁴⁾</td><td>163,002⁴⁾</td><td>57,806⁴⁾</td><td>220,808⁴⁾</td></tr></table>	項 目 ⁴⁾	調査対象区分 ⁴⁾		地 震 ⁴⁾	津 波 ⁴⁾	1. 建物被害 ⁴⁾	揺 れ ⁴⁾	● ⁴⁾	液状化 ⁴⁾	● ⁴⁾	急傾斜地崩壊 ⁴⁾	● ⁴⁾	津 波 ⁴⁾	○ ⁴⁾	2. 人的被害 ⁴⁾	地震火災 ⁴⁾	● ⁴⁾	揺 れ ⁴⁾	● ⁴⁾	急傾斜地崩壊 ⁴⁾	● ⁴⁾	津 波 ⁴⁾	○ ⁴⁾	3. ライフライン被害 ⁴⁾	地震火災 ⁴⁾	● ⁴⁾	上水道 ⁴⁾	○ ⁴⁾	下水道 ⁴⁾	○ ⁴⁾	電力施設 ⁴⁾	○ ⁴⁾	電話・通信施設 ⁴⁾	○ ⁴⁾	ガス（都市ガス） ⁴⁾	○ ⁴⁾	4. 交通施設被害 ⁴⁾	ガス（L Pガス） ⁴⁾	● ⁴⁾	道路 ⁴⁾	○ ⁴⁾	橋梁 ⁴⁾	● ⁴⁾	鉄道 ⁴⁾	○ ⁴⁾	路面電車 ⁴⁾	○ ⁴⁾	港湾・港域 ⁴⁾	○ ⁴⁾	5. 生活支障等 ⁴⁾	避難生活者 ⁴⁾	○ ⁴⁾	帰宅困難者 ⁴⁾	● ⁴⁾	6. 災害廃棄物 ⁴⁾	瓦礫(災害廃棄物)の発生 ⁴⁾	○ ⁴⁾	7. その他の被害 ⁴⁾	災害時要援護者の被災・生活支障 ⁴⁾	○ ⁴⁾	築造年次 ⁴⁾	木造家屋(戸) ⁴⁾	非木造家屋(戸) ⁴⁾	合計(戸) ⁴⁾	昭和55年以前 ⁴⁾ (耐震基準改正前) ⁴⁾	45,651 ⁴⁾	9,277 ⁴⁾	54,928 ⁴⁾	昭和56年以後 ⁴⁾ (耐震基準改正後) ⁴⁾	117,351 ⁴⁾	48,529 ⁴⁾	165,880 ⁴⁾	合計(戸) ⁴⁾	163,002 ⁴⁾	57,806 ⁴⁾	220,808 ⁴⁾	(全差替え)
項 目 ⁴⁾	調査対象区分 ⁴⁾																																																																																				
	地 震 ⁴⁾	津 波 ⁴⁾																																																																																			
1. 建物被害 ⁴⁾	揺 れ ⁴⁾	● ⁴⁾																																																																																			
	液状化 ⁴⁾	● ⁴⁾																																																																																			
	急傾斜地崩壊 ⁴⁾	● ⁴⁾																																																																																			
	津 波 ⁴⁾	○ ⁴⁾																																																																																			
2. 人的被害 ⁴⁾	地震火災 ⁴⁾	● ⁴⁾																																																																																			
	揺 れ ⁴⁾	● ⁴⁾																																																																																			
	急傾斜地崩壊 ⁴⁾	● ⁴⁾																																																																																			
	津 波 ⁴⁾	○ ⁴⁾																																																																																			
3. ライフライン被害 ⁴⁾	地震火災 ⁴⁾	● ⁴⁾																																																																																			
	上水道 ⁴⁾	○ ⁴⁾																																																																																			
	下水道 ⁴⁾	○ ⁴⁾																																																																																			
	電力施設 ⁴⁾	○ ⁴⁾																																																																																			
	電話・通信施設 ⁴⁾	○ ⁴⁾																																																																																			
	ガス（都市ガス） ⁴⁾	○ ⁴⁾																																																																																			
4. 交通施設被害 ⁴⁾	ガス（L Pガス） ⁴⁾	● ⁴⁾																																																																																			
	道路 ⁴⁾	○ ⁴⁾																																																																																			
	橋梁 ⁴⁾	● ⁴⁾																																																																																			
	鉄道 ⁴⁾	○ ⁴⁾																																																																																			
	路面電車 ⁴⁾	○ ⁴⁾																																																																																			
	港湾・港域 ⁴⁾	○ ⁴⁾																																																																																			
5. 生活支障等 ⁴⁾	避難生活者 ⁴⁾	○ ⁴⁾																																																																																			
	帰宅困難者 ⁴⁾	● ⁴⁾																																																																																			
6. 災害廃棄物 ⁴⁾	瓦礫(災害廃棄物)の発生 ⁴⁾	○ ⁴⁾																																																																																			
7. その他の被害 ⁴⁾	災害時要援護者の被災・生活支障 ⁴⁾	○ ⁴⁾																																																																																			
築造年次 ⁴⁾	木造家屋(戸) ⁴⁾	非木造家屋(戸) ⁴⁾	合計(戸) ⁴⁾																																																																																		
昭和55年以前 ⁴⁾ (耐震基準改正前) ⁴⁾	45,651 ⁴⁾	9,277 ⁴⁾	54,928 ⁴⁾																																																																																		
昭和56年以後 ⁴⁾ (耐震基準改正後) ⁴⁾	117,351 ⁴⁾	48,529 ⁴⁾	165,880 ⁴⁾																																																																																		
合計(戸) ⁴⁾	163,002 ⁴⁾	57,806 ⁴⁾	220,808 ⁴⁾																																																																																		

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																																																																																			
30	01	共通編	1			7 ～ 51	修正	(2) 人口 各シーンや災害要因ごとの被害想定を行うため、時間帯（夕方・夜）別に、50mメッシュの屋内人口、屋外人口を必要とし、平成22年の国勢調査、社会生活基本調査等より人口データを作成した。 また、「市内在住」、就労・就学による「市外からの流入」、「観光客」といった人口構成の内訳も社会生活基礎調査より算定した。同様に「市内在住」の人口に含まれる「災害時要支援者」の人数も算定し、被害想定に反映することとした。 ■熊本市内の人口（人）[※] <table><tr><th>時間帯[※]</th><th></th><th>屋内人口（人）[※]</th><th>屋外人口（人）[※]</th><th>合計（人）[※]</th></tr><tr><td rowspan="4">夕方[※] （午後6時）[※]</td><td>（合計）[※]</td><td>534,141</td><td>227,123</td><td>761,264</td></tr><tr><td>（内訳）[※]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市内在住[※]</td><td>485,553</td><td>206,463</td><td>692,016</td></tr><tr><td>市外からの流入 （就労・就学）[※]</td><td>41,127</td><td>17,487</td><td>58,614</td></tr><tr><td rowspan="6">夜[※] （朝5時）[※]</td><td>観光客[※]</td><td>7,461</td><td>3,173</td><td>10,634</td></tr><tr><td>（合計）[※]</td><td>730,979</td><td>14,129</td><td>745,108</td></tr><tr><td>（内訳）[※]</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>市内在住[※]</td><td>720,547</td><td>13,927</td><td>734,474</td></tr><tr><td>市外からの流入 （就労・就学）[※]</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>観光客[※]</td><td>10,432</td><td>202</td><td>10,634</td></tr></table> ■市内在住に含まれる災害時要支援者数[※] <table><tr><th>時間帯[※]</th><th>屋内人口（人）[※]</th><th>屋外人口（人）[※]</th><th>合計（人）[※]</th></tr><tr><td>夕方（午後6時）[※]</td><td>71,385</td><td>30,354</td><td>101,739</td></tr><tr><td>夜（朝5時）[※]</td><td>99,810</td><td>1,929</td><td>101,739</td></tr></table> (3) ライフライン ライフラインについての被害想定の対象は次のとおりである。 <table><tr><th>項目[※]</th><th>被害想定の対象[※]</th></tr><tr><td>1. 上水道[※]</td><td>上下水道局が管理する上水道施設（管路及び施設）、給水区域及び給水人口[※]</td></tr><tr><td>2. 下水道[※]</td><td>上下水道局が管理する下水道施設（管路及び処理場、ポンプ場）、下水道整備区域、供用を受ける人口[※]</td></tr><tr><td>3. 電力施設[※]</td><td>電柱本数、電灯軒数、電力施設（変電所）[※]</td></tr><tr><td>4. 通信[※]</td><td>電柱本数、回線数分布（アナログ及びISDN）、通信施設（交換局）[※]</td></tr><tr><td>5. 都市ガス[※]</td><td>都市ガス供給範囲と、地震時に供給停止を判定するための地震計位置[※]</td></tr><tr><td>6. LPガス[※]</td><td>LPガスを使用する戸数[※]</td></tr></table> (4) 交通輸送施設 交通輸送施設についての被害想定の対象は次のとおりである。 <table><tr><th>項目[※]</th><th>被害想定の対象[※]</th></tr><tr><td>1. 道路[※] （高速道路・一般道路）[※]</td><td>道路種別毎の延長分布と、地震時に被害を受ける橋脚を有する橋梁の位置[※]</td></tr><tr><td>2. 鉄道[※]</td><td>地震時に被害を受ける橋脚を有する橋梁の位置[※]</td></tr><tr><td>3. 市電[※]</td><td>軌道事業施設[※]</td></tr><tr><td>4. 漁港・港湾[※]</td><td>港湾・漁港施設位置[※]</td></tr></table>	時間帯 [※]		屋内人口（人） [※]	屋外人口（人） [※]	合計（人） [※]	夕方 [※] （午後6時） [※]	（合計） [※]	534,141	227,123	761,264	（内訳） [※]				市内在住 [※]	485,553	206,463	692,016	市外からの流入 （就労・就学） [※]	41,127	17,487	58,614	夜 [※] （朝5時） [※]	観光客 [※]	7,461	3,173	10,634	（合計） [※]	730,979	14,129	745,108	（内訳） [※]				市内在住 [※]	720,547	13,927	734,474	市外からの流入 （就労・就学） [※]	0	0	0	観光客 [※]	10,432	202	10,634	時間帯 [※]	屋内人口（人） [※]	屋外人口（人） [※]	合計（人） [※]	夕方（午後6時） [※]	71,385	30,354	101,739	夜（朝5時） [※]	99,810	1,929	101,739	項目 [※]	被害想定の対象 [※]	1. 上水道 [※]	上下水道局が管理する上水道施設（管路及び施設）、給水区域及び給水人口 [※]	2. 下水道 [※]	上下水道局が管理する下水道施設（管路及び処理場、ポンプ場）、下水道整備区域、供用を受ける人口 [※]	3. 電力施設 [※]	電柱本数、電灯軒数、電力施設（変電所） [※]	4. 通信 [※]	電柱本数、回線数分布（アナログ及びISDN）、通信施設（交換局） [※]	5. 都市ガス [※]	都市ガス供給範囲と、地震時に供給停止を判定するための地震計位置 [※]	6. LPガス [※]	LPガスを使用する戸数 [※]	項目 [※]	被害想定の対象 [※]	1. 道路 [※] （高速道路・一般道路） [※]	道路種別毎の延長分布と、地震時に被害を受ける橋脚を有する橋梁の位置 [※]	2. 鉄道 [※]	地震時に被害を受ける橋脚を有する橋梁の位置 [※]	3. 市電 [※]	軌道事業施設 [※]	4. 漁港・港湾 [※]	港湾・漁港施設位置 [※]	(全差替え)
時間帯 [※]		屋内人口（人） [※]	屋外人口（人） [※]	合計（人） [※]																																																																																								
夕方 [※] （午後6時） [※]	（合計） [※]	534,141	227,123	761,264																																																																																								
	（内訳） [※]																																																																																											
	市内在住 [※]	485,553	206,463	692,016																																																																																								
	市外からの流入 （就労・就学） [※]	41,127	17,487	58,614																																																																																								
夜 [※] （朝5時） [※]	観光客 [※]	7,461	3,173	10,634																																																																																								
	（合計） [※]	730,979	14,129	745,108																																																																																								
	（内訳） [※]																																																																																											
	市内在住 [※]	720,547	13,927	734,474																																																																																								
	市外からの流入 （就労・就学） [※]	0	0	0																																																																																								
	観光客 [※]	10,432	202	10,634																																																																																								
時間帯 [※]	屋内人口（人） [※]	屋外人口（人） [※]	合計（人） [※]																																																																																									
夕方（午後6時） [※]	71,385	30,354	101,739																																																																																									
夜（朝5時） [※]	99,810	1,929	101,739																																																																																									
項目 [※]	被害想定の対象 [※]																																																																																											
1. 上水道 [※]	上下水道局が管理する上水道施設（管路及び施設）、給水区域及び給水人口 [※]																																																																																											
2. 下水道 [※]	上下水道局が管理する下水道施設（管路及び処理場、ポンプ場）、下水道整備区域、供用を受ける人口 [※]																																																																																											
3. 電力施設 [※]	電柱本数、電灯軒数、電力施設（変電所） [※]																																																																																											
4. 通信 [※]	電柱本数、回線数分布（アナログ及びISDN）、通信施設（交換局） [※]																																																																																											
5. 都市ガス [※]	都市ガス供給範囲と、地震時に供給停止を判定するための地震計位置 [※]																																																																																											
6. LPガス [※]	LPガスを使用する戸数 [※]																																																																																											
項目 [※]	被害想定の対象 [※]																																																																																											
1. 道路 [※] （高速道路・一般道路） [※]	道路種別毎の延長分布と、地震時に被害を受ける橋脚を有する橋梁の位置 [※]																																																																																											
2. 鉄道 [※]	地震時に被害を受ける橋脚を有する橋梁の位置 [※]																																																																																											
3. 市電 [※]	軌道事業施設 [※]																																																																																											
4. 漁港・港湾 [※]	港湾・漁港施設位置 [※]																																																																																											

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
31	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	6 地震動解析 (1) 震度及び、液状化、急傾斜地崩壊、津波解析の流れ 地震によって発生する震度、液状化、急傾斜地崩壊、津波の解析の流れを次に示す。 <pre>graph TD; A[指定する地震断層] --> B[地震動解析
(内閣府と同じ手法)]; A --> C[地盤のモデル化]; C --> B; B --> D[震度分布を算定
(地震震度、加速度)]; D --> E[急傾斜地崩壊危険度を算定]; D --> F[液状化危険度を算定
(P L値)]; D --> G[初期水位分布]; E --> H[津波シミュレーション
(内閣府と同じ手法)]; F --> H; G --> I[津波浸水深を算定
(本調査は算の結果を活用)]; H --> I;</pre> (2) 各地震の特徴 地震動解析により、各地震で以下のような特徴が見られる。 ア 布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型） 断層の一部が直下にある南区の南方で、震度6強から震度7の強い揺れを示す。その他、中央区、北区、東区、西区では震度5弱から震度6弱となる。 一方、沿岸部では震度3から4と比較的低い揺れとなっている。 これは、沿岸部の表層地質が埋め立て等の人工改変地であり、揺れが伝わりにくいためと思われる。 イ 南海トラフ（最大値） 本震度分布は、中央防災会議の解析結果である。市域で震度5弱から5強（一部6弱）となっている。 ウ 布田川・日奈久断層帯（北東部単独型） 断層が直下にある中央区と東区、そして南区の南方で、震度6弱の強い揺れを示す。その他、北区、西区では震度5弱から震度5強程度となる。沿岸部は布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）と同様に震度3から4と比較的低い揺れとなっている。 エ 布田川・日奈久断層帯（中部単独型） 布田川・日奈久断層帯（中部・南西部連動型）と同様に、断層の一部が直下にある南区の南方で震度6強から7、中央区、北区、東区、西区では震度5弱から震度6弱、沿岸部では震度3から4となっている。 オ 立田山断層 断層が直下にある中央区のほか、市域の中央で震度6弱から6強の強い揺れを示す。その他の地域では、震度5弱から5強となり、沿岸部では他の地震同様、震度4と比較的低い揺れとなっている。 【資料編】3-3-5 震度分布 7 津波シミュレーション 津波の想定を行う地震は、断層が海域にある布田川・日奈久断層群（中部・南西部連動型）と南海トラフである。 これらの地震による津波は、熊本県によって浸水シミュレーションがなされているため、本調査でもこれを活用することとした。 布田川・日奈久断層群（中部・南西部連動型）と南海トラフを合成した、市域で想定される浸水範囲及び浸水深分布と、その面積、最大浸水深等を次に示す。	(全差替え)
32	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	オ 立田山断層 断層が直下にある中央区のほか、市域の中央で震度6弱から6強の強い揺れを示す。その他の地域では、震度5弱から5強となり、沿岸部では他の地震同様、震度4と比較的低い揺れとなっている。 【資料編】3-3-5 震度分布 7 津波シミュレーション 津波の想定を行う地震は、断層が海域にある布田川・日奈久断層群（中部・南西部連動型）と南海トラフである。 これらの地震による津波は、熊本県によって浸水シミュレーションがなされているため、本調査でもこれを活用することとした。 布田川・日奈久断層群（中部・南西部連動型）と南海トラフを合成した、市域で想定される浸水範囲及び浸水深分布と、その面積、最大浸水深等を次に示す。	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前																
33	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	熊本市では、西区と南区の沿岸地域において、市域の約6%にあたる範囲で浸水することとなる。 <table><tr><th>項目</th><th>数値</th><th>備考</th></tr><tr><td>最大津波高^{※1} (T: Pm)</td><td>3.4</td><td></td></tr><tr><td>最大浸水深^{※2} (m)</td><td>3.9</td><td></td></tr><tr><td>浸水面積^{※3} (H a)</td><td>2,300</td><td>沿岸部での 浸水面積の 算出値</td></tr><tr><td>市域における 浸水面積^{※4}</td><td>5.9</td><td>市域の面積 339.5km²</td></tr></table> ※P107参照 8 想定被害 (1) 液状化 「液状化」は、地下水位が高く、砂を多く含むような軟弱な地盤において、「地震に伴う振動により液体のような泥水状態となる現象」である。 本調査では、先に実施した地震動の予測結果と地質データから、液状化の可能性を示す指標（P L 値）を算出し、液状化の可能性を判定した。	項目	数値	備考	最大津波高 ^{※1} (T: Pm)	3.4		最大浸水深 ^{※2} (m)	3.9		浸水面積 ^{※3} (H a)	2,300	沿岸部での 浸水面積の 算出値	市域における 浸水面積 ^{※4}	5.9	市域の面積 339.5km ²	(全差替え)	
項目	数値	備考																							
最大津波高 ^{※1} (T: Pm)	3.4																								
最大浸水深 ^{※2} (m)	3.9																								
浸水面積 ^{※3} (H a)	2,300	沿岸部での 浸水面積の 算出値																							
市域における 浸水面積 ^{※4}	5.9	市域の面積 339.5km ²																							
34	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	各地震の P L 値の最大値を合成した、市域で想定される最大の液状化可能性の分布と、その面積を次に示す。 表層地層が、埋め立て等の人工改変地や、白川・緑川等の河川沿いにある比較的近年の堆積物層の箇所で、液状化の可能性が高くなっている。 <table><tr><th>項目</th><th>面積 (km²)</th><th>市内面積 の割合 (%)</th><th>備考</th></tr><tr><td>液状化の 危険性が 低い箇所</td><td>18.5</td><td>4</td><td>PL 値が 0 より 大きい面積</td></tr><tr><td>液状化の 危険性が 高い箇所</td><td>119.0</td><td>31</td><td>PL 値が 5 より 大きい面積</td></tr><tr><td>市内全域</td><td>389.5</td><td></td><td></td></tr></table> ※P108参照	項目	面積 (km ²)	市内面積 の割合 (%)	備考	液状化の 危険性が 低い箇所	18.5	4	PL 値が 0 より 大きい面積	液状化の 危険性が 高い箇所	119.0	31	PL 値が 5 より 大きい面積	市内全域	389.5			(全差替え)
項目	面積 (km ²)	市内面積 の割合 (%)	備考																						
液状化の 危険性が 低い箇所	18.5	4	PL 値が 0 より 大きい面積																						
液状化の 危険性が 高い箇所	119.0	31	PL 値が 5 より 大きい面積																						
市内全域	389.5																								

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																																																																																																																																							
35	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	(2) 建物被害 被害の算定にあたっては、複数の要因が重複して被害を起こす可能性がある。（例：同一の家屋を、地震の揺れ、津波の流失の両方で、被災家屋として計上） そこで、本調査では、県の調査と同じく、被害要因の重複を避けるため、「液状化 → 揺れ → 急傾斜地崩壊 → 津波 → 地震火災」の順番で被害の要因を割り当てるものとした。 (3) 人的被害 人的被害は、「揺れ」、「急傾斜地崩壊」、「津波」、「地震火災」による死者・重傷者・負傷者数を算出する。ここでは、重傷者は入院が必要な者を、また負傷者は入院の必要ないものの、病院において治療が必要な者を想定している。 なお、液状化による人的被害については、県の調査でも、過去にその実績がほとんどないことから被害数を算出していないので、本調査でも除外している。 また、「揺れ」、「急傾斜地崩壊」、「地震火災」は、屋内人口のみ被災することを想定し、「津波」は、屋内人口と屋外人口の両者が被災することを想定している。 ■平成25年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定(建物・人的被害) 【熊本市全体】 <table><tr><th rowspan="2">項目</th><th colspan="2">高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2</th><th colspan="2">対馬地震</th><th rowspan="2">最大値</th></tr><tr><th>高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2</th><th>高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2</th><th>高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2</th><th>高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2</th></tr><tr><td rowspan="4">揺れ</td><td>全壊家屋</td><td>1,332 棟</td><td>0 棟</td><td>1,387 棟</td><td>315 棟</td><td>1,387 棟</td></tr><tr><td>半壊家屋</td><td>4,509 棟</td><td>273 棟</td><td>4,504 棟</td><td>3,123 棟</td><td>4,509 棟</td></tr><tr><td>死者</td><td>59 人</td><td>0 人</td><td>57 人</td><td>19 人</td><td>59 人</td></tr><tr><td>重傷者</td><td>728 人</td><td>0 人</td><td>774 人</td><td>322 人</td><td>774 人</td></tr><tr><td rowspan="4">液状化</td><td>全壊家屋</td><td>583 棟</td><td>1,275 棟</td><td>653 棟</td><td>480 棟</td><td>1,275 棟</td></tr><tr><td>半壊家屋</td><td>845 棟</td><td>1,913 棟</td><td>946 棟</td><td>700 棟</td><td>1,913 棟</td></tr><tr><td>死者</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>重傷者</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="4">急傾斜地 崩壊</td><td>全壊家屋</td><td>13 棟</td><td>1 棟</td><td>12 棟</td><td>8 棟</td><td>13 棟</td></tr><tr><td>半壊家屋</td><td>26 棟</td><td>1 棟</td><td>26 棟</td><td>18 棟</td><td>26 棟</td></tr><tr><td>死者</td><td>2 人</td><td>0 人</td><td>2 人</td><td>1 人</td><td>2 人</td></tr><tr><td>重傷者</td><td>1 人</td><td>0 人</td><td>1 人</td><td>1 人</td><td>1 人</td></tr><tr><td rowspan="4">津波</td><td>全壊家屋</td><td>1,077 棟</td><td>1,535 棟</td><td>— 棟</td><td>— 棟</td><td>1,535 棟</td></tr><tr><td>半壊家屋</td><td>3,977 棟</td><td>4,531 棟</td><td>— 棟</td><td>— 棟</td><td>4,531 棟</td></tr><tr><td>死者</td><td>23 人</td><td>22 人</td><td>—</td><td>—</td><td>23 人</td></tr><tr><td>重傷者</td><td>175 人</td><td>218 人</td><td>—</td><td>—</td><td>218 人</td></tr><tr><td rowspan="4">地震火災</td><td>全壊火数</td><td>5 棟</td><td>5 棟</td><td>5 棟</td><td>2 棟</td><td>5 棟</td></tr><tr><td>半壊火数</td><td>3 棟</td><td>2 棟</td><td>3 棟</td><td>1 棟</td><td>3 棟</td></tr><tr><td>死者</td><td>7 人</td><td>6 人</td><td>8 人</td><td>0 人</td><td>8 人</td></tr><tr><td>重傷者</td><td>1 人</td><td>1 人</td><td>1 人</td><td>0 人</td><td>1 人</td></tr></table> ※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載 (4) ライフライン被害 ア 上水道 断水率・断水人口を、地震による地表加速度及び液状化分布等から算出する。 津波の浸水範囲内にある配水池、ポンプ場等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。	項目	高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2		対馬地震		最大値	高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2	高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2	高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2	高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2	揺れ	全壊家屋	1,332 棟	0 棟	1,387 棟	315 棟	1,387 棟	半壊家屋	4,509 棟	273 棟	4,504 棟	3,123 棟	4,509 棟	死者	59 人	0 人	57 人	19 人	59 人	重傷者	728 人	0 人	774 人	322 人	774 人	液状化	全壊家屋	583 棟	1,275 棟	653 棟	480 棟	1,275 棟	半壊家屋	845 棟	1,913 棟	946 棟	700 棟	1,913 棟	死者	—	—	—	—	—	重傷者	—	—	—	—	—	急傾斜地 崩壊	全壊家屋	13 棟	1 棟	12 棟	8 棟	13 棟	半壊家屋	26 棟	1 棟	26 棟	18 棟	26 棟	死者	2 人	0 人	2 人	1 人	2 人	重傷者	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人	津波	全壊家屋	1,077 棟	1,535 棟	— 棟	— 棟	1,535 棟	半壊家屋	3,977 棟	4,531 棟	— 棟	— 棟	4,531 棟	死者	23 人	22 人	—	—	23 人	重傷者	175 人	218 人	—	—	218 人	地震火災	全壊火数	5 棟	5 棟	5 棟	2 棟	5 棟	半壊火数	3 棟	2 棟	3 棟	1 棟	3 棟	死者	7 人	6 人	8 人	0 人	8 人	重傷者	1 人	1 人	1 人	0 人	1 人	(全差替え)
項目	高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2		対馬地震		最大値																																																																																																																																											
	高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2	高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2	高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2	高瀬川・自來水 新橋第1 中瀬・高瀬第 一橋第2																																																																																																																																												
揺れ	全壊家屋	1,332 棟	0 棟	1,387 棟	315 棟	1,387 棟																																																																																																																																										
	半壊家屋	4,509 棟	273 棟	4,504 棟	3,123 棟	4,509 棟																																																																																																																																										
	死者	59 人	0 人	57 人	19 人	59 人																																																																																																																																										
	重傷者	728 人	0 人	774 人	322 人	774 人																																																																																																																																										
液状化	全壊家屋	583 棟	1,275 棟	653 棟	480 棟	1,275 棟																																																																																																																																										
	半壊家屋	845 棟	1,913 棟	946 棟	700 棟	1,913 棟																																																																																																																																										
	死者	—	—	—	—	—																																																																																																																																										
	重傷者	—	—	—	—	—																																																																																																																																										
急傾斜地 崩壊	全壊家屋	13 棟	1 棟	12 棟	8 棟	13 棟																																																																																																																																										
	半壊家屋	26 棟	1 棟	26 棟	18 棟	26 棟																																																																																																																																										
	死者	2 人	0 人	2 人	1 人	2 人																																																																																																																																										
	重傷者	1 人	0 人	1 人	1 人	1 人																																																																																																																																										
津波	全壊家屋	1,077 棟	1,535 棟	— 棟	— 棟	1,535 棟																																																																																																																																										
	半壊家屋	3,977 棟	4,531 棟	— 棟	— 棟	4,531 棟																																																																																																																																										
	死者	23 人	22 人	—	—	23 人																																																																																																																																										
	重傷者	175 人	218 人	—	—	218 人																																																																																																																																										
地震火災	全壊火数	5 棟	5 棟	5 棟	2 棟	5 棟																																																																																																																																										
	半壊火数	3 棟	2 棟	3 棟	1 棟	3 棟																																																																																																																																										
	死者	7 人	6 人	8 人	0 人	8 人																																																																																																																																										
	重傷者	1 人	1 人	1 人	0 人	1 人																																																																																																																																										

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																																																																																																																																													
36	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	イ 下水道 下水道施設(管路及び処理場、ポンプ場)の被害率・機能支障人口を、地震による地表加速度及び液状化分布等から算出する。 津波の浸水範囲内にある処理場、ポンプ場等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。 ウ 電力施設 地震火災による焼失家屋分布より延焼エリアを設定し、エリア内では全面的に停電が生じるとして、停電軒数を算出する。 津波の浸水範囲内にある発電所、変電所等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。 エ 通信 地震火災による焼失家屋分布より延焼エリアを設定し、エリア内では全面的に通信寸断が生じるとして、通信寸断数を算出する。 津波の浸水範囲内にある交換局等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。 オ 都市ガス 供給停止戸数を、震度分布と建物の揺れの大きさから算出する。 津波の浸水範囲内にあるガス貯蔵施設等の主要施設を、津波による施設被害として算出する。 カ LPガス 被害件数を、震度分布とガスボンベ重量別の漏洩数から算出する。 ■平成25年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定(ライフライン) 【熊本市全体】 <table><tr><th colspan="3" rowspan="2">項目</th><th colspan="5">対象地域</th><th rowspan="2">最大値</th></tr><tr><th>市田川・日奈久断層帯・中部・南西部連動型</th><th>南海トラフ(最大値)</th><th>市田川・日奈久断層帯・中部単独型</th><th>市田川・日奈久断層帯・北東部単独型</th><th>立田山断層</th></tr><tr><td rowspan="8">揺れ</td><td rowspan="3">上水道</td><td>断水人口[※] (発災直後)</td><td>339,770人⁺</td><td>－人⁺</td><td>265,799人⁺</td><td>103,917人⁺</td><td>229,478人⁺</td><td>339,770人⁺</td></tr><tr><td>断水人口[※] (発災1日後)</td><td>202,851人⁺</td><td>－人⁺</td><td>155,401人⁺</td><td>63,755人⁺</td><td>138,003人⁺</td><td>202,851人⁺</td></tr><tr><td>断水人口[※] (発災2日後)</td><td>196,413人⁺</td><td>－人⁺</td><td>149,708人⁺</td><td>60,670人⁺</td><td>133,261人⁺</td><td>196,413人⁺</td></tr><tr><td>下水道</td><td>支障人口[※]</td><td>10,856人⁺</td><td>6,101人⁺</td><td>11,058人⁺</td><td>10,497人⁺</td><td>11,735人⁺</td><td>11,735人⁺</td></tr><tr><td>電力</td><td>停電軒数[※]</td><td>13,812軒⁺</td><td>10,894軒⁺</td><td>9,404軒⁺</td><td>3,514軒⁺</td><td>4,295軒⁺</td><td>13,812軒⁺</td></tr><tr><td>電話・通信</td><td>不通回線数[※]</td><td>164回線⁺</td><td>127回線⁺</td><td>112回線⁺</td><td>47回線⁺</td><td>66回線⁺</td><td>164回線⁺</td></tr><tr><td>都市ガス</td><td>供給停止戸数[※]</td><td>73,300戸⁺</td><td>0戸⁺</td><td>91,700戸⁺</td><td>91,700戸⁺</td><td>85,300戸⁺</td><td>91,700戸⁺</td></tr><tr><td>LPガス</td><td>供給停止戸数[※]</td><td>629戸⁺</td><td>0戸⁺</td><td>834戸⁺</td><td>550戸⁺</td><td>335戸⁺</td><td>834戸⁺</td></tr><tr><td rowspan="4">液状化</td><td rowspan="3">上水道</td><td>断水人口[※] (発災直後)</td><td>339,770人⁺</td><td>－人⁺</td><td>265,799人⁺</td><td>103,917人⁺</td><td>229,478人⁺</td><td>339,770人⁺</td></tr><tr><td>断水人口[※] (発災1日後)</td><td>202,851人⁺</td><td>－人⁺</td><td>155,401人⁺</td><td>63,755人⁺</td><td>138,003人⁺</td><td>202,851人⁺</td></tr><tr><td>断水人口[※] (発災2日後)</td><td>196,413人⁺</td><td>－人⁺</td><td>149,708人⁺</td><td>60,670人⁺</td><td>133,261人⁺</td><td>196,413人⁺</td></tr><tr><td>下水道</td><td>支障人口[※]</td><td>10,856人⁺</td><td>6,101人⁺</td><td>11,058人⁺</td><td>10,497人⁺</td><td>11,735人⁺</td><td>11,735人⁺</td></tr><tr><td rowspan="4">津波</td><td>上水道</td><td>浸水施設数[※]</td><td>2施設⁺</td><td>2施設⁺</td><td>－施設⁺</td><td>－施設⁺</td><td>－施設⁺</td><td>2施設⁺</td></tr><tr><td>下水道</td><td>浸水施設数[※]</td><td>2施設⁺</td><td>2施設⁺</td><td>－施設⁺</td><td>－施設⁺</td><td>－施設⁺</td><td>2施設⁺</td></tr><tr><td>電力</td><td>浸水施設数[※]</td><td>0施設⁺</td><td>0施設⁺</td><td>－施設⁺</td><td>－施設⁺</td><td>－施設⁺</td><td>0施設⁺</td></tr><tr><td>電話・通信</td><td>浸水施設数[※]</td><td>2施設⁺</td><td>2施設⁺</td><td>－施設⁺</td><td>－施設⁺</td><td>－施設⁺</td><td>2施設⁺</td></tr></table> ※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載	項目			対象地域					最大値	市田川・日奈久断層帯・中部・南西部連動型	南海トラフ(最大値)	市田川・日奈久断層帯・中部単独型	市田川・日奈久断層帯・北東部単独型	立田山断層	揺れ	上水道	断水人口 [※] (発災直後)	339,770人 ⁺	－人 ⁺	265,799人 ⁺	103,917人 ⁺	229,478人 ⁺	339,770人 ⁺	断水人口 [※] (発災1日後)	202,851人 ⁺	－人 ⁺	155,401人 ⁺	63,755人 ⁺	138,003人 ⁺	202,851人 ⁺	断水人口 [※] (発災2日後)	196,413人 ⁺	－人 ⁺	149,708人 ⁺	60,670人 ⁺	133,261人 ⁺	196,413人 ⁺	下水道	支障人口 [※]	10,856人 ⁺	6,101人 ⁺	11,058人 ⁺	10,497人 ⁺	11,735人 ⁺	11,735人 ⁺	電力	停電軒数 [※]	13,812軒 ⁺	10,894軒 ⁺	9,404軒 ⁺	3,514軒 ⁺	4,295軒 ⁺	13,812軒 ⁺	電話・通信	不通回線数 [※]	164回線 ⁺	127回線 ⁺	112回線 ⁺	47回線 ⁺	66回線 ⁺	164回線 ⁺	都市ガス	供給停止戸数 [※]	73,300戸 ⁺	0戸 ⁺	91,700戸 ⁺	91,700戸 ⁺	85,300戸 ⁺	91,700戸 ⁺	LPガス	供給停止戸数 [※]	629戸 ⁺	0戸 ⁺	834戸 ⁺	550戸 ⁺	335戸 ⁺	834戸 ⁺	液状化	上水道	断水人口 [※] (発災直後)	339,770人 ⁺	－人 ⁺	265,799人 ⁺	103,917人 ⁺	229,478人 ⁺	339,770人 ⁺	断水人口 [※] (発災1日後)	202,851人 ⁺	－人 ⁺	155,401人 ⁺	63,755人 ⁺	138,003人 ⁺	202,851人 ⁺	断水人口 [※] (発災2日後)	196,413人 ⁺	－人 ⁺	149,708人 ⁺	60,670人 ⁺	133,261人 ⁺	196,413人 ⁺	下水道	支障人口 [※]	10,856人 ⁺	6,101人 ⁺	11,058人 ⁺	10,497人 ⁺	11,735人 ⁺	11,735人 ⁺	津波	上水道	浸水施設数 [※]	2施設 ⁺	2施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	2施設 ⁺	下水道	浸水施設数 [※]	2施設 ⁺	2施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	2施設 ⁺	電力	浸水施設数 [※]	0施設 ⁺	0施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	0施設 ⁺	電話・通信	浸水施設数 [※]	2施設 ⁺	2施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	2施設 ⁺	(全差替え)
項目			対象地域					最大値																																																																																																																																														
			市田川・日奈久断層帯・中部・南西部連動型	南海トラフ(最大値)	市田川・日奈久断層帯・中部単独型	市田川・日奈久断層帯・北東部単独型	立田山断層																																																																																																																																															
揺れ	上水道	断水人口 [※] (発災直後)	339,770人 ⁺	－人 ⁺	265,799人 ⁺	103,917人 ⁺	229,478人 ⁺	339,770人 ⁺																																																																																																																																														
		断水人口 [※] (発災1日後)	202,851人 ⁺	－人 ⁺	155,401人 ⁺	63,755人 ⁺	138,003人 ⁺	202,851人 ⁺																																																																																																																																														
		断水人口 [※] (発災2日後)	196,413人 ⁺	－人 ⁺	149,708人 ⁺	60,670人 ⁺	133,261人 ⁺	196,413人 ⁺																																																																																																																																														
	下水道	支障人口 [※]	10,856人 ⁺	6,101人 ⁺	11,058人 ⁺	10,497人 ⁺	11,735人 ⁺	11,735人 ⁺																																																																																																																																														
	電力	停電軒数 [※]	13,812軒 ⁺	10,894軒 ⁺	9,404軒 ⁺	3,514軒 ⁺	4,295軒 ⁺	13,812軒 ⁺																																																																																																																																														
	電話・通信	不通回線数 [※]	164回線 ⁺	127回線 ⁺	112回線 ⁺	47回線 ⁺	66回線 ⁺	164回線 ⁺																																																																																																																																														
	都市ガス	供給停止戸数 [※]	73,300戸 ⁺	0戸 ⁺	91,700戸 ⁺	91,700戸 ⁺	85,300戸 ⁺	91,700戸 ⁺																																																																																																																																														
	LPガス	供給停止戸数 [※]	629戸 ⁺	0戸 ⁺	834戸 ⁺	550戸 ⁺	335戸 ⁺	834戸 ⁺																																																																																																																																														
液状化	上水道	断水人口 [※] (発災直後)	339,770人 ⁺	－人 ⁺	265,799人 ⁺	103,917人 ⁺	229,478人 ⁺	339,770人 ⁺																																																																																																																																														
		断水人口 [※] (発災1日後)	202,851人 ⁺	－人 ⁺	155,401人 ⁺	63,755人 ⁺	138,003人 ⁺	202,851人 ⁺																																																																																																																																														
		断水人口 [※] (発災2日後)	196,413人 ⁺	－人 ⁺	149,708人 ⁺	60,670人 ⁺	133,261人 ⁺	196,413人 ⁺																																																																																																																																														
	下水道	支障人口 [※]	10,856人 ⁺	6,101人 ⁺	11,058人 ⁺	10,497人 ⁺	11,735人 ⁺	11,735人 ⁺																																																																																																																																														
津波	上水道	浸水施設数 [※]	2施設 ⁺	2施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	2施設 ⁺																																																																																																																																														
	下水道	浸水施設数 [※]	2施設 ⁺	2施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	2施設 ⁺																																																																																																																																														
	電力	浸水施設数 [※]	0施設 ⁺	0施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	0施設 ⁺																																																																																																																																														
	電話・通信	浸水施設数 [※]	2施設 ⁺	2施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	－施設 ⁺	2施設 ⁺																																																																																																																																														

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																																																																																																													
37	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	(5) 交通施設被害 ア 道路（高速道路、一般道路） 地震による道路被害箇所数を、東日本大震災の実績より、震度に応じた単位延長あたりの被害箇所数として算出する。 地震による橋梁被害を、橋脚を有する橋梁を対象として、整備年度、耐震補強の有無などを加味し被害箇所数を算出する。 なお、橋脚のない橋（ワンスパン）は、現行の設計基準上落橋しないと見なされるため、被害想定の対象としない。 津波による被害延長を、浸水エリアに含まれる道路延長として算出する。 イ 鉄道 地震による橋梁被害を、震度別の橋脚被害率より算出する。 津波による被害延長を、浸水エリアに含まれる路線延長として算出する。 ウ 市電 地震による被害延長を、軌道被害が想定される液状化範囲又は電柱・電線の焼失が想定される延焼エリア内に含まれる線路延長として算出する。 エ 漁港・港湾 地震による被害岸壁数を、非耐震バースと基礎に作用する加速度に応じた港湾岸壁被害率の関係から算出する。 ■平成25年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定(交通施設被害) 【熊本市全体】 <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>本県川・日永久断層帯 中部断層帯 （最大値）</th><th>南海トラフ （最大値）</th><th>対象地震 本県川・日永久断層帯 中部単断型</th><th>対象地震 本県川・日永久断層帯 北部単断型</th><th>立田山断層</th><th>最大値</th></tr><tr><td rowspan="10">概 れ</td><td>被災箇所数</td><td>180 箇所</td><td>141 箇所</td><td>188 箇所</td><td>169 箇所</td><td>167 箇所</td><td>188 箇所</td></tr><tr><td>道路被害 （道路・橋梁）</td><td>10 橋</td><td>0 橋</td><td>11 橋</td><td>4 橋</td><td>8 橋</td><td>11 橋</td></tr><tr><td>一般道 被害被害 （亀裂・崩落）</td><td>14 橋</td><td>0 橋</td><td>13 橋</td><td>7 橋</td><td>9 橋</td><td>14 橋</td></tr><tr><td>高速道 被害被害 （亀裂・崩落）</td><td>0 橋</td><td>0 橋</td><td>0 橋</td><td>0 橋</td><td>0 橋</td><td>0 橋</td></tr><tr><td>南海道 被害被害 （亀裂・崩落）</td><td>4 橋</td><td>0 橋</td><td>4 橋</td><td>2 橋</td><td>0 橋</td><td>4 橋</td></tr><tr><td>市電 不連続延長</td><td>全線</td><td>全線</td><td>全線</td><td>全線</td><td>全線</td><td>全線</td></tr><tr><td>在来線 大被害 （亀裂・崩落）</td><td>0 橋</td><td>0 橋</td><td>0 橋</td><td>1 橋</td><td>0 橋</td><td>1 橋</td></tr><tr><td>中被害 （亀裂・崩落）</td><td>0 橋</td><td>0 橋</td><td>0 橋</td><td>1 橋</td><td>0 橋</td><td>1 橋</td></tr><tr><td>鉄道 大被害 （亀裂・崩落）</td><td>0 橋</td><td>0 橋</td><td>0 橋</td><td>0 橋</td><td>0 橋</td><td>0 橋</td></tr><tr><td>新幹線 大被害 （亀裂・崩落）</td><td>4 橋</td><td>0 橋</td><td>2 橋</td><td>2 橋</td><td>1 橋</td><td>4 橋</td></tr><tr><td rowspan="3">津 波</td><td>漁港・港湾岸壁被害</td><td>38 施設</td><td>— 施設</td><td>31 施設</td><td>7 施設</td><td>10 施設</td><td>38 施設</td></tr><tr><td>漁港・港湾岸壁被害</td><td>23 施設</td><td>— 施設</td><td>16 施設</td><td>3 施設</td><td>10 施設</td><td>23 施設</td></tr><tr><td>道路 被災箇所数</td><td>27 箇所</td><td>33 箇所</td><td>— 箇所</td><td>— 箇所</td><td>— 箇所</td><td>33 箇所</td></tr><tr><td colspan="2">津波 浸水 被害</td><td>0 km</td><td>0 km</td><td>— km</td><td>— km</td><td>— km</td><td>0 km</td></tr></table> ※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載	項目		本県川・日永久断層帯 中部断層帯 （最大値）	南海トラフ （最大値）	対象地震 本県川・日永久断層帯 中部単断型	対象地震 本県川・日永久断層帯 北部単断型	立田山断層	最大値	概 れ	被災箇所数	180 箇所	141 箇所	188 箇所	169 箇所	167 箇所	188 箇所	道路被害 （道路・橋梁）	10 橋	0 橋	11 橋	4 橋	8 橋	11 橋	一般道 被害被害 （亀裂・崩落）	14 橋	0 橋	13 橋	7 橋	9 橋	14 橋	高速道 被害被害 （亀裂・崩落）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	南海道 被害被害 （亀裂・崩落）	4 橋	0 橋	4 橋	2 橋	0 橋	4 橋	市電 不連続延長	全線	全線	全線	全線	全線	全線	在来線 大被害 （亀裂・崩落）	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	0 橋	1 橋	中被害 （亀裂・崩落）	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	0 橋	1 橋	鉄道 大被害 （亀裂・崩落）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	新幹線 大被害 （亀裂・崩落）	4 橋	0 橋	2 橋	2 橋	1 橋	4 橋	津 波	漁港・港湾岸壁被害	38 施設	— 施設	31 施設	7 施設	10 施設	38 施設	漁港・港湾岸壁被害	23 施設	— 施設	16 施設	3 施設	10 施設	23 施設	道路 被災箇所数	27 箇所	33 箇所	— 箇所	— 箇所	— 箇所	33 箇所	津波 浸水 被害		0 km	0 km	— km	— km	— km	0 km	(全差替え)
項目		本県川・日永久断層帯 中部断層帯 （最大値）	南海トラフ （最大値）	対象地震 本県川・日永久断層帯 中部単断型	対象地震 本県川・日永久断層帯 北部単断型	立田山断層	最大値																																																																																																															
概 れ	被災箇所数	180 箇所	141 箇所	188 箇所	169 箇所	167 箇所	188 箇所																																																																																																															
	道路被害 （道路・橋梁）	10 橋	0 橋	11 橋	4 橋	8 橋	11 橋																																																																																																															
	一般道 被害被害 （亀裂・崩落）	14 橋	0 橋	13 橋	7 橋	9 橋	14 橋																																																																																																															
	高速道 被害被害 （亀裂・崩落）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋																																																																																																															
	南海道 被害被害 （亀裂・崩落）	4 橋	0 橋	4 橋	2 橋	0 橋	4 橋																																																																																																															
	市電 不連続延長	全線	全線	全線	全線	全線	全線																																																																																																															
	在来線 大被害 （亀裂・崩落）	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	0 橋	1 橋																																																																																																															
	中被害 （亀裂・崩落）	0 橋	0 橋	0 橋	1 橋	0 橋	1 橋																																																																																																															
	鉄道 大被害 （亀裂・崩落）	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋	0 橋																																																																																																															
	新幹線 大被害 （亀裂・崩落）	4 橋	0 橋	2 橋	2 橋	1 橋	4 橋																																																																																																															
津 波	漁港・港湾岸壁被害	38 施設	— 施設	31 施設	7 施設	10 施設	38 施設																																																																																																															
	漁港・港湾岸壁被害	23 施設	— 施設	16 施設	3 施設	10 施設	23 施設																																																																																																															
	道路 被災箇所数	27 箇所	33 箇所	— 箇所	— 箇所	— 箇所	33 箇所																																																																																																															
津波 浸水 被害		0 km	0 km	— km	— km	— km	0 km																																																																																																															
38	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	(6) 生活支障 ア 避難生活者 避難生活者を、建物被害やライフライン被害に伴い、避難所生活又は疎開を強いられる人数として算出する。 イ 帰宅困難者 帰宅困難者を、滞留者数と帰宅困難割合の関係から算出する。 ■平成25年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定(避難生活者・帰宅困難者) <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>本県川・日永久断層 中部断層帯 （最大値）</th><th>南海トラフ （最大値）</th><th>対象地震 本県川・日永久断層 中部単断型</th><th>対象地震 本県川・日永久断層 北部単断型</th><th>立田山断層</th><th>最大値</th></tr><tr><td rowspan="3">避難者数</td><td>帰宅困難者数</td><td>31,157 人</td><td>31,157 人</td><td>31,157 人</td><td>31,157 人</td><td>31,157 人</td><td>31,157 人</td></tr><tr><td>避難生活者数</td><td>57,946 人</td><td>8,961 人</td><td>44,600 人</td><td>21,091 人</td><td>39,761 人</td><td>57,946 人</td></tr><tr><td>疎開者数</td><td>31,202 人</td><td>4,825 人</td><td>24,016 人</td><td>11,357 人</td><td>21,410 人</td><td>31,202 人</td></tr></table> ※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載 (7) 災害廃棄物 瓦礫（災害廃棄物）の発生を、被害を受けた建物の総床面積と面積当たり瓦礫重量の関係から算出する。 ■平成25年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定(災害廃棄物の発生量) 【熊本市全体】 <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>本県川・日永久断層 中部断層帯 （最大値）</th><th>南海トラフ （最大値）</th><th>対象地震 本県川・日永久断層 中部単断型</th><th>対象地震 本県川・日永久断層 北部単断型</th><th>立田山断層</th><th>最大値</th></tr><tr><td colspan="2">災害廃棄物の発生量</td><td>477,832t</td><td>413,031t</td><td>285,192t</td><td>164,227t</td><td>213,680t</td><td>477,832t</td></tr></table> ※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載 (8) 災害時要援護者の被災・生活支障 一人暮らしの高齢者、障がい者、乳幼児、観光客などの災害時要援護者の死者数を、統計情報による対象者数と死者率の関係から算出する。 ■平成25年度熊本市防災アセスメント調査による被害想定(災害時要援護者) 【熊本市全体】 <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>本県川・日永久断層 中部断層帯 （最大値）</th><th>南海トラフ （最大値）</th><th>対象地震 本県川・日永久断層 中部単断型</th><th>対象地震 本県川・日永久断層 北部単断型</th><th>立田山断層</th><th>最大値</th></tr><tr><td rowspan="2">災害時 要援護者</td><td>災害時要援護者（観光客以外）の死者数</td><td>49 人</td><td>9 人</td><td>41 人</td><td>9 人</td><td>24 人</td><td>49 人</td></tr><tr><td>観光客の死者数</td><td>2 人</td><td>0 人</td><td>1 人</td><td>0 人</td><td>1 人</td><td>2 人</td></tr></table> ※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載	項目		本県川・日永久断層 中部断層帯 （最大値）	南海トラフ （最大値）	対象地震 本県川・日永久断層 中部単断型	対象地震 本県川・日永久断層 北部単断型	立田山断層	最大値	避難者数	帰宅困難者数	31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人	避難生活者数	57,946 人	8,961 人	44,600 人	21,091 人	39,761 人	57,946 人	疎開者数	31,202 人	4,825 人	24,016 人	11,357 人	21,410 人	31,202 人	項目		本県川・日永久断層 中部断層帯 （最大値）	南海トラフ （最大値）	対象地震 本県川・日永久断層 中部単断型	対象地震 本県川・日永久断層 北部単断型	立田山断層	最大値	災害廃棄物の発生量		477,832t	413,031t	285,192t	164,227t	213,680t	477,832t	項目		本県川・日永久断層 中部断層帯 （最大値）	南海トラフ （最大値）	対象地震 本県川・日永久断層 中部単断型	対象地震 本県川・日永久断層 北部単断型	立田山断層	最大値	災害時 要援護者	災害時要援護者（観光客以外）の死者数	49 人	9 人	41 人	9 人	24 人	49 人	観光客の死者数	2 人	0 人	1 人	0 人	1 人	2 人	(全差替え)																																								
項目		本県川・日永久断層 中部断層帯 （最大値）	南海トラフ （最大値）	対象地震 本県川・日永久断層 中部単断型	対象地震 本県川・日永久断層 北部単断型	立田山断層	最大値																																																																																																															
避難者数	帰宅困難者数	31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人	31,157 人																																																																																																															
	避難生活者数	57,946 人	8,961 人	44,600 人	21,091 人	39,761 人	57,946 人																																																																																																															
	疎開者数	31,202 人	4,825 人	24,016 人	11,357 人	21,410 人	31,202 人																																																																																																															
項目		本県川・日永久断層 中部断層帯 （最大値）	南海トラフ （最大値）	対象地震 本県川・日永久断層 中部単断型	対象地震 本県川・日永久断層 北部単断型	立田山断層	最大値																																																																																																															
災害廃棄物の発生量		477,832t	413,031t	285,192t	164,227t	213,680t	477,832t																																																																																																															
項目		本県川・日永久断層 中部断層帯 （最大値）	南海トラフ （最大値）	対象地震 本県川・日永久断層 中部単断型	対象地震 本県川・日永久断層 北部単断型	立田山断層	最大値																																																																																																															
災害時 要援護者	災害時要援護者（観光客以外）の死者数	49 人	9 人	41 人	9 人	24 人	49 人																																																																																																															
	観光客の死者数	2 人	0 人	1 人	0 人	1 人	2 人																																																																																																															

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前						
41	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	2 海上災害 本市の沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関事故等の海難発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生する事態が想定される。また、重油等が大量流出するなどにより、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及ぶという事故も考えられる。 なお、本市に係る被害の想定は、次に示す災害又は事案が発生した場合とする。 ■想定する海上事故災害 <table><tr><th>種類</th><th>内容</th></tr><tr><td>海難による人身事故</td><td>沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合</td></tr><tr><td>重油等の流出事故</td><td>重油等が大量流出するなどにより、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及んだ場合又は及ぶ可能性がある場合</td></tr></table> 3 航空機災害 熊本県内には阿蘇くまもと空港、天草空港があり、多数の航空機やヘリコプターが市内を飛行している状況にある。 航空機事故の特徴としては、旅客機の大型化に伴い、いったん発生すれば大惨事を招くおそれが大きくなっていること、特に局所的に甚大な人的被害が発生するおそれがあることが挙げられる。 本市における航空機事故としては、市街地に墜落する場合と山間部及び沿岸部に墜落する場合が考えられ、市街地へ墜落の場合、被災者が多数発生するおそれがあること、大規模な火災が発生するおそれがあること、搭載貨物も多種多様であること等について考慮し、山間部及び沿岸部における墜落の場合は、墜落地点の特定、捜索及び救急・救助活動に困難が予想されること等を考慮する必要がある。 4 危険物等事故災害（特殊災害） これまで危険物施設等における大規模な事故の事例はないが、近年における科学技術の急速な進歩と産業構造の変化にともない多発化傾向にある石油類、高圧ガス等の爆発、火災等の大規模事故が発生した場合は、一度に多数の死傷者を伴うおそれがあり、甚大な被害が予想される。	種類	内容	海難による人身事故	沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合	重油等の流出事故	重油等が大量流出するなどにより、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及んだ場合又は及ぶ可能性がある場合	(全差替え)
種類	内容														
海難による人身事故	沿岸海域における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難発生により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合														
重油等の流出事故	重油等が大量流出するなどにより、著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生し、本市沿岸海域及び陸岸に被害が及んだ場合又は及ぶ可能性がある場合														
42	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	第6節 市・市民・事業者・地域の防災組織の災害対応力の強化に向けて 本節では、平成28年（2016年）熊本地震（以下「熊本地震」という。）や平成24年九州北部豪雨における課題と教訓を踏まえ、市、市民、事業者及び地域の防災組織の災害対応力の強化に向けた基本的な考え方と取組を示す。 第1項 防災対対応力の強化に向けた基本的な考え方 1 防災対対応力の強化に向けた基本的な考え方 市民等の生命、身体、財産及び暮らし並びに個人の尊厳を各種災害から守るため、「熊本市防災基本条例」、熊本市第7次総合計画や国土強靱化地域計画との整合をとり、災害対策を総合的・計画的に実施するための計画として、この熊本市地域防災計画を改定した。 令和4年（2022年）10月1日に施行した「熊本市防災基本条例」では市、市民、事業者及び地域の防災組織の役割を明らかにし、各々が防災意識及び災害対応力を高めるとともに、自助、共助及び公助を結集することにより行うこと、また、市、市民、事業者及び地域の防災組織は、これまでの災害の記録、記憶及び教訓を日常生活に生かし、災害の発生に備えるとともに、これを次の世代に伝承していくことを基本理念として、誰もが安心して暮らすことができる真に災害に強いまちの実現を目指すこととしている。 熊本市防災基本条例 (令和4年10月施行) 熊本市第7次総合計画 (平成28年度～令和5年度) 【Ⅶ 危機管理】 整合 熊本市地域防災計画 熊本市国土強靱化地域計画 (令和2年3月策定)	(全差替え)						

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
43	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	熊本市防災基本条例の基本理念 ○ 市、市民、事業者及び地域の防災組織の防災意識及び災害対応力の向上 ○ 自助、共助及び公助の結集による防災 ○ これまでの災害の記録、記憶及び教訓の次の世代への伝承 市民の役割 ・ 自宅の防災対策や災害情報収集の環境整備 ・ 最低7日分の備蓄（推奨） ・ 災害に関する正しい知識の習得 ・ 地域における防災の取組への参加 ・ 発生する可能性のある災害の把握 ・ 避難行動・避難経路・避難場所の確認 ・ 災害発生時における近隣同士の助け合い 地域の防災組織の役割 ・ 発生する可能性のある災害の把握 ・ 地域の特性に応じた訓練や講座等による学習の実施 ・ 平時における地域住民の「顔が見える関係性」の構築 ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の運営 災害対応力の強化 市民 事業者 地域の防災組織 市 誰もが安心して暮らすことができる真に災害に強いまちの実現 事業者の役割 ・ 従業員の安全確保の確認 ・ 災害発生時における市民等の安全への貢献 ・ 平時における地域の防災の取組及び市の防災施策への協力 ・ 従業員の防災教育、施設の安全管理 市の役割 ・ 防災施策の策定及び防災体制・組織の強化 ・ 他の地方公共団体等からの応援及び必要物資の受援体制の整備 ・ 市民、事業者及び地域の防災組織による防災活動の環境整備と支援 ・ 職員の災害対応能力の向上 ・ ハード・ソフト対策の着実な推進 ※地域の防災組織とは、校区防災連絡会、避難所運営委員会及び自主防災組織をいう。	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
44	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	2 市・市民・事業者・地域の防災組織の役割 (1) 市民の役割 市民は自ら及びその家族の安全を確保するよう努めるものとし、平時からの備えやいざという時のための判断力・行動力を強化するとともに、地域での相互交流を深め、災害対応力の強化に努める。そのためには、災害情報メールや防災ラジオ等の災害情報を入手できる環境の整備、自宅の家具の転倒防止や最低7日分の備蓄（推奨）に努めるとともに、災害に関する正しい知識の習得、ハザードマップや避難行動・避難経路・避難場所の確認などに取り組む。また、出前講座等の防災啓発活動や防災訓練等の地域防災の取組への参加など、平時からの地域とのつながりと支え合いを大切にする。 (2) 事業者の役割 事業者は、平時より災害発生時における避難行動、安否の確認方法など従業員等の安全を確保するための行動や手段を確認し、災害発生時に迅速かつ適切に行動できるよう備えるとともに、施設及び設備の災害に対する安全性を確保する。 また、平時より地域における防災の取組や市が行う防災に関する施策に協力し、従業員が防災に関する知識及び技術を習得する機会を提供するとともに、災害発生時においては、自らの能力を活用して、市民等の安全確保に貢献する。 (3) 地域の防災組織の役割 校区防災連絡会、避難所運営委員会及び自主防災組織の地域の防災組織は、平時から地域コミュニティの維持・発展に取組、いざという時に互いに支え合う地域力の強化に努める。そのためには、地域の防災組織は、平時から地域住民との連携を深め、「顔の見える関係性」を構築するとともに防災訓練、地域版ハザードマップの作成・更新、地域の担い手の育成などに取り組む。また、市が任命する避難所担当職員及び避難所となる施設の管理者と共同して避難所運営委員会を組織し、避難所開設・運営マニュアルの整備を行い、災害発生時の対応力強化に取り組む。災害発生時においては、情報の収集及び伝達、初期消火、救助、応急手当、避難誘導等の地域における応急対策を行うとともに、地域の被災者支援等の復旧に向けた活動を推進する。 (4) 市の役割 市は、市民の安全と安心を確保するため、防災体制・組織の強化や対策を着実に進めるとともに、市民、事業者及び地域の防災組織の自発的な防災活動の促進を図り、災害発生時には自助・共助・公助を結集できるよう、多様な視点からの検討、仕組みづくりや環境の整備に努める。そのためには、必要な改善を速やかに行える体制・組織づくりや、災害に強い都市基盤の形成及び防災拠点施設の機能強化に努めるとともに、市民、事業者及び地域の防災組織の防災活動が促進される環境整備や必要な支援、市民・地域への防災に関する知識の普及、防災情報の提供、人材の育成や災害教訓の伝承などに加え、要配慮者や女性、性的少数者の視点なども積極	(全差替え)
45	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	的に取り入れ、様々な市民・地域の意見を反映できる仕組みづくりや、平時からの交流を深められる環境整備を推進する。 3 災害の記録、記憶及び教訓の伝承 本市は平成24年九州北部豪雨や平成28年熊本地震により明らかとなった様々な課題に対し、検証部会を開催し、そこから導き出される新たな課題への取組や改善を実践してきた。市民がより安全で安心できるまちを目指すためには、必要な改善を速やかに行う不断の努力を続ける姿勢を貫き、将来起こり得る災害への備えを進めていかなければならない。 しかし、時間の経過とともに熊本地震を経験していない世代が増えれば、震災の記憶は復興による街並みの変化とともに人々の記憶から薄れていくものである。本市の熊本地震からの創造的復興は、国内外からの多くの支援の上に成り立つものであり、震災経験をもつ熊本が、これらの経験や教訓を風化させることなく、次世代へ継承していくことが本市の使命である。そこで、熊本市防災基本条例において定めた「熊本地震の日」（毎年4月16日）を契機として、熊本地震を通じて得た災害の教訓等を次の世代に伝承するとともに、防災への関心及び理解を深める取組を継続的に行っていく。	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
46	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	第2項 市民、事業者及び地域の防災組織の取り組み 1 平時から取り組むべきこと (1) 平時のうちに災害リスクの確認を 頻発する集中豪雨や大型台風から身を守るために大切なのは、市民自らが「避難行動」を事前に決めておくことである。その第一歩が、ハザードマップを見て自宅や会社、学校など身近な場所の災害リスクを知ることである。平時のうちに確認し、いざという時の「避難行動」を具体的に考えておくことが大切である。 【熊本市ハザードマップ】 洪水、土砂災害、津波、高潮の被害リスクなどを確認できます。 https://www.city.kumamoto.jp/hgkiii/pub/detail.aspx?c_id=5&type=top&id=27014  (2) 気象情報の確認 大雨、強風など気象現象によって生じる災害については、気象庁が発表する気象予報などから、ある程度の予測が可能であるため、平時から台風や大雨などの気象情報を確認する習慣をつけ、台風や大雨の時、どのタイミングでどのような行動をとるかを決めるタイムラインを作成し、余裕をもった事前の準備を心がける。 熊本市では市民が災害発生時における避難行動支援と防火・防災等で活用するため、携帯電話などのメールにより各種災害情報や気象情報などを知らせる「熊本市災害情報メール」を平成 18 年 12 月 15 日より配信している。 熊本市災害情報メールでは、避難指示等の緊急防災情報、大雨情報や避難所開設等の防災情報、警報・注意報等の気象情報、火災情報等の消防情報、平時の防災・消防に関するお知らせ情報を配信している。 ①右の QR コード（二次元バーコード）を読み込むか、下記のアドレスへ空メールを送信し仮登録をします。 t-kumamoto@sg-m.jp ②メール送信後、「熊本市災害情報メール本登録のお願い」というメールが届きますので、メール内の「本登録 URL」をクリックし、配信を希望する情報を選択し、本登録をします。  (3) 家庭内防災の取り組み 地震発生時の家具などの落下・転倒から身を守るため、家具の固定や寝室の家具の安全な配置などを行う。また、地震の揺れによる自宅の倒壊を防ぐため、旧耐震基準の住宅については、耐震診断を受診して安全性を確認し、耐震性が不足している場合は耐震改修等に取り組む。	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
47	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	風雨により、自宅の周りやベランダに置かれた鉢植えや物干し竿などが飛ばされないようにする。側溝や雨どいなどに詰まりがあると、雨により溢れてしまうおそれがあるため、普段から掃除をしておく。 熊本市では、市民宅に登録診断士を派遣し、2000年5月31日以前の基準で建築された戸建木造住宅の耐震診断を行う「熊本市戸建木造住宅耐震診断士派遣事業」を実施しており、診断に要する費用のうち市民の負担は5,500円としている。（令和5年4月現在） さらに、耐震診断を実施した戸建木造住宅で、上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする耐震改修工事や建替えに要する費用の一部を補助する「熊本市戸建木造住宅耐震改修事業」を実施している。 (4) 避難行動・避難場所の確認 災害によっては、対処方法や避難場所が必ずしも同じではないため、災害ごとの避難行動を事前に確認しておく。 また、住まいや就業先、就学先等の生活に関わる地域における災害ごとの指定緊急避難場所（一時避難場所）や地域指定一時避難場所及び広域避難場所を確認しておく。災害の状況が落ち着いた後に、災害の影響で自宅が倒壊するなど、自宅へ戻れず避難生活が必要となった時の避難先となる指定避難所を確認しておく。 また、家族や地域で話し合い、予め避難する場所を決めるなど、平時から認識を高めておく。  ※P109参照 (5) 地域コミュニケーションの充実 防災の知識だけでは、いざというときに行動できないことが多く、災害が発生した時に落ち着いて行動できるよう、地域の防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加するなど、十分に訓練を積んでおく必要がある。	(全差替え)
48	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	また、地域の人たちとのコミュニケーションを取り、要配慮者がいる家庭や地域の人たちの状況を把握し、災害発生時における各人の役割を明確にしておくことが大切である。平時から声をかけ合い、消火方法や病人・ケガ人の避難方法などを決めておくとともに、地域における防火用水、飲料水の確保、物資の備蓄の有無なども確認しておく必要がある。さらに、夜間や停電の場合に備え、すみやかに避難所を開設できるように、市職員とともに指定緊急避難場所や指定避難所等の開け方（鍵の管理）や非常用電源の位置、電話、連絡網等をあらかじめ確認しておく必要がある。 事業者も地域の一員として平時から地域の防災訓練等の取組に参加するなど、地域とのコミュニケーションの充実を図り、災害発生時に、自らの能力を活用して市民等の安全に貢献できるよう地域との協力体制を構築する。 	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前																				
49	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	(6) 要配慮者の支援 災害発生時に支援を必要とされる方に対する地域活動は、災害発生時だけでなく、平時からの活動も重要である。近所にお住まいの要配慮者を把握し、災害が発生した際の支援の方法をあらかじめ地域で決めておく。 【熊本市災害時要配慮者避難支援制度】 熊本市では、平成 19 年 10 月から災害時に避難支援を必要とする方の登録と個別避難支援プランの作成を開始した。要配慮者情報は、システムで管理し、本人の同意を得た上で、町内での登録者名簿を民生委員、町内自治会、校区社会福祉協議会及び自主防災クラブ等の関係団体に提供し、個別避難支援プランの内容や避難経路の確認とあわせて、日常的な要配慮者の見守り活動にも活用している。 また、国における平成 25 年の災害対策基本法の改正に伴い、避難行動要支援者名簿の作成を市町村に義務付け、避難支援等関係者に情報提供することを定めた。 熊本市では、従来から推進している「熊本市災害時要配慮者避難支援制度」における登録者の増加を踏るとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（内閣府）」に基づき避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の避難支援等を地域の協力で行う。 「避難行動要支援者名簿」 ※災害対策基本法に基づき自治体で作成が義務付け ※全市で保有する福祉・医療の情報をもちこに、健康福祉局で作成 「災害時要配慮者」の登録者 ※地域での依頼から避難支援制度」の登録者 避難行動要支援者 ※避難あり ※避難なし 災害時要配慮者避難支援制度 平時時 ○個別避難支援プラン（要配慮者）を作成し、地域の支援者に提供 災害時 ○名簿を避難行動の支援や防災訓練等に活用 ○登録者は、直に詳細情報が提供されているが、未登録者は氏名住所等提供 ※P109参照 (7) 備蓄の推進 大規模災害に備え家庭や地域及び企業の備蓄として、最低 7 日分（推奨）の食料と水を確保する。災害発生時に避難するときのために、あらかじめ非常持ち出し品を準備しておき、すぐに持ち出せる場所に準備しておく。持ち出し品は、いざという時に困らないよう電池や非常食、薬などを定期的に点検する。	(全差替え)																				
50	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	2 災害発生時に対応すべきこと (1) 発災直後は身を守る 自宅で地震に遭った場合は、あわてて外に飛び出さず、頭を保護し丈夫な机の下などに隠れるなど、安全確保に心掛ける。家族に負傷者が出た場合、適切な応急手当を行い、最寄りの医療機関へ搬送する。自宅から出火した場合、消火器等を用いて初期消火に努める。屋外で地震に遭った場合には、ブロック塀の倒壊、自動販売機の転倒、看板や割れたガラスの落下に注意し、高い建物のそばから離れる。山やがけの近くでは、落石やがけ崩れに注意して、安全な場所に退避する。がけ崩れ等の二次的な災害が発生する恐れがあると判断した場合や、消防署・警察署等に出動を求める場合は、落ち着いて迅速に通報する。 (2) 継続的な情報収集と安全確保 災害直後の速報だけでなく、更新情報などにも留意して最新の情報を収集し、避難行動などに役立てる。特に津波災害では、第一波が去った後も、第二波、第三波と繰り返し津波に襲われる危険性があるため、常に確実な情報を得て最善の行動につなげる。 <table><tr><td>熊本市防災情報ポータル</td><td>市のホームページに防災に関する緊急情報を掲載します。</td></tr><tr><td>防災情報くまもと（熊本県）</td><td>洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のハザード情報をはじめ、気象情報や避難指示の発令状況等、避難に関する情報を収集し、避難行動の判断に活用することができます。</td></tr><tr><td>熊本県防災情報メールサービス</td><td>気象警報・注意報、土砂災害警戒、竜巻情報、地震、津波、火山噴火、河川水位などの情報を携帯電話などにメールで受信できます。（事前登録制）</td></tr><tr><td>熊本県統合型防災情報システム</td><td>PC・スマートフォンの場合 https://plus.sugumail.com/user/kumamoto-pref/home フィーチャーフォン（ガラケー）の場合 https://m.sugumail.com/m/kumamoto-pref/home</td></tr><tr><td>熊本地方気象台ホームページ</td><td>気象、雨量、土砂災害危険度、河川水位などの情報を閲覧できます。</td></tr><tr><td>国土交通省九州地方整備局（防災に関する情報）</td><td>PC の場合 http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/ スマートフォンの場合 http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/smp/</td></tr><tr><td>熊本地方気象台ホームページ</td><td>注意報・警報など様々な気象に関する情報が閲覧できます。</td></tr><tr><td>国土交通省九州地方整備局（防災に関する情報）</td><td>気象・河川・道路に関する情報が閲覧できます。</td></tr><tr><td>国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所（防災に関する情報）</td><td>http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/index.html</td></tr><tr><td>デジタル放送</td><td>各局の地デジ放送受信中のリモコン*d（データ）*ボタンを押すと最新の気象情報の閲覧ができます。</td></tr></table>	熊本市防災情報ポータル	市のホームページに防災に関する緊急情報を掲載します。	防災情報くまもと（熊本県）	洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のハザード情報をはじめ、気象情報や避難指示の発令状況等、避難に関する情報を収集し、避難行動の判断に活用することができます。	熊本県防災情報メールサービス	気象警報・注意報、土砂災害警戒、竜巻情報、地震、津波、火山噴火、河川水位などの情報を携帯電話などにメールで受信できます。（事前登録制）	熊本県統合型防災情報システム	PC・スマートフォンの場合 https://plus.sugumail.com/user/kumamoto-pref/home フィーチャーフォン（ガラケー）の場合 https://m.sugumail.com/m/kumamoto-pref/home	熊本地方気象台ホームページ	気象、雨量、土砂災害危険度、河川水位などの情報を閲覧できます。	国土交通省九州地方整備局（防災に関する情報）	PC の場合 http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/ スマートフォンの場合 http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/smp/	熊本地方気象台ホームページ	注意報・警報など様々な気象に関する情報が閲覧できます。	国土交通省九州地方整備局（防災に関する情報）	気象・河川・道路に関する情報が閲覧できます。	国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所（防災に関する情報）	http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/index.html	デジタル放送	各局の地デジ放送受信中のリモコン*d（データ）*ボタンを押すと最新の気象情報の閲覧ができます。	(全差替え)
熊本市防災情報ポータル	市のホームページに防災に関する緊急情報を掲載します。																												
防災情報くまもと（熊本県）	洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域等のハザード情報をはじめ、気象情報や避難指示の発令状況等、避難に関する情報を収集し、避難行動の判断に活用することができます。																												
熊本県防災情報メールサービス	気象警報・注意報、土砂災害警戒、竜巻情報、地震、津波、火山噴火、河川水位などの情報を携帯電話などにメールで受信できます。（事前登録制）																												
熊本県統合型防災情報システム	PC・スマートフォンの場合 https://plus.sugumail.com/user/kumamoto-pref/home フィーチャーフォン（ガラケー）の場合 https://m.sugumail.com/m/kumamoto-pref/home																												
熊本地方気象台ホームページ	気象、雨量、土砂災害危険度、河川水位などの情報を閲覧できます。																												
国土交通省九州地方整備局（防災に関する情報）	PC の場合 http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/ スマートフォンの場合 http://www.bousai.pref.kumamoto.jp/smp/																												
熊本地方気象台ホームページ	注意報・警報など様々な気象に関する情報が閲覧できます。																												
国土交通省九州地方整備局（防災に関する情報）	気象・河川・道路に関する情報が閲覧できます。																												
国土交通省九州地方整備局 熊本河川国道事務所（防災に関する情報）	http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/index.html																												
デジタル放送	各局の地デジ放送受信中のリモコン*d（データ）*ボタンを押すと最新の気象情報の閲覧ができます。																												

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
51	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	(3) 避難行動の自己判断 自分や家族の命を守るため、自らの判断で行動しなければならない状況が発生した場合、「わが家の防災マニュアル」等により平時から備えた知識、収集した情報、今置かれている状況をよく整理し、これから起こり得ることをしっかりイメージして、最善の行動がとれる自己判断力を養うことが必要である。 熊本地震に限らず大きな震災では、自宅に戻り、その後発生した余震等による家屋倒壊で多くの方々が被害にあわれていることなどを教訓とすることも必要である。 (4) 避難行動時の助け合い 自らの家族の安全を確保した上で、隣近所に声を掛け、互いの安否を確認し、必要に応じて救出活動を行う。特に、高齢者や障がい者などの要配慮者のみの世帯には積極的に声をかける。 自主防災クラブは、平時の防災訓練等を通し、安全な避難の仕方、避難経路、隣近所の避難弱者への配慮について、住民に啓発を行い、災害発生時に住民が落ち着いて助け合いながら避難できるよう準備しておく。 (5) 避難所生活の助け合い 避難所は譲り合い、助け合って生活していく場である。避難所運営委員会を中心に、食事、トイレ掃除、物資の配布などは、避難者全員で分担し、起床・就寝・食事の時刻、飲酒・喫煙などの共同生活のルールを相談して決め、みんなが快適な避難所生活を送れるように努める。また、要介護高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など、要配慮者のスペースや食事を優先するなど、互いに助け合いながら避難所生活を送る。 避難所運営委員会は、平時より各役割のリーダーを決めておき、避難所運営に関するマニュアルを作成し、災害発生を想定した避難所運営シミュレーション（HUG）等を行い、災害発生時に円滑な避難所設営・運営ができるよう準備しておく。 第3項 市の取り組み 1 災害に強い都市・ひと・地域づくり (1) 熊本市国土強靱化地域計画に基づく災害に強い都市基盤の形成 令和2年3月に制定した熊本市国土強靱化地域計画に基き、上質な生活都市を実現するとともに、「住み続けられるまちづくり」を行っていくため、あらゆるリスクを見据えつつ、どのような事が起ころうとも最悪な事態に陥る事が避けられるような行政機能や地域社会、地域経済を事前につくり上げていくため、建築物やインフラの耐震化や機能強化、道路や公共交通、通信網等のネットワークの構築及び移動手段の多重化※1などを行い、災害に強い都市基盤づくりを進めていく。	(全差替え)
52	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	また、近年の激甚化・頻発化する災害を踏まえ、増大する災害リスクに的確に対応し「安全なまちづくり」を推進するため、令和2年6月に都市再生特別措置法等の改正がなされた。 「熊本市立地適正化計画（令和3年3月改定）」では、同計画の防災指針の中で、都市の将来像を“市民・地域・行政が災害リスクを自覚し、そのリスクや取組方針等を共有することで、具体的な行動や取組につなげていく、災害リスクに備えた多核連携都市”とし、ハード、ソフト両面からリスクの回避、低減に必要な具体的な取組などを設定している。 さらに、市街化調整区域の都市計画法第34条第11号条例指定区域（集落内開発制度指定区域）における災害リスクの高いエリアでは、開発許可を厳格化することとしており、今後市域全体においても、災害リスクを低減するための施策等、防災性を高めるための取組を検討する。 ※1 バスや鉄軌道、自家用車、自転車など様々な移動手段を選択できること。 ア インフラの復旧・耐震化等 (ア) 一級河川鶯川など地震によって被害を受けた河川については、概ね復旧が完了している。未完了の河川については継続して復旧に取り組んでいく。 (イ) 平時のみならず、災害発生時にも機能する道路ネットワークを構築するため、環状道路をはじめとした幹線道路の整備を促進し、道路交通の円滑化を図る。 (ウ) 緊急輸送道路や幹線道路は、災害発生時において、人や物資の輸送又は緊急車両の通行のために重要な役割を果たすことから、橋梁の耐震化や無電柱化、更には沿道の建築物も含めた耐震化を進めていく。 (エ) 公園や広域交通拠点、災害発生時の緊急（一時）避難場所及び災害対応拠点となることから、誘導案内板の設置や耐震性貯水槽を備えた公園のトイレなどの設備の整備・改良、食料等の物資の備蓄など、防災・減災機能を強化する。 (オ) 配水池及び浄化センターと防災拠点（広域避難場所・市役所本庁舎・上下水道局庁舎等）をつなぐ上下水道管路や施設の更新や耐震化を進めていく。 イ 被災施設の復旧・耐震化等 (ア) 熊本地震により被災した小中学校、熊本市民会館、動植物園、熊本市民病院をはじめとする学校教育・文化・スポーツ・医療・福祉等の施設について、倒壊等による危険性の排除や一日も早い機能回復に取り組み、児童生徒により良い教育環境を確保するとともに、施設利用者等への適切なサービスを提供していく。 (イ) 復旧を進めるに当たって施設等の配置や総合的なあり方について検討を行っていく。 (ウ) 災害発生時における避難所としての活用も視野に入れ、効果的・効率的な耐震化等を行っていく。	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
53	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	(2) 正確な防災に関する情報の発信 令和2年度に更新した防災情報システムにより、市の災害対応能力の向上を図るとともに、ハザードマップのインターネット上での公開や各戸配布により、地域の防災力向上を図る。また、市・市民・事業者及び地域の防災組織の連携をスムーズにすることで、情報の収集・発信及び伝達体制の強化に取り組んでいく。 ア 災害情報の収集・発信及び伝達体制の強化 (ア) 熊本地震では、災害情報の収集・発信及び伝達に課題を残したことから、防災行政無線・ホームページ・SNS※3や電話・ファクシミリ・ラジオ・印刷物、広報車による巡回アナウンス等のあらゆる手段を活用し、正確かつ適切な情報の収集・発信及び伝達に取り組んでいく。 (イ) 避難所を含めた市内部及び国・県等の外部機関、さらには、町内自治会等の地域団体・民間団体との情報共有体制を整備するとともに、指定避難所以外への避難者や車中泊の避難者等の情報収集に努め、効果的な情報伝達手段を確立する。 ※3 Social Networking Service (Site) の略。インターネット上で、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にしたり、趣味や嗜好、居住地域などのつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供する会員制のサービスのこと。 イ ICT※4等を活用したスマートシティ※5の推進 (ア) 災害発生時における避難経路等の情報伝達や平時における市民の健康状態の把握、高齢者等の見守りといった医療・福祉など、様々な分野において積極的にICTを活用した防災・減災のまちづくりを検討する。 (イ) 公共施設等での再生可能エネルギー※6の地産地消など、災害に強い自立・分散型のエネルギーシステムの構築を推進していく。 ※4 Information & Communications Technologyの略。情報通信技術のこと。 ※5 ICTや環境技術などの先端技術を活用した効率的で利便性が高いまちのこと。 ※6 太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、永続的に再利用することが可能なエネルギーのこと。 (3) 互いに支え合う自主自立のまちづくりの推進 市民主体のまちづくり活動を支援し、地域の絆をより深めるとともに、高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等への理解を促進し、災害発生時にも市民が「おたがいさま」の心で助け合える地域づくりを推進する。 ア 地域のまちづくり活動支援 (ア) 市民が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域に暮らす住民同士が平時から顔の見える関係を築くことが必要である。そこで、地域公民館や地域コミュニティセンター等の地域活動拠点の更なる利活用を促進するとともに、地域の核となる町内自治会や校区自治協議会等の活動を支援し、地域のまちづくりの活性化を図る。 (イ) 熊本地震では、地域によって被害の状況も大きく異なり、行政に求められる支援のあり方も様々であることから、地域が主体となって、それぞれの地域の特色をいかした復興を行えるような支援の仕組みをつくる。 イ 地域における支え合い活動の推進	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
54	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	(ア) 災害発生時に市民が「共助」の精神で互いに支え助け合えるよう、地域に暮らす高齢者や障がい者、妊産婦、子ども等の災害弱者をはじめとした様々な市民に対する平時からの理解を促進し、地域における支援体制の整備を進る。 (イ) 高齢者や障がい者等が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、地域住民や保健・医療・福祉・介護に関する専門機関などが連携して支えていく地域包括ケアの体制づくりを進める。 (4) 復興を支える担い手の育成 地域における多様な課題の解決や主体的なまちづくりの取組を支えるため、地域の活動を支える人材の発掘や育成に取り組んでいく。 また、市民ボランティアやNPO※7、企業などの活動をつなぎ、相互に連携した自主自立のまちづくりの取組を支援する。 ※7 Non Profit Organizationの略。私的営利を目的としない社会的な使命を目的とした民間の組織のこと。 ア 地域の担い手の発掘・育成 (ア) 地域づくり活動に携わる人々の高齢化が進む中、地域の活性化のためには若い世代の担い手の育成が必要不可欠である。そこで、伝統ある地域のまつりの復活や魅力あるイベントへの若者の参加を促進し、実際に運営に関わる機会の創出に努めることで、地域愛ひいては郷土愛を醸成するとともに、担い手を発掘していく。あわせて、公民館における講座等の学びの場を通じ、担い手育成に取り組んでいく。 (イ) 地域福祉の担い手である民生委員・児童委員等の確保・支援に取り組んでいく。 イ 市民公益活動※8の推進 (ア) 熊本地震では、若者をはじめとした多くの市民ボランティアやNPO、企業等の自主的・自発的な社会貢献活動が多くの市民の力となり、支えとなったことから、こうした団体と市との連携を更に強化するため、定期的な意見交換の機会を設けるとともに、熊本市市民公益活動支援基金の更なる充実や様々な情報の収集及び効果的な発信による市民公益活動の支援を行っていく。 (イ) 市民活動支援センター「あいぽーと」において、市民活動団体の交流やネットワークづくりの場を提供する。 ※8 社会的役割（他人や社会への貢献）を意識した市民による活動のこと。 (5) 市民・地域と市のパートナーシップの推進 熊本地震で学んだことを糧として、市民・地域と市が、災害などの非常時にも効果的・効率的に連携できるよう、行政が積極的に地域活動等に飛び込んでいくことにより、平時から信頼関係の強化に取り組んでいく。 また、市は施策の企画立案や実施の際に市民参画の機会を十分に確保し、市民は積極的に参画していくことで、市民と市が互いに理解し、協力し合い、市民を主体としたより魅力あるまちづくりを推進する。 ア 市民・地域と市の関係強化	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
55	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	まちづくりセンターに地域担当職員を配置し、平時から地域の相談や情報の収集・行政情報の発信、地域コミュニティ活動の支援などを行い、地域とともに課題解決に取り組むことを通じて、災害発生時においても、市民・地域と市が連携し、地域の状況に応じた迅速かつ柔軟な対応ができる体制を整えていく。 イ 市民参画・協働の推進 市民主体の魅力あるまちづくりの推進や災害からの真の復興を実現するためには、市民やNPO、事業者等が持つ専門的な知識や経験が必要不可欠であることから、市の施策の企画立案・実施の際には多様な個人や団体が参画し、自由に意見の交換ができる場を十分に確保する。 2 市・市民・事業者・地域の防災組織の災害対応力の強化 熊本地震による被害の状況や復旧・復興へのプロセスを記録・保存するとともに、それらを踏まえた地域防災計画や危機管理体制の見直しを行う中で、「自助」・「共助」・「公助」に関する効果的な取り組みをまとめ、市・市民・事業者・地域の防災組織の役割を「熊本市防災基本条例」で明らかにし、それぞれの防災活動が促進される環境を整備するとともに、必要な支援を行うものとする。 (1) 市民の災害対応力の強化 ア 防災等に関する市民への啓発活動や防災訓練への参加呼びかけを行うとともに、ハザードマップ※9の作成・活用による避難経路・避難所等の確認を、地域の防災組織を通して積極的に促す。 イ 発災後の7日間程度を自らでしのげる食料・水等の備蓄の呼びかけのほか、電気等のエネルギーの自給を促進していく。 ウ 保育所や認定こども園、幼稚園、学校等で子どもたちの防災教育に取り組むほか、企業等のみならず、そこで働く方々の防災意識向上に向けた取組を充実していく。 ※9 自然災害で想定される被害範囲・程度等を地図に表したもので、それに加えて避難場所などの情報を図示し、迅速・的確な避難を手助けする地図のこと。 (2) 事業者の災害対応力の強化 地域の防災組織や市が実施する防災訓練への協力のほか、市との災害時連携協定の締結などの取組を推進する。 (3) 地域の防災組織の災害対応力の強化 自主防災クラブ、校区防災連絡会、及び避難所運営委員会など、地域住民で構成される防災組織の役割や活動を明確にした上でその活動を支援していくとともに、消防団の体制等の充実や地域における実践的な防災訓練の実施など、町内自治会や校区自治協等における災害対応力強化に必要な支援を行っていく。 (4) 市の災害対応力の強化 ア 消防機能の充実、支援物資等の受入体制強化、集配拠点及び周辺交通アクセスの改善、近隣自治体や九州各県の自治体との連携強化等を進めていく。 イ 平時から、地域との連携強化に向けた取り組みを進めるとともに、職員研修等を通じて職員の災害対応力の向上を図る。また、災害発生時には、市・市民・	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
56	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	事業者・地域の防災組織が力を結集し、円滑な避難所運営などの対応に当たることができるよう、役割を整理する。 ウ 民間企業との災害発生時における協定締結を促進し、市・市民・事業者・地域の防災組織が一体となった効率的で効果的な災害対応体制を構築していく。 エ 被災者の速やかな生活再建・住宅再建に資するよう、家屋等の被害調査・り災証明書の発行・各種支援制度の申請受付を迅速かつ効率的に行えるシステムの整備を進める。 オ 災害発生時における救急医療体制を充実するため、公立病院を含む地域の医療機関の連携を強化する。 3 避難所運営の見直し・強化 熊本地震における避難所運営は、市の職員及び各自治体からの応援職員により行われた。その結果、避難所対応を担った職員の疲弊と避難者のニーズに十分に 대응することができない状況を招いた。これらの課題に対し、校区防災連絡会を組織するとともに市が任命する避難所担当職員及び避難所となる施設の施設管理者からなる避難所運営委員会を組織し、より地域の実情に応じた避難所運営を行う。また、バリアフリー化等の機能強化、備蓄物資の確保等を行う。 また、被災者の年齢、国籍、性別及び障害の特性の多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられないことがないよう、十分な配慮（障がい者等にあっては障害者差別解消法に基づく合理的配慮※10）をするとともに、指定避難所における福祉避難室の整備、更に福祉避難所を拡充し、開設訓練の充実等を図ることなどにより、発災直後から円滑に運用できるよう体制構築に取り組んでいく。さらに、避難所等の給水施設の活用など、応急給水体制を見直す。 ※10 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、障がい者等から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮の提供を行うこと。 (1) 避難所の指定・運営方法等の見直し ア 自主防災クラブや校区防災連絡会と市が任命する避難所担当職員及び避難所となる施設の施設管理者からなる避難所運営委員会を組織するなど地域の防災組織を促進し、市民、地域の防災組織、避難所となる施設の管理者及び市は、平時から連携を深めるとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、互いに協力して避難所運営を行う。 イ 被災者の年齢、国籍、性別及び障害の特性の多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられないことがないよう、避難所の指定のあり方や運営方法を改善するとともに、在宅や車中泊等の避難者への対応について検討する。 ウ 本計画の改定にあっては、必要に応じ、専門家等の助言、地域の実情及びアンケート調査の結果等を反映させる。また、分かりやすく災害現場で活用できる実動マニュアルを別途整備する。 エ 避難所運営に携わる人員の確保のほか、ボランティアが効果的に機能するためのコーディネーターの配置などについて検討する。	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
57	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	(2) 避難所の機能強化 ア 避難所においては、停電時に電力を供給する太陽光発電設備及び外部給電機器等の導入、だれもが利用しやすいトイレや災害用マンホールトイレの整備、固定電話の設置など必要に応じた機能強化を行っていく。 イ 熊本地震の対応における課題や今般の感染症予防対策等を踏まえ、避難所の教室を開放するにあたっては、熱中症対策のためのエアコン設置教室の開放、感染症予防対策としての避難スペース拡大、保健室の設置及び要配慮者等への福祉避難室の確保、トイレ未設置体育館における校舎内トイレの利用、浸水想定区域にある避難所での垂直避難のため校舎利用を進めていく。 (3) 備蓄物資確保・物資供給体制 各避難所等に必要な食料や保存飲料水、資材等の備蓄を進めていく。 ア 小中学校等に分散備蓄している物資は、指定避難所の避難者へ配給する。 イ 地域が把握した指定外の避難所や在宅被災者へは、指定避難所での配給も可能とする。 ウ 大規模災害発生時に物資受入配送拠点となる施設候補地を事前に決めておき、災害の状況により開設できるよう整備する。 エ 大規模災害発生時は、災害対策本部に各局職員で組織する物資供給チームを設置し、区対策部等と連携し迅速な物資供給体制を整備する。 オ 災害協定に基づき、物資受入・荷捌き、管理、配送業務などは、できるだけ団体、民間企業に要請する。 (4) 指定都市市長会行動計画、九州市長会防災部会による被災地支援 ア 「広域・大規模災害における指定都市市長会行動計画」において、熊本地震を踏まえてプッシュ型物資支援は、国の支援体制との整合性を図り、発災から３日以内を前提に被災地の近隣市より行うこととしており、九州市長会防災部会においては、備蓄物資を一覧できる台帳を整備し共有している。 イ 九州市長会防災部会において、発災２４時間後に即応支援班（１０～２５班）を派遣し、集積拠点から避難所までのピストン輸送や荷捌き等支援を行う相互応援プランを策定している。 (5) 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）の拡充等 ア 災害発生時に福祉避難所となる施設を十分に確保するため、老人福祉施設や障害者支援施設、児童福祉施設等との事前協定締結に向けた協議を進める。 イ 協定施設と熊本地震の対応に関する意見交換等を行う中で、相互の課題を洗い出し、必要な改善策を講じるほか、開設訓練への参加施設数の増加に努めることなどにより、福祉避難所の充実に取り組む。 ウ 災害発生時に障がい児等が避難できる場所として福祉子ども避難所の確保に努め、開設訓練等に取り組む。 (6) 応急給水体制の強化 ア 応急給水活動を円滑に行えるよう小中学校等における貯水機能付給水管（※11）の整備を計画的に行う。	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
58	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	イ 応急給水にあたっては、避難所等に設置された給水施設や、協定を締結した民間企業の井戸、市が管理する地下水位観測用の井戸など豊富な地下水の有効活用により、速やかな生活用水の提供を行うとともに、災害の規模に応じて他の自治体からの給水車支援を要請し、給水車による補完的な給水拠点を設置するなど、応急給水体制を強化する。 ※11 地震などの災害発生時に起こる断水に備えて水を貯めることができる給水管のこと。 4 被災者の生活再建に向けたトータルケア 総合相談窓口を各区に設置し、被災者の生活再建に向けた相談や様々な支援制度の情報提供など、分かりやすく丁寧な支援を行っていく。 また、関係機関と連携した就労支援や、職業訓練などによる職業能力の向上支援に取り組んでいく。 さらに、被災者を対象に、災害によって傷ついた心のケアなど、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行っていく。 総合相談窓口を設置した際には、その連絡先を避難所の掲示板や市のホームページ等を通じて案内する。 (1) 生活再建に向けた支援・相談・情報提供 ア 既存制度も含め、被災者の生活再建を支援する各種事業を実施するとともに、ワンストップの総合相談窓口を各区に設置し、公的な支援制度に係る相談、情報提供等を実施する。また、法律の専門家の協力による二重ローン問題解消等の相談対応など、民間の支援制度に係る情報提供を行っていく。 イ 特に、生活再建が必要な子育て家庭が、安心して子どもを産み育てられるような環境整備を図るとともに、子育ての不安を解消する相談体制の充実や経済的負担の軽減を図る。 (2) 就労支援・職業訓練 大規模災害に起因する離職者に対して、関係機関と連携した就労支援や職業能力の向上支援を行っていく。 (3) 心のケア ア 被災者に対する心のケアの体制を充実させ、心身の健康の確保に向け一人ひとりの状況に合わせたきめ細かな支援を実施する。 イ 熊本地震により傷ついた児童生徒に対して、スクールカウンセラーによるカウンセリングを行うなど、心のケアに取り組んでいく。 (4) 応急仮設住宅等における生活支援 避難所等から応急仮設住宅等に住まいを移した後も、孤立することなく心身ともに健康に暮らせるよう、入居者が集うことのできるスペースを確保するとともに、新たなコミュニティの中で生活する入居者の見守りや生活・健康相談、地域との交流の機会をつくるなど、被災者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を実施する。 (5) 恒久的な住まいの確保支援 被災住宅の公費解体・撤去や応急修理のほか、液状化などの宅地被害からの 復旧支援など、居住環境の回復を支援するとともに、民間賃貸住宅やサービス付き高齢	(全差替え)
59	01 共通編	1	3 ～ 7			7 ～ 51	修正	者向け住宅※12等の新たな住まいに関する情報提供や金融面の相談支援などを行っていく。 また、耐震診断や耐震改修を促進し将来の地震発生へ向けた備えを強化する。 ※12 介護・医療と連携して高齢者支援サービスを提供するバリアフリー構造の住宅のこと。 ア 安全・安心な生活環境の確保 (ア) 被災住宅の応急修理や、液状化などによる宅地被害や擁壁崩壊などからの復旧を支援することで、二次被害を防ぎ、安全で安心な住まいの確保に努める。 (イ) 災害発生時に発生したがれきの処理や、やむを得ず解体する家屋の解体・撤去に関する支援を行っていく。 イ 新たな住まいの確保 自力での住まいの確保が困難な被災者に対して、災害公営住宅を提供するなど、恒久的な住まいの確保支援に取り組んでいく。 ウ 将来の地震発生へ向けた備え 個人住宅の耐震診断及び耐震改修を促進し、再び地震が起こった際の被害の軽減を図る。 また、耐震診断士等の育成に努め、耐震化の促進に取り組んでいく。	(全差替え)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
60	01	共通編	2	1	1	60	修正	1 熊本市 市は、基礎的な地方公共団体として、 <u>災害時に市民等の生命、身体、財産及び暮らし並びに個人の尊厳を守るため</u> 、 （略） 消防機関等の組織整備並びに市区域内の公共的団体 等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく <u>地域の</u> 防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。	1 熊本市 市は、基礎的な地方公共団体として、 <u>市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため</u> 、 （略） 消防機関等の組織整備並びに市区域内の公共的団体 等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく <u>自主</u> 防災組織の充実を図り、市の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。
61	01	共通編	2	3	1	2	68	修正	2 配備基準
62	01	共通編	2	3	1	2	69	修正	2 配備基準

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
63	01 共通編	2	3	1	5	70	修正	(4) 従事職員数等の報告 ア 水防本部若しくは災害警戒本部が設置された場合は、各水防部若しくは各警戒部の責任者は本部室（危機管理防災部）へ動員配備状況を報告する。 イ 災害対策本部が設置された場合は、各対策部総務班は、対策部の動員配備状況をとりまとめ、定期的に総合調整室に報告する。	(4) 従事職員数等の報告 ア 水防本部若しくは災害警戒本部が設置された場合は、区警戒部、土木警戒部、上下水道警戒部の責任者は情報支援室（危機管理防災総室）へ動員配備状況を報告する。 イ 災害対策本部が設置された場合は、各対策部総務班は、対策部の動員配備状況をとりまとめ、定期的に総合調整室に報告する。
64	01 共通編	2	3	1	6	70	修正	(1) 安否確認 （略） (イ) 各所属は、安否確認状況報告様式を準用して、安否の確認結果を取りまとめ、各対策部主管課に報告する。 (ウ) 各対策部主管課は、対策部内の確認結果を、安否確認状況報告様式により、総務局対策部総務班（総務課）へ報告する。 応援対策部議会局班は、他の応援対策部の確認結果を取りまとめて報告する。	(1) 安否確認 （略） (イ) 各所属は、安否確認状況報告様式を準用して、安否の確認結果を取りまとめ、各局区等主管課に報告する。 (ウ) 各対策部主管課は、対策部内の確認結果を、安否確認状況報告様式により、総務対策部総務班（総務課）へ報告する。 議会局対策部は、他の応援対策部の確認結果を取りまとめて報告する。
65	01 共通編	2	3	1	6	71	修正	(2) 職員の緊急参集及び職員の参集状況の把握 (イ) 最寄り職場への参集＝自分の勤務地への参集が困難な場合の対応 交通機関等の途絶等により勤務地に参集することが困難な場合には、所属に連絡して指示を受けるか、最寄りの区役所、まちづくりセンター等に参集する。	(2) 職員の緊急参集及び職員の参集状況の把握 (イ) 最寄り職場への参集＝自分の勤務地への参集が困難な場合の対応 交通機関等の途絶等により勤務地に参集することが困難な場合には、所属に連絡して指示を受けるか、最寄りの区役所、総合出張所等に参集する。
66	01 共通編	2	3	1	6	72	修正	イ 職員の参集状況及び参集可能職員概数の把握 (イ) 各所属は、参集状況報告様式を準用して、参集状況を取りまとめ、各対策部主管課に報告する。 (ウ) 各対策部主管課は、対策部内の参集状況を、参集状況報告様式により総務局対策部総務班（総務課）へ報告する。応援対策部議会局班は、他の応援対策部の参集状況を取りまとめ報告する。	イ 職員の参集状況及び参集可能職員概数の把握 (イ) 各所属は、参集状況報告様式を準用して、参集状況を取りまとめ、各局区等主管課に報告する。 (ウ) 各対策部主管課は、対策部内の参集状況を、参集状況報告様式により総務局対策部総務班（総務課）へ報告する。議会局対策部は、他の応援対策部の参集状況を取りまとめ報告する。
67	01 共通編	2	3	2	1	72	修正	第2項 水防本部（風水害） 1 熊本市水防本部の設置基準 水防本部は、水災に関する情報連絡及び防除活動を迅速かつ的確に行うため、熊本市災害警戒本部の設置前に設置する。 水防本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、危機管理監が必要と認めるときに設置する。	第2項 水防本部（風水害） 1 熊本市水防本部の設置基準 水防本部は、水災に関する情報連絡及び防除活動を迅速かつ的確に行うため、熊本市災害対策本部の設置前に設置する。 水防本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が必要と認めるときに設置する。
68	01 共通編	2	3	2	1	73	修正	第2項 水防本部（風水害） 1 熊本市水防本部の設置基準 （4）（略） （5）前各号に掲げるもののほか、情報収集などの対応が必要なとき。	第2項 水防本部（風水害） 1 熊本市水防本部の設置基準 （4）（略） （4）（略）

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前																		
69	01	共通編	2	3	2	1	73	修正	■熊本市水防本部の設置基準 <table><tr><th>態勢</th><th>配備態勢</th><th>配備基準</th><th>総員</th></tr><tr><td rowspan="2">注意態勢</td><td>レベル2 情報収集態勢</td><td>○大雨、大雪、洪水、高潮注意報※1が発表されたとき ○県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったとき ※1 台風接近時等で緊急に対応が必要な場合に限る</td><td>3～13名</td></tr><tr><td>レベル3 初動準備態勢</td><td>○大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき ○高齢者等避難発令（災害警戒レベル3）</td><td>52名</td></tr><tr><td rowspan="2">警戒態勢</td><td>レベル4 応急活動準備態勢</td><td>○今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき ○土砂災害警報情報が発表されたとき ○避難指示発令（災害警戒レベル4）</td><td>95名</td></tr><tr><td>レベル4強化 災害警戒態勢</td><td>○応急活動準備態勢による処理や対応が速やかにできないと予測されるとき ○その他本部長が必要により当該配置を指示したとき</td><td>250名</td></tr></table>	態勢	配備態勢	配備基準	総員	注意態勢	レベル2 情報収集態勢	○大雨、大雪、洪水、高潮注意報※1が発表されたとき ○県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったとき ※1 台風接近時等で緊急に対応が必要な場合に限る	3～13名	レベル3 初動準備態勢	○大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき ○高齢者等避難発令（災害警戒レベル3）	52名	警戒態勢	レベル4 応急活動準備態勢	○今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき ○土砂災害警報情報が発表されたとき ○避難指示発令（災害警戒レベル4）	95名	レベル4強化 災害警戒態勢	○応急活動準備態勢による処理や対応が速やかにできないと予測されるとき ○その他本部長が必要により当該配置を指示したとき	250名
態勢	配備態勢	配備基準	総員																								
注意態勢	レベル2 情報収集態勢	○大雨、大雪、洪水、高潮注意報※1が発表されたとき ○県知事から洪水予報及び水防警報の通知があったとき ※1 台風接近時等で緊急に対応が必要な場合に限る	3～13名																								
	レベル3 初動準備態勢	○大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき ○高齢者等避難発令（災害警戒レベル3）	52名																								
警戒態勢	レベル4 応急活動準備態勢	○今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき ○土砂災害警報情報が発表されたとき ○避難指示発令（災害警戒レベル4）	95名																								
	レベル4強化 災害警戒態勢	○応急活動準備態勢による処理や対応が速やかにできないと予測されるとき ○その他本部長が必要により当該配置を指示したとき	250名																								
70	01	共通編	2	3	2	2	73	修正	2 設置者及び本部長 危機管理監は、水防本部の設置者及び本部長とする。ただし、危機管理監に事故があるとき又は危機管理監が欠けたときは、次の順位で代行する。 <table><tr><td>第1順位</td><td>政策局長</td></tr><tr><td>第2順位</td><td>政策局総括審議員（総括審議員を置かない場合にあっては、危機管理防災部長）</td></tr></table>	第1順位	政策局長	第2順位	政策局総括審議員（総括審議員を置かない場合にあっては、危機管理防災部長）														
第1順位	政策局長																										
第2順位	政策局総括審議員（総括審議員を置かない場合にあっては、危機管理防災部長）																										
71	01	共通編	2	3	2	3	74～75	修正	3 水防本部の組織 「共通編第2章第3節第4項 水防本部・災害警戒本部の組織」別表1 熊本市水防本部態勢図のとおり。 (削除) (削除) (削除) (削除)																		
72	01	共通編	2	3	2	4	76	修正	4 事務分掌 水防本部の主な事務分掌は次のとおりとする。 <table><tr><th>班名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>責任者</td><td>○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の状況を把握し、必要に応じ新たな態勢への変更を協議する。 ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出動職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター（わくわくランド）」へ職員を配置する。</td></tr></table>	班名	事務分掌	責任者	○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の状況を把握し、必要に応じ新たな態勢への変更を協議する。 ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出動職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター（わくわくランド）」へ職員を配置する。														
班名	事務分掌																										
責任者	○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の状況を把握し、必要に応じ新たな態勢への変更を協議する。 ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出動職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター（わくわくランド）」へ職員を配置する。																										

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
73	01	共通編	2	3	2	4	76	修正	管理班^㉔ ○災害情報トリアージ用紙の複写を責任者より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。^㉔ ○報道機関に関する説明及び整理を行う。^㉔ ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。^㉔ ○水防本部各班からの情報を整理する。^㉔ ○配備態勢が変更になった場合、関係機関(市部署以外)へ連絡を行う。^㉔ ○責任者より受けた災害情報を地図等に記載整理し必要がある場合、関係各課への情報を伝達する。^㉔ ○情報記録板(ホワイトボード等)に、災害情報を時系列で記載する。^㉔ ○国・県への連絡・協議を行う。^㉔ ○避難場所における情報を整理・分析する。^㉔ 管理調整班^㉔ ○電話対応班が作成した災害情報トリアージ用紙の複写を責任者より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。^㉔ ○災害情報トリアージ区分Aの場合は、5階指揮室(設置された場合)に更に複写を行い情報提供する。また、必要に応じて、監視パトロール班に情報を提供する。^㉔ ○報道機関に関する説明及び整理を行う。^㉔ ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。^㉔ ○水防本部各班からの情報を整理する。^㉔ ○配備態勢が変更になった場合、関係機関(市部署以外)へ連絡を行う。^㉔ ○責任者より受けた災害情報を地図等に記載整理し必要がある場合、関係各課への情報を伝達する。^㉔ ○情報記録板(ホワイトボード等)に、災害情報を時系列で記載する。^㉔ ○国・県への連絡・協議を行う。^㉔ ○管財課は必要車両を確保するために、別室にて準備する。^㉔ また、責任者との連絡を密に行う。^㉔ ○避難場所における情報を整理・分析する。^㉔ 水防本部^㉔
74	01	共通編	2	3	2	4	76	修正	情報班^㉔ ○班員は、通報者からの情報を基に災害情報トリアージ用紙を作成(要請場所の地図添付含)、班長に報告する。^㉔ ○班長は作成された災害情報トリアージ用紙内容を確認(番号付与、区分判定等)、責任者への報告を行うとともに、水防本部の各班へ情報伝達を指示する。^㉔ ○要請に対応する各部(区役所・土木センター等)へ電話、FAX等で情報の伝達、対応依頼を行い班長へ対応状況を報告する。^㉔ ○その他必要に応じて、関係各課へ情報を伝達する。^㉔ ○班長は、災害情報トリアージ用紙を確認後、班員へ伝達する。^㉔ ○班員は、班長から渡された災害情報トリアージ用紙に基づき防災情報システムに入力する。また、入力後は防災情報システムのクロノロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。^㉔ ○班員は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。^㉔ ○班員は、降雨・水位状況を正確に把握し、被害が集中している箇所がある場合は、責任者及び管理班に報告する。^㉔ ○班長は必要に応じて、土木調整班と協議を行う。^㉔ ○責任者の指示により、白川地域防災センター(わくわくランド)へ出勤し、白川及び国の情報収集を実施する。^㉔ 電話対応班^㉔ ○班員は、通報者からの情報を基に災害情報トリアージ用紙を作成(要請場所の地図添付含)、班長に報告する。^㉔ ○班長は作成された災害情報トリアージ用紙内容を確認(番号付与、区分判定等)、責任者への報告を行うとともに、水防本部の各班へ情報伝達を指示する。^㉔ ○要請に対応する各部(区役所・土木センター等)へ電話、FAX等で情報の伝達、対応依頼を行い情報整理班長へ対応状況を報告する。^㉔ ○その他必要に応じて、関係各課へ情報を伝達する。^㉔ 水防本部^㉔ 情報整理班^㉔ ○班長は、電話対応班より渡された災害情報トリアージ用紙を確認後、班員へ伝達する。^㉔ ○班員は、班長から渡された災害情報トリアージ用紙に基づき防災情報システムに入力する。また、入力後は防災情報システムのクロノロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。^㉔ ○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。^㉔ ○班員(観察員)は、降雨・水位状況を正確に把握し、被害が集中している箇所がある場合は、責任者及び管理調整班に報告する。^㉔ ○班長は必要に応じて、各土木センター等と協議を行う。^㉔ ○責任者の指示により、白川地域防災センター(わくわくランド)へ出勤し、白川及び国の情報収集を実施する。^㉔ 水防本部^㉔
75	01	共通編	2	3	2	4	77	修正	土木情報班^㉔ (風水害時)^㉔ ○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「状況調査」「現場監視」の担当者を配置し、情報の収集にあたる。(兼務可)^㉔ ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。^㉔ ○班員は責任者の指示に従い、被害状況の収集、精査及び国、県等の他機関への伝達等を実施する。^㉔ ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、土木情報班責任者に報告し、指示を得る。^㉔ 土木水防部^㉔ ○班の責任者は、本庁舎土木部に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集にあたる。(兼務可)^㉔ ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。^㉔ ○責任者は、土木水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。^㉔ 《情報収集班》^㉔ ○班員は責任者の指示に従い、被害状況の収集、精査及び国、県等の他機関への伝達等を実施する。^㉔ ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、土木水防部責任者に報告し、指示を得る。^㉔ 本庁舎13階^㉔ (土木部)^㉔
76	01	共通編	2	3	2	4	77	修正 (削除)	監視^㉔ パトロール班^㉔ ○班長は、責任者及び管理調整班と協議し、必要がある場合、現地調査へ班員を出動させる。^㉔ ○班長は、出動した班員と随時防災行政無線等にて連絡を受け、責任者等に随時報告する。^㉔ ○班員は、現地調査へ出動する場合は、ヘルメットやライフジャケットなどの装備を整え防災行政無線などの連絡機器を携帯し、随時本部及び班長と連絡を取り合う。^㉔ ○班員は、現地調査を行う場合、浸水状況や被害状況がわかるように写真及び動画を撮影する。^㉔ ○現地調査の結果、消防局への出動依頼、水防団への動員依頼、資材などの配置が必要と判断した場合、本部へ報告する。^㉔ ○責任者の指示により、小島河川防災センターへ出動し、情報の収集に努める。^㉔ ○責任者の指示により、現場映像システムを利用し、現地情報を送信する。^㉔ 水防本部^㉔

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
77	01 共通編	2	3	2	4	77	修正	各区水防部⁴² ○班の責任者は、区役所及び各土木センター(室)に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」の担当者及び「土木実働班」の担当者を配置し、本部等との連絡及び情報の収集、現地の対応にあたる。(兼務可)⁴³ ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。⁴⁴ ○責任者は、区役所で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。⁴⁵ 《情報対応班》⁴⁶ ○班員は責任者の指示に従い、状況調査を実施する。⁴⁷ (各区の担当者は土木実働班と協力して実施する。)⁴⁸ ○班員は現場や電話対応により、被害の応急処置などが必要な場合は、土木実働班に対応を依頼する。⁴⁹ ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、区役所の責任者に報告し、指示を得る。⁵⁰ 《土木実働班》⁵¹ ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査及び報告、ならびに簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。⁵² ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、各土木センター責任者に報告し指示を得る。⁵³	各区水防部⁴² ○班の責任者は、区役所及び各土木センター(室)に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」の担当者及び「土木実働班」の担当者を配置し、本部等との連絡及び情報の収集、現地の対応にあたる。(兼務可)⁴³ ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。⁴⁴ ○責任者は、区役所で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。⁴⁵ 《情報対応班》⁴⁶ ○班員は責任者の指示に従い、状況調査を実施する。⁴⁷ (各区の担当者は土木実働班と協力して実施する。)⁴⁸ ○班員は現場や電話対応により、被害の応急処置などが必要な場合は、土木実働班に対応を依頼する。⁴⁹ ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、区役所の責任者に報告し、指示を得る。⁵⁰ 《土木実働班》⁵¹ ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査及び報告、ならびに簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。⁵² ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、各土木センター責任者に報告し指示を得る。⁵³ 各区役所⁴² 各土木センター⁴² 河内分室⁴²
78	01 共通編	2	3	2	4	77	修正	上下水道水防部⁴² ○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実働班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可)⁴³ ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。⁴⁴ ○責任者は、上下水道水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。⁴⁵ ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。⁴⁶ ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、上下水道水防部の責任者に報告し、指示を得る。⁴⁷	上下水道⁴² 水防部⁴² ○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実働班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可)⁴³ ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。⁴⁴ ○責任者は、上下水道水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。⁴⁵ ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。⁴⁶ ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、上下水道水防部の責任者に報告し、指示を得る。⁴⁷ 上下水道局⁴² 庁舎⁴²
79	01 共通編	2	3	2	4	77	修正	農水水防部⁴² ○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実働班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可)⁴³ ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。⁴⁴ ○責任者は、農水水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。⁴⁵ ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。⁴⁶ ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、農水水防部の責任者に報告し、指示を得る。⁴⁷	農水水防部⁴² ○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実働班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。(兼務可)⁴³ ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。⁴⁴ ○責任者は、農水水防部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。⁴⁵ ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。⁴⁶ ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、農水水防部の責任者に報告し、指示を得る。⁴⁷ 本庁舎12階⁴² 各農業振興センター⁴²
80	01 共通編	2	3	2	5	78	修正	5 水防本部の廃止⁴² 水防本部長は、災害の危険が解消されたと認められるときは、水防本部を廃止する。 ただし、降雨状況の激化や、避難指示を発令するなど局地的な災害が発生するおそれがある場合、本部長の判断により災害警戒本部へ移行する。⁴³	5 水防本部の廃止⁴² 水防本部長は、災害の危険が解消されたと認められるときは、水防本部を廃止する。⁴³ ただし、局地的な災害が発生した場合や、河川の避難判断水位を超えた場合など、災害が拡大するおそれがある場合、本部長の判断により災害対策本部へ移行する。⁴⁴

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
81	01 共通編	2	3	2	6	78	削除	(削除)	6 水防に関する伝達系統 (略)
82	01 共通編	2	3	2	7	78 ～ 81	削除	(削除)	7 洪水予報・水防警報 (略)
83	01 共通編	2	3	3		82	修正	第3項 災害警戒本部 市域において 風水害 、地震・津波等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が熊本市災害対策本部を設置するに至らない場合、必要に応じて設置する。 災害警戒本部は、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整あるいは 市域のいずれかで発生した 災害に対する応急措置を行うとともに、災害の状況に応じて、速やかに災害対策本部に移行できる態勢を整えておくことを目的にする。	第3項 災害警戒本部 (地震・津波等) 市域において地震・津波等の災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、その災害の程度が熊本市災害対策本部を設置するに至らない場合、必要に応じて設置する。 災害警戒本部は、災害に関する情報を収集し、関係機関との連絡調整あるいは 軽微な 災害に対する応急措置を行うとともに、災害の状況に応じて、速やかに災害対策本部に移行できる態勢を整えておくことを目的にする。
84	01 共通編	2	3	3	1	82	修正	1 設置基準 災害警戒本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、 危機管理監 が必要と認めるときに設置する。 ■風水害 (1) 今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき (2) 土砂災害警報情報が発表されたとき (3) 避難指示発令（災害警戒レベル4） (4) 応急活動準備態勢による処理・対応が速やかにできないと予測されるとき (5) 前各号に掲げるもののほか、災害が発生し又は発生するおそれがある場合 ■地震・津波等 (1) 気象庁発表による震度4以上の地震が、市域に発生した場合 (2) 津波予報区（有明海及び八代海をいう。）に津波注意報又は津波警報が発表された場合 (3) 気象庁の南海トラフ地震臨時情報が発表された場合 (4) 火災、爆発、放射線物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、航空機の墜落等で災害が発生した場合 (5) 前各号に掲げるもののほか、 災害が発生し又は発生するおそれがある場合	1 設置基準 警戒本部は、次の各号のいずれかに該当する場合であって、 市長 が必要と認めるときに設置する。 (追加) (追加) (追加) (1) 気象庁発表による震度4以上の地震が、市域に発生した場合 (2) 津波予報区（有明海及び八代海をいう。）に津波注意報又は津波警報が発表された場合 (3) 気象庁の南海トラフ地震臨時情報が発表された場合 (4) 火災、爆発、放射線物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没、航空機の墜落等で災害が発生した場合 (5) 前4号に掲げるもののほか、 市長が必要と認めるとき。

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前																															
85	01	共通編	2	3	3	1	82	修正	■災害警戒本部の設置基準表⁴ <table><thead><tr><th>配備態勢⁴</th><th>配備基準⁴</th><th>総 員⁴</th></tr></thead><tbody><tr><td>レベル2⁴ 情報収集態勢⁴</td><td>【地震・津波】⁴ ○津波注意報が発表された場合⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき⁴</td><td>3名⁴</td></tr><tr><td>レベル3⁴ 初動準備態勢⁴</td><td>【地震・津波】⁴ ○震度4の地震発生⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき⁴</td><td>22～60名⁴</td></tr><tr><td>レベル4⁴ 応急活動準備態勢⁴</td><td>【風水害】⁴ ○今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき⁴ ○土砂災害警戒情報が発表されたとき⁴ ○避難指示発令（災害警戒レベル4）⁴ 【地震・津波】⁴ ○高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合⁴ ○震度5弱の地震発生⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき⁴</td><td>95～98名⁴</td></tr><tr><td>レベル4強化⁴ 災害警戒態勢⁴</td><td>【風水害】⁴ ○応急活動準備態勢による処理や対応が速やかにできないと予測されるとき⁴ ○その他本部長が必要により当該配置を指示したとき⁴ 【地震・津波】⁴ ○津波警戒が発表された場合⁴ （避難指示発令）⁴ ○震度5強以上の地震発生⁴ ○県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けたとき⁴</td><td>248名⁴</td></tr></tbody></table> ■災害警戒本部の設置基準⁴ <table><thead><tr><th>配備態勢⁴</th><th>配備基準⁴</th><th>総 員⁴</th></tr></thead><tbody><tr><td>レベル2⁴ 情報収集態勢⁴</td><td>○津波注意報が発表された場合⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき⁴</td><td>3名⁴</td></tr><tr><td>レベル3⁴ 初動準備態勢⁴</td><td>○震度4の地震発生⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき⁴</td><td>22～60名⁴</td></tr><tr><td>レベル4⁴ 応急活動準備態勢⁴</td><td>○高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合⁴ ○震度5弱の地震発生⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき⁴</td><td>95名⁴</td></tr><tr><td>レベル4強化⁴ 災害警戒態勢⁴</td><td>○津波警戒が発表された場合⁴ （避難指示発令）⁴ ○震度5強以上の地震発生⁴ ○県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けたとき⁴</td><td>250名⁴</td></tr></tbody></table>	配備態勢 ⁴	配備基準 ⁴	総 員 ⁴	レベル2 ⁴ 情報収集態勢 ⁴	【地震・津波】 ⁴ ○津波注意報が発表された場合 ⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ⁴	3名 ⁴	レベル3 ⁴ 初動準備態勢 ⁴	【地震・津波】 ⁴ ○震度4の地震発生 ⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ⁴	22～60名 ⁴	レベル4 ⁴ 応急活動準備態勢 ⁴	【風水害】 ⁴ ○今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき ⁴ ○土砂災害警戒情報が発表されたとき ⁴ ○避難指示発令（災害警戒レベル4） ⁴ 【地震・津波】 ⁴ ○高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合 ⁴ ○震度5弱の地震発生 ⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ⁴	95～98名 ⁴	レベル4強化 ⁴ 災害警戒態勢 ⁴	【風水害】 ⁴ ○応急活動準備態勢による処理や対応が速やかにできないと予測されるとき ⁴ ○その他本部長が必要により当該配置を指示したとき ⁴ 【地震・津波】 ⁴ ○津波警戒が発表された場合 ⁴ （避難指示発令） ⁴ ○震度5強以上の地震発生 ⁴ ○県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けたとき ⁴	248名 ⁴	配備態勢 ⁴	配備基準 ⁴	総 員 ⁴	レベル2 ⁴ 情報収集態勢 ⁴	○津波注意報が発表された場合 ⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ⁴	3名 ⁴	レベル3 ⁴ 初動準備態勢 ⁴	○震度4の地震発生 ⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ⁴	22～60名 ⁴	レベル4 ⁴ 応急活動準備態勢 ⁴	○高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合 ⁴ ○震度5弱の地震発生 ⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ⁴	95名 ⁴	レベル4強化 ⁴ 災害警戒態勢 ⁴	○津波警戒が発表された場合 ⁴ （避難指示発令） ⁴ ○震度5強以上の地震発生 ⁴ ○県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けたとき ⁴	250名 ⁴	
配備態勢 ⁴	配備基準 ⁴	総 員 ⁴																																						
レベル2 ⁴ 情報収集態勢 ⁴	【地震・津波】 ⁴ ○津波注意報が発表された場合 ⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ⁴	3名 ⁴																																						
レベル3 ⁴ 初動準備態勢 ⁴	【地震・津波】 ⁴ ○震度4の地震発生 ⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ⁴	22～60名 ⁴																																						
レベル4 ⁴ 応急活動準備態勢 ⁴	【風水害】 ⁴ ○今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき ⁴ ○土砂災害警戒情報が発表されたとき ⁴ ○避難指示発令（災害警戒レベル4） ⁴ 【地震・津波】 ⁴ ○高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合 ⁴ ○震度5弱の地震発生 ⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ⁴	95～98名 ⁴																																						
レベル4強化 ⁴ 災害警戒態勢 ⁴	【風水害】 ⁴ ○応急活動準備態勢による処理や対応が速やかにできないと予測されるとき ⁴ ○その他本部長が必要により当該配置を指示したとき ⁴ 【地震・津波】 ⁴ ○津波警戒が発表された場合 ⁴ （避難指示発令） ⁴ ○震度5強以上の地震発生 ⁴ ○県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けたとき ⁴	248名 ⁴																																						
配備態勢 ⁴	配備基準 ⁴	総 員 ⁴																																						
レベル2 ⁴ 情報収集態勢 ⁴	○津波注意報が発表された場合 ⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき ⁴	3名 ⁴																																						
レベル3 ⁴ 初動準備態勢 ⁴	○震度4の地震発生 ⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ⁴	22～60名 ⁴																																						
レベル4 ⁴ 応急活動準備態勢 ⁴	○高潮注意報・警報に加え津波注意報が発表された場合 ⁴ ○震度5弱の地震発生 ⁴ ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ⁴	95名 ⁴																																						
レベル4強化 ⁴ 災害警戒態勢 ⁴	○津波警戒が発表された場合 ⁴ （避難指示発令） ⁴ ○震度5強以上の地震発生 ⁴ ○県から原子力災害に関する警戒事態若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けたとき ⁴	250名 ⁴																																						
86	01	共通編	2	3	3	2	83	修正	2 設置者及び本部長⁴ 危機管理監は、災害警戒本部の設置者及び本部長とする。ただし、危機管理監に事故があるとき又は危機管理監が欠けたときは、次の順位で代行する。⁴ <table><tbody><tr><td>第1順位</td><td>政策局長⁴</td></tr><tr><td>第2順位</td><td>政策局総括審議員（総括審議員を置かない場合にあっては、危機管理防災部長）⁴</td></tr></tbody></table> 2 設置・指揮の権限⁴ 市長は、災害警戒本部の設置及び指揮を行うが、市長の判断を仰ぐことができないときは、次の順位で代行する。⁴ <table><tbody><tr><td>第1順位</td><td>副市長</td><td>第2順位</td><td>危機管理監</td><td>第3順位</td><td>政策局長⁴</td></tr></tbody></table>	第1順位	政策局長 ⁴	第2順位	政策局総括審議員（総括審議員を置かない場合にあっては、危機管理防災部長） ⁴	第1順位	副市長	第2順位	危機管理監	第3順位	政策局長 ⁴																					
第1順位	政策局長 ⁴																																							
第2順位	政策局総括審議員（総括審議員を置かない場合にあっては、危機管理防災部長） ⁴																																							
第1順位	副市長	第2順位	危機管理監	第3順位	政策局長 ⁴																																			
87	01	共通編	2	3	3	3	85	修正	3 災害警戒本部の組織 「共通編第2章第3節第4項 水防本部・災害警戒本部の組織」別表2～別表4熊本市水防本部態勢図のとおり。 (削除) (削除) (削除) (削除) 3 災害警戒本部の組織 災害警戒本部の設置基準に達したときは、次の配備態勢をとるものとする 注意態勢 (略) 警戒態勢 (略)																															

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前												
88	01 共通編	2	3	3	4	86	修正	4 事務分掌 災害警戒本部（風水害時）の主な事務分掌は次のとおりとする。	4 事務分掌 災害警戒本部の主な事務分掌は次のとおりとする。												
89	01 共通編	2	3	3	4	86	修正	<table><thead><tr><th>班名</th><th>事務分掌</th></tr></thead><tbody><tr><td>責任者</td><td>○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の状況を把握し、必要に応じ新たな態勢への変更を協議する。 ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出勤職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター（わくわくランド）」へ職員を配置する。 ○副責任者においては、責任者を補佐するとともに、責任者が不在の場合は、責任者の権限を持つ。</td></tr><tr><td>管理調整班</td><td>○電話対応班が作成した災害情報トリアージ用紙の複写を責任者より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。 ○災害情報トリアージ区分Aの場合は、5階指揮室（設置された場合）に更に複写を行い情報提供する。また、必要に応じて、監視パトロール班に情報を提供する。 ○報道機関に関する説明及び整理を行う。 ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。 ○災害警戒本部各班からの情報を整理する。 ○配備態勢が変更になった場合、関係機関（市部署以外）へ連絡を行う。 ○責任者より受けた災害情報を地図等に記載整理し必要がある場合、関係各課への情報を伝達する。 ○情報記録板（ホワイトボード等）に、災害情報を時系列で記載する。 ○国・県への連絡・協議を行う。 ○管財課は必要車両を確保するために、別室にて準備する。 また、責任者との連絡を密に行う。 ○避難場所における情報を整理・分析する。</td></tr><tr><td>電話対応班</td><td>○班員は、通報者からの情報を基に災害情報トリアージ用紙を作成（要請場所の地図添付含）、班長に報告する。 ○班長は作成された災害情報トリアージ用紙内容を確認（番号付与、区分判定等）、責任者への報告を行うとともに、災害警戒本部の各班へ情報伝達を指示する。 ○要請に対応する各部（区役所・土木センター等）へ電話、FAX等で情報の伝達、対応依頼を行い情報整理班長へ対応状況を報告する。 ○その他必要に応じて、関係各課へ情報を伝達する。</td></tr><tr><td>情報整理班</td><td>○班長は、電話対応班より渡された災害情報トリアージ用紙を確認後、班員へ伝達する。 ○班員は、班長から渡された災害情報トリアージ用紙に基づき防災情報システムに入力する。また、入力後は防災情報システムのクロノロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。 ○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。 ○班員（観察員）は、降雨・水位状況を正確に把握し、被害が集中している箇所がある場合は、責任者及び管理調整班に報告する。 ○班長は必要に応じて、各土木センター等と協議を行う。 ○責任者の指示により、白川地域防災センター（わくわくランド）へ出動し、白川及び国の情報収集を実施する。</td></tr><tr><td>土木情報班 （風水害時）</td><td>○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「状況調査」「現場監視」の担当者を配置し、情報の収集にあたる。（兼務可） ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況の収集、精査及び国、県等の他機関への伝達等を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、土木情報班責任者に報告し、指示を得る。</td></tr></tbody></table>	班名	事務分掌	責任者	○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の状況を把握し、必要に応じ新たな態勢への変更を協議する。 ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出勤職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター（わくわくランド）」へ職員を配置する。 ○副責任者においては、責任者を補佐するとともに、責任者が不在の場合は、責任者の権限を持つ。	管理調整班	○電話対応班が作成した災害情報トリアージ用紙の複写を責任者より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。 ○災害情報トリアージ区分Aの場合は、5階指揮室（設置された場合）に更に複写を行い情報提供する。また、必要に応じて、監視パトロール班に情報を提供する。 ○報道機関に関する説明及び整理を行う。 ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。 ○災害警戒本部各班からの情報を整理する。 ○配備態勢が変更になった場合、関係機関（市部署以外）へ連絡を行う。 ○責任者より受けた災害情報を地図等に記載整理し必要がある場合、関係各課への情報を伝達する。 ○情報記録板（ホワイトボード等）に、災害情報を時系列で記載する。 ○国・県への連絡・協議を行う。 ○管財課は必要車両を確保するために、別室にて準備する。 また、責任者との連絡を密に行う。 ○避難場所における情報を整理・分析する。	電話対応班	○班員は、通報者からの情報を基に災害情報トリアージ用紙を作成（要請場所の地図添付含）、班長に報告する。 ○班長は作成された災害情報トリアージ用紙内容を確認（番号付与、区分判定等）、責任者への報告を行うとともに、災害警戒本部の各班へ情報伝達を指示する。 ○要請に対応する各部（区役所・土木センター等）へ電話、FAX等で情報の伝達、対応依頼を行い情報整理班長へ対応状況を報告する。 ○その他必要に応じて、関係各課へ情報を伝達する。	情報整理班	○班長は、電話対応班より渡された災害情報トリアージ用紙を確認後、班員へ伝達する。 ○班員は、班長から渡された災害情報トリアージ用紙に基づき防災情報システムに入力する。また、入力後は防災情報システムのクロノロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。 ○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。 ○班員（観察員）は、降雨・水位状況を正確に把握し、被害が集中している箇所がある場合は、責任者及び管理調整班に報告する。 ○班長は必要に応じて、各土木センター等と協議を行う。 ○責任者の指示により、白川地域防災センター（わくわくランド）へ出動し、白川及び国の情報収集を実施する。	土木情報班 （風水害時）	○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「状況調査」「現場監視」の担当者を配置し、情報の収集にあたる。（兼務可） ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況の収集、精査及び国、県等の他機関への伝達等を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、土木情報班責任者に報告し、指示を得る。	（追記）
班名	事務分掌																				
責任者	○態勢における全ての権限を担う。 ○現在の状況を把握し、必要に応じ新たな態勢への変更を協議する。 ○災害情報トリアージについての全ての情報を確認し、トリアージ区分の最終決定を行う。 ○出勤職員の把握を行う。 ○気象予報、災害状況等により、「小島河川防災センター」及び「白川地域防災センター（わくわくランド）」へ職員を配置する。 ○副責任者においては、責任者を補佐するとともに、責任者が不在の場合は、責任者の権限を持つ。																				
管理調整班	○電話対応班が作成した災害情報トリアージ用紙の複写を責任者より受取り、区分ごとに整理し、被害状況を明確に把握する。 ○災害情報トリアージ区分Aの場合は、5階指揮室（設置された場合）に更に複写を行い情報提供する。また、必要に応じて、監視パトロール班に情報を提供する。 ○報道機関に関する説明及び整理を行う。 ○関係機関・関係者への説明資料を作成する。 ○災害警戒本部各班からの情報を整理する。 ○配備態勢が変更になった場合、関係機関（市部署以外）へ連絡を行う。 ○責任者より受けた災害情報を地図等に記載整理し必要がある場合、関係各課への情報を伝達する。 ○情報記録板（ホワイトボード等）に、災害情報を時系列で記載する。 ○国・県への連絡・協議を行う。 ○管財課は必要車両を確保するために、別室にて準備する。 また、責任者との連絡を密に行う。 ○避難場所における情報を整理・分析する。																				
電話対応班	○班員は、通報者からの情報を基に災害情報トリアージ用紙を作成（要請場所の地図添付含）、班長に報告する。 ○班長は作成された災害情報トリアージ用紙内容を確認（番号付与、区分判定等）、責任者への報告を行うとともに、災害警戒本部の各班へ情報伝達を指示する。 ○要請に対応する各部（区役所・土木センター等）へ電話、FAX等で情報の伝達、対応依頼を行い情報整理班長へ対応状況を報告する。 ○その他必要に応じて、関係各課へ情報を伝達する。																				
情報整理班	○班長は、電話対応班より渡された災害情報トリアージ用紙を確認後、班員へ伝達する。 ○班員は、班長から渡された災害情報トリアージ用紙に基づき防災情報システムに入力する。また、入力後は防災情報システムのクロノロジーの内容を確認し、トリアージの区分等の情報を整理し、班長に報告する。 ○班長は、災害情報トリアージ用紙を区分ごとかつ受付番号順に整理する。 ○班員（観察員）は、降雨・水位状況を正確に把握し、被害が集中している箇所がある場合は、責任者及び管理調整班に報告する。 ○班長は必要に応じて、各土木センター等と協議を行う。 ○責任者の指示により、白川地域防災センター（わくわくランド）へ出動し、白川及び国の情報収集を実施する。																				
土木情報班 （風水害時）	○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「状況調査」「現場監視」の担当者を配置し、情報の収集にあたる。（兼務可） ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況の収集、精査及び国、県等の他機関への伝達等を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、土木情報班責任者に報告し、指示を得る。																				

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前												
90	01 共通編	2	3	3	4	86	修正	<table><tr><th>班名</th><th>事務分掌</th></tr><tr><td>監視 パトロール班</td><td>○班長は、責任者及び管理調整班と協議し、必要がある場合、現地調査へ班員を出動させる。 ○班長は、出動した班員と随時防災行政無線等にて連絡を受け、責任者等に随時報告する。 ○班員は、現地調査へ出動する場合は、ヘルメットやライフジャケットなどの装備を整え防災行政無線などの連絡機器を携帯し、随時本部及び班長と連絡を取り合う。 ○班員は、現地調査を行う場合、浸水状況や被害状況がわかるように写真及び動画を撮影する。 ○現地調査の結果、消防局への出動依頼、水防団への動員依頼、資材などの配置が必要と判断した場合、本部へ報告する。 ○責任者の指示により、小島河川防災センターへ出動し、情報の収集に努める。 ○責任者の指示により、現場映像システムを利用し、現地情報を送信する。</td></tr><tr><td>各区警戒部 （風水害時）</td><td>○班の責任者は、区役所及び各土木センター（室）に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」の担当者及び「土木実動班」の担当者を配置し、本部等との連絡及び情報の収集、現地の対応にあたる。（兼務可） ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○責任者は、区役所で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 《情報対応班》 ○班員は責任者の指示に従い、状況調査を実施する。 （各区の担当者は土木実動班と協力して実施する。） ○班員は現場や電話対応により、被害の応急処置などが必要な場合は、土木実動班に対応を依頼する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、区役所の責任者に報告し、指示を得る。 《土木実動班》 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査及び報告、ならびに簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、各土木センター責任者に報告し指示を得る。</td></tr><tr><td>農水警戒部 （風水害時）</td><td>○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。（兼務可） ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○責任者は、農水警戒部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、農水警戒部の責任者に報告し、指示を得る。</td></tr><tr><td>上下水道警戒部 （風水害時）</td><td>○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。（兼務可） ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○責任者は、上下水道警戒部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、上下水道警戒部の責任者に報告し、指示を得る。</td></tr></table>	班名	事務分掌	監視 パトロール班	○班長は、責任者及び管理調整班と協議し、必要がある場合、現地調査へ班員を出動させる。 ○班長は、出動した班員と随時防災行政無線等にて連絡を受け、責任者等に随時報告する。 ○班員は、現地調査へ出動する場合は、ヘルメットやライフジャケットなどの装備を整え防災行政無線などの連絡機器を携帯し、随時本部及び班長と連絡を取り合う。 ○班員は、現地調査を行う場合、浸水状況や被害状況がわかるように写真及び動画を撮影する。 ○現地調査の結果、消防局への出動依頼、水防団への動員依頼、資材などの配置が必要と判断した場合、本部へ報告する。 ○責任者の指示により、小島河川防災センターへ出動し、情報の収集に努める。 ○責任者の指示により、現場映像システムを利用し、現地情報を送信する。	各区警戒部 （風水害時）	○班の責任者は、区役所及び各土木センター（室）に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」の担当者及び「土木実動班」の担当者を配置し、本部等との連絡及び情報の収集、現地の対応にあたる。（兼務可） ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○責任者は、区役所で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 《情報対応班》 ○班員は責任者の指示に従い、状況調査を実施する。 （各区の担当者は土木実動班と協力して実施する。） ○班員は現場や電話対応により、被害の応急処置などが必要な場合は、土木実動班に対応を依頼する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、区役所の責任者に報告し、指示を得る。 《土木実動班》 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査及び報告、ならびに簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、各土木センター責任者に報告し指示を得る。	農水警戒部 （風水害時）	○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。（兼務可） ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○責任者は、農水警戒部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、農水警戒部の責任者に報告し、指示を得る。	上下水道警戒部 （風水害時）	○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。（兼務可） ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○責任者は、上下水道警戒部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、上下水道警戒部の責任者に報告し、指示を得る。	（追記）		
班名	事務分掌																				
監視 パトロール班	○班長は、責任者及び管理調整班と協議し、必要がある場合、現地調査へ班員を出動させる。 ○班長は、出動した班員と随時防災行政無線等にて連絡を受け、責任者等に随時報告する。 ○班員は、現地調査へ出動する場合は、ヘルメットやライフジャケットなどの装備を整え防災行政無線などの連絡機器を携帯し、随時本部及び班長と連絡を取り合う。 ○班員は、現地調査を行う場合、浸水状況や被害状況がわかるように写真及び動画を撮影する。 ○現地調査の結果、消防局への出動依頼、水防団への動員依頼、資材などの配置が必要と判断した場合、本部へ報告する。 ○責任者の指示により、小島河川防災センターへ出動し、情報の収集に努める。 ○責任者の指示により、現場映像システムを利用し、現地情報を送信する。																				
各区警戒部 （風水害時）	○班の責任者は、区役所及び各土木センター（室）に「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」の担当者及び「土木実動班」の担当者を配置し、本部等との連絡及び情報の収集、現地の対応にあたる。（兼務可） ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○責任者は、区役所で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 《情報対応班》 ○班員は責任者の指示に従い、状況調査を実施する。 （各区の担当者は土木実動班と協力して実施する。） ○班員は現場や電話対応により、被害の応急処置などが必要な場合は、土木実動班に対応を依頼する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、区役所の責任者に報告し、指示を得る。 《土木実動班》 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査及び報告、ならびに簡易な復旧作業、被害防止作業等を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、各土木センター責任者に報告し指示を得る。																				
農水警戒部 （風水害時）	○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。（兼務可） ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○責任者は、農水警戒部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、農水警戒部の責任者に報告し、指示を得る。																				
上下水道警戒部 （風水害時）	○班の責任者は、「電話対応」「情報入力」「情報集計」「本部連絡」「状況調査」「現場監視」の各担当者及び「実動班」の担当者を配置し、本部との連絡及び情報の収集、現場の対応にあたる。（兼務可） ○災害情報トリアージ用紙については、上記別班と同様に対応する。 ○責任者は、上下水道警戒部で対応が出来ないと判断したら、本部へ連絡し、指示を得る。 ○班員は責任者の指示に従い、被害状況調査、簡易な復旧作業、被害防災作業を実施する。 ○班員は現地での対応が出来ないと判断したら、上下水道警戒部の責任者に報告し、指示を得る。																				
91	01 共通編	2	3	3	4	86	修正	災害警戒本部（地震・津波等）の主な事務分掌は次のとおりとする。⌵ <table><tr><th>対策部⌵</th><th>事務分掌⌵</th></tr><tr><td>災害警戒本部室⌵</td><td>【情報部】⌵ ○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること⌵ ○県及び防災関係機関との連絡調整に関すること⌵ ○災害対策本部の設置の助言に関すること⌵ 【対応部】⌵ ○地震・津波情報等の収集・伝達⌵ ○被害情報の収集、分析及び伝達に関すること⌵ ○職員参集状況の確認及び報告⌵</td></tr><tr><td>区警戒部⌵ 土木警戒部⌵ 農水対策部⌵ 上下水道警戒部⌵</td><td>○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること⌵ ○所管施設等の監視及び調査に関すること⌵ ○所管施設等における被害情報の収集、分析及び伝達に関すること⌵ ○職員参集状況の確認及び報告に関すること⌵</td></tr></table>	対策部⌵	事務分掌⌵	災害警戒本部室⌵	【情報部】⌵ ○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること⌵ ○県及び防災関係機関との連絡調整に関すること⌵ ○災害対策本部の設置の助言に関すること⌵ 【対応部】⌵ ○地震・津波情報等の収集・伝達⌵ ○被害情報の収集、分析及び伝達に関すること⌵ ○職員参集状況の確認及び報告⌵	区警戒部⌵ 土木警戒部⌵ 農水対策部⌵ 上下水道警戒部⌵	○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること⌵ ○所管施設等の監視及び調査に関すること⌵ ○所管施設等における被害情報の収集、分析及び伝達に関すること⌵ ○職員参集状況の確認及び報告に関すること⌵	災害警戒本部の主な事務分掌は次のとおりとする。⌵ <table><tr><th>対策部⌵</th><th>事務分掌⌵</th></tr><tr><td>災害警戒本部室⌵</td><td>【情報部】⌵ ○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること⌵ ○県及び防災関係機関との連絡調整に関すること⌵ ○災害対策本部の設置の助言に関すること⌵ 【対応部】⌵ ○地震・津波情報等の収集・伝達⌵ ○被害情報の収集、分析及び伝達に関すること⌵ ○職員参集状況の確認及び報告⌵</td></tr><tr><td>区警戒部⌵ 土木警戒部⌵ 農水対策部⌵ 上下水道警戒部⌵</td><td>○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること⌵ ○所管施設等の監視及び調査に関すること⌵ ○所管施設等における被害情報の収集、分析及び伝達に関すること⌵ ○職員参集状況の確認及び報告に関すること⌵</td></tr></table>	対策部⌵	事務分掌⌵	災害警戒本部室⌵	【情報部】⌵ ○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること⌵ ○県及び防災関係機関との連絡調整に関すること⌵ ○災害対策本部の設置の助言に関すること⌵ 【対応部】⌵ ○地震・津波情報等の収集・伝達⌵ ○被害情報の収集、分析及び伝達に関すること⌵ ○職員参集状況の確認及び報告⌵	区警戒部⌵ 土木警戒部⌵ 農水対策部⌵ 上下水道警戒部⌵	○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること⌵ ○所管施設等の監視及び調査に関すること⌵ ○所管施設等における被害情報の収集、分析及び伝達に関すること⌵ ○職員参集状況の確認及び報告に関すること⌵
対策部⌵	事務分掌⌵																				
災害警戒本部室⌵	【情報部】⌵ ○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること⌵ ○県及び防災関係機関との連絡調整に関すること⌵ ○災害対策本部の設置の助言に関すること⌵ 【対応部】⌵ ○地震・津波情報等の収集・伝達⌵ ○被害情報の収集、分析及び伝達に関すること⌵ ○職員参集状況の確認及び報告⌵																				
区警戒部⌵ 土木警戒部⌵ 農水対策部⌵ 上下水道警戒部⌵	○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること⌵ ○所管施設等の監視及び調査に関すること⌵ ○所管施設等における被害情報の収集、分析及び伝達に関すること⌵ ○職員参集状況の確認及び報告に関すること⌵																				
対策部⌵	事務分掌⌵																				
災害警戒本部室⌵	【情報部】⌵ ○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること⌵ ○県及び防災関係機関との連絡調整に関すること⌵ ○災害対策本部の設置の助言に関すること⌵ 【対応部】⌵ ○地震・津波情報等の収集・伝達⌵ ○被害情報の収集、分析及び伝達に関すること⌵ ○職員参集状況の確認及び報告⌵																				
区警戒部⌵ 土木警戒部⌵ 農水対策部⌵ 上下水道警戒部⌵	○初期応急対策及び配備態勢の検討に関すること⌵ ○所管施設等の監視及び調査に関すること⌵ ○所管施設等における被害情報の収集、分析及び伝達に関すること⌵ ○職員参集状況の確認及び報告に関すること⌵																				

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
92	01	共通編	2	3	3	5	86	修正	5 災害警戒本部の廃止 災害警戒本部長は、災害の危険が解消されたと認められるときは、災害警戒本部を廃止する。 ただし、「特別警報級等発表、または発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合」、「局地的な災害が発生した場合」や、「大津波警報が発表された場合」など、災害が拡大するおそれがある場合、市長の判断により災害対策本部へ移行する。
93	01	共通編	2	3	4	87	新規	第4項 水防本部・災害警戒本部の組織 別表1【熊本市水防本部態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル2・3） 【レベル2】情報収集態勢 大雨、大雪、洪水、高潮^{※1}注意報のいずれかの発表 ・その他、危機管理監が必要と判断する場合^{※2} 総員 3名～13名 熊本市水防本部 本部室 責任者 危機管理防災部 1名 政策局又は総務局 1名 都市建設局 1名 強い降雨等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想され、警戒レベル3を発令する場合 区水防部 《情報対応班》 中央区 2 東区 2 西区 2 南区 2 北区 2 小計 10名 被害状況次第で、気象警報等解除後も、避難指示等を継続する場合もある。その場合には、避難指示等が発表されている区のみ態勢を取ることをする。 ※1 高潮注意報は、台風接近時等で緊急に対応が必要な場合に限る。 ※2 気象警報等が発表されない状態で、各局独自に職員を配備する場合など、危機管理監の判断により設置し、各局と情報を共有し対応する。 【レベル3】初動準備態勢 大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報いずれかの発表 ・高齢者等避難発令 総員 52名 熊本市水防本部 本部室 責任者：危機管理防災部 1名 《管理班》 危機管理防災部（班長） 1 小計 1名 《情報班》 都市建設局（班長） 1 政策局又は総務局 1 財政局 1 文化市民局 1 健康福祉局 1 環境局 1 経済観光局 1 小計 7名 《土木情報班》 都市建設局 2 小計 2名 ※土木情報班 土木総務課、道路保全課、道路計画課、道路整備課、用地課、河川課、みどり政策課、みどり公園課、花とみどり協働課 区水防部 《情報対応班》 中央区 2 東区 2 西区 2 南区 2 北区 2 小計 10名 《土木実動班》 中央区土木センター 4 東区土木センター 4 西区土木センター 4 南区土木センター 4 北区土木センター 4 小計 20名 合計 30名 上下水道水防部 《情報収集班・実動班》 上下水道局 3 小計 3名 農水水防部 《情報収集班・実動班》 農水情報班 2 北東部農業振興センター 3 西南部農業振興センター 3 小計 8名 ※高潮又は波浪警報のみ発令の場合は、状況に応じ区水防部、上下水道水防部、農水水防部の一部を除くことができる。 ○各区分防部・上下水道水防部・農水水防部 電話対応、情報入力、情報集計、本部連絡、状況調査・現場監視の各担当者及び実動班※の担当者を配置する（兼任可） ※実動班は、各区分防部と上下水道水防部、農水水防部に配置 (追記)	

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
94	01	共通編	2	3	4	87	新規	別表2【熊本市災害警戒本部（風水害時）態勢図】 別表2【熊本市災害警戒本部（風水害時）態勢図】 ※熊本市災害警戒本部（地震・津波等）態勢図は9 警戒態勢（災害警戒レベル4） 【レベル4】応急活動準備態勢 ・今後の降雨状況の激化及び被害状況の拡大が予想されるとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき 避難指示発令 総員 95名 本部室 23名 責任者：危機管理防災部 1名 副責任者：危機管理防災部 1名 《管理調整班》 危機管理防災部（班長） 1 政策局又は総務局（調整担当） 1 広報課（報道担当） 1 消防局（消防担当）※夜間のみ 1 都市建設局（情報担当） 1 教育委員会（学校避難所担当） 1 小計 6名 《電話対応班》 都市建設局（班長） 1 政策局又は総務局 1 財政局 1 文化市民局 1 健康福祉局 1 こども局 1 経済観光局 1 農水局 1 小計 8名 《情報整理班》 政策局又は総務局（班長） 1 文化市民局 1 環境局 2 小計 4名 《土木情報班》 都市建設局 3 小計 3名 区警戒部 《情報対応班》 中央区 5 東区 5 西区 5 南区 5 北区 5 小計 25名 《土木実動班》 中央区土木センター 6 東区土木センター 6 西区土木センター 6 河内分室 1 南区土木センター 7 北区土木センター 7 小計 33名 合計 58名 上下水道警戒部 《情報収集班・実動班》 上下水道局 6 小計 6名 農水警戒部 《情報収集班・実動班》 農水情報班 2 北東部農業振興センター 3 西南部農業振興センター 3 小計 8名 ※高潮又は波浪警戒のみ発令の場合は、状況に応じ区水防部、土木水防部、上下水道水防部、農水水防部の一部を除くことができる。 【レベル4強化】災害警戒態勢 ・応急活動準備態勢による処理・対応が速やかにできないと予測されるとき ・その他本部長が必要により配備の指示をしたとき 総員 248名 本部室 60名 責任者：危機管理防災部 課長級 1名 【対応部】 責任者 正）危機管理防災部 課長級 1名 副）政策局又は総務局 課長級 1名 連絡幹部 消防局 1名 《管理調整班》 危機管理防災部（班長） 1 危機管理防災部 5 政策局又は総務局（調整担当） 2 消防局（消防担当）※夜間のみ 1 都市建設局（情報担当） 2 教育委員会（学校避難所担当） 4 管財課（車両担当） 1 小計 16名 《報道対応班》 広報課（班長） 1 広報課 1 小計 2名 【情報部】 責任者 正）危機管理防災部 課長級 1名 副）都市建設局 課長級 1名 副）危機管理防災部 課長級 1名 副）都市建設局（土木情報） 課長級 1名 《電話対応班》 都市建設局（班長） 1 政策局又は総務局 2 財政局 2 文化市民局 1 健康福祉局 3 こども局 1 経済観光局 2 農水局 1 小計 13名 《情報整理班》 政策局又は総務局（班長） 1 文化市民局 2 環境局 2 都市建設局（総務業務） 3 小計 8名 《監視パトロール班》 都市建設局（班長） 1 都市建設局 3 農水局 3 小計 7名 《土木情報班》 都市建設局 6 小計 6名 区警戒部 責任者 正）課長級：各区1名 5名 副）課長級又は主幹級：各区2名 10名 《情報対応班》 中央区 10 東区 10 西区 10 南区 10 北区 10 小計 60名 《土木実動班》 中央区土木センター 14 東区土木センター 14 西区土木センター 14 河内分室 1 南区土木センター 16 北区土木センター 16 小計 85名 合計 150名 上下水道警戒部 責任者 正）課長級 1名 副）主幹級 2名 《情報収集班・実動班》 上下水道局 18名 小計 21名 農水警戒部 情報収集責任者 課長級もしくは主幹級 1名 実動班責任者 所長もしくは課長級各センター：1名 2名 《情報収集班・実動班》 農水情報班 2 北東部農業振興センター 6 西南部農業振興センター 6 小計 17名 ※責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。	(追記)

（追記）

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
95	01	共通編	2	3	4	87	新規	別表 3【熊本市災害警戒本部（地震・津波等）態勢図】注意態勢 別表 3【熊本市災害警戒本部（地震・津波等）態勢図】 注意態勢（災害警戒レベル 2・3） 【レベル 2】情報収集態勢 ・津波注意報発表 ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき 総員 3名 熊本市災害警戒本部 本部室 責任者 危機管理防災部 1名 危機管理防災部 2名 【レベル 3】初動準備態勢 ・（市域のいずれかで）震度 4 の地震発生 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき 総員 25名～63名 熊本市災害警戒本部 本部室 6名 責任者：危機管理防災部 1名 《管理班》 危機管理防災部 1 広報課 1 小計 2名 《土木情報班》 都市建設局 3 小計 3名 ※土木情報班 土木総務課、道路保全課、道路計画課、道路整備課、用地課、河川課、みどり政策課、みどり公園課、花とみどり協働課 観測した区のみ参集 区警戒部 《情報対応班》 ※震度 4 を観測した区役所 2名 2名 ～ 10名 ※震度 4 を観測した土木センター管内 中央区 6、東区 6、西区 7、南区 7、北区 7 中央区土木センター 6 東区土木センター 6 西区土木センター 6 河内分室 1 南区土木センター 7 北区土木センター 7 6名 ～ 33名 上下水道警戒部 《情報収集班・実動班》 上下水道局 6 小計 6名 観測した農業振興センター及び農水情報班が参集 農水警戒部 《情報収集班・実動班》 農水情報班 2 北東部農業振興センター 3 西南部農業振興センター 3 5名 ～ 8名 （追記）	

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
96	01	共通編	2	3	4	87	新規	別表 4【熊本市災害警戒本部（地震・津波等）態勢図】警戒態勢 別表 4【熊本市災害警戒本部（地震・津波等）態勢図】 ※熊本市災害警戒本部《風水害時》態勢図は別添あり 警戒態勢（災害警戒レベル4） 【レベル4】応急活動準備態勢 ・（市域のいずれかで）高潮注意報・警戒に加え津波注意報発表 ・（市域のいずれかで）震度5弱の地震発生 ・南海トラフ地震臨時情報《巨大地震警戒》が発表されたとき 熊本市災害警戒本部 総員 98名 本部室 26名 責任者：危機管理防災部 1名 副責任者：危機管理防災部 1名 《管理調整班》 危機管理防災部（班長） 1 政策局又は総務局（調整担当） 1 広報課（報道担当） 1 消防局（消防担当）市街地のみ 1 都市建設局（情報担当） 1 教育委員会（学校避難所担当） 1 小計 6名 《電話対応班》 都市建設局（班長） 1 政策局又は総務局 1 財政局 1 文化市民局 1 健康福祉局 1 こども局 1 経済観光局 1 農水局 1 小計 8名 《情報整理班》 政策局又は総務局（班長） 1 文化市民局 1 環境局 2 小計 4名 《土木情報班》 都市建設局 6 小計 6名 全区参照 《情報対応班》 中央区 5 東区 5 西区 5 南区 5 北区 5 小計 25名 《土木実働班》 中央区土木センター 6 東区土木センター 6 西区土木センター 6 河内分室 1 南区土木センター 7 北区土木センター 7 小計 33名 合計 58名 上下水道警戒部 《情報収集班・実働班》 上下水道局 6 小計 6名 農水警戒部 《情報収集班・実働班》 農水情報班 2 北部農業振興センター 3 西部農業振興センター 3 小計 8名 【レベル4強化】災害警戒態勢 ・（市域のいずれかで）津波警戒発表 ・（市域のいずれかで）震度5強以上の地震発生 ・震から震源力災害に関する警戒事象若しくは施設敷地緊急事態が発生した旨の連絡を受けたとき 熊本市災害警戒本部 総員 248名 本部室 60名 責任者：危機管理防災部 課長級 1名 【対応部】 責任者 《管理調整班》 危機管理防災部（班長） 1 危機管理防災部 5 政策局又は総務局（調整担当） 2 消防局（消防担当）市街地のみ 1 都市建設局（情報担当） 2 教育委員会（学校避難所担当） 4 管財課（車両担当） 1 小計 16名 《報道対応班》 広報課（班長） 1 広報課 1 小計 2名 【情報部】 責任者 《電話対応班》 都市建設局（班長） 1 政策局又は総務局 2 財政局 2 文化市民局 1 健康福祉局 3 こども局 1 経済観光局 2 農水局 1 小計 13名 《情報整理班》 政策局又は総務局（班長） 1 文化市民局 2 環境局 2 都市建設局（観測業務） 3 小計 9名 《監視パトロール班》 都市建設局（班長） 1 都市建設局 3 農水局 3 小計 7名 《土木情報班》 都市建設局 6 小計 6名 全区参照 《情報対応班》 責任者 10 正）課長級、各区1名 10 副）課長級又は 主幹級、各区2名 10名 10 小計 65名 《土木実働班》 責任者 14 各土木センター―所長 もしくは課長：1名 14 主幹級：1名 14 《各センター2名》 10名 16 中央区土木センター 14 東区土木センター 14 西区土木センター 14 河内分室 1 南区土木センター 16 北区土木センター 16 小計 85名 合計 150名 上下水道警戒部 《情報収集班・実働班》 責任者 1名 正）課長級 1名 副）主幹級 2名 18名 上下水道局 小計 21名 農水警戒部 《情報収集班・実働班》 情報収集責任者 2 課長級もしくは主幹級 1名 6 実働班責任者 6 所長もしくは課長 小計 17名 各センター：1名 2名 ※責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。	(追記)

※責任者交代及び不在の場合は、責任者指名とする。

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																																																																																																																
97	01	共通編	2	3	4	1 ～ 7 87 ～ 101	修正	第5項 熊本市災害対策本部 1 設置基準 （略） 2 設置・指揮の権限 （略） 3 災害対策本部の組織 （略）※災害対策本部の運営要領の内容を編入 <u>4 総合調整室</u> （略） <u>5 各対策部の事務分掌</u> （略） <u>6 災害対策本部の指揮室</u> （略）	第4項 熊本市災害対策本部 1 設置基準 （略） 2 設置・指揮の権限 （略） 3 災害対策本部の組織 （略） <u>4 災害対策本部の運営要領</u> （略） <u>5 総合調整室</u> （略） <u>6 災害対策本部指揮室</u> （略） <u>7 事務分掌</u> （略）																																																																																																																
98	01	共通編	2	3	4	3 88	修正	3 災害対策本部の組織 <table><tr><th colspan="14">災害対策本部会議</th></tr><tr><td>本部長</td><td>副本部長</td><td colspan="12">本 部 員 （※下記の他に本部長が指名する者）</td></tr><tr><td>市長</td><td>副市長</td><td>危機管理監</td><td>政策局長</td><td>総務局長</td><td>財政局長</td><td>文化市民局長</td><td>健康福祉局長</td><td><u>こども局長</u></td><td>環境局長</td><td>経済観光局長</td><td>農水局長</td><td>都市建設局長</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>議会局長</td><td>教育長</td><td>消防局長</td><td>交通事業管理者</td><td>上下水道事業管理者</td><td>病院事業管理者</td><td>中央区長</td><td>東区長</td><td>西区長</td><td>南区長</td><td>北区長</td><td>本部長が指名する者</td></tr></table>	災害対策本部会議														本部長	副本部長	本 部 員 （※下記の他に本部長が指名する者）												市長	副市長	危機管理監	政策局長	総務局長	財政局長	文化市民局長	健康福祉局長	<u>こども局長</u>	環境局長	経済観光局長	農水局長	都市建設局長				議会局長	教育長	消防局長	交通事業管理者	上下水道事業管理者	病院事業管理者	中央区長	東区長	西区長	南区長	北区長	本部長が指名する者	3 災害対策本部の組織 <table><tr><th colspan="14">災害対策本部会議</th></tr><tr><td>本部長</td><td>副本部長</td><td colspan="12">本 部 員</td></tr><tr><td>市長</td><td>副市長</td><td>危機管理監</td><td>政策局長</td><td>総務局長</td><td>財政局長</td><td>文化市民局長</td><td>健康福祉局長</td><td>環境局長</td><td>経済観光局長</td><td>農水局長</td><td>都市建設局長</td><td>議会局長</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td>教育長</td><td>消防局長</td><td>交通事業管理者</td><td>上下水道事業管理者</td><td>病院事業管理者</td><td>中央区長</td><td>東区長</td><td>西区長</td><td>南区長</td><td>北区長</td><td>本部長が指名する者</td><td></td></tr></table>	災害対策本部会議														本部長	副本部長	本 部 員												市長	副市長	危機管理監	政策局長	総務局長	財政局長	文化市民局長	健康福祉局長	環境局長	経済観光局長	農水局長	都市建設局長	議会局長				教育長	消防局長	交通事業管理者	上下水道事業管理者	病院事業管理者	中央区長	東区長	西区長	南区長	北区長	本部長が指名する者	
災害対策本部会議																																																																																																																									
本部長	副本部長	本 部 員 （※下記の他に本部長が指名する者）																																																																																																																							
市長	副市長	危機管理監	政策局長	総務局長	財政局長	文化市民局長	健康福祉局長	<u>こども局長</u>	環境局長	経済観光局長	農水局長	都市建設局長																																																																																																													
		議会局長	教育長	消防局長	交通事業管理者	上下水道事業管理者	病院事業管理者	中央区長	東区長	西区長	南区長	北区長	本部長が指名する者																																																																																																												
災害対策本部会議																																																																																																																									
本部長	副本部長	本 部 員																																																																																																																							
市長	副市長	危機管理監	政策局長	総務局長	財政局長	文化市民局長	健康福祉局長	環境局長	経済観光局長	農水局長	都市建設局長	議会局長																																																																																																													
		教育長	消防局長	交通事業管理者	上下水道事業管理者	病院事業管理者	中央区長	東区長	西区長	南区長	北区長	本部長が指名する者																																																																																																													
99	01	共通編	2	3	4	3 88	修正	3 災害対策本部の組織 <table><tr><td>副室長</td><td>危機管理防災部</td><td><u>危機管理課長</u></td></tr></table>	副室長	危機管理防災部	<u>危機管理課長</u>	3 災害対策本部の組織 <table><tr><td>副室長</td><td>危機管理防災総室</td><td><u>副室長</u></td></tr></table>	副室長	危機管理防災総室	<u>副室長</u>																																																																																																										
副室長	危機管理防災部	<u>危機管理課長</u>																																																																																																																							
副室長	危機管理防災総室	<u>副室長</u>																																																																																																																							
100	01	共通編	2	3	4	3 88	修正	3 災害対策本部の組織 <table><tr><td>調整班</td><td>班長（危機管理防災部職員） 副班長（土木情報）：都市建設局課長級職員 班員（各局主管課の主幹級以上の職員（各1名） ※都市建設局のみ職員3名 ※各局の実情に応じて、主管課以外の主幹級以上の職員も可能</td></tr></table>	調整班	班長（危機管理防災部職員） 副班長（土木情報）：都市建設局課長級職員 班員（各局主管課の主幹級以上の職員（各1名） ※都市建設局のみ職員3名 ※各局の実情に応じて、主管課以外の主幹級以上の職員も可能	3 災害対策本部の組織 <table><tr><td>調整班</td><td>班長（危機管理防災総室職員） 班員（各局主管課の主幹級以上の職員（各1名） ※各局の実情に応じて、主管課以外の主幹級以上の職員も可能</td></tr></table>	調整班	班長（危機管理防災総室職員） 班員（各局主管課の主幹級以上の職員（各1名） ※各局の実情に応じて、主管課以外の主幹級以上の職員も可能																																																																																																												
調整班	班長（危機管理防災部職員） 副班長（土木情報）：都市建設局課長級職員 班員（各局主管課の主幹級以上の職員（各1名） ※都市建設局のみ職員3名 ※各局の実情に応じて、主管課以外の主幹級以上の職員も可能																																																																																																																								
調整班	班長（危機管理防災総室職員） 班員（各局主管課の主幹級以上の職員（各1名） ※各局の実情に応じて、主管課以外の主幹級以上の職員も可能																																																																																																																								
101	01	共通編	2	3	4	3 88	修正	3 災害対策本部の組織 <table><tr><td>健康福祉局対策部長 （健康福祉局長）</td></tr><tr><td>福祉総務班長（健康福祉部長） 保健医療対策班長（保健衛生部長）</td></tr></table>	健康福祉局対策部長 （健康福祉局長）	福祉総務班長（健康福祉部長） 保健医療対策班長（保健衛生部長）	3 災害対策本部の組織 <table><tr><td>健康福祉局対策部長 （健康福祉局長）</td></tr><tr><td>福祉総務班長（福祉部長） 保健医療対策班長（保健衛生部長）</td></tr></table>	健康福祉局対策部長 （健康福祉局長）	福祉総務班長（福祉部長） 保健医療対策班長（保健衛生部長）																																																																																																												
健康福祉局対策部長 （健康福祉局長）																																																																																																																									
福祉総務班長（健康福祉部長） 保健医療対策班長（保健衛生部長）																																																																																																																									
健康福祉局対策部長 （健康福祉局長）																																																																																																																									
福祉総務班長（福祉部長） 保健医療対策班長（保健衛生部長）																																																																																																																									

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前	
102	01	共通編	2	3	4	3	88	修正	3 災害対策本部の組織 政策局対策部長 (政策局長) 政策総務班長 (総合政策部長) 秘書班長 (秘書部長)	3 災害対策本部の組織 政策局対策部長 (政策局長) 政策総務班長 (総合政策部長) 秘書広聴班長 (秘書広聴部長)
103	01	共通編	2	3	4	3	88	新規	3 災害対策本部の組織 都市建設局対策部長 (都市建設局長) 都市総務班長 (都市政策部長) 交通政策班 (交通政策部長) 住宅班長 (住宅部長) 公共建築班長 (公共建築部長) 土木情報班長 (土木部長) 森の都推進班長 (森の都推進部長)	3 災害対策本部の組織 都市建設局対策部長 (都市建設局長) 都市総務班長 (都市政策部長) 交通政策班 (交通政策部長) 住宅班長 (住宅部長) 公共建築班長 (公共建築部長) 土木情報班長 (土木部長)
104	01	共通編	2	3	4	3	88	新規	3 災害対策本部の組織 こども局対策部長 (こども局長) こども総務班長(こども育成部長)	3 災害対策本部の組織 (追加)
105	01	共通編	2	3	4	3	88	修正	3 災害対策本部の組織 消防局対策部長 (消防局長) 消防総務班長 (総務課長) 管理班長 (管理課長) 情報整理班長 (予防課長)	3 災害対策本部の組織 消防局対策部長 (消防局長) 消防総務班長 (総務課長) 管理班長 (管理課長) 情報管理班長 (予防課長)
106	01	共通編	2	3	4	5	90	修正	5 総合調整室 (2) 組織 調整班[↵] 班長：危機管理防災部職員[↵] 副班長 (土木情報)：都市建設局課長級職員[↵] 班員：各局主管課の主幹級以上の職員 (各1名) [↵] ※都市建設局のみ職員3名[↵] ※各局の実情に応じて、主管課以外の主幹級以上の職員[↵] も可能[↵]	5 総合調整室 (2) 組織 調整班[↵] 班長：危機管理防災総室職員[↵] 班員：各局の主幹級以上の職員 (各1名) [↵]

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
107	01	共通編	2	3	4	5	90	修正	
108	01	共通編	2	3	4	5	91	修正	
109	01	共通編	2	3	4	7	94	修正	

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																																
110	01 共通編	2	3	4	7	94	修正	7 事務分掌 <table><tr><td rowspan="2">政策総務班長[㊦] (総合政策部長)[㊦]</td><td>1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。[㊦]</td><td rowspan="2">担当課[㊦]</td><td rowspan="2">政策企画課、<u>データ戦略課</u>、国際課、東京事務所、都市政策研究所[㊦]</td></tr><tr><td>2 外国人避難者に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td rowspan="7">秘書班長[㊦] (秘書部長)[㊦]</td><td>3 関係省庁との連絡調整に関する事。[㊦]</td><td rowspan="7">担当課[㊦]</td><td rowspan="7">秘書課、<u>広報課</u>、<u>広聴課</u>[㊦]</td></tr><tr><td>1 班共通業務に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>2 災害対策本部長、副本部長の秘書等に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>3 災害コールセンターに関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>4 <u>被災した市民の法律相談に関する事。[㊦]</u></td></tr><tr><td>5 市民相談の統括、意識調査の実施に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>6 <u>市民への災害情報の広報及びプレスセンター開設、報道機関に対する情報提供等に関する事。[㊦]</u></td></tr><tr><td>7 <u>災害寄附金に関する事。[㊦]</u></td></tr></table>	政策総務班長 [㊦] (総合政策部長) [㊦]	1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 [㊦]	担当課 [㊦]	政策企画課、 <u>データ戦略課</u> 、国際課、東京事務所、都市政策研究所 [㊦]	2 外国人避難者に関する事。 [㊦]	秘書班長 [㊦] (秘書部長) [㊦]	3 関係省庁との連絡調整に関する事。 [㊦]	担当課 [㊦]	秘書課、 <u>広報課</u> 、 <u>広聴課</u> [㊦]	1 班共通業務に関する事。 [㊦]	2 災害対策本部長、副本部長の秘書等に関する事。 [㊦]	3 災害コールセンターに関する事。 [㊦]	4 <u>被災した市民の法律相談に関する事。[㊦]</u>	5 市民相談の統括、意識調査の実施に関する事。 [㊦]	6 <u>市民への災害情報の広報及びプレスセンター開設、報道機関に対する情報提供等に関する事。[㊦]</u>	7 <u>災害寄附金に関する事。[㊦]</u>	7 事務分掌 <table><tr><td rowspan="3">政策総務班長[㊦] (総合政策部長)[㊦]</td><td>1 対策部共通事務及び班共通事務に関する事。[㊦]</td><td rowspan="3">担当課[㊦]</td><td rowspan="3">政策企画課、<u>広報課</u>、東京事務所、都市政策研究所[㊦]</td></tr><tr><td>2 外国人避難者に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>3 <u>市民への災害情報の広報及びプレスセンター開設、報道機関に対する情報提供等に関する事。[㊦]</u></td></tr><tr><td rowspan="5">秘書<u>広聴</u>班長[㊦] (秘書<u>広聴</u>部長)[㊦]</td><td>4 関係省庁との連絡調整に関する事。[㊦]</td><td rowspan="5">担当課[㊦]</td><td rowspan="5">秘書課、<u>広聴課</u>[㊦]</td></tr><tr><td>5 <u>災害寄附金に関する事。[㊦]</u></td></tr><tr><td>1 班共通業務に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>2 災害対策本部長、副本部長の秘書等に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>3 災害コールセンターに関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>4 <u>法的解釈を必要とする相談に関する事。[㊦]</u></td></tr><tr><td>5 市民相談の統括、意識調査の実施に関する事。[㊦]</td></tr></table>	政策総務班長 [㊦] (総合政策部長) [㊦]	1 対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 [㊦]	担当課 [㊦]	政策企画課、 <u>広報課</u> 、東京事務所、都市政策研究所 [㊦]	2 外国人避難者に関する事。 [㊦]	3 <u>市民への災害情報の広報及びプレスセンター開設、報道機関に対する情報提供等に関する事。[㊦]</u>	秘書 <u>広聴</u> 班長 [㊦] (秘書 <u>広聴</u> 部長) [㊦]	4 関係省庁との連絡調整に関する事。 [㊦]	担当課 [㊦]	秘書課、 <u>広聴課</u> [㊦]	5 <u>災害寄附金に関する事。[㊦]</u>	1 班共通業務に関する事。 [㊦]	2 災害対策本部長、副本部長の秘書等に関する事。 [㊦]	3 災害コールセンターに関する事。 [㊦]	4 <u>法的解釈を必要とする相談に関する事。[㊦]</u>	5 市民相談の統括、意識調査の実施に関する事。 [㊦]
政策総務班長 [㊦] (総合政策部長) [㊦]	1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 [㊦]	担当課 [㊦]	政策企画課、 <u>データ戦略課</u> 、国際課、東京事務所、都市政策研究所 [㊦]																																						
	2 外国人避難者に関する事。 [㊦]																																								
秘書班長 [㊦] (秘書部長) [㊦]	3 関係省庁との連絡調整に関する事。 [㊦]	担当課 [㊦]	秘書課、 <u>広報課</u> 、 <u>広聴課</u> [㊦]																																						
	1 班共通業務に関する事。 [㊦]																																								
	2 災害対策本部長、副本部長の秘書等に関する事。 [㊦]																																								
	3 災害コールセンターに関する事。 [㊦]																																								
	4 <u>被災した市民の法律相談に関する事。[㊦]</u>																																								
	5 市民相談の統括、意識調査の実施に関する事。 [㊦]																																								
	6 <u>市民への災害情報の広報及びプレスセンター開設、報道機関に対する情報提供等に関する事。[㊦]</u>																																								
7 <u>災害寄附金に関する事。[㊦]</u>																																									
政策総務班長 [㊦] (総合政策部長) [㊦]	1 対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 [㊦]	担当課 [㊦]	政策企画課、 <u>広報課</u> 、東京事務所、都市政策研究所 [㊦]																																						
	2 外国人避難者に関する事。 [㊦]																																								
	3 <u>市民への災害情報の広報及びプレスセンター開設、報道機関に対する情報提供等に関する事。[㊦]</u>																																								
秘書 <u>広聴</u> 班長 [㊦] (秘書 <u>広聴</u> 部長) [㊦]	4 関係省庁との連絡調整に関する事。 [㊦]	担当課 [㊦]	秘書課、 <u>広聴課</u> [㊦]																																						
	5 <u>災害寄附金に関する事。[㊦]</u>																																								
	1 班共通業務に関する事。 [㊦]																																								
	2 災害対策本部長、副本部長の秘書等に関する事。 [㊦]																																								
	3 災害コールセンターに関する事。 [㊦]																																								
4 <u>法的解釈を必要とする相談に関する事。[㊦]</u>																																									
5 市民相談の統括、意識調査の実施に関する事。 [㊦]																																									
111	01 共通編	2	3	4	7	94	修正	7 事務分掌 <table><tr><td>財政局対策部長[㊦] 財政局防災・減災責任者[㊦] (財政局長)[㊦]</td><td>災害応急対策予算の編成を行い復旧復興に迅速に対応するとともに、被害調査を集計して情報の集約を図り、被災市民の支援を行う。[㊦] 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。[㊦]</td></tr><tr><td rowspan="2">財政総務班長[㊦] (財務部長)[㊦]</td><td>1 対策部共通事務及び班共通事務に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>2 災害応急対策等の予算編成に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td rowspan="2"></td><td>3 災害対策本部の出納に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>担当課[㊦]</td><td>財政課、債権管理課、資産マネジメント課、会計総室[㊦]</td></tr><tr><td rowspan="3">被害調査班長[㊦] (税務部長)[㊦]</td><td>1 班共通事務に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>2 市域の被害認定調査及び被災情報の集計、伝達等に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>3 災害による税の減免に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>担当課[㊦]</td><td>税制課、市民税課、固定資産税課、納税課[㊦]</td></tr></table>	財政局対策部長 [㊦] 財政局防災・減災責任者 [㊦] (財政局長) [㊦]	災害応急対策予算の編成を行い復旧復興に迅速に対応するとともに、被害調査を集計して情報の集約を図り、被災市民の支援を行う。 [㊦] 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。 [㊦]	財政総務班長 [㊦] (財務部長) [㊦]	1 対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 [㊦]	2 災害応急対策等の予算編成に関する事。 [㊦]		3 災害対策本部の出納に関する事。 [㊦]	担当課 [㊦]	財政課、債権管理課、資産マネジメント課、会計総室 [㊦]	被害調査班長 [㊦] (税務部長) [㊦]	1 班共通事務に関する事。 [㊦]	2 市域の被害認定調査及び被災情報の集計、伝達等に関する事。 [㊦]	3 災害による税の減免に関する事。 [㊦]	担当課 [㊦]	税制課、市民税課、固定資産税課、納税課 [㊦]	7 事務分掌 <table><tr><td>財政局対策部長[㊦] 財政局防災・減災責任者[㊦] (財政局長)[㊦]</td><td>災害応急対策予算の編成を行い復旧復興に迅速に対応するとともに、被害調査を集計して情報の集約を図り、被災市民の支援を行う。[㊦] 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。[㊦]</td></tr><tr><td rowspan="3">財政総務班長[㊦] (財務部長)[㊦]</td><td>1 対策部共通事務及び班共通事務に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>2 災害応急対策等の予算編成に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>3 災害対策本部の出納に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td></td><td>担当課[㊦]</td><td>財政課、債権管理課、資産マネジメント課、会計総室[㊦]</td></tr><tr><td rowspan="3">被害調査班長[㊦] (税務部長)[㊦]</td><td>1 班共通事務に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>2 市域の被害認定調査及び被災情報の集計、伝達等に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>3 災害による税の減免に関する事。[㊦]</td></tr><tr><td>担当課[㊦]</td><td>税制課、市民税課、固定資産税課、納税課、<u>(市民税課各税務室)</u>[㊦]</td></tr></table>	財政局対策部長 [㊦] 財政局防災・減災責任者 [㊦] (財政局長) [㊦]	災害応急対策予算の編成を行い復旧復興に迅速に対応するとともに、被害調査を集計して情報の集約を図り、被災市民の支援を行う。 [㊦] 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。 [㊦]	財政総務班長 [㊦] (財務部長) [㊦]	1 対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 [㊦]	2 災害応急対策等の予算編成に関する事。 [㊦]	3 災害対策本部の出納に関する事。 [㊦]		担当課 [㊦]	財政課、債権管理課、資産マネジメント課、会計総室 [㊦]	被害調査班長 [㊦] (税務部長) [㊦]	1 班共通事務に関する事。 [㊦]	2 市域の被害認定調査及び被災情報の集計、伝達等に関する事。 [㊦]	3 災害による税の減免に関する事。 [㊦]	担当課 [㊦]	税制課、市民税課、固定資産税課、納税課、 <u>(市民税課各税務室)</u> [㊦]		
財政局対策部長 [㊦] 財政局防災・減災責任者 [㊦] (財政局長) [㊦]	災害応急対策予算の編成を行い復旧復興に迅速に対応するとともに、被害調査を集計して情報の集約を図り、被災市民の支援を行う。 [㊦] 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。 [㊦]																																								
財政総務班長 [㊦] (財務部長) [㊦]	1 対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 [㊦]																																								
	2 災害応急対策等の予算編成に関する事。 [㊦]																																								
	3 災害対策本部の出納に関する事。 [㊦]																																								
	担当課 [㊦]	財政課、債権管理課、資産マネジメント課、会計総室 [㊦]																																							
被害調査班長 [㊦] (税務部長) [㊦]	1 班共通事務に関する事。 [㊦]																																								
	2 市域の被害認定調査及び被災情報の集計、伝達等に関する事。 [㊦]																																								
	3 災害による税の減免に関する事。 [㊦]																																								
担当課 [㊦]	税制課、市民税課、固定資産税課、納税課 [㊦]																																								
財政局対策部長 [㊦] 財政局防災・減災責任者 [㊦] (財政局長) [㊦]	災害応急対策予算の編成を行い復旧復興に迅速に対応するとともに、被害調査を集計して情報の集約を図り、被災市民の支援を行う。 [㊦] 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。 [㊦]																																								
財政総務班長 [㊦] (財務部長) [㊦]	1 対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 [㊦]																																								
	2 災害応急対策等の予算編成に関する事。 [㊦]																																								
	3 災害対策本部の出納に関する事。 [㊦]																																								
	担当課 [㊦]	財政課、債権管理課、資産マネジメント課、会計総室 [㊦]																																							
被害調査班長 [㊦] (税務部長) [㊦]	1 班共通事務に関する事。 [㊦]																																								
	2 市域の被害認定調査及び被災情報の集計、伝達等に関する事。 [㊦]																																								
	3 災害による税の減免に関する事。 [㊦]																																								
担当課 [㊦]	税制課、市民税課、固定資産税課、納税課、 <u>(市民税課各税務室)</u> [㊦]																																								

政策総務班長 (総合政策部長)	1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 2 外国人避難者に関すること。 3 市民への災害情報の広報及びプレスセンター開設、報道機関に対する情報提供等に関すること。 4 関係省庁との連絡調整に関すること。 5 災害寄付金に関すること。
秘書広聴班長 (秘書広聴部長)	担当課 政策企画課、国際課、広報課、東京事務所、都市政策研究所 1 班共通業務に関すること。 2 災害対策本部長、副本部長の秘書等に関すること。 3 災害コールセンターに関すること。 4 法的解釈を必要とする相談に関すること。 5 市民相談の統括、意識調査の実施に関すること。
担当課	秘書課、広聴課

財政局対策部長[㊦] 財政局防災・減災責任者[㊦] (財政局長) [㊦]	災害応急対策予算の編成を行い復旧復興に迅速に対応するとともに、被害調査を 集計して情報の集約を図り、被災市民の支援を行う。[㊦] 平時時から、所轄業務における危機管理(1)危機の把握(2)実動マニュアル の整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発とい った事前対策)を主体的に行う。[㊦]
㊦ 財政総務班長[㊦] (財務部長) [㊦]	1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。[㊦] 2 災害応急対策等の予算編成に関すること。[㊦] 3 災害対策本部の出納に関すること。[㊦]
	担当課[㊦] 財政課、債権管理課、資産マネジメント課、会計総室[㊦]
被害調査班長[㊦] (税務部長) [㊦]	1 班共通事務に関すること。[㊦] 2 市域の被害認定調査及び被災情報の集計、伝達等に関すること。[㊦] 3 災害による税の減免に関すること。[㊦]
	担当課[㊦] 税制課、市民税課、固定資産税課、納税課[㊦]

財政局対策部長 [㊦] 財政局防災・減災責任者 [㊦] (財政局長) [㊦]	災害応急対策予算の編成を行い復旧復興に迅速に対応するとともに、被害調査を集計して情報の集約を図り、被災市民の支援を行う。 [㊦] 平常時から、所轄業務における危機管理 (1)危機の把握 (2)実動マニュアルの整備 (3)情報連絡体制の確立 (4)訓練・研修の実施 (5)市民等への意識啓発といった事前対策) を主体的に行う。 [㊦]
㊦ 財政総務班長 [㊦] (財務部長) [㊦]	1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 [㊦] 2 災害応急対策等の予算編成に関すること。 [㊦] 3 災害対策本部の出納に関すること。 [㊦]
	担当課 [㊦] 財政課、債権管理課、資産マネジメント課、会計総室 [㊦]
被害調査班長 [㊦] (税務部長) [㊦]	1 班共通事務に関すること。 [㊦] 2 市域の被害認定調査及び被災情報の集計、伝達等に関すること。 [㊦] 3 災害による税の減免に関すること。 [㊦]
	担当課 [㊦] 税制課、市民税課、固定資産税課、納税課、(市民税課各税務室) [㊦]

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																																				
112	01	共通編	2	3	4	7	95	修正																																					
7 事務分掌 <table><tr><td>文化市民局対策部長⁴ 文化市民局防災・減災責任者⁴ (文化市民局長)⁴</td><td>物資の要請・調達、ボランティア本部の設置、被災者の安否情報の提供、避難所運営の環境整備に関する調整を行う。平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。⁴</td></tr><tr><td>市民総務・⁴ 応急支援班長⁴ (市民生活部長)⁴</td><td>1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。⁴ 2 市民の安否情報の総括に関すること。⁴ 3 ボランティア本部の設置及びボランティア活動の総合調整に関する事 4 物資の要請・調達に関する事 5 避難所の集約等に関する各区対策部との調整に関する事。⁴</td></tr><tr><td>担当課⁴</td><td>地域政策課、地域活動推進課、生涯学習課⁴ 生活安全課、オンブズマン事務局⁴</td></tr><tr><td>人権推進班長⁴ (人権推進部長)⁴</td><td>1 班共通事務に関する事。⁴ 2 人権相談に関する事。⁴ 3 避難所における男女共同参画の視点の啓発に関する事。⁴</td></tr><tr><td>担当課⁴</td><td>人権政策課、男女共同参画課⁴</td></tr><tr><td>文化創造班長⁴ (文化創造部長)⁴</td><td>1 班共通事務に関する事。⁴ 2 指定文化財等の被害調査及び情報収集、集計、伝達（国、県等への伝達を含む）に関する事。⁴</td></tr><tr><td>担当課⁴</td><td>文化政策課、文化財課⁴</td></tr><tr><td>熊本城班長⁴ (熊本城総合事務所長)⁴</td><td>1 班共通事務に関する事。⁴ 2 観光者の避難及び支援等に関する事。⁴</td></tr><tr><td>担当課⁴</td><td>総務管理課、復旧整備課、熊本城調査研究センター⁴</td></tr></table>									文化市民局対策部長 ⁴ 文化市民局防災・減災責任者 ⁴ (文化市民局長) ⁴	物資の要請・調達、ボランティア本部の設置、被災者の安否情報の提供、避難所運営の環境整備に関する調整を行う。平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。 ⁴	市民総務・ ⁴ 応急支援班長 ⁴ (市民生活部長) ⁴	1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ⁴ 2 市民の安否情報の総括に関すること。 ⁴ 3 ボランティア本部の設置及びボランティア活動の総合調整に関する事 4 物資の要請・調達に関する事 5 避難所の集約等に関する各区対策部との調整に関する事。 ⁴	担当課 ⁴	地域政策課、地域活動推進課、生涯学習課 ⁴ 生活安全課、オンブズマン事務局 ⁴	人権推進班長 ⁴ (人権推進部長) ⁴	1 班共通事務に関する事。 ⁴ 2 人権相談に関する事。 ⁴ 3 避難所における男女共同参画の視点の啓発に関する事。 ⁴	担当課 ⁴	人権政策課、男女共同参画課 ⁴	文化創造班長 ⁴ (文化創造部長) ⁴	1 班共通事務に関する事。 ⁴ 2 指定文化財等の被害調査及び情報収集、集計、伝達（国、県等への伝達を含む）に関する事。 ⁴	担当課 ⁴	文化政策課、文化財課 ⁴	熊本城班長 ⁴ (熊本城総合事務所長) ⁴	1 班共通事務に関する事。 ⁴ 2 観光者の避難及び支援等に関する事。 ⁴	担当課 ⁴	総務管理課、復旧整備課、熊本城調査研究センター ⁴	7 事務分掌 <table><tr><td>文化市民局対策部長⁴ 文化市民局防災・減災責任者⁴ (文化市民局長)⁴</td><td>関係省庁との連絡体制を強化し、救援・義援物資の要請及び物資の受け入れ配分等による避難所支援を行うとともに各区対策部と連携し避難所運営の総合調整を行う。⁴ 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。⁴</td></tr><tr><td>市民総務・⁴ 応急支援班長⁴ (市民生活部長)⁴</td><td>1 対策部共通事務及び班共通事務に関する事。⁴ 2 市民の安否情報の総括に関する事。⁴ 3 ボランティア本部の設置及びボランティア活動の総合調整に関する事。⁴ 4 救援・義援物資の要請及び受入調整、配分計画に関する事。⁴ 5 各区対策部の総合調整に関する事。⁴</td></tr><tr><td>担当課⁴</td><td>地域政策課、地域活動推進課、生涯学習課⁴ 生活安全課、オンブズマン事務局⁴</td></tr><tr><td>人権推進班長⁴ (人権推進部長)⁴</td><td>1 班共通事務に関する事。⁴ 2 人権相談に関する事。⁴ 3 はあもにいの管理運営に関する事。⁴</td></tr><tr><td>担当課⁴</td><td>人権政策課、男女共同参画課⁴</td></tr><tr><td>文化創造班長⁴ (文化創造部長)⁴</td><td>1 班共通事務に関する事。⁴ 2 指定文化財等の被害調査及び情報収集、集計、伝達（国、県等への伝達を含む）に関する事。⁴</td></tr><tr><td>担当課⁴</td><td>文化政策課、文化財課⁴</td></tr><tr><td>熊本城班長⁴ (熊本城総合事務所長)⁴</td><td>1 班共通事務に関する事。⁴ 2 観光者の避難及び支援等に関する事。⁴</td></tr><tr><td>担当課⁴</td><td>熊本城総合事務所、熊本城調査研究センター⁴</td></tr></table>	文化市民局対策部長 ⁴ 文化市民局防災・減災責任者 ⁴ (文化市民局長) ⁴	関係省庁との連絡体制を強化し、救援・義援物資の要請及び物資の受け入れ配分等による避難所支援を行うとともに各区対策部と連携し避難所運営の総合調整を行う。 ⁴ 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。 ⁴	市民総務・ ⁴ 応急支援班長 ⁴ (市民生活部長) ⁴	1 対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 ⁴ 2 市民の安否情報の総括に関する事。 ⁴ 3 ボランティア本部の設置及びボランティア活動の総合調整に関する事。 ⁴ 4 救援・義援物資の要請及び受入調整、配分計画に関する事。 ⁴ 5 各区対策部の総合調整に関する事。 ⁴	担当課 ⁴	地域政策課、地域活動推進課、生涯学習課 ⁴ 生活安全課、オンブズマン事務局 ⁴	人権推進班長 ⁴ (人権推進部長) ⁴	1 班共通事務に関する事。 ⁴ 2 人権相談に関する事。 ⁴ 3 はあもにいの管理運営に関する事。 ⁴	担当課 ⁴	人権政策課、男女共同参画課 ⁴	文化創造班長 ⁴ (文化創造部長) ⁴	1 班共通事務に関する事。 ⁴ 2 指定文化財等の被害調査及び情報収集、集計、伝達（国、県等への伝達を含む）に関する事。 ⁴	担当課 ⁴	文化政策課、文化財課 ⁴	熊本城班長 ⁴ (熊本城総合事務所長) ⁴	1 班共通事務に関する事。 ⁴ 2 観光者の避難及び支援等に関する事。 ⁴	担当課 ⁴	熊本城総合事務所、熊本城調査研究センター ⁴
文化市民局対策部長 ⁴ 文化市民局防災・減災責任者 ⁴ (文化市民局長) ⁴	物資の要請・調達、ボランティア本部の設置、被災者の安否情報の提供、避難所運営の環境整備に関する調整を行う。平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。 ⁴																																												
市民総務・ ⁴ 応急支援班長 ⁴ (市民生活部長) ⁴	1 対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ⁴ 2 市民の安否情報の総括に関すること。 ⁴ 3 ボランティア本部の設置及びボランティア活動の総合調整に関する事 4 物資の要請・調達に関する事 5 避難所の集約等に関する各区対策部との調整に関する事。 ⁴																																												
担当課 ⁴	地域政策課、地域活動推進課、生涯学習課 ⁴ 生活安全課、オンブズマン事務局 ⁴																																												
人権推進班長 ⁴ (人権推進部長) ⁴	1 班共通事務に関する事。 ⁴ 2 人権相談に関する事。 ⁴ 3 避難所における男女共同参画の視点の啓発に関する事。 ⁴																																												
担当課 ⁴	人権政策課、男女共同参画課 ⁴																																												
文化創造班長 ⁴ (文化創造部長) ⁴	1 班共通事務に関する事。 ⁴ 2 指定文化財等の被害調査及び情報収集、集計、伝達（国、県等への伝達を含む）に関する事。 ⁴																																												
担当課 ⁴	文化政策課、文化財課 ⁴																																												
熊本城班長 ⁴ (熊本城総合事務所長) ⁴	1 班共通事務に関する事。 ⁴ 2 観光者の避難及び支援等に関する事。 ⁴																																												
担当課 ⁴	総務管理課、復旧整備課、熊本城調査研究センター ⁴																																												
文化市民局対策部長 ⁴ 文化市民局防災・減災責任者 ⁴ (文化市民局長) ⁴	関係省庁との連絡体制を強化し、救援・義援物資の要請及び物資の受け入れ配分等による避難所支援を行うとともに各区対策部と連携し避難所運営の総合調整を行う。 ⁴ 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。 ⁴																																												
市民総務・ ⁴ 応急支援班長 ⁴ (市民生活部長) ⁴	1 対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 ⁴ 2 市民の安否情報の総括に関する事。 ⁴ 3 ボランティア本部の設置及びボランティア活動の総合調整に関する事。 ⁴ 4 救援・義援物資の要請及び受入調整、配分計画に関する事。 ⁴ 5 各区対策部の総合調整に関する事。 ⁴																																												
担当課 ⁴	地域政策課、地域活動推進課、生涯学習課 ⁴ 生活安全課、オンブズマン事務局 ⁴																																												
人権推進班長 ⁴ (人権推進部長) ⁴	1 班共通事務に関する事。 ⁴ 2 人権相談に関する事。 ⁴ 3 はあもにいの管理運営に関する事。 ⁴																																												
担当課 ⁴	人権政策課、男女共同参画課 ⁴																																												
文化創造班長 ⁴ (文化創造部長) ⁴	1 班共通事務に関する事。 ⁴ 2 指定文化財等の被害調査及び情報収集、集計、伝達（国、県等への伝達を含む）に関する事。 ⁴																																												
担当課 ⁴	文化政策課、文化財課 ⁴																																												
熊本城班長 ⁴ (熊本城総合事務所長) ⁴	1 班共通事務に関する事。 ⁴ 2 観光者の避難及び支援等に関する事。 ⁴																																												
担当課 ⁴	熊本城総合事務所、熊本城調査研究センター ⁴																																												
113	01	共通編	2	3	4	7	95	修正																																					
7 事務分掌 <table><tr><td>健康福祉局対策部長⁴ 健康福祉局防災・減災責任者⁴ (健康福祉局長)⁴</td><td>被災者の治療と救急搬送が迅速に行われるよう、医療関係機関等との連絡調整と被災市民の医療福祉、健康管理、防疫活動、備蓄物資の総合管理及び被災後の生活支援等を行う。⁴ 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。⁴</td></tr><tr><td>福祉総務班長⁴ (健康福祉部長)⁴</td><td>1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。⁴ 2 遺体の埋火葬に関する事。⁴ 3 リ災証明及び弔慰金、見舞金等の総括に関する事。⁴ 4 遺体の身元確認及び引渡しに関する事。⁴ 5 被災者支援の総合調整に関する事。⁴ 6 災害時要援護者（要医療援護者を除く）に関する事。⁴ 7 義援金の受入、配分計画に関する事。⁴ 8 備蓄物資（食料・飲料水・生活必需品）の在庫管理及び緊急時の物資供給班との調整に関する事。⁴</td></tr><tr><td>担当課⁴</td><td>健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、介護保険課、介護事業指導課、指導監査課、障がい福祉課、障がい者福祉相談所⁴</td></tr></table>									健康福祉局対策部長 ⁴ 健康福祉局防災・減災責任者 ⁴ (健康福祉局長) ⁴	被災者の治療と救急搬送が迅速に行われるよう、医療関係機関等との連絡調整と被災市民の医療福祉、健康管理、防疫活動、備蓄物資の総合管理及び被災後の生活支援等を行う。 ⁴ 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。 ⁴	福祉総務班長 ⁴ (健康福祉部長) ⁴	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 ⁴ 2 遺体の埋火葬に関する事。 ⁴ 3 リ災証明及び弔慰金、見舞金等の総括に関する事。 ⁴ 4 遺体の身元確認及び引渡しに関する事。 ⁴ 5 被災者支援の総合調整に関する事。 ⁴ 6 災害時要援護者（要医療援護者を除く）に関する事。 ⁴ 7 義援金の受入、配分計画に関する事。 ⁴ 8 備蓄物資（食料・飲料水・生活必需品）の在庫管理及び緊急時の物資供給班との調整に関する事。 ⁴	担当課 ⁴	健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、介護保険課、介護事業指導課、指導監査課、障がい福祉課、障がい者福祉相談所 ⁴	7 事務分掌 <table><tr><td>健康福祉局対策部長⁴ 健康福祉局防災・減災責任者⁴ (健康福祉局長)⁴</td><td>被災者の治療と救急搬送が迅速に行われるよう、医療関係機関等との連絡調整と被災市民の医療福祉、健康管理、防疫活動、備蓄物資の総合管理及び被災後の生活支援等を行う。⁴ また、幼児の安全確保を行うと共に児童福祉等の支援対策を行う。⁴ 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。⁴</td></tr><tr><td>福祉総務班長⁴ (福祉部長)⁴</td><td>1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。⁴ 2 遺体の埋火葬に関する事。⁴ 3 リ災証明及び弔慰金、見舞金等の総括に関する事。⁴ 4 遺体の身元確認及び引渡しに関する事。⁴ 5 被災者支援の総合調整に関する事。⁴ 6 災害時要援護者（要医療援護者を除く）に関する事。⁴ 7 義援金の受入、配分計画に関する事。⁴ 8 備蓄物資（食料・飲料水・生活必需品）の在庫管理及び緊急時の物資供給班との調整に関する事。⁴</td></tr><tr><td>担当課⁴</td><td>健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、介護保険課、指導監査課、障がい保健福祉課、子ども発達支援センター、障がい者福祉相談所、子ども政策課、子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課⁴</td></tr></table>	健康福祉局対策部長 ⁴ 健康福祉局防災・減災責任者 ⁴ (健康福祉局長) ⁴	被災者の治療と救急搬送が迅速に行われるよう、医療関係機関等との連絡調整と被災市民の医療福祉、健康管理、防疫活動、備蓄物資の総合管理及び被災後の生活支援等を行う。 ⁴ また、幼児の安全確保を行うと共に児童福祉等の支援対策を行う。 ⁴ 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。 ⁴	福祉総務班長 ⁴ (福祉部長) ⁴	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 ⁴ 2 遺体の埋火葬に関する事。 ⁴ 3 リ災証明及び弔慰金、見舞金等の総括に関する事。 ⁴ 4 遺体の身元確認及び引渡しに関する事。 ⁴ 5 被災者支援の総合調整に関する事。 ⁴ 6 災害時要援護者（要医療援護者を除く）に関する事。 ⁴ 7 義援金の受入、配分計画に関する事。 ⁴ 8 備蓄物資（食料・飲料水・生活必需品）の在庫管理及び緊急時の物資供給班との調整に関する事。 ⁴	担当課 ⁴	健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、介護保険課、指導監査課、障がい保健福祉課、子ども発達支援センター、障がい者福祉相談所、子ども政策課、子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課 ⁴																								
健康福祉局対策部長 ⁴ 健康福祉局防災・減災責任者 ⁴ (健康福祉局長) ⁴	被災者の治療と救急搬送が迅速に行われるよう、医療関係機関等との連絡調整と被災市民の医療福祉、健康管理、防疫活動、備蓄物資の総合管理及び被災後の生活支援等を行う。 ⁴ 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。 ⁴																																												
福祉総務班長 ⁴ (健康福祉部長) ⁴	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 ⁴ 2 遺体の埋火葬に関する事。 ⁴ 3 リ災証明及び弔慰金、見舞金等の総括に関する事。 ⁴ 4 遺体の身元確認及び引渡しに関する事。 ⁴ 5 被災者支援の総合調整に関する事。 ⁴ 6 災害時要援護者（要医療援護者を除く）に関する事。 ⁴ 7 義援金の受入、配分計画に関する事。 ⁴ 8 備蓄物資（食料・飲料水・生活必需品）の在庫管理及び緊急時の物資供給班との調整に関する事。 ⁴																																												
担当課 ⁴	健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、介護保険課、介護事業指導課、指導監査課、障がい福祉課、障がい者福祉相談所 ⁴																																												
健康福祉局対策部長 ⁴ 健康福祉局防災・減災責任者 ⁴ (健康福祉局長) ⁴	被災者の治療と救急搬送が迅速に行われるよう、医療関係機関等との連絡調整と被災市民の医療福祉、健康管理、防疫活動、備蓄物資の総合管理及び被災後の生活支援等を行う。 ⁴ また、幼児の安全確保を行うと共に児童福祉等の支援対策を行う。 ⁴ 平常時から、所轄業務における危機管理（(1)危機の把握(2)実動マニュアルの整備(3)情報連絡体制の確立(4)訓練・研修の実施(5)市民等への意識啓発といった事前対策）を主体的に行う。 ⁴																																												
福祉総務班長 ⁴ (福祉部長) ⁴	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関する事。 ⁴ 2 遺体の埋火葬に関する事。 ⁴ 3 リ災証明及び弔慰金、見舞金等の総括に関する事。 ⁴ 4 遺体の身元確認及び引渡しに関する事。 ⁴ 5 被災者支援の総合調整に関する事。 ⁴ 6 災害時要援護者（要医療援護者を除く）に関する事。 ⁴ 7 義援金の受入、配分計画に関する事。 ⁴ 8 備蓄物資（食料・飲料水・生活必需品）の在庫管理及び緊急時の物資供給班との調整に関する事。 ⁴																																												
担当課 ⁴	健康福祉政策課、保護管理援護課、高齢福祉課、介護保険課、指導監査課、障がい保健福祉課、子ども発達支援センター、障がい者福祉相談所、子ども政策課、子ども支援課、児童相談所、保育幼稚園課 ⁴																																												

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
119	01	共通編	2	3	4	7 97	新規	<table><tr><td rowspan="3">土木班長[㊟] (土木部長)[㊟] <</td></tr></table>	土木班長 [㊟] (土木部長) [㊟] <
土木班長 [㊟] (土木部長) [㊟] <									

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																
122	01 共通編	2	3	4	7	98	修正	7 事務分掌 <table><tr><td colspan="3">予防部長[㊦]</td></tr><tr><td rowspan="2">情報整理班[㊦] (予防課長)[㊦] (予防課副課長)[㊦]</td><td>情報管理係[㊦] (火災調査班主査)[㊦]</td><td>1 災害状況の集計及び記録の作成に関すること。[㊦] 2 消防総務係等への資料提供に関すること。[㊦]</td></tr><tr><td>防災センター係[㊦] (予防班主査)[㊦]</td><td>防災用資機材の備蓄、保管及び貸出に関すること。[㊦]</td></tr></table>	予防部長 [㊦]			情報整理班 [㊦] (予防課長) [㊦] (予防課副課長) [㊦]	情報管理係 [㊦] (火災調査班主査) [㊦]	1 災害状況の集計及び記録の作成に関すること。 [㊦] 2 消防総務係等への資料提供に関すること。 [㊦]	防災センター係 [㊦] (予防班主査) [㊦]	防災用資機材の備蓄、保管及び貸出に関すること。 [㊦]	7 事務分掌 <table><tr><td colspan="3">予防部長[㊦]</td></tr><tr><td rowspan="2">情報管理班[㊦] (予防課長)[㊦] (予防課副課長)[㊦]</td><td>情報管理係[㊦] (火災調査班主査)[㊦]</td><td>1 災害状況の集計及び記録の作成に関すること。[㊦] 2 消防総務係等への資料提供に関すること。[㊦]</td></tr><tr><td>防災センター係[㊦] (予防班主査)[㊦]</td><td>防災用資機材の備蓄、保管及び貸出に関すること。[㊦]</td></tr></table>	予防部長 [㊦]			情報管理班 [㊦] (予防課長) [㊦] (予防課副課長) [㊦]	情報管理係 [㊦] (火災調査班主査) [㊦]	1 災害状況の集計及び記録の作成に関すること。 [㊦] 2 消防総務係等への資料提供に関すること。 [㊦]	防災センター係 [㊦] (予防班主査) [㊦]	防災用資機材の備蓄、保管及び貸出に関すること。 [㊦]
予防部長 [㊦]																									
情報整理班 [㊦] (予防課長) [㊦] (予防課副課長) [㊦]	情報管理係 [㊦] (火災調査班主査) [㊦]	1 災害状況の集計及び記録の作成に関すること。 [㊦] 2 消防総務係等への資料提供に関すること。 [㊦]																							
	防災センター係 [㊦] (予防班主査) [㊦]	防災用資機材の備蓄、保管及び貸出に関すること。 [㊦]																							
予防部長 [㊦]																									
情報管理班 [㊦] (予防課長) [㊦] (予防課副課長) [㊦]	情報管理係 [㊦] (火災調査班主査) [㊦]	1 災害状況の集計及び記録の作成に関すること。 [㊦] 2 消防総務係等への資料提供に関すること。 [㊦]																							
	防災センター係 [㊦] (予防班主査) [㊦]	防災用資機材の備蓄、保管及び貸出に関すること。 [㊦]																							
123	01 共通編	2	3	4	7	101	修正	7 事務分掌 <table><tr><td rowspan="2">教育総務班長[㊦] (教育総務部長)[㊦]</td><td colspan="2">1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。[㊦] 2 教育委員との連絡調整に関すること。[㊦] 3 教育施設の避難所開設及び管理運営に関すること。[㊦] 4 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。[㊦] 5 学校施設の被害調査に関すること。[㊦] 6 教育機関等の再開計画に関すること。[㊦]</td></tr><tr><td>担当課[㊦]</td><td>教育政策課、教育改革推進課、学校施設課、放課後児童育成課、地域教育推進課、図書館、博物館（教育センター）[㊦]</td></tr></table>	教育総務班長 [㊦] (教育総務部長) [㊦]	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 [㊦] 2 教育委員との連絡調整に関すること。 [㊦] 3 教育施設の避難所開設及び管理運営に関すること。 [㊦] 4 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。 [㊦] 5 学校施設の被害調査に関すること。 [㊦] 6 教育機関等の再開計画に関すること。 [㊦]		担当課 [㊦]	教育政策課、教育改革推進課、学校施設課、放課後児童育成課、地域教育推進課、図書館、博物館（教育センター） [㊦]	7 事務分掌 <table><tr><td rowspan="2">教育総務班長[㊦] (教育総務部長)[㊦]</td><td colspan="2">1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。[㊦] 2 教育委員との連絡調整に関すること。[㊦] 3 教育施設の避難所開設及び管理運営に関すること。[㊦] 4 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。[㊦] 5 学校施設の被害調査に関すること。[㊦] 6 教育機関等の再開計画に関すること。[㊦]</td></tr><tr><td>担当課[㊦]</td><td>教育政策課、学校施設課、青少年教育課、図書館、博物館（教育センター）[㊦]</td></tr></table>	教育総務班長 [㊦] (教育総務部長) [㊦]	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 [㊦] 2 教育委員との連絡調整に関すること。 [㊦] 3 教育施設の避難所開設及び管理運営に関すること。 [㊦] 4 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。 [㊦] 5 学校施設の被害調査に関すること。 [㊦] 6 教育機関等の再開計画に関すること。 [㊦]		担当課 [㊦]	教育政策課、学校施設課、青少年教育課、図書館、博物館（教育センター） [㊦]						
教育総務班長 [㊦] (教育総務部長) [㊦]	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 [㊦] 2 教育委員との連絡調整に関すること。 [㊦] 3 教育施設の避難所開設及び管理運営に関すること。 [㊦] 4 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。 [㊦] 5 学校施設の被害調査に関すること。 [㊦] 6 教育機関等の再開計画に関すること。 [㊦]																								
	担当課 [㊦]	教育政策課、教育改革推進課、学校施設課、放課後児童育成課、地域教育推進課、図書館、博物館（教育センター） [㊦]																							
教育総務班長 [㊦] (教育総務部長) [㊦]	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 [㊦] 2 教育委員との連絡調整に関すること。 [㊦] 3 教育施設の避難所開設及び管理運営に関すること。 [㊦] 4 避難所及びその周辺における災害情報の収集、伝達等に関すること。 [㊦] 5 学校施設の被害調査に関すること。 [㊦] 6 教育機関等の再開計画に関すること。 [㊦]																								
	担当課 [㊦]	教育政策課、学校施設課、青少年教育課、図書館、博物館（教育センター） [㊦]																							
124	01 共通編	2	3	4	7	101	修正	7 事務分掌 <table><tr><td rowspan="2">議会局班長[㊦] (部長指名者)[㊦]</td><td colspan="2">1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。[㊦] 2 他対策部の応援に関すること。[㊦] 3 議会災害対策会議の庶務に関すること。[㊦] 4 議員の安否情報及び連絡調整に関すること。[㊦]</td></tr><tr><td>担当課[㊦]</td><td>総務課、議事課、政策調査課[㊦]</td></tr></table>	議会局班長 [㊦] (部長指名者) [㊦]	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 [㊦] 2 他対策部の応援に関すること。 [㊦] 3 議会災害対策会議の庶務に関すること。 [㊦] 4 議員の安否情報及び連絡調整に関すること。 [㊦]		担当課 [㊦]	総務課、議事課、政策調査課 [㊦]	7 事務分掌 <table><tr><td rowspan="2">議会局班長[㊦] (次長指名者)[㊦]</td><td colspan="2">1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。[㊦] 2 他対策部の応援に関すること。[㊦] 3 議会災害対策会議の庶務に関すること。[㊦] 4 議員の安否情報及び連絡調整に関すること。[㊦]</td></tr><tr><td>担当課[㊦]</td><td>総務課、議事課、政策調査課[㊦]</td></tr></table>	議会局班長 [㊦] (次長指名者) [㊦]	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 [㊦] 2 他対策部の応援に関すること。 [㊦] 3 議会災害対策会議の庶務に関すること。 [㊦] 4 議員の安否情報及び連絡調整に関すること。 [㊦]		担当課 [㊦]	総務課、議事課、政策調査課 [㊦]						
議会局班長 [㊦] (部長指名者) [㊦]	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 [㊦] 2 他対策部の応援に関すること。 [㊦] 3 議会災害対策会議の庶務に関すること。 [㊦] 4 議員の安否情報及び連絡調整に関すること。 [㊦]																								
	担当課 [㊦]	総務課、議事課、政策調査課 [㊦]																							
議会局班長 [㊦] (次長指名者) [㊦]	1 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 [㊦] 2 他対策部の応援に関すること。 [㊦] 3 議会災害対策会議の庶務に関すること。 [㊦] 4 議員の安否情報及び連絡調整に関すること。 [㊦]																								
	担当課 [㊦]	総務課、議事課、政策調査課 [㊦]																							
125	01 共通編	2	3	4	8	102	修正	本部会議の 構成員 ○本部長（市長） ○副本部長（副市長） ○本部員（危機管理監、政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、こども局長、環境局長、経済観光局長、農水局長、都市建設局長、議会局長、教育長、消防局長、交通事業管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者、中央区長、東区長、西区長、南区長、北区長、その他本部長が指名する者）	本部会議の 構成員 ○本部長（市長） ○副本部長（副市長） ○本部員（危機管理監、政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、環境局長、経済観光局長、農水局長、都市建設局長、議会局長、教育長、消防局長、交通事業管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者、中央区長、東区長、西区長、南区長、北区長、その他本部長が指名する者）																
126	01 共通編	3	1	1	1	105	修正	1 計画の方針 （略） なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれの普及を要する事項について単独又は共同して行うものとし、市、市民、事業者及び地域の防災組織は、相互に連携し、災害の教訓等を踏まえた講座や訓練を実施する等あらゆる機会を通じて防災教育を推進するものとする。 その際には、要配慮者への対応や性別にとらわれないなど多様な視点に配慮するものとする。	1 計画の方針 （略） なお、防災知識の普及は、災害予防・災害応急措置の実施の任にある各機関が、それぞれの普及を要する事項について単独又は共同して行うものとする。 その際には、要配慮者への対応や性別にとらわれない視点等に配慮するものとする。																

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
127	01	共通編	3	1	1	105	修正	1 計画の方針 (略) (削除)	1 計画の方針 (略) <u>さらに、市は教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講習会、震災対処実動訓練をはじめとする実践的な訓練等により、防災教育を実施するものとする。</u>
128	01	共通編	3	1	1	3	修正	(1) 方法 (略) また、 <u>年齢、国籍、性別及び障がい等の特性に関する多様性を踏まえ、十分な配慮を行うもの</u> とする。	(1) 方法 (略) また、 <u>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者への対応や男女双方の視点にも十分配慮するもの</u> とする。
129	01	共通編	3	1	1	3	修正	【関連部局】 政策局 健康福祉局 <u>こども局</u> 消防局	【関連部局】 政策局 健康福祉局 消防局
130	01	共通編	3	1	1	4	修正	(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及 (略) その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、 <u>防災に関する知識、判断力、行動力等を習得できるよう配慮する</u> ものとする。 ア 方法 (略)	(1) 児童生徒等に対する防災知識の普及 (略) その内容や指導の方法については、次の内容を中心に、学校の種別や児童生徒等の発達段階に応じて工夫を行い、 <u>実態に即した防災知識の普及を行う</u> ものとする。 ア 方法 (略)
131	01	共通編	3	1	1	4	修正	(3) 教職員等に対する防災知識の普及 研修会等を通じて、教職員等の <u>防災知識を高め</u> 、資質向上を図るものとする。	(3) 教職員等に対する防災知識の普及 研修会等を通じて、教職員等の資質向上を図るものとする。
132	01	共通編	3	1	1	5	修正	5 ペット同行・同伴避難者に対する防災知識の普及 (略) また、 <u>ペット同行避難者が安心して利用できる避難所体制づくりを推進する。</u> そこで、ペットの飼い主に対し被災時の備えについて普及啓発を行う。	5 ペット同行・同伴避難者に対する防災知識の普及 (略) また、 <u>避難者がペットと一緒に屋内に避難することができる（同伴）避難所の開設を推進する。</u> そこで、ペットの飼い主に対し被災時の備えについて普及啓発を行う。
133	01	共通編	3	1	1	9	修正	9 防災知識の普及の時期 市及び防災機関は、「 <u>熊本地震の日</u> 」、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、	9 防災知識の普及の時期 市及び防災機関は、「防災週間」、「防災とボランティア週間」等普及の内容により最も効果のある時期を選んで、

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前	
134	01	共通編	3	1	1	9	110	新規	<u>(1)熊本地震の日</u> 平成28年熊本地震を通じて得た災害の教訓等を次の世代に伝承するとともに、防災への関心及び理解を深めることを深めることを目的として、令和4年（2022年）10月1日に施行した熊本市防災基本条例で、毎年4月16日を「熊本地震の日」と定めた。「熊本地震の日」は、市民一人ひとりが、家庭・地域・職場を守る防災意識を持っていただくとともに、非常用持ち出し品の点検や、身のまわりの安全点検に努めるなど、生活の中で防災について考え実行する日とする。 <u>(2)防災の日</u> (略) <u>(3)津波防災の日</u> (略) <u>(4)防災とボランティアの日</u> (略)	(追加) <u>(1)防災の日</u> (略) <u>(2)津波防災の日</u> (略) <u>(3)防災とボランティアの日</u> (略)
135	01	共通編	3	1	2		111	修正	第2項 <u>地域の</u>防災組織の育成 本計画は、市民の隣保協同の精神と連帯感に基づく <u>地域の防災</u>組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、災害に備えるものである。 <u>地域の</u>防災組織の育成にあたっては、（略）	第2項 <u>自主</u>防災組織の育成 本計画は、市民の隣保協同の精神と連帯感に基づく <u>防災</u>組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、災害に備えるものである。 <u>自主</u>防災組織の育成にあたっては、（略）
136	01	共通編	3	1	2	1	111	修正	1 必要性 (略) このため、地域住民による防災活動を担う組織「校区防災連絡会」、<u>「避難所運営委員会」</u>の設立及び「自主防災組織（自主防災クラブ）」の結成を促進する必要がある。 (略) その反省から、今後は、災害発生後の速やかな避難所の開設および、継続可能な避難所運営においては、<u>地域の</u>防災組織が中心となつての活躍が求められる。	1 必要性 (略) このため、地域住民による防災活動を担う組織「校区防災連絡会」の設立及び「自主防災組織（自主防災クラブ）」の結成を促進する必要がある。 (略) その反省から、今後は、災害発生後の速やかな避難所の開設および、継続可能な避難所運営においては、<u>自主</u>防災組織が中心となつての活躍が求められる。
137	01	共通編	3	1	2	2	112	修正	2 <u>地域の防災組織</u>	2 <u>地域住民等の自主防災組織</u>
138	01	共通編	3	1	2	2	112	修正	(1) 校区防災連絡会 (略) 各指定避難所や<u>指定避難所に準じる施設（以下「指定避難所等」という。）</u>に、平素のうちから、 (略)	(1) 校区防災連絡会 (略) 各指定避難所や<u>建物がある指定緊急避難場所</u>に、平素のうちから、 (略)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
139	01 共通編	3	1	2	4	115	修正	(2)対象 (例) 地域住民、 <u>地域の防災組織</u> 、企業、地域の協議会、学校、病院、 社会福祉法人 等多様な者	(2)対象 (例) 地域住民、 <u>自主防災組織</u> 、企業、地域の協議会、学校、病院、社 会福祉法人 等多様な者
140	01 共通編	3	1	3		116	修正	第3項 防災訓練計画 (略) 特に、沿岸部については、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう 津波災害を想定した、地域住民・ <u>地域の</u> 防災組織等が参加する防災・ 避難訓練を年1回以上実施するよう 努めるものとする。 (略)	第3項 防災訓練計画 (略) 特に、沿岸部については、津波に対して迅速な退避行動がとれるよう 津波災害を想定した、地域住民・ <u>自主</u> 防災組織等が参加する防災・避 難訓練を年1回以上実施するよう 努めるものとする。 (略)
141	01 共通編	3	1	3		116	修正	第3項 防災訓練計画 (略) また、訓練の際には、 <u>年齢、国籍、性別及び障がい等の特性に関する 多様性を踏まえ、十分な配慮を行う</u> ものとする。	第3項 防災訓練計画 (略) また、訓練の際には、 <u>高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等 要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方向の視点にも配慮するよ う努める</u> ものとする。
142	01 共通編	3	1	4		117	修正	(1) 総合防災訓練 市の総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や <u>地域の</u> 防災組 織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実 施するものとする。	(1) 総合防災訓練 市の総合防災訓練は、可能な限り他の防災関係機関や <u>自主</u> 防災組 織、地域住民等の協力を得て、県の総合防災訓練に準じて計画的に実 施するものとする。
143	01 共通編	3	1	4		118	修正	(4) 小中学校等の防災訓練 (略) なお、訓練にあたっては、防災関係機関や家族、 <u>地域の</u> 防災組織、 地域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。 (略)	(4) 小中学校等の防災訓練 (略) なお、訓練にあたっては、防災関係機関や家族、 <u>自主</u> 防災組織、地 域住民等の参加が可能となるよう工夫に努める。 (略)
144	01 共通編	3	1	4		118	修正	5 住民等の訓練 大規模地震・津波発生直後においては、地域の防災組織や事業所の 自衛消防組織による救出・救護、 (略) なお、市民等が行う訓練については、 <u>地域の</u> 防災組織のリーダーや地 区ごとのリーダ ーの参加を求め、 (略)	5 住民等の訓練 大規模地震・津波発生直後においては、地域 <u>住民の</u> <u>自主</u> 防災組織や 事業所の自衛消防組織による救出・救護、 (略) なお、市民等が行う訓練については、 <u>自主</u> 防災組織のリーダーや地区 ごとのリーダ ーの参加を求め、 (略)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
145	01 共通編	3	1	3	6	118	修正	(1) 訓練の時期 <u>「熊本地震の日」</u> 、「防災週間」、「津波防災の日」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含 めて最も訓練効果のある時期を選び、積極的かつ継続的に実施するものとする。	(1) 訓練の時期 「防災週間」、「津波防災の日」及び「防災とボランティア週間」等啓発効果を含 めて最も訓練効果のある時期を選び、積極的かつ継続的に実施するものとする。
146	01 共通編	3	1	3	6	119	修正	6 訓練の時期・場所等 (略) (5) 訓練実施における要配慮者等への配慮 防災訓練を実施する際は、 <u>年齢、国籍、性別及び障がい等の特性に関する多様性を踏まえ、十分な配慮を行う</u> ものとする。	6 訓練の時期・場所等 (略) (5) 訓練実施における要配慮者等への配慮 防災訓練を実施する際は、 <u>高齢者、障がい者、外国人、妊産婦、乳幼児等要配慮者に十分配慮するとともに、男女双方の視点にも配慮するよう努める</u> ものとする。
147	01 共通編	3	1	5	3	124	修正	(2) 地域コミュニティの一員として、平常時から地域住民、 <u>地域</u> の防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。(略)	(2) 地域コミュニティの一員として、平常時から地域住民、 <u>自主</u> 防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。(略)
148	01 共通編	3	2	1		126	修正	【体系図】	【体系図】
149	01 共通編	3	2	1	1	127	修正	1 防災拠点施設の整備 (略) 防災拠点施設は、必要な資機材を配置するとともに、職員の定期訓練を実施し防災体制の強化を図る。 (略)	1 防災拠点施設の整備 (略) 防災拠点施設は、 <u>市の施設をあらかじめ指定しておき</u> 、必要な資機材を配置するとともに、職員の定期訓練を実施し防災体制の強化を図る。 (略)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
150	01 共通編	3	2	1	1	127	修正	避難者の収容等 各まちづくりセンター・ <u>公設</u> 公民館	避難者の収容等 各まちづくりセンター、公民館
151	01 共通編	3	2	1	1	127	修正	(2) 災害対策本部 <u>災害対策本部は、市域において大規模な災害が発生、または恐れがある場合に、災害予防及び災害応急対策等を迅速かつ的確に行うために、本庁舎等の各対策部の活動拠点となる施設に設置する。</u> <u>また、災害発生時に市役所本庁舎に被害が生じた場合は、災害の種類や被災の状況等を考慮し、本部長（市長）の判断により災害対策本部のうち、指揮室等の機能を次のいずれかの代替施設に移転させる。</u> (略)	(2) 災害対策本部 <u>(指揮室等)の機能代替施設</u> 災害発生時に市役所本庁舎に被害が生じた場合は、災害の種類や被災の状況等を考慮し、本部長（市長）の判断により災害対策本部 <u>(指揮室等)</u> 機能を次のいずれかの施設に移転させる。 (略)
152	01 共通編	3	2	1	1	128	修正	<u>(3) 応急復旧活動</u> <u>応急復旧活動は、応急救護・消防機能や区域内の防災活動を実施及び支援する拠点となる施設で行う。</u>	(新規)
153	01 共通編	3	2	1	1	128	修正	<u>(4) 避難者の収容</u> <u>避難者の収容は、避難者の収容機能を持つ避難場所や避難所となる施設で行う。</u> <u>また、避難所のうち総合体育館・青年会館は、大規模な収容能力、利便性の高い立地条件や熊本地震で最後まで避難所として活用した実績等から、安全な避難所として機能し続けることが求められる。さらに、南海トラフ地震等の際には、他都市からの避難者の受入施設として活用ができることから、大規模な収容能力を発揮できる避難所として施設の整備に努めていく。</u>	(新規)
154	01 共通編	3	2	1	1	128	修正	<u>(5) その他の防災拠点施設</u> <u>(2)から(5)に規定されているもののほか、各種物資の輸送、食料や生活必需品、資機材等の物資を備える機能、廃棄物を処理するための機能など幅広い概念で防災拠点としての役割を担う施設も防災拠点施設とする。</u>	(新規)
155	01 共通編	3	2	1	1	128	修正	<u>2</u> 医療施設 ア 災害時の拠点病院の確保 県は、災害時の医療体制を確保するため、災害拠点病院として以下の病院を指定している。	<u>(3)</u> 医療施設 ア 災害時の拠点病院の確保 県が災害時の医療体制を確保するため、災害拠点病院として以下の病院を指定している。

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
156	01	共通編	3	2	1	128	修正	<u>3</u> 消防署所及び消防団機械倉庫 災害発生時の活動拠点である、消防署所及び消防団機械倉庫を整備拡充するとともに、災害活動時に重要な通信施設の安全性の確保を図るものとする。 <u>(1)</u> 消防署所の整備 (略) <u>(2)</u> 消防署所の防災拠点化 災害活動拠点である消防署所は、災害が発生した場合でも被害が最小限かつ活動に支障がないよう整備しなければならない。活動用資機材の備蓄等、防災拠点としての機能を整備し、非常用自家発電設備等の維持管理を図っていく。<u>特に、消防署は、災害発生時に被害状況の把握、災害対応及び消防団との連携等、各地区（各区）における指揮命令を行う最も重要な役割を担うため、災害発生時においても十分な機能の確保ができるよう施設の整備に努める。</u>	<u>(4)</u> 消防署所 災害発生時の活動拠点である、消防署所及び消防団機械倉庫を整備拡充するとともに、災害活動時に<u>最も</u>重要な通信施設の安全性の確保を図るものとする。 <u>ア</u> 消防署所の整備 (略) <u>イ</u> 消防署所の防災拠点化 災害活動拠点である消防署所は、災害が発生した場合でも被害が最小限かつ活動に支障がないよう整備しなければならない。活動用資機材の備蓄等、防災拠点としての機能を整備し、非常用自家発電設備等の維持管理を図っていく。
157	01	共通編	3	2	1	128	修正	<u>(3)</u> 消防団機械倉庫の整備 消防団は、地域に最も密着した防災機関であり、災害時にはその活動に大きな期待が寄せられている。機械倉庫を地域ごとに整備していくとともに、活動資機材<u>を</u>整備していく。	<u>ウ</u> 消防団機械倉庫の<u>防災拠点化</u> 消防団は、地域に最も密着した防災機関であり、災害時にはその活動に大きな期待が寄せられている。<u>このため、団員や地域住民の研修の場を兼ね備えた</u>機械倉庫を地域ごとに整備していくとともに、活動資機材の<u>整備等、防災拠点として</u>整備していく。
158	01	共通編	3	2	1	128	削除	(削除)	<u>エ 広域防災センターの整備</u> <u>防災に関する知識の普及啓発を図るため、広域防災センターの防災教育資機材を再整備するとともに、新たな広域防災拠点施設についても検討していく</u>
159	01	共通編	3	2	1	128	修正	<u>4</u> その他の市立施設 防災拠点施設以外の市の施設については、最寄りの防災拠点施設の予備として、防災拠点施設に被害があったときの代替施設とする他、必要に応じて物資搬入出の拠点として使用できるような空間を確保し、緊急時に備えた職員の訓練を定期的実施する。	<u>(5)</u> その他の市立施設 <u>(1)～(4)に規定されている施設（以下、指定防災拠点という。）</u>以外の市の施設については、最寄りの<u>指定</u>防災拠点の予備として、<u>指定</u>防災拠点に被害があったときの代替施設とする他、必要に応じて物資搬入出の拠点として使用できるような空間を確保し、緊急時に備えた職員の訓練を定期的実施する。
160	01	共通編	3	2	1	128	修正	<u>5</u> 県による防災活動拠点の確保 県は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急活動に資するため、以下の広域防災活動拠点を整備する<u>こととしている。</u> <u>(1)</u> 広域防災活動拠点 <u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略)	<u>(6)</u> 県による防災活動拠点の確保 県は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急活動に資するため、以下の広域防災活動拠点を整備する<u>ものとする。</u> <u>ア</u> 広域防災活動拠点 <u>ア</u> (略) <u>イ</u> (略) <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略)

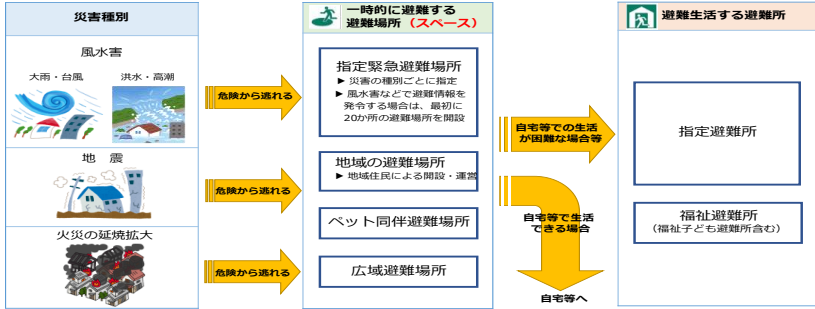
No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前	
161	01	共通編	3	2	1	1	129	修正	<u>(2)</u> 九州域内の防災活動拠点 (略) <u>(3)</u> その他の防災活動拠点の確保 (略) <u>(4)</u> 防災活動拠点への設備整備 (略)	<u>イ</u> 九州域内の防災活動拠点 (略) <u>ウ</u> その他の防災活動拠点の確保 (略) <u>エ</u> 防災活動拠点への設備整備 (略)
162	01	共通編	3	2	1	1	129	修正	<u>6</u> 防災通信網の整備 (略)	<u>2</u> 防災通信網の整備 (略)
163	01	共通編	3	2	1	2	131	修正	(4)災害時情報伝達手段の多重化 ア 災害発生直前・直後……デジタルMC A無線の配備 災害時における避難関係や配備体制変更等の情報の同時共有のため各区役所、 <u>まちづくりセンター</u> 等の防災拠点施設に配備する。	(4)災害時情報伝達手段の多重化 ア 災害発生直前・直後……デジタルMC A無線の配備災害時における避難関係や配備体制変更等の情報の同時共有のため各区役所、 <u>総合出張所</u> 等の防災拠点施設に配備する。
164	01	共通編	3	2	1	4	134	修正	(3) 備蓄物資確保・物資供給体制 (略) ア (略) イ (略) <u>(削除)</u> <u>ウ</u> (略) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略)	(3) 備蓄物資確保・物資供給体制 (略) ア (略) イ (略) <u>ウ 大規模災害時に物資受入配送機能（フォークリフト、パレット使用可能）を持つ「防災備蓄センター」を既存市有施設を活用し整備する。</u> <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略)
165	01	共通編	3	2	1	6	135	修正	(1) 耐震性貯水槽及び防火水槽の整備 耐震性貯水槽は、一定の基準のもとに整備を進める。また、防火水槽は、原則として水利不便地区等に設置するものとする。 ■防火水槽の設置状況（ <u>令和5 年4 月1 日現在</u> ） 公設 <u>802</u> 私設 <u>972</u> 計 <u>1,774</u> ■耐震性貯水槽の設置状況（ <u>令和5 年4 月1 日現在</u> ）	(1) 耐震性貯水槽及び防火水槽の整備 耐震性貯水槽は、一定の基準のもとに整備を進める。また、防火水槽は、原則として水利不便地区等に設置するものとする。 ■防火水槽の設置状況（ <u>令和3 年4 月1 日現在</u> ） 公設 <u>759</u> 私設 <u>965</u> 計 <u>1,724</u> ■耐震性貯水槽の設置状況（ <u>令和3 年4 月1 日現在</u> ）
166	01	共通編	3	2	2		135	修正	第2項 広域応援体制等 <u>について</u>	第2項 広域応援体制等 <u>整備計画</u>

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
167	01 共通編	3	2	2	3	136	修正	3 <u>防災関係機関の受援計画の整備</u> (略) (略) (削除) (削除)	3 受援計画 (略) (1) (略) (2) <u>職員は、派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自で賄うことが出来るよう自己完結型の体制を心がける。</u> 【資料編】7-1 <u>熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画</u>
168	01 共通編	3	2	4		138		4月14日の地震は日奈久断層帯の北端部の活動、4月16日の地震は布田川断層帯の活動によるもので、隣接する二つの断層帯が連動することで発生した連動型地震とみられている。熊本市の被害は、 <u>死者88名、重傷者766名、家屋の全壊5,764棟、半壊47,936棟</u> にも及んだ。(令和5年3月31日現在)	4月14日の地震は日奈久断層帯の北端部の活動、4月16日の地震は布田川断層帯の活動によるもので、隣接する二つの断層帯が連動することで発生した連動型地震とみられている。熊本市の被害は、 <u>死者69名、重傷者728名、家屋の全壊5,717棟、半壊46,598棟</u> にも及んだ。(平成29年3月31日現在)
169	01 共通編	3	3	1	3	145	修正	3 建築物の防災対策 (1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進 … <u>令和 4 年 (2022 年) 10月</u> に改訂した「熊本市建築物耐震改修促進計画」に基づき	3 建築物の防災対策 (1) 既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進 … <u>令和 3 年 (2021 年) 4月</u> に改訂した「熊本市建築物耐震改修促進計画」に基づき
170	01 共通編	3	3	2	4	152	修正	4 重要構造物の対策 (1) 対象施設 市施設のうち重要構造物とは次のようなものである。	4 重要構造物の対策 (1) 対象施設 市施設のうち重要構造物と <u>指定するの</u> は次のようなものである。
171	01 共通編	3	3	2	4	152	修正	4 重要構造物の対策 (1) 対象施設 (略) エ <u>まちづくりセンター</u> 、土木センター	4 重要構造物の対策 (1) 対象施設 (略) エ <u>総合出張所、出張所</u> 、土木センター
172	01 共通編	3	3	2	4	152	修正	4 重要構造物の対策 (2) 耐震性の確保 市施設の耐震性、不燃化 (略) (削除)	4 重要構造物の対策 (2) 耐震性の確保 <u>ア</u> 市施設の耐震性、不燃化 (略) <u>イ</u> <u>民間重要構造物の耐震、不燃化</u> <u>不特定多数の人が集まる施設等については都市計画法、建築基準法、建築物の耐震改修の促進に関する法律等に基づき、所有者等に対して、広報、啓発に努め耐震診断、補強等を促進し、不燃化についても指導していく。</u>
173	01 共通編	3	3	2	4	152	修正	【関連部局】 政策局 健康福祉局 <u>こども局</u> 都市建設局 各区役所 消防局 病院局	【関連部局】 政策局 健康福祉局 都市建設局 各区役所 消防局 病院局

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
174	01 共通編	3	3	4	1	159	修正	1 施設の現状 線路延長263.2 k m 盛土延長 <u>106.3</u> k m 切取延長 <u>58.6</u> k m 橋梁 <u>993</u> 箇所 <u>15</u> k m トンネル54箇所18.2 k m	1 施設の現状 線路延長263.2 k m 盛土延長 <u>91</u> k m 切取延長 <u>43.1</u> k m 橋梁 <u>1,215</u> 箇所 <u>7.9</u> k m トンネル54箇所18.2 k m
175	01 共通編	3	4	4		169	修正	第4節 避難計画 (略) 計画にあたっては、熊本地震における課題等を踏まえ、 <u>被災者の年齢、国籍、性別及び障害の特性に関する多様性を理解し、全ての被災者がその尊厳を傷つけられないことがないよう</u> 、避難所の指定の在り方や運営方法を改善するとともに、在宅や車中泊等の避難者への対応に配慮するものとする。	第4節 避難計画 (略) 計画にあたっては、熊本地震における課題等を踏まえ、 <u>女性や高齢者、障がい者、妊産婦、子ども、外国人等、多様な被災者の視点に立ち</u> 、避難所の指定の在り方や運営方法を改善するとともに、在宅や車中泊等の避難者への対応に配慮するものとする。
176	01 共通編	3	4	1	1	169	修正	【関連部局】 政策局 文化市民局 健康福祉局 <u>こども局</u> 教育委員会 各区役所	【関連部局】 政策局 文化市民局 健康福祉局 教育委員会 各区役所

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
177	01	共通編	3	4	1	1	169	修正	
								第4節 避難計画 (略) 第1項 避難場所及び避難所の定義と指定 (略) 1 避難場所及び避難所の定義 <u>(1) 一時的に避難する避難場所（スペース）</u> <u>ア 指定緊急避難場所</u> 風水害・地震・津波等の災害の発生又はおそれがある場合に、危険を回避するため、一時的に身を守るため<u>の</u>避難場所であり、市公民館、市立の学校施設、近隣公園等の比較的規模の大きな都市公園及び県・私立高校等のグラウンド等を指定している。 (エへ移設) <u>イ 地域の避難場所</u> <u>指定緊急避難場所</u>以外で、災害の発生又はおそれがある場合に、一時的に避難する場所として地域が指定した避難場所であり、地域の公民館や地域コミュニティセンターなどを指定している。 <u>ウ ペット同伴避難所</u> 避難者がペットと一緒に屋内に避難することができる（同伴）避難場所のこと。<u>(飼い主がペットと同じスペースで過ごすことを意味するものではない。)</u>	第4節 避難計画 (略) 第1項 避難場所及び避難所の定義と指定 (略) 1 避難場所及び避難所の定義 (追記) <u>(1) 市が指定している「指定緊急避難場所」</u> 風水害・地震・津波等の災害の発生又はおそれがある場合に、危険を回避するため、一時的に身を守るため<u>市が指定した</u>避難場所であり、市公民館、市立の学校施設、近隣公園等の比較的規模の大きな都市公園及び県・私立高校等のグラウンド等を指定している。 <u>(2) 市が指定している「広域避難場所」</u> 地震などによる火災の延焼拡大により、地域全体が危険になった場合に一時的に市民等の生命と安全を守る場所として、公園・広場等の空地を指定している。 <u>(3) 地域が指定している「地域指定一時避難場所」</u> <u>市が指定した</u>指定緊急避難場所<u>(一時避難場所)</u>以外で、災害の発生又はおそれがある場合に、一時的に避難する場所として地域が指定した避難場所であり、地域の公民館や地域コミュニティセンターなどを指定している。 ((9)から移設)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
178	01	共通編	3	4	1	1	169	修正 <u>エ 広域避難場所</u> 地震などによる火災の延焼拡大により、地域全体が危険になった場合に一時的に市民等の生命と安全を守る場所として、公園・広場等の空地を指定している。 <u>2 避難生活する避難所</u> <u>ア 指定避難所</u> 風水害・地震等の災害により住宅等が全半壊・焼失等の被害を受け、生活の場が失われた場合などに、一時的（応急的）な生活の拠点として宿泊滞在する施設であり、主として市立の小中高等学校や公共施設を指定している。 (削除) (削除)	((2) から移設) (追記) <u>(4) 市が指定している「指定避難所」</u> 風水害・地震等の災害により住宅等が全半壊・焼失等の被害を受け、生活の場が失われた場合などに、一時的（応急的）な生活の拠点として宿泊滞在する施設であり、主として市立の小中高等学校や公共施設を指定している。 <u>(5)「建物がある指定緊急避難場所」</u> <u>指定避難所に準じた施設であり、大学や県立高校等を指定している。</u> <u>(6) 補助避難所</u> <u>市指定避難所での生活が困難な方を受け入れる、又は市指定避難所が収容人員を超えた場合や損壊等により受け入れができない場合に、市指定避難所を補完するため、地域指定一時避難所の中から、地域コミュニティセンター等の市施設を補助避難所として開設する。</u>
179	01	共通編	3	4	1	1	170	修正 <u>イ 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）</u> 指定避難所等での共同生活が困難な高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者、及びその家族のため、施設のバリアフリー化に加えて、介護や医療相談などに対応できる体制が図れる施設として協定を締結し指定している。 福祉子ども避難所は、共同生活が困難な障がい児等及びその家族のため、必要な配慮と支援体制の整った市内にある特別支援学校と協定を締結し指定している。 (削除) (1ーウへ移設) (削除)	<u>(7) 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）</u> 市指定避難所や補助避難所での共同生活が困難な高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者、及びその家族のため、施設のバリアフリー化に加えて、介護や医療相談などに対応できる体制が図れる施設として協定を締結し指定している。 福祉子ども避難所は、共同生活が困難な障がい児等及びその家族のため、必要な配慮と支援体制の整った市内にある特別支援学校と協定を締結し指定している。 <u>(8) 保健避難所</u> <u>災害の発生またはおそれがある場合に、市が指定する基本避難所などの施設とは別に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、新型コロナウイルス感染症で健康観察期間中にある避難者を収容する、非公開の避難所である。</u> <u>(9) ペット同伴避難所</u> 避難者がペットと一緒に屋内に避難することができる（同伴）避難所のこと。 <u>(10) 基本避難所</u> <u>指定避難所のうち、大雨や台風などで避難情報を発令するときに最初に開設する避難所のこと。</u>

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
180	01	共通編	3	4	1	170	修正	避難場所・避難所の定義の見直し 2 新たに計画に掲載する分類の図解 ➤ よりわかりやすいものとなるよう分類を図解し、計画に掲載  ※ 危険区域に該当していない場合や安全性が確認できる場所であれば、在宅避難も可能 2	(追記)
181	01	共通編	3	4	1	171	修正	4 避難所における感染症対策 <u>令和5年（2023年）5月8日からの新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となるが、手洗い等の手指衛生や換気が、新型コロナウイルス感染症の特徴を踏まえた基本的感染対策として引き続き有効であること、また、流行期において、高齢者等重症化リスクの高い者は、換気の悪い場所や、不特定多数の者がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効（避けられない場合はマスク着用が有効）である。</u> <u>そのため、避難所における新型コロナウイルス感染症の感染対策として、マスクや手指消毒液をはじめ感染対策として必要な物資を確保し、避難所内の適切な換気を実施するとともに、避難者の十分なスペースを確保することとする。</u> <u>併せて、避難者に検温や問診を行うなど避難者の健康状態を確認すること、避難所内の清掃や消毒、清潔保持等、衛生管理を適切に行うこと、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室を確保することが適切であること等、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、感染症患者や発熱者への対応等に取り組むこととする。</u>	4 避難所における感染症対策 <u>令和2年（2020年）から感染が拡大している新型コロナウイルス（COVID-19）感染症については、令和2年4月7日に日本国政府が緊急事態宣言を行って以降、現在（令和2年度末）に至るまで、本市においても県と連携し感染症対策を継続して実施している。</u> <u>こうした状況において災害が発生し、避難所を運営する場合には、避難所運営に従事する職員は 手洗いや咳エチケット等の基本的な感染対策を行うとともに、人が密に集まって過ごすような空間（密閉空間・密集空間・密接場所）を回避するなど、感染症対策に万全を期することが重要であることから、避難所運営に従事するスタッフの安全を図り、災害発生時に避難を要する住民の安全・安心を確保するため、「避難所における新型コロナウイルス感染症対応の手引き」を作成した。</u> <u>今後、状況に応じて随時見直していく予定である。</u>
182	01	共通編	3	4	5	173	修正	(1) 市 (略) なお、住民、<u>地域</u>の防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参加のもと、上述のア～オの内容等を記載した、具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、次の事項について取り組むものとする。 (略) ス <u>地域</u>の防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援	(1) 市 (略) なお、住民、<u>自主</u>防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体の参加のもと、上述のア～オの内容等を記載した、具体的かつ実践的な避難計画の策定を行うとともに、次の事項について取り組むものとする。 (略) ス <u>自主</u>防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
183	01	共通編	3	4	5	2	174	修正	2 広域避難及び被災者の搬送 市、県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結、<u>熊本連携中枢都市圏の近隣市町村との広域的な避難体制の構築や</u>、被災者の搬送が円滑に実施されるよう搬送事業者等との協定の締結など、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとするとともに、<u>県と連携して広域避難計画の作成を検討する。また</u>、災害発生のおそれ段階であっても、必要と認めるときは、広域避難を検討のうえ、実施するものとする。
184	01	共通編	3	4	6	1	174	修正	(1) 避難所開設・運営の基本方針 上記、囲み内の場合においては、<u>市民、地域の防災組織、避難所を設置する施設の管理者及び市は、互いに協力して</u>避難所の開設や運営を行うことを基本とする。
185	01	共通編	3	4	6	1	175	修正	イ 避難所運営委員会 (略) ※ 指定避難所<u>等</u>以外の避難所 指定避難所<u>等</u>以外の避難所は、(略)
186	01	共通編	3	4	6	1	177	修正	(2)「校区防災連絡会」・「避難所運営委員会」の設立の流れと役割 ④校区防災連絡会 ＜討議事項＞ ・指定避難所<u>等</u>ごとに、(略)
187	01	共通編	3	4	6	1	178	修正	(3)避難所運営に関わる組織・ひとの役割 地域団体（校区自治協等） 基本的な役割 ○地域団体を中心となって避難所運営、指定避難所<u>等</u>以外の避難場所等の (略) 避難者 組織の定義 ○指定避難所<u>等</u>の避難者 地域団体（校区自治協等） 基本的な役割 ○市内で震度6弱以上の地震が発生した場合、または、災害対策本部長（市長）が指示する場合に、指定避難所<u>等</u>へ参集し、

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
188	01	共通編	3	4	6	179	修正	(4) 避難所開設・運営マニュアルの作成 避難所運営委員会は設立後に事前協議を行い、避難所運営委員会ごとに「避難所運営マニュアル」の作成を行う。 マニュアル作成にあたっては、熊本市避難所開設・運営マニュアルを参考に、運営班ごとの役割や、避難所スペースの割り振り、避難所生活のルール等について取りまとめ、円滑な避難所開設・運営を目指すこととする。 また、マニュアルは、防災訓練等を通じて定期的に改訂を行っていくものとする。 <u>る。</u>	(4) 避難所開設・運営マニュアルの作成 避難所運営委員会は設立後に事前協議を行い、避難所運営委員会ごとに「避難所運営マニュアル」の作成を行う。 マニュアル作成にあたっては、熊本市避難所開設・運営マニュアル及び「 <u>避難所における新型コロナウイルス感染症対応の手引き</u> 」を参考に、運営班ごとの役割や、避難所スペースの割り振り、避難所生活のルール等について取りまとめ、円滑な避難所開設・運営を目指すこととする。 また、マニュアルは、防災訓練等を通じて定期的に改訂を行っていくものとする
189	01	共通編	3	4	9	3	修正	3 避難所等の提供 ＜大規模災害時における帰宅困難者一時滞在施設＞ ○桜町再開発施設（帰宅困難者の受入可能人数：約11,000 人） ○熊本駅周辺地区（帰宅困難者の受入可能人数：約1,800 人）	3 避難所等の提供 ＜大規模災害時における帰宅困難者一時滞在施設＞ ○桜町再開発施設（帰宅困難者の受入予定人数：11,000 人） ○熊本駅周辺地区（帰宅困難者の受入予定人数：1,900 人）
190	01	共通編	3	5	2	184	修正	【関連部局】 政策局 健康福祉局 <u>こども局</u>	【関連部局】 政策局 健康福祉局
191	01	共通編	3	5	3	2	修正	(1)名簿情報の提供 （表中） 提供元 健康福祉政策課・ <u>防災計画課</u> （水防本部等） 各区役所（区水防部等）	(1)名簿情報の提供 （表中） 提供元 健康福祉政策課・ <u>危機管理防災総室</u> （水防本部等） 各区役所（区水防部等）
192	01	共通編	3	5	3	2	修正	(3) 避難支援等関係者 オ <u>地域の</u> 防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者	(3) 避難支援等関係者 オ <u>自主</u> 防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者
193	01	共通編	3	5	3	3	修正	(1) 市の名簿情報管理体制 平常時の <u>名簿情報管理体制</u> 及び非常時の名簿提供体制を以下のとおりとする。	(1) 市の名簿情報管理体制 平常時の <u>名簿管理体制</u> 及び非常時の名簿提供体制を以下のとおりとする。

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
194	01	共通編	3	5	3	3	187	修正	
195	01	共通編	3	5	3	4	189	修正	
196	01	共通編	3	5	4	1	190	修正	
197	01	共通編	3	5	4	2	191	修正	
198	01	共通編	3	5	4	3	192	修正	

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
199	01 共通編	3	7	1	1	201	修正	1 校舎等の安全性の確保のため、耐震、耐火建造物の建設に努める。	1 校舎等の安全性の確保のため、耐震、耐火建造物の建設に努め、また、既存施設については、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強・改築を行う。
200	02 風水害編	全章					修正	「風水害対策編」	「風水害編」
201	02 風水害編					vi	修正	第1章 第1節 項目 頁 政 策 局 総 務 局 財 政 局 文化市民局 健康福祉局 こども局 環境局 経済観光局 農水局 都市建設局 各区役所 消防局 交通局 上下水道局 病院局 教育委員会 第1章 第1節 項目 頁 政 策 局 総 務 局 財 政 局 文化市民局 健康福祉局 環境局 経済観光局 農水局 都市建設局 各区役所 消防局 交通局 上下水道局 病院局 教育委員会	

※P110参照

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
202	02	風水害編					vii	修正	

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前										
207	02	風水害編	1	1	2	1	8	修正 (2) 気象情報 ア (略) イ (略) ウ 大雨警報を発表中に、キキクル（危険度分布）の「 <u>危険</u> 」（紫）が出現し、（略）	(2) 気象情報 ア (略) イ (略) ウ 大雨警報を発表中に、キキクル（危険度分布）の「 <u>非常に危険</u> 」（うす紫）が出現し、（略）										
208	02	風水害編	1	1	2	1	8	修正 (3) 火災気象通報 （略） 【火災気象通報を行う場合の基準】 <u>乾燥注意報または陸上に強風注意報（降水が見込まれる場合を除く）を</u> <u>発表したとき。</u> （略）	(3) 火災気象通報 （略） 【火災気象通報を行う場合の基準】 <u>実効湿度が 65％以下で最小湿度が 40％以下と見込まれるとき。又</u> <u>は、陸上を対象とした最大風速が 10mを超えると見込まれるとき。</u> （略）										
209	02	風水害編	1	1	2	1	8	修正 (4) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準 <u>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は急激な水位上昇により、まもなく危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれ、氾濫のおそれがあるとき発表する。</u>	(5) 指定河川（白川、緑川水系、球磨川、菊池川水系）洪水予報の発表基準 <table><tr><th>種類</th><th>発表基準</th></tr><tr><td>氾濫注意情報（洪水注意報）</td><td>基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、水位が更に上昇することが予想されるときに発表する</td></tr><tr><td>氾濫警戒情報（洪水警報）</td><td>基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位が更に上昇するとき又は氾濫危険水位に到達することが予想されるときに発表する。</td></tr><tr><td>氾濫危険情報（洪水警報）</td><td><u>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがあるとき発表する。</u></td></tr><tr><td>氾濫発生情報（洪水警報）</td><td>洪水予報の実施区間内で氾濫が発生したときに発表する。</td></tr></table>	種類	発表基準	氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、水位が更に上昇することが予想されるときに発表する	氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位が更に上昇するとき又は氾濫危険水位に到達することが予想されるときに発表する。	氾濫危険情報（洪水警報）	<u>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがあるとき発表する。</u>	氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報の実施区間内で氾濫が発生したときに発表する。
種類	発表基準																		
氾濫注意情報（洪水注意報）	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、水位が更に上昇することが予想されるときに発表する																		
氾濫警戒情報（洪水警報）	基準地点の水位が避難判断水位に到達し、水位が更に上昇するとき又は氾濫危険水位に到達することが予想されるときに発表する。																		
氾濫危険情報（洪水警報）	<u>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれがあるとき発表する。</u>																		
氾濫発生情報（洪水警報）	洪水予報の実施区間内で氾濫が発生したときに発表する。																		
210	02	風水害編	1	1	2	1	8 ～ 9	修正 (5) 水防警報 （略） (6) 水防に関する情報 （略） (7) 土砂災害警戒情報 （略） (8) 土砂災害危険度情報 （略）	(6) 水防警報 （略） (7) 水防に関する情報 （略） (8) 土砂災害警戒情報 （略） (9) 土砂災害危険度情報 （略）										
211	02	風水害編	1	1	2	2	10	修正 2 予警報等の伝達系統 (1) 特別警報、警報及び注意報の伝達系統 熊本市 消防局 （昼間） 危機管理防災部 広報課 関係各課 市庁舎守衛室 広報課 住 民	2 予警報等の伝達系統 (1) 特別警報、警報及び注意報の伝達系統 熊本市 消防局 （昼間） 危機管理防災部 広報課 関係各課 市庁舎守衛室 広報課 住 民										

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
212	02	風水害編	1	1	2	3	13	修正 (1)伝達方法など ア 伝達方法 ① 熊本市（水防本部、 <u>災害警戒本部</u> 又は災害対策本部）から メール又はFAX（国管理河川） ② 県の防災情報メール（国・県管理河川） イ 伝達時期 洪水予報及び水防警報を熊本市（水防本部、 <u>災害警戒本部</u> 又は災害対策本部）が受信したとき	(1)伝達方法など ア 伝達方法 ① 熊本市（ <u>水防</u> 本部又は災害対策本部）から メール又はFAX（国管理河川） ② 県の防災情報メール（国・県管理河川） イ 伝達時期 洪水予報及び水防警報を熊本市（ <u>水防</u> 本部 又は災害対策本部）が受信したとき
213	02	風水害編	1	1	2	3	15	修正 (2) 浸水想定区域内の施設の名称及び所在地 (略) <u>(3)</u> 浸水の防止や円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（「避難確保計画」）の作成 (略)	(2) 浸水想定区域内の施設の名称及び所在地 (略) <u>(4)</u> 浸水の防止や円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画（「避難確保計画」）の作成 (略)
214	02	風水害編	1	1	2	4	15	修正 (1)伝達方法など ア 伝達方法 熊本市（水防本部、 <u>災害警戒本部</u> 又は災害対策本部）から メール等 イ 伝達時期 土砂災害警戒情報を熊本市（水防本部、 <u>災害警戒本部</u> 又は災害対策本部）が受信したとき	(1)伝達方法など ア 伝達方法 熊本市（水防本部又は災害対策本部）から メール等 イ 伝達時期 土砂災害警戒情報を熊本市（水防本部又は災害対策本部）が受信したとき
215	02	風水害編	1	1	4	1	17	修正 (2)情報収集項目 各対策部は次の要領により被害状況を収集する。 (区分) 災害警戒本部 <u>水防本部</u>	(2)情報収集項目 各対策部は次の要領により被害状況を収集する。 (区分) 災害警戒本部 (追加)
216	02	風水害編	1	1	4	1	18	修正 (2)情報収集項目 各対策部は次の要領により被害状況を収集する。 (区分) <u>各警戒部</u> <u>各水防部</u>	(2)情報収集項目 各対策部は次の要領により被害状況を収集する。 (区分) <u>各対策部</u>

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																																																																																																																												
217	02 風水害編	1	1	4	4	19	修正	(1) 有線通信網 ア 水防本部・ <u>災害警戒本部</u> 通信系統 熊本市水防本部（ <u>本部室</u> ） <u>熊本市災害警戒本部（本部室）</u> 代表328-2222	(1) 有線通信網 ア 水防本部通信系統 熊本市水防本部 （情報支援室） 代表328-2222																																																																																																																												
218	02 風水害編	1	2	1		23	修正	第1項 水防本部、 <u>災害警戒本部</u> 及び災害対策本部における機動力及び資機材の点検整備 1 （略） 2 （略） 【資料編】6-5 車両関係等 3 （略） 【資料編】6-1 災害対策本部に備蓄する資機材等の保有状況	第1項 水防本部及び災害対策本部における機動力及び資機材の点検整備 1 （略） 2 （略） （追加） 3 （略） 【資料編】6-1 災害対策本部に備蓄する資機材等の保有状況																																																																																																																												
219	02 風水害編	1	3	2	1	28	修正	【非常災害時の組織、非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準、地区隊運用】 <table><tr><th rowspan="3">組 織</th><th>組織名</th><th colspan="2">消防局災害警戒本部</th><th colspan="2">消防局対策部</th></tr><tr><th>体制名</th><th><u>初動準備体制</u></th><th>第1非常災害体制</th><th>第2非常災害体制</th><th>第3非常災害体制</th></tr><tr><th>責任者</th><th>警防課長、情報司令課長、署長</th><th>警防部長、署長</th><th>局長</th><th>同左</th></tr><tr><td rowspan="10">非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準</td><td>実施内容</td><td>各種災害等で、情報収集した状況から非常災害に進展していくような事象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、初動対応を行う職員の出発等により、被害状況の把握等、初動対応を実施する体制</td><td>非常災害が、局地的に発生し、その拡大が予想される場合、又は発生するおそれがある場合において、指定招集による職員の招集等により、災害対策を実施する体制</td><td>非常災害が、2以上の区（益城町及び西原村含む）にわたり発生し、その拡大が予想される場合、又は非常災害が多発した場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制</td><td>非常災害が、管轄区域の全域若しくは管轄区域の大部分の範囲で発生し、甚大な被害やその拡大が予想される場合、又は消防広域応援等の応援を決定若しくは応援を決定する可能性がある場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制</td></tr><tr><td>地震</td><td>震度4</td><td>震度5弱</td><td>震度5強 【規定急患】</td><td>震度6弱以上 【規定急患】</td></tr><tr><td>津波</td><td>市沿岸海域で津波注意報が発表されて被害の発生が予想されるとき</td><td>同左</td><td>市沿岸海域で津波警報（大津波）が発表されるとき 【規定急患】</td><td>同左</td></tr><tr><td>風水害</td><td>・<u>豪雨急等避難</u>が発令されたとき（警戒レベル4） ・<u>大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報</u>が発表されたとき <u>緊急安全確保が発令されたとき</u></td><td>・<u>避難指示</u>が発令されたとき（警戒レベル4） ・<u>土砂災害警戒情報が発令されたとき</u> ・<u>緊急安全確保が発令されたとき</u>（警戒レベル5） ・<u>特別警報（高潮、暴風、暴風雪、波浪）</u>又は<u>土砂災害警戒情報</u>が発令されたとき</td><td>・<u>緊急安全確保</u>が発令されたとき（警戒レベル5） ・<u>特別警報（高潮、暴風、暴風雪、波浪）</u>又は<u>土砂災害警戒情報</u>が発令されたとき <u>甚大な被害が</u></td><td>・<u>災害発生情報</u>が発令されたとき（警戒レベル5） ・<u>特別警報（高潮、暴風雪、大雨、大雪）</u>が発表されたとき</td></tr><tr><td>大規模火災</td><td>・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき</td><td>・多数の死傷者が発生したとき ・第3出撃以上の消防隊出動が指令されたとき ・焼損面積が5以上の林野火災 ・対策副部長が必要と認めるとき</td><td>・左記のほか、局長（対策部長）が必要と認めるとき</td><td>同左</td></tr><tr><td>国民保護</td><td>・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき</td><td>熊本市国民保護計画に基づき、市が「情報収集体制（危機管理防災総案職員参画）」を設置したとき</td><td>熊本市国民保護計画に基づき、熊本市が「緊急事態連絡本部体制（原則、全職員参画に準ずる）」を設置したとき</td><td>熊本市国民保護計画に基づき、市が「国民保護対策本部体制又は緊急対処事態対策本部体制（全職員参画）」を設置したとき</td></tr><tr><td>その他の災害</td><td>・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき</td><td>・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が必要と認めるとき</td><td>・局長（対策部長）が必要と認めるとき</td><td>同左</td></tr><tr><td>その他の要件</td><td>・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され<u>初動準備体制</u>（レベル4）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部（災害警戒本部含む）が設置されたとき</td><td>・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され<u>初動準備体制</u>（レベル4）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき</td><td>・熊本市に災害対策本部が設置され<u>応急安全確保</u>（レベル5）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき</td><td>・熊本市に災害対策本部が設置され<u>応急安全確保</u>（レベル5）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき</td></tr><tr><td>地区隊運用</td><td>・指令管制長及び各署の現場最高責任者が、通常の部隊運用では支援をきたすおそれがある場合 ・各署の現場最高責任者が部隊運用を行う</td><td>・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が通常の部隊運用では対処できないと認める場合 ・非常災害指令により地区隊長が部隊運用を行う</td><td>・局長（対策部長）が単独の地区隊のみでの部隊運用では対処できないと認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う</td><td>・局長（対策部長）が管轄区域で発生する災害が異常な事態になると認める場合又は警防部隊を大規模な範囲で運用する必要があると認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う</td></tr></table> ※地震にあっては、<u>熊本市消防局</u>の管轄区域で上記震度の地震が発生したときを表す	組 織	組織名	消防局災害警戒本部		消防局対策部		体制名	<u>初動準備体制</u>	第1非常災害体制	第2非常災害体制	第3非常災害体制	責任者	警防課長、情報司令課長、署長	警防部長、署長	局長	同左	非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準	実施内容	各種災害等で、情報収集した状況から非常災害に進展していくような事象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、初動対応を行う職員の出発等により、被害状況の把握等、初動対応を実施する体制	非常災害が、局地的に発生し、その拡大が予想される場合、又は発生するおそれがある場合において、指定招集による職員の招集等により、災害対策を実施する体制	非常災害が、2以上の区（益城町及び西原村含む）にわたり発生し、その拡大が予想される場合、又は非常災害が多発した場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制	非常災害が、管轄区域の全域若しくは管轄区域の大部分の範囲で発生し、甚大な被害やその拡大が予想される場合、又は消防広域応援等の応援を決定若しくは応援を決定する可能性がある場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制	地震	震度4	震度5弱	震度5強 【規定急患】	震度6弱以上 【規定急患】	津波	市沿岸海域で津波注意報が発表されて被害の発生が予想されるとき	同左	市沿岸海域で津波警報（大津波）が発表されるとき 【規定急患】	同左	風水害	・ <u>豪雨急等避難</u> が発令されたとき（警戒レベル4） ・ <u>大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報</u> が発表されたとき <u>緊急安全確保が発令されたとき</u>	・ <u>避難指示</u> が発令されたとき（警戒レベル4） ・ <u>土砂災害警戒情報が発令されたとき</u> ・ <u>緊急安全確保が発令されたとき</u> （警戒レベル5） ・ <u>特別警報（高潮、暴風、暴風雪、波浪）</u> 又は <u>土砂災害警戒情報</u> が発令されたとき	・ <u>緊急安全確保</u> が発令されたとき（警戒レベル5） ・ <u>特別警報（高潮、暴風、暴風雪、波浪）</u> 又は <u>土砂災害警戒情報</u> が発令されたとき <u>甚大な被害が</u>	・ <u>災害発生情報</u> が発令されたとき（警戒レベル5） ・ <u>特別警報（高潮、暴風雪、大雨、大雪）</u> が発表されたとき	大規模火災	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・多数の死傷者が発生したとき ・第3出撃以上の消防隊出動が指令されたとき ・焼損面積が5以上の林野火災 ・対策副部長が必要と認めるとき	・左記のほか、局長（対策部長）が必要と認めるとき	同左	国民保護	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「情報収集体制（危機管理防災総案職員参画）」を設置したとき	熊本市国民保護計画に基づき、熊本市が「緊急事態連絡本部体制（原則、全職員参画に準ずる）」を設置したとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「国民保護対策本部体制又は緊急対処事態対策本部体制（全職員参画）」を設置したとき	その他の災害	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が必要と認めるとき	・局長（対策部長）が必要と認めるとき	同左	その他の要件	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され <u>初動準備体制</u> （レベル4）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部（災害警戒本部含む）が設置されたとき	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され <u>初動準備体制</u> （レベル4）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	・熊本市に災害対策本部が設置され <u>応急安全確保</u> （レベル5）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	・熊本市に災害対策本部が設置され <u>応急安全確保</u> （レベル5）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	地区隊運用	・指令管制長及び各署の現場最高責任者が、通常の部隊運用では支援をきたすおそれがある場合 ・各署の現場最高責任者が部隊運用を行う	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が通常の部隊運用では対処できないと認める場合 ・非常災害指令により地区隊長が部隊運用を行う	・局長（対策部長）が単独の地区隊のみでの部隊運用では対処できないと認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う	・局長（対策部長）が管轄区域で発生する災害が異常な事態になると認める場合又は警防部隊を大規模な範囲で運用する必要があると認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う	【非常災害時の組織、非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準、地区隊運用】 <table><tr><th rowspan="3">組 織</th><th>組織名</th><th colspan="2">消防局災害警戒本部</th><th colspan="2">消防局対策部</th></tr><tr><th>体制名</th><th><u>災害警戒体制</u></th><th>第1非常災害体制</th><th>第2非常災害体制</th><th>第3非常災害体制</th></tr><tr><th>責任者</th><th>警防課長、情報司令課長、署長</th><th>警防部長、署長</th><th>局長</th><th>同左</th></tr><tr><td rowspan="10">非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準</td><td>実施内容</td><td>各種災害等で、情報収集した状況から非常災害に進展していくような事象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、初動対応を行う職員の出発等により、被害状況の把握等、初動対応を実施する体制</td><td>非常災害が、局地的に発生し、その拡大が予想される場合、又は発生するおそれがある場合において、指定招集による職員の招集等により、災害対策を実施する体制</td><td>非常災害が、2以上の区（益城町及び西原村含む）にわたり発生し、その拡大が予想される場合、又は非常災害が多発した場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制</td><td>非常災害が、管轄区域の全域若しくは管轄区域の大部分の範囲で発生し、甚大な被害やその拡大が予想される場合、又は消防広域応援等の応援を決定若しくは応援を決定する可能性がある場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制</td></tr><tr><td>地震</td><td>震度4</td><td>震度5弱</td><td>震度5強 【規定急患】</td><td>震度6弱以上 【規定急患】</td></tr><tr><td>津波</td><td>市沿岸海域で津波注意報が発表されて被害の発生が予想されるとき</td><td>同左</td><td>市沿岸海域で津波警報（大津波）が発表されるとき 【規定急患】</td><td>同左</td></tr><tr><td>風水害</td><td>・<u>避難指示</u>、<u>高潮急等避難警報</u>が発令されたとき（警戒レベル4） ・<u>土砂災害警戒情報</u>が発令されたとき ・<u>緊急安全確保</u>が発令されたとき</td><td>・<u>避難指示（緊急）</u>又は<u>避難勧告</u>が発令されたとき（警戒レベル4） ・<u>特別警報（高潮、暴風、暴風雪、波浪）</u>又は<u>土砂災害警戒情報</u>が発令されたとき</td><td>・<u>災害発生情報</u>が発令されたとき（警戒レベル5） ・<u>特別警報（高潮、暴風雪、大雨、大雪）</u>が発表されたとき</td><td><u>追加</u></td></tr><tr><td>大規模火災</td><td>・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき</td><td>・多数の死傷者が発生したとき ・第3出撃以上の消防隊出動が指令されたとき ・焼損面積が5以上の林野火災 ・対策副部長が必要と認めるとき</td><td>・左記のほか、局長（対策部長）が必要と認めるとき</td><td>同左</td></tr><tr><td>国民保護</td><td>・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき</td><td>熊本市国民保護計画に基づき、市が「情報収集体制（危機管理防災総案職員参画）」を設置したとき</td><td>熊本市国民保護計画に基づき、市が「監視対策本部体制又は緊急対処事態対策本部体制（全職員参画）」を設置したとき</td><td>熊本市国民保護計画に基づき、市が「国民保護対策本部体制又は緊急対処事態対策本部体制（全職員参画）」を設置したとき</td></tr><tr><td>その他の災害</td><td>・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき</td><td>・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が必要と認めるとき</td><td>・局長（対策部長）が必要と認めるとき</td><td>同左</td></tr><tr><td>その他の要件</td><td>・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され<u>災害警戒体制</u>又は<u>警備強化指令</u>が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部（災害警戒本部含む）が設置されたとき</td><td>・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され<u>災害警戒体制</u>又は<u>警備強化指令</u>が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき</td><td>・熊本市に災害対策本部が設置され<u>災害警戒体制</u>又は<u>警備強化指令</u>が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき</td><td>・熊本市に災害対策本部が設置され<u>災害警戒体制</u>又は<u>警備強化指令</u>が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき</td></tr><tr><td>地区隊運用</td><td>・指令管制長及び各署の現場最高責任者が、通常の部隊運用では支援をきたすおそれがある場合 ・各署の現場最高責任者が部隊運用を行う</td><td>・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が通常の部隊運用では対処できないと認める場合 ・非常災害指令により地区隊長が部隊運用を行う</td><td>・局長（対策部長）が管轄区域で発生する災害が異常な事態になると認める場合又は警防部隊を大規模な範囲で運用する必要があると認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う</td><td>・局長（対策部長）が管轄区域で発生する災害が異常な事態になると認める場合又は警防部隊を大規模な範囲で運用する必要があると認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う</td></tr></table> ※地震にあっては、管轄区域で上記震度の地震が発生したときを表す	組 織	組織名	消防局災害警戒本部		消防局対策部		体制名	<u>災害警戒体制</u>	第1非常災害体制	第2非常災害体制	第3非常災害体制	責任者	警防課長、情報司令課長、署長	警防部長、署長	局長	同左	非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準	実施内容	各種災害等で、情報収集した状況から非常災害に進展していくような事象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、初動対応を行う職員の出発等により、被害状況の把握等、初動対応を実施する体制	非常災害が、局地的に発生し、その拡大が予想される場合、又は発生するおそれがある場合において、指定招集による職員の招集等により、災害対策を実施する体制	非常災害が、2以上の区（益城町及び西原村含む）にわたり発生し、その拡大が予想される場合、又は非常災害が多発した場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制	非常災害が、管轄区域の全域若しくは管轄区域の大部分の範囲で発生し、甚大な被害やその拡大が予想される場合、又は消防広域応援等の応援を決定若しくは応援を決定する可能性がある場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制	地震	震度4	震度5弱	震度5強 【規定急患】	震度6弱以上 【規定急患】	津波	市沿岸海域で津波注意報が発表されて被害の発生が予想されるとき	同左	市沿岸海域で津波警報（大津波）が発表されるとき 【規定急患】	同左	風水害	・ <u>避難指示</u> 、 <u>高潮急等避難警報</u> が発令されたとき（警戒レベル4） ・ <u>土砂災害警戒情報</u> が発令されたとき ・ <u>緊急安全確保</u> が発令されたとき	・ <u>避難指示（緊急）</u> 又は <u>避難勧告</u> が発令されたとき（警戒レベル4） ・ <u>特別警報（高潮、暴風、暴風雪、波浪）</u> 又は <u>土砂災害警戒情報</u> が発令されたとき	・ <u>災害発生情報</u> が発令されたとき（警戒レベル5） ・ <u>特別警報（高潮、暴風雪、大雨、大雪）</u> が発表されたとき	<u>追加</u>	大規模火災	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・多数の死傷者が発生したとき ・第3出撃以上の消防隊出動が指令されたとき ・焼損面積が5以上の林野火災 ・対策副部長が必要と認めるとき	・左記のほか、局長（対策部長）が必要と認めるとき	同左	国民保護	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「情報収集体制（危機管理防災総案職員参画）」を設置したとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「監視対策本部体制又は緊急対処事態対策本部体制（全職員参画）」を設置したとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「国民保護対策本部体制又は緊急対処事態対策本部体制（全職員参画）」を設置したとき	その他の災害	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が必要と認めるとき	・局長（対策部長）が必要と認めるとき	同左	その他の要件	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され <u>災害警戒体制</u> 又は <u>警備強化指令</u> が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部（災害警戒本部含む）が設置されたとき	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され <u>災害警戒体制</u> 又は <u>警備強化指令</u> が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	・熊本市に災害対策本部が設置され <u>災害警戒体制</u> 又は <u>警備強化指令</u> が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	・熊本市に災害対策本部が設置され <u>災害警戒体制</u> 又は <u>警備強化指令</u> が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	地区隊運用	・指令管制長及び各署の現場最高責任者が、通常の部隊運用では支援をきたすおそれがある場合 ・各署の現場最高責任者が部隊運用を行う	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が通常の部隊運用では対処できないと認める場合 ・非常災害指令により地区隊長が部隊運用を行う	・局長（対策部長）が管轄区域で発生する災害が異常な事態になると認める場合又は警防部隊を大規模な範囲で運用する必要があると認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う	・局長（対策部長）が管轄区域で発生する災害が異常な事態になると認める場合又は警防部隊を大規模な範囲で運用する必要があると認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う
組 織	組織名	消防局災害警戒本部		消防局対策部																																																																																																																																	
	体制名	<u>初動準備体制</u>	第1非常災害体制	第2非常災害体制	第3非常災害体制																																																																																																																																
	責任者	警防課長、情報司令課長、署長	警防部長、署長	局長	同左																																																																																																																																
非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準	実施内容	各種災害等で、情報収集した状況から非常災害に進展していくような事象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、初動対応を行う職員の出発等により、被害状況の把握等、初動対応を実施する体制	非常災害が、局地的に発生し、その拡大が予想される場合、又は発生するおそれがある場合において、指定招集による職員の招集等により、災害対策を実施する体制	非常災害が、2以上の区（益城町及び西原村含む）にわたり発生し、その拡大が予想される場合、又は非常災害が多発した場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制	非常災害が、管轄区域の全域若しくは管轄区域の大部分の範囲で発生し、甚大な被害やその拡大が予想される場合、又は消防広域応援等の応援を決定若しくは応援を決定する可能性がある場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制																																																																																																																																
	地震	震度4	震度5弱	震度5強 【規定急患】	震度6弱以上 【規定急患】																																																																																																																																
	津波	市沿岸海域で津波注意報が発表されて被害の発生が予想されるとき	同左	市沿岸海域で津波警報（大津波）が発表されるとき 【規定急患】	同左																																																																																																																																
	風水害	・ <u>豪雨急等避難</u> が発令されたとき（警戒レベル4） ・ <u>大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報</u> が発表されたとき <u>緊急安全確保が発令されたとき</u>	・ <u>避難指示</u> が発令されたとき（警戒レベル4） ・ <u>土砂災害警戒情報が発令されたとき</u> ・ <u>緊急安全確保が発令されたとき</u> （警戒レベル5） ・ <u>特別警報（高潮、暴風、暴風雪、波浪）</u> 又は <u>土砂災害警戒情報</u> が発令されたとき	・ <u>緊急安全確保</u> が発令されたとき（警戒レベル5） ・ <u>特別警報（高潮、暴風、暴風雪、波浪）</u> 又は <u>土砂災害警戒情報</u> が発令されたとき <u>甚大な被害が</u>	・ <u>災害発生情報</u> が発令されたとき（警戒レベル5） ・ <u>特別警報（高潮、暴風雪、大雨、大雪）</u> が発表されたとき																																																																																																																																
	大規模火災	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・多数の死傷者が発生したとき ・第3出撃以上の消防隊出動が指令されたとき ・焼損面積が5以上の林野火災 ・対策副部長が必要と認めるとき	・左記のほか、局長（対策部長）が必要と認めるとき	同左																																																																																																																																
	国民保護	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「情報収集体制（危機管理防災総案職員参画）」を設置したとき	熊本市国民保護計画に基づき、熊本市が「緊急事態連絡本部体制（原則、全職員参画に準ずる）」を設置したとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「国民保護対策本部体制又は緊急対処事態対策本部体制（全職員参画）」を設置したとき																																																																																																																																
	その他の災害	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が必要と認めるとき	・局長（対策部長）が必要と認めるとき	同左																																																																																																																																
	その他の要件	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され <u>初動準備体制</u> （レベル4）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部（災害警戒本部含む）が設置されたとき	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され <u>初動準備体制</u> （レベル4）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	・熊本市に災害対策本部が設置され <u>応急安全確保</u> （レベル5）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	・熊本市に災害対策本部が設置され <u>応急安全確保</u> （レベル5）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき																																																																																																																																
	地区隊運用	・指令管制長及び各署の現場最高責任者が、通常の部隊運用では支援をきたすおそれがある場合 ・各署の現場最高責任者が部隊運用を行う	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が通常の部隊運用では対処できないと認める場合 ・非常災害指令により地区隊長が部隊運用を行う	・局長（対策部長）が単独の地区隊のみでの部隊運用では対処できないと認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う	・局長（対策部長）が管轄区域で発生する災害が異常な事態になると認める場合又は警防部隊を大規模な範囲で運用する必要があると認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う																																																																																																																																
	組 織	組織名	消防局災害警戒本部		消防局対策部																																																																																																																																
体制名		<u>災害警戒体制</u>	第1非常災害体制	第2非常災害体制	第3非常災害体制																																																																																																																																
責任者		警防課長、情報司令課長、署長	警防部長、署長	局長	同左																																																																																																																																
非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準	実施内容	各種災害等で、情報収集した状況から非常災害に進展していくような事象が発生し、又は発生するおそれがある場合において、初動対応を行う職員の出発等により、被害状況の把握等、初動対応を実施する体制	非常災害が、局地的に発生し、その拡大が予想される場合、又は発生するおそれがある場合において、指定招集による職員の招集等により、災害対策を実施する体制	非常災害が、2以上の区（益城町及び西原村含む）にわたり発生し、その拡大が予想される場合、又は非常災害が多発した場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制	非常災害が、管轄区域の全域若しくは管轄区域の大部分の範囲で発生し、甚大な被害やその拡大が予想される場合、又は消防広域応援等の応援を決定若しくは応援を決定する可能性がある場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制																																																																																																																																
	地震	震度4	震度5弱	震度5強 【規定急患】	震度6弱以上 【規定急患】																																																																																																																																
	津波	市沿岸海域で津波注意報が発表されて被害の発生が予想されるとき	同左	市沿岸海域で津波警報（大津波）が発表されるとき 【規定急患】	同左																																																																																																																																
	風水害	・ <u>避難指示</u> 、 <u>高潮急等避難警報</u> が発令されたとき（警戒レベル4） ・ <u>土砂災害警戒情報</u> が発令されたとき ・ <u>緊急安全確保</u> が発令されたとき	・ <u>避難指示（緊急）</u> 又は <u>避難勧告</u> が発令されたとき（警戒レベル4） ・ <u>特別警報（高潮、暴風、暴風雪、波浪）</u> 又は <u>土砂災害警戒情報</u> が発令されたとき	・ <u>災害発生情報</u> が発令されたとき（警戒レベル5） ・ <u>特別警報（高潮、暴風雪、大雨、大雪）</u> が発表されたとき	<u>追加</u>																																																																																																																																
	大規模火災	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・多数の死傷者が発生したとき ・第3出撃以上の消防隊出動が指令されたとき ・焼損面積が5以上の林野火災 ・対策副部長が必要と認めるとき	・左記のほか、局長（対策部長）が必要と認めるとき	同左																																																																																																																																
	国民保護	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「情報収集体制（危機管理防災総案職員参画）」を設置したとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「監視対策本部体制又は緊急対処事態対策本部体制（全職員参画）」を設置したとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「国民保護対策本部体制又は緊急対処事態対策本部体制（全職員参画）」を設置したとき																																																																																																																																
	その他の災害	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が必要と認めるとき	・局長（対策部長）が必要と認めるとき	同左																																																																																																																																
	その他の要件	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され <u>災害警戒体制</u> 又は <u>警備強化指令</u> が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部（災害警戒本部含む）が設置されたとき	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され <u>災害警戒体制</u> 又は <u>警備強化指令</u> が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	・熊本市に災害対策本部が設置され <u>災害警戒体制</u> 又は <u>警備強化指令</u> が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	・熊本市に災害対策本部が設置され <u>災害警戒体制</u> 又は <u>警備強化指令</u> が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき																																																																																																																																
	地区隊運用	・指令管制長及び各署の現場最高責任者が、通常の部隊運用では支援をきたすおそれがある場合 ・各署の現場最高責任者が部隊運用を行う	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が通常の部隊運用では対処できないと認める場合 ・非常災害指令により地区隊長が部隊運用を行う	・局長（対策部長）が管轄区域で発生する災害が異常な事態になると認める場合又は警防部隊を大規模な範囲で運用する必要があると認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う	・局長（対策部長）が管轄区域で発生する災害が異常な事態になると認める場合又は警防部隊を大規模な範囲で運用する必要があると認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う																																																																																																																																

※P111参照

※P111参照

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前															
220	02	風水害編	1	3	2	1	28	修正	【 非常災害体制時に係る指定招集人員 】 <table><tr><td rowspan="3">組織名 体制名 責任者 所属別</td><td colspan="2">消防局災害警戒本部</td></tr><tr><td>初動準備体制</td><td>第1非常災害体制</td></tr><tr><td>警防課長、情報司令課長、署長</td><td>警防部長、署長</td></tr></table>	組織名 体制名 責任者 所属別	消防局災害警戒本部		初動準備体制	第1非常災害体制	警防課長、情報司令課長、署長	警防部長、署長	【 非常災害体制時に係る指定招集人員 】 <table><tr><td rowspan="3">組織名 体制名 責任者 所属別</td><td colspan="2">消防局災害警戒本部</td></tr><tr><td>災害警戒体制</td><td>第1非常災害体制</td></tr><tr><td>警防課長、情報司令課長、署長</td><td>警防部長、署長</td></tr></table>	組織名 体制名 責任者 所属別	消防局災害警戒本部		災害警戒体制	第1非常災害体制	警防課長、情報司令課長、署長	警防部長、署長
組織名 体制名 責任者 所属別	消防局災害警戒本部																							
	初動準備体制	第1非常災害体制																						
	警防課長、情報司令課長、署長	警防部長、署長																						
組織名 体制名 責任者 所属別	消防局災害警戒本部																							
	災害警戒体制	第1非常災害体制																						
	警防課長、情報司令課長、署長	警防部長、署長																						
221	02	風水害編	1	3	4		30	修正	第4項 津波及び高潮対策活動 (略) <u>1 沿岸区域の警戒</u> <u>2 情報の収集及び連絡</u> <u>3 住民広報</u> <u>4 避難誘導</u> <u>5 救助活動及び被害調査</u> <u>6 その他必要な活動</u>	第4項 津波及び高潮対策活動 (略) <u>1 沿岸区域の警戒</u> <u>2 情報の収集及び連絡</u> <u>3 住民広報</u> <u>4 避難誘導</u> <u>5 救助活動及び被害調査</u>														
222	02	風水害編	1	3	6	1	31	修正	1 応援要請等 (1) (略) ア消防広域応援の要請 熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画（ <u>令和5年（2023年）1月31日</u> 改正）の定めるところによる。	1 応援要請等 (1) (略) ア消防広域応援の要請 熊本県消防広域応援基本計画に基づく熊本市消防局応援計画・受援計画（ <u>令和4年（2022年）3月31日</u> 改正）の定めるところによる。														
223	02	風水害編	1	3	7		31	修正	第7項 避難の指示 <u>1</u> 災害による危険が急迫し、緊急を要する場合において、熊本市長、益城町長及び西原村長（以下「市町村長」という。） (略)	第7項 避難の指示 災害による危険が急迫し、緊急を要する場合において、熊本市長、益城町長及び西原村長（以下「市町村長」という。） (略)														
224	02	風水害編	1	4	3	3	37	修正	3 自衛隊の支援活動内容 (3)水防 <u>活動</u> ：土のうの作成、運搬、積み込み	3 自衛隊の支援活動内容 (3)水防 <u>滑</u> 動：土のうの作成、運搬、積み込み														
225	02	風水害編	1	6	1	1	48	修正	(1) 熊本市災害ボランティアセンター (略) (ク) 救援物資の仕分け、配布 <u>(ケ) 現地での支援活動</u>	(1) 熊本市災害ボランティアセンター (略) (ク) 救援物資の仕分け、配布 <u>(ケ) 現地での支援活動</u>														

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																																						
226	02	風水害編	1	8	1	1	55	修正																																							
								<table><tr><th>区分^㉔</th><th>災害の種類^㉔</th><th>実施責任者^㉔</th></tr><tr><td>高齢者等避難^㉔</td><td>全災害^㉔</td><td>市町村長[※]^㉔</td></tr><tr><td rowspan="6">避難指示^㉔</td><td rowspan="4">全災害^㉔</td><td>市町村長[※]（災害対策基本法第 60 条）^㉔</td></tr><tr><td>警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務 執行法第 4 条）^㉔</td></tr><tr><td>海上保安官（災害対策基本法第 61 条）^㉔</td></tr><tr><td>災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）^㉔</td></tr><tr><td>洪水災害^㉔</td><td>県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条）^㉔</td></tr><tr><td>地すべり災害^㉔</td><td>水防管理者（水防法第 29 条）^㉔</td></tr><tr><td></td><td></td><td>県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防 止法第 25 条）^㉔</td></tr></table> ※ 急を要する避難指示等の発令については、地方自治法 153 条第 1 項に基づき副市長 及び危機管理監は、市長の代理で発令を行い、その後報告する。^㉔	区分 ^㉔	災害の種類 ^㉔	実施責任者 ^㉔	高齢者等避難 ^㉔	全災害 ^㉔	市町村長 [※] ^㉔	避難指示 ^㉔	全災害 ^㉔	市町村長 [※] （災害対策基本法第 60 条） ^㉔	警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務 執行法第 4 条） ^㉔	海上保安官（災害対策基本法第 61 条） ^㉔	災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条） ^㉔	洪水災害 ^㉔	県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条） ^㉔	地すべり災害 ^㉔	水防管理者（水防法第 29 条） ^㉔			県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防 止法第 25 条） ^㉔	<table><tr><th>区分</th><th>災害の種類</th><th>実施責任者</th></tr><tr><td>高齢者等避難</td><td>全災害</td><td>市町村長</td></tr><tr><td rowspan="6">避難指示</td><td rowspan="4">全災害</td><td>市町村長（災害対策基本法第 60 条）</td></tr><tr><td>警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行 法第 4 条）</td></tr><tr><td>海上保安官（災害対策基本法第 61 条）</td></tr><tr><td>災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）</td></tr><tr><td>洪水災害</td><td>県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条）</td></tr><tr><td>地すべり災害</td><td>水防管理者（水防法第 29 条）</td></tr><tr><td></td><td></td><td>県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止 法第 25 条）</td></tr></table>	区分	災害の種類	実施責任者	高齢者等避難	全災害	市町村長	避難指示	全災害	市町村長（災害対策基本法第 60 条）	警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行 法第 4 条）	海上保安官（災害対策基本法第 61 条）	災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）	洪水災害	県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条）	地すべり災害	水防管理者（水防法第 29 条）			県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止 法第 25 条）
区分 ^㉔	災害の種類 ^㉔	実施責任者 ^㉔																																													
高齢者等避難 ^㉔	全災害 ^㉔	市町村長 [※] ^㉔																																													
避難指示 ^㉔	全災害 ^㉔	市町村長 [※] （災害対策基本法第 60 条） ^㉔																																													
		警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務 執行法第 4 条） ^㉔																																													
		海上保安官（災害対策基本法第 61 条） ^㉔																																													
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条） ^㉔																																													
	洪水災害 ^㉔	県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条） ^㉔																																													
	地すべり災害 ^㉔	水防管理者（水防法第 29 条） ^㉔																																													
		県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防 止法第 25 条） ^㉔																																													
区分	災害の種類	実施責任者																																													
高齢者等避難	全災害	市町村長																																													
避難指示	全災害	市町村長（災害対策基本法第 60 条）																																													
		警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行 法第 4 条）																																													
		海上保安官（災害対策基本法第 61 条）																																													
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）																																													
	洪水災害	県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条）																																													
	地すべり災害	水防管理者（水防法第 29 条）																																													
		県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止 法第 25 条）																																													
227	02	風水害編	1	8	1	2	58	修正																																							
								(2) 水害に関する発令基準 (略) エ 発令基準 ●川の洪水警報の危険度分布（キキクル）で「災害切迫（黒）」が出現した場合	(2) 水害に関する発令基準 (略) エ 発令基準 <table><tr><th>区分</th><th>洪水予報河川</th><th>水防警報河川</th></tr><tr><td>【警戒レベル 5】 緊急安全確保</td><td>（災害が切迫） ●国管理河川の洪水の危険度分布（水害リ スクライン）で「氾濫している可能性 （黒）」になった場合 ●堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・ すべりの発生等により決壊のおそれが高 まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能障害が発見さ れた場合や排水機場の運転を停止せざる をえない場合 （災害発生を確認） ●堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 （指定河川洪水予報の氾濫発生情報、水防 団からの報告等により把握できた場合）</td><td>（災害が切迫） ●堤防に異常な漏水・侵食の進行 や亀裂・すべりの発生等により 決壊のおそれが高まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能支障 が発見された場合や排水機場の 運転を停止せざるをえない場合 （追記） （災害発生を確認） ●堤防の決壊や越水・溢水が発生 した場合 （指定河川洪水予報の氾濫発生情 報、水防団からの報告等により 把握できた場合）</td></tr></table>	区分	洪水予報河川	水防警報河川	【警戒レベル 5】 緊急安全確保	（災害が切迫） ●国管理河川の洪水の危険度分布（水害リ スクライン）で「氾濫している可能性 （黒）」になった場合 ●堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・ すべりの発生等により決壊のおそれが高 まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能障害が発見さ れた場合や排水機場の運転を停止せざる をえない場合 （災害発生を確認） ●堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 （指定河川洪水予報の氾濫発生情報、水防 団からの報告等により把握できた場合）	（災害が切迫） ●堤防に異常な漏水・侵食の進行 や亀裂・すべりの発生等により 決壊のおそれが高まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能支障 が発見された場合や排水機場の 運転を停止せざるをえない場合 （追記） （災害発生を確認） ●堤防の決壊や越水・溢水が発生 した場合 （指定河川洪水予報の氾濫発生情 報、水防団からの報告等により 把握できた場合）																																
区分	洪水予報河川	水防警報河川																																													
【警戒レベル 5】 緊急安全確保	（災害が切迫） ●国管理河川の洪水の危険度分布（水害リ スクライン）で「氾濫している可能性 （黒）」になった場合 ●堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・ すべりの発生等により決壊のおそれが高 まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能障害が発見さ れた場合や排水機場の運転を停止せざる をえない場合 （災害発生を確認） ●堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 （指定河川洪水予報の氾濫発生情報、水防 団からの報告等により把握できた場合）	（災害が切迫） ●堤防に異常な漏水・侵食の進行 や亀裂・すべりの発生等により 決壊のおそれが高まった場合 ●樋門・水門等の施設の機能支障 が発見された場合や排水機場の 運転を停止せざるをえない場合 （追記） （災害発生を確認） ●堤防の決壊や越水・溢水が発生 した場合 （指定河川洪水予報の氾濫発生情 報、水防団からの報告等により 把握できた場合）																																													
228	02	風水害編	1	8	1	2	58	修正																																							
								(2) 水害に関する発令基準 (略) エ 発令基準 ●指定河川洪水予報により、川の水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したと発表された場合、又は急激な水位上昇により、まもなく危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 「危険（紫）」	(2) 水害に関する発令基準 (略) エ 発令基準 <table><tr><td>【警戒レベル 4】 避難指示</td><td>●指定河川洪水予報により、川の水位観測 所の水位が氾濫危険水位に到達したと発 表された場合 ●国管理河川の洪水の危険度分布（水害リ スクライン）で「氾濫危険水位の超過に 相当（紫）」になった場合 ●堤防に異常な漏水・侵食等が発見された 場 合</td><td>●川の水位観測所の水位が氾濫危 険水位に到達した場合 ●川の水位が一定の水位を超えた 状態で、急激な水位上昇のおそ れがある場合 ●川の洪水警報の危険度分布（キ キクル）で「非常に危険（薄 紫）」が出現した場合（流域雨 量指数の予測値が洪水警報基準</td></tr></table>	【警戒レベル 4】 避難指示	●指定河川洪水予報により、川の水位観測 所の水位が氾濫危険水位に到達したと発 表された場合 ●国管理河川の洪水の危険度分布（水害リ スクライン）で「氾濫危険水位の超過に 相当（紫）」になった場合 ●堤防に異常な漏水・侵食等が発見された 場 合	●川の水位観測所の水位が氾濫危 険水位に到達した場合 ●川の水位が一定の水位を超えた 状態で、急激な水位上昇のおそ れがある場合 ●川の洪水警報の危険度分布（キ キクル）で「非常に危険（薄 紫）」が出現した場合（流域雨 量指数の予測値が洪水警報基準																																			
【警戒レベル 4】 避難指示	●指定河川洪水予報により、川の水位観測 所の水位が氾濫危険水位に到達したと発 表された場合 ●国管理河川の洪水の危険度分布（水害リ スクライン）で「氾濫危険水位の超過に 相当（紫）」になった場合 ●堤防に異常な漏水・侵食等が発見された 場 合	●川の水位観測所の水位が氾濫危 険水位に到達した場合 ●川の水位が一定の水位を超えた 状態で、急激な水位上昇のおそ れがある場合 ●川の洪水警報の危険度分布（キ キクル）で「非常に危険（薄 紫）」が出現した場合（流域雨 量指数の予測値が洪水警報基準																																													

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前						
229	02 風水害編	1	8	1	2	59	修正	ウ 発令基準 ●土砂災害の危険度分布（キキクル）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報「土砂災害」）となった場合」 「危険（紫）」	ウ 発令基準 <table><tr><th>発令内容</th><th>発令基準</th></tr><tr><td>【警戒レベル5】 緊急安全確保</td><td>（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ●大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が本市に発表された場合 （追記） （災害発生を確認） ●土砂災害の発生が確認された場合</td></tr><tr><td>【警戒レベル4】 避難指示</td><td>●土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が本市に発表された場合 ●土砂災害の危険度分布（キキクル）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴</td></tr></table>	発令内容	発令基準	【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ●大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が本市に発表された場合 （追記） （災害発生を確認） ●土砂災害の発生が確認された場合	【警戒レベル4】 避難指示	●土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が本市に発表された場合 ●土砂災害の危険度分布（キキクル）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴
発令内容	発令基準														
【警戒レベル5】 緊急安全確保	（災害が発生直前又は既に発生しているおそれ） ●大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）が本市に発表された場合 （追記） （災害発生を確認） ●土砂災害の発生が確認された場合														
【警戒レベル4】 避難指示	●土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が本市に発表された場合 ●土砂災害の危険度分布（キキクル）で「非常に危険（うす紫）」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）となった場合 ●警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴														
230	02 風水害編	1	8	3	1	65	修正	1 避難場所及び避難所の定義 <u>（1）一時的に避難する避難場所（スペース）</u> <u>ア 指定緊急避難場所</u> 風水害・地震・津波等の災害の発生又はおそれがある場合に、危険を回避するため、一時的に身を守るための避難場所であり、市公民館、市立の学校施設、近隣公園等の比較的規模の大きな都市公園及び県・私立高校等のグラウンド等を指定している。 （エへ移設） <u>イ 地域の避難場所</u> 指定緊急避難場所以外で、災害の発生又はおそれがある場合に、一時的に避難する場所として地域が指定した避難場所であり、地域の公民館や地域コミュニティセンターなどを指定している。 <u>ウ ペット同伴避難場所</u> 避難者がペットと一緒に屋内に避難することができる（同伴）避難場所のこと。 <u>（飼い主がペットと同じスペースで過ごすことを意味するものではない。）</u>	1 避難場所及び避難所の定義 （追記） <u>（1）市指定緊急避難場所</u> 風水害・地震・津波等の災害の発生又はおそれがある場合に、危険を回避するため、一時的に身を守るため市が指定した避難場所であり、市公民館、市立の学校施設、近隣公園等の比較的規模の大きな都市公園及び県・私立高校等のグラウンド等を指定している。 <u>（2）市指定広域避難場所</u> 地震などによる火災の延焼拡大により、地域全体が危険になった場合に一時的に市民等の生命と安全を守る場所として、公園・広場等の空地を指定している。 <u>（3）地域地域指定一時避難場所</u> 市が指定した指定緊急避難場所（一時避難場所）以外で、災害の発生又はおそれがある場合に、一時的に避難する場所として地域が指定した避難場所であり、地域の公民館や地域コミュニティセンターなどを指定している。 （（8）から移設）						

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前	
231	02	風水害編	1	8	3	1	66	修正	<u>エ 広域避難場所</u> 地震などによる火災の延焼拡大により、地域全体が危険になった場合に一時的に市民等の生命と安全を守る場所として、公園・広場等の空地を指定している。 <u>2 避難生活する避難所</u> <u>ア 指定避難所</u> 風水害・地震等の災害により住宅等が全半壊・焼失等の被害を受け、生活の場が失われた場合などに、一時的（応急的）な生活の拠点として宿泊滞在する施設であり、主として市立の小中高等学校や公共施設を指定している。 （削除）	（(2)から移設） （追記） <u>(4) 市指定避難所</u> 風水害・地震等の災害により住宅等が全半壊・焼失等の被害を受け、生活の場が失われた場合などに、一時的（応急的）な生活の拠点として宿泊滞在する施設であり、主として市立の小中高等学校や公共施設を指定している。 <u>(5) 補助避難所</u> <u>市指定避難所での生活が困難な方を受け入れる、又は市指定避難所が収容人員を超えた場合や損壊等により受け入れができない場合に、市指定避難所を補完するため、地域指定一時避難所の中から、地域コミュニティセンター等の市施設を補助避難所として開設する。</u>
232	02	風水害編	1	8	3	1	66	修正	<u>イ 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）</u> 指定避難所等での共同生活が困難な高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者、及びその家族のため、施設のバリアフリー化に加えて、介護や医療相談などに対応できる体制が図れる施設として協定を締結し指定している。 福祉子ども避難所は、共同生活が困難な障がい児等及びその家族のため、必要な配慮と支援体制の整った市内にある特別支援学校と協定を締結し指定している。 （削除） （1ーウへ移設） （削除）	<u>(6) 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）</u> 避難所において、共同生活が難しい要配慮者等のため、施設のバリアフリー化に加えて、介護や医療相談などに対応できる体制が図れる施設として協定を締結し指定している。福祉子ども避難所は、共同生活が困難な障がい児等及びその家族のため、必要な配慮と支援体制の整った市内にある特別支援学校と協定を締結し指定している。 <u>(7) 保健避難所</u> <u>災害の発生またはおそれがある場合に、市が指定する基本避難所などの施設とは別に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、新型コロナウイルス感染症で健康観察期間中にある避難者を収容する、非公開の避難所である。</u> <u>(8) ペット同伴避難所</u> <u>避難者がペットと一緒に屋内に避難することができる（同伴）避難所のこと。</u> (9) 基本避難所 大雨や台風などで避難情報を発令するときに最初に開設する避難所のこと。

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前	
233	02	風水害編	1	8	3	1	66	修正	避難場所・避難所の定義の見直し 2 新たに計画に掲載する分類の図解 ➤ よりわかりやすいものとなるよう分類を図解し、計画に掲載 災害種別 風水害 大雨・台風 洪水・高潮 地震 火災の延焼拡大 一時的に避難する 避難場所（スペース） 指定緊急避難場所 ▶ 災害の種別ごとに指定 ▶ 風水害などで避難情報を 発令する場合は、最初に 20か所の避難場所を開設 地域の避難場所 ▶ 地域住民による開設・運営 ペット同伴避難場所 広域避難場所 避難生活する避難所 指定避難所 福祉避難所 （福祉子ども避難所含む） 危険から逃れる 危険から逃れる 危険から逃れる 自宅等での生活 が困難な場合等 自宅等へ ※ 危険区域に該当していない場合や安全性が確認できる場所であれば、在宅避難も可能 2	(追記)
234	02	風水害編	1	8	4	4	71	新規	（キ） ペットと同行した避難者がいる場合は、ペットの飼育について 居住スペース以外に飼育場所を設けることを説明する。ただし、身体 障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身 体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。	（キ） ペットと同行した避難者がいる場合は、ペットの飼育について 居住スペース以外に飼育場所を設けることを説明する。
235	02	風水害編	1	8	4	8 ～ 11	72 ～ 73	修正	4 避難所の開設・運営 (略) <u>5</u> 緊急閉鎖 (略) <u>6</u> 大量避難者への対応 (略) <u>7</u> 帰宅困難者への対応 (略) <u>8</u> 避難所の統合・廃止	4 避難所の開設・運営 (略) <u>8</u> 緊急閉鎖 (略) <u>9</u> 大量避難者への対応 (略) <u>10</u> 帰宅困難者への対応 (略) <u>11</u> 避難所の統合・廃止
236	02	風水害編	1	9			74	新規	【関連部局】 政策局 健康福祉局 <u>こども局</u> 各区役所	【関連部局】 政策局 健康福祉局 各区役所

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
237	02 風水害編	1	9	2		74	修正	(表中) 提供元 健康福祉政策課・ <u>防災計画課</u> (水防本部等) 各区役所(区水防部等)	(表中) 提供元 健康福祉政策課・ <u>危機管理防災総室</u> (水防本部等) 各区役所(区水防部等)
238	02 風水害編	1	9	4	1	76	修正	1 外国人への情報提供等 (略) 国際交流会館の指定管理者は、「市政だより」の暮らし、健康に関する情報や本市で外国人が生活する上で必要となる情報を英語・中国語・韓国語・ <u>ベトナム語</u> に翻訳し、独自のホームページに掲載するとともに、警報以上の災害情報が出された場合には、多言語防災メールへ登録している外国人へ災害情報を配信するなど情報提供を行うものとする。	1 外国人への情報提供等 (略) 国際交流会館の指定管理者は、「市政だより」の暮らし、健康に関する情報や本市で外国人が生活する上で必要となる情報を英語・中国語・韓国語・ <u>(追加)</u> に翻訳し、独自のホームページに掲載するとともに、警報以上の災害情報が出された場合には、多言語防災メールへ登録している外国人へ災害情報を配信するなど情報提供を行うものとする。
239	02 風水害編	1	12	1	2	84	修正	2 障害物の除去方法 (1) <u>中央区、西区、東区、南区、北区の各土木センター</u> が所有する建設機械・建設資機材を用いて行うが、処理能力が不足する場合は、(一社)熊本都市建設業協会等の協力を得て速やかに行うものとする。	2 障害物の除去方法 (1) 東部、中央・ <u>西部</u> 及び北部土木センターが所有する建設機械・建設資機材を用いて行うが、処理能力が不足する場合は、(一社)熊本都市建設業協会等の協力を得て速やかに行うものとする。
240	02 風水害編	1	13	3	1	87	修正	1 <u>車両の確保</u> 緊急輸送活動に必要な市保有車両は、総務局対策部が管理し、各対策部の要請に応じ適切な配車を行うものとし、配車された車両の出動は各対策部の判断にて行う。 <u>また、市保有車両だけでは災害対策活動に支障をきたす場合、協定に基づき車両の提供要請を行う。</u> 【資料編】6-5 車両関係等 <u>【資料編】8-3 災害協定一覧</u>	1 <u>市保有</u> 車両 緊急輸送活動に必要な市保有車両は、総務局対策部が管理し、各対策部の要請に応じ適切な配車を行うものとし、配車された車両の出動は各対策部の判断にて行う。 【資料編】6-5 車両関係等
241	02 風水害編	1	13	3	1	87	修正	<u>2 配車</u> (1) 集結場所 <u>市は、</u> 輸送に従事する車両は災害輸送の表示をし、災害対策本部が指定した場所に待機する。 (削除)	<u>3 配車</u> (1) 集結場所 輸送に従事する車両は災害輸送の表示をし、災害対策本部が指定した場所に待機する。 <u>(2) 輸送計画</u> <u>輸送計画は災害対策本部長(以下「本部長」という。)の指示により個別の輸送ルートに従って都市建設局対策部が作成する。</u>

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前	
242	02	風水害編	1	13	3	1	87	修正	<u>3 輸送の要請</u> 総合調整室が、必要と認める場合に次に掲げる機関に緊急輸送の要請を行う。	<u>2 調達要請</u> 都市建設局対策部は、市保有車両だけでは災害対策活動に支障をきたす場合、車両等の調達要請を行う。
243	02	風水害編	1	13	4	1	88	修正	第4項 輸送<u>道路</u>の確保 1 緊急輸送道路の確保 都市建設局対策部長は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた緊急輸送道路を以下により確保する。 (削除) (削除) (削除)	第4項 輸送<u>路線</u>の確保 1 緊急輸送道路の確保 都市建設局対策部長は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた緊急輸送道路を以下により確保する。 <u>(1) 本部長の指示に基づき、(一社)熊本都市建設業協会の協力を得て、市指定の路線から確保する。</u> <u>(2) 市指定の路線から確保することが困難な場合は、必要に応じ他の路線を確保する。</u> <u>(3) 被害の実態により、応急対策上極めて重要な路線については、道路管理者への復旧・交通規制の要請及び通報、警察への交通規制の要請及び通報を行い、その路線を確保する。</u>
244	02	風水害編	1	13	4	1	88	修正	(削除) (削除) (1) 緊急輸送道路の被害状況を確認し、<u>災害対策</u>本部長<u>(以下「本部長」という。)</u>に報告する。 (2) 被害の状況により次の措置をとる。 <u>○災害時相互応援応急活動等に関する協定を結ぶ企業へ要請し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。</u> ○交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を要請する。 ○運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。 ○放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。 ○障害物の除去について道路管理者、警察署、消防本部及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。 <u>○緊急輸送道路の確保が困難な場合は、必要に応じて他の路線を確保する。</u> (3) 緊急輸送道路の確保作業が完了した場合又は交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告する。 <u>2 輸送ルートの検討</u> <u>輸送ルートは、本部長の指示があった場合、交通規制の状況に応じて都市建設局対策部が検討する。</u>	<u>2 緊急輸送道路啓開作業</u> <u>都市建設局対策部は次の作業を行う。</u> (1) 緊急輸送道路の被害状況を確認し、本部長に報告する。 (2) 被害の状況により次の措置をとる。 ○交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を要請する。 ○運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。 ○放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。 ○<u>緊急通行路</u>の障害物の除去について道路管理者、警察署、消防本部及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。 (3) 緊急輸送道路の確保作業が完了した場合又は交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告する。
245	02	風水害編	1	16	3		95	修正	第3項 救護所及び救護班の設置 (略) こころの健康センターは、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣要請を、県を通じて国に行い、派遣された他県のDPATとともに被災者支援や各区役所を通じ避難所との調整を行う。 (略)	第3項 救護所及び救護班の設置 (略) こころの健康センターは、<u>精神保健福祉室と共に</u>災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣要請を、県を通じて国に行い、派遣された他県のDPATとともに被災者支援や各区役所を通じ避難所との調整を行う。 (略)

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前																												
246	02	風水害編	1	17	1	97		第1項 ペットの取扱い 避難所でのペットの収容場所については、各避難所の施設能力及び状況、他の避難者への影響や衛生管理状況等を考慮し、避難所の運営委員会等により検討を行う。	第1項 ペットの取扱い 1 災害発生時におけるペットの取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。 2 避難所でのペットの収容場所については、各避難所の施設能力及び状況、他の避難者への影響や衛生管理状況等を考慮し、避難所の運営委員会、動物愛護センター等により検討を行う。 なお、身体障害者補助犬法（平成14 年5 月29 日法律第49号）第2 条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7 条の規定に基づき収容可とする。																												
247	02	風水害編	1	18	2	2	100	修正 (1)食糧の確保 市が防災倉庫と各区役所、各まちづくりセンター等に設置する備蓄倉庫（コンテナ）や。 （略）	(1)食糧の確保 市が防災倉庫と各区役所、各総合出張所等に設置する備蓄倉庫（コンテナ）や。 （略）																												
248	02	風水害編	1	18	2	1	100	修正 (2)把握方法 応急食糧の必要数の把握については、本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に避難している被災者の他、各区対策部、他の関係部局、関係機関、町内自治会及び自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者についても必要数を把握するよう努めるものとする。	(2)把握方法 応急食糧の必要数の把握については、本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に収容されている被災者の他、各区対策部、他の関係部局、関係機関、町内自治会及び自主防災組織等の協力を得て、在宅避難者についても必要数を把握するよう努めるものとする。																												
249	02	風水害編	1	18	2	3	101	修正 3 食糧の供給 (1) 食糧の輸送 （略） (2) 食糧の供給 ア 供給する食品 供給する食品は、災害発生直後はアルファ米等の備蓄食糧とし、備蓄分を消費した後は、購入した弁当・食パンの配給及び米穀の炊き出しにより行う。 <table><tr><th colspan="2">イ 供給基準</th></tr><tr><th>品目</th><th>供給基準</th></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr><tr><td>アルファ米</td><td>1食あたり1袋</td></tr><tr><td>長期保存パン</td><td>1食あたり1袋</td></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr><tr><td>粉ミルク</td><td>1食あたり2袋</td></tr></table>	イ 供給基準		品目	供給基準	(削除)	(削除)	アルファ米	1食あたり1袋	長期保存パン	1食あたり1袋	(削除)	(削除)	粉ミルク	1食あたり2袋	3 食糧の供給 (1) 食糧の輸送 （略） (2) 食糧の供給 ア 供給する食品 供給する食品は、災害発生直後は乾パン等の備蓄食糧とし、備蓄分を消費した後は、購入した弁当・食パンの配給及び米穀の炊き出しにより行う。 <table><tr><th colspan="2">イ 供給基準</th></tr><tr><th>品目</th><th>供給基準</th></tr><tr><td>乾パン</td><td>1食あたり1缶(又はパック)(100 g程度)</td></tr><tr><td>アルファ米</td><td>1食あたり1パック</td></tr><tr><td>栄養補助食品</td><td>1食あたり1箱(2ブロック)</td></tr><tr><td>米穀</td><td>1食あたり精米200 g以内</td></tr><tr><td>ミルク</td><td>授乳1回あたり1パック</td></tr></table>	イ 供給基準		品目	供給基準	乾パン	1食あたり1缶(又はパック)(100 g程度)	アルファ米	1食あたり1パック	栄養補助食品	1食あたり1箱(2ブロック)	米穀	1食あたり精米200 g以内	ミルク	授乳1回あたり1パック
イ 供給基準																																					
品目	供給基準																																				
(削除)	(削除)																																				
アルファ米	1食あたり1袋																																				
長期保存パン	1食あたり1袋																																				
(削除)	(削除)																																				
粉ミルク	1食あたり2袋																																				
イ 供給基準																																					
品目	供給基準																																				
乾パン	1食あたり1缶(又はパック)(100 g程度)																																				
アルファ米	1食あたり1パック																																				
栄養補助食品	1食あたり1箱(2ブロック)																																				
米穀	1食あたり精米200 g以内																																				
ミルク	授乳1回あたり1パック																																				

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前																				
250	02 風水害編	1	18	3	1	102	修正	(2) 把握方法 生活必需品の必要数の把握については、本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に <u>避難している</u> 被災者の他、各区対策部、健康福祉局対策部、他の関係部局、関係機関、町内自治会及び自主防災クラブ等の協力を得て、在宅避難者についても必要数を把握するよう努めるものとする。	(2) 把握方法 生活必需品の必要数の把握については、本部で情報の一元化を図るとともに、避難所に <u>収容されている</u> 被災者の他、各区対策部、健康福祉局対策部、他の関係部局、関係機関、町内自治会及び自主防災クラブ等の協力を得て、在宅避難者についても必要数を把握するよう努めるものとする。																				
251	02 風水害編	1	19	1	2	106	新規	2 防疫体制 (略) (1) (略) (2) 実施方法等 ア～オ (略) カ 臨時の予防接種 市長は、 <u>厚生労働大臣又は</u> 県知事が、感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要があると認める場合、予防接種法第6条による予防接種の指示を受け、臨時に予防接種を行う。	2 防疫体制 (略) (1) (略) (2) 実施方法等 ア～オ (略) カ 臨時の予防接種 市長は、県知事が、感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要があると認める場合、予防接種法第6条による予防接種の指示を受け、臨時に予防接種を行う。																				
252	02 風水害編	1	19			105	新規	【関連部局】 健康福祉局 <u>こども局</u>	【関連部局】 健康福祉局																				
253	02 風水害編	1	22	4	5	118	修正	(1) 処理方針 (略) ○アスベスト等の有害な廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 <u>45</u> 年法律第137号）等の規定に従い適正に処理する。	(1) 処理方針 (略) ○アスベスト等の有害な廃棄物は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 <u>47</u> 年法律第137号）等の規定に従い適正に処理する。																				
254	02 風水害編	1	22	6	1	120	修正	■応急飛散防止措置例 <table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>養生</td><td>ビニールシート等によって飛散防止を図る</td></tr><tr><td>散水・薬剤散布</td><td>水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う</td></tr><tr><td>立入禁止</td><td>上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する</td></tr><tr><td>その他</td><td>建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する</td></tr></table> <u>必要に応じ、「九州・山口 9 県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定」の枠組みを活用し、県を通してアスベスト調査専門の協会へ調査の支援を要請する。</u>	種類	概要	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る	散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う	立入禁止	上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する	その他	建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する	■応急飛散防止措置例 <table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>養生</td><td>ビニールシート等によって飛散防止を図る</td></tr><tr><td>散水・薬剤散布</td><td>水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う</td></tr><tr><td>立入禁止</td><td>上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する</td></tr><tr><td>その他</td><td>建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する</td></tr></table> (追加)	種類	概要	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る	散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う	立入禁止	上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する	その他	建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する
種類	概要																												
養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る																												
散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う																												
立入禁止	上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する																												
その他	建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する																												
種類	概要																												
養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る																												
散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う																												
立入禁止	上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する																												
その他	建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する																												

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前		
255	02	風水害編	1	22	6	3	120	修正	災害発生後は建築物からのアスベスト飛散状況を把握するため、アスベスト環境モニタリング調査を実施する。また、被災した建築物の解体現場及び災害廃棄物仮置場についても同調査を実施する。 <u>必要に応じ、「九州・山口9県災害時応援協定」の枠組みを活用し、県を通して他県にモニタリング調査の支援を要請する。</u>	災害発生後は建築物からのアスベスト飛散状況を把握するため、アスベスト環境モニタリング調査を実施する。また、被災した建築物の解体現場及び災害廃棄物仮置場についても同調査を実施する。 (追加)	
256	02	風水害編	1	23	3		123	修正	【関連部局】 環境局 農水局 <u>上下水道局</u>	第3項 浄化施設 災害発生時には、電気や上・下水道等の機能停止を含め、浄化施設の被災も予想される。 浄化施設が被災することにより、し尿、汚水等が滞留して地域社会の保健衛生状態が不良となるばかりでなく、伝染病等が発生しやすくなるので、速やかな施設の応急復旧を行うものとする。	【関連部局】 環境局 農水局
257	02	風水害編	1	23	4		123	新規	【関連部局】 健康福祉局 <u>こども局</u>	【関連部局】 健康福祉局	
258	02	風水害編	1	27	4		134	修正	第4項 救急救助体制 (略) 西日本高速道路（株）及び関係機関は高速道路等における救急救助体制の整備を図るため、熊本県九州自動車道消防連絡協議会等において、事故発生時における関係機関の業務分担、情報交換、指揮調整の方法、 <u>防災訓練の実施等を推進するものとする。</u>	第4項 救急救助体制 (略) 西日本高速道路（株）及び関係機関は高速道路等における救急救助体制の整備を図るため、熊本県九州自動車道消防連絡協議会等において、事故発生時における関係機関の業務分担、情報交換、指揮調整の方法防災訓練の実施等を推進するものとする。	
259	02	風水害編	1	27	6	2	135	修正	2 連絡窓口 熊本地方気象台 <u>「096-324-3283」</u>	2 連絡窓口 熊本地方気象台 <u>「096-352-0345」</u>	

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
260	02 風水害編	2				136	新規	第3節 市民生活安定のための緊急措置 政策局、財政局、文化市民局、健康福祉局、<u>こども局</u>、経済観光局、農水局、上下水道局、交通局、各区役所 第4節 公共施設の災害復旧 政策局、財政局、都市建設局、農水局、教育委員会、健康福祉局、<u>こども局</u>、病院局、経済観光局、上下水道局、交通局、各区役所	第3節 市民生活安定のための緊急措置 政策局、財政局、文化市民局、健康福祉局、経済観光局、農水局、上下水道局、交通局、各区役所 第4節 公共施設の災害復旧 政策局、財政局、都市建設局、農水局、教育委員会、健康福祉局、病院局、経済観光局、上下水道局、交通局、各区役所
261	02 風水害編	2	3	4		144	新規	【関連部局】 政策局 健康福祉局 <u>こども局</u>	【関連部局】 政策局 健康福祉局
262	02 風水害編	2	3	5	1	146	修正	1 市税の徴収猶予、申告等に関する期限の延長及び減免（略） (3) 減免 ア 市民税の減免 熊本市税条例第33条第1項第7号の規定に基づくもの。 イ 固定資産税及び都市計画税の減免 熊本市税条例第50条第1項第3号及び第150条並びに<u>地方税法第702条の8第7項</u>の規定に基づくもの。 ウ 軽自動車税種別割の減免 熊本市税条例第67条第1項の規定に基づくもの。 エ 事業所税の減免 熊本市税条例第144条第1項の規定に基づくもの。	1 市税の徴収猶予、申告等に関する期限の延長及び減免（略） (3) 減免 ア 市民税の減免 熊本市税条例第33条第1項第7号の規定に基づくもの。 イ 固定資産税及び都市計画税の減免 熊本市税条例第50条第1項第3号（<u>同条例第150条の規定によりその例によることとされる場合を含む。</u>）の規定に基づくもの。 ウ 軽自動車税種別割の減免 熊本市税条例第67条第1項の規定に基づくもの。 エ 事業所税の減免 熊本市税条例第144条第1項の規定に基づくもの。
263	02 風水害編	2	4	1	2	151	修正	オ 共同利用施設、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会又は水産業<u>協</u>同組合の所有する次のものをいう。	オ 共同利用施設、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会又は水産業<u>共</u>同組合の所有する次のものをいう。

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
264	02 風水害編	2	4	2		153	新規	【関連部局】 財政局 都市建設局 農水局 教育委員会 健康福祉局 <u>こども局</u> 病院局	【関連部局】 財政局 都市建設局 農水局 教育委員会 健康福祉局 病院局
265	02 風水害編	2	4	4		155	新規	【関連部局】 財政局 都市建設局 農水局 教育委員会 健康福祉局 <u>こども局</u> 病院局	【関連部局】 財政局 都市建設局 農水局 教育委員会 健康福祉局 病院局
266	03 地震・津波災害対策編					i	修正	第5項 <u>非常</u> 通信体制・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・ 24	第5項 <u>消防</u> 通信体制・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・ 24

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
267	03 地震・津波災害対策編					vi	新規	<table><tr><th>章</th><th>節</th><th>項 目</th><th>頁</th><th>政 策 局</th><th>総 務 局</th><th>財 政 局</th><th>文 化 市 民 局</th><th>健 康 局</th><th>環 境 局</th><th>経済 観光 局</th><th>農 水 局</th><th>都市 建設 局</th><th>区 役 所</th><th>消 防 局</th><th>交 通 局</th><th>上 下 水 道 局</th><th>病 院 局</th><th>教育 委員会</th></tr><tr><td rowspan="29">第1章 災害応急対策計画</td><td>第1節</td><td>情報の収集・伝達</td><td>3</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第2節</td><td>機動力及び資材器具等の点検整備計画</td><td>17</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第3節</td><td>消防計画</td><td>19</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第4節</td><td>応援要請（支援）計画</td><td>27</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第5節</td><td>応急公用施設と労働力の確保</td><td>37</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第6節</td><td>災害ボランティア活用計画</td><td>41</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第7節</td><td>災害救助法の適用</td><td>45</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第8節</td><td>避難対策</td><td>50</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第9節</td><td>二次災害防止対策</td><td>69</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第10節</td><td>要配慮者（避難行動要支援者）対策</td><td>72</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第11節</td><td>安否情報の提供計画</td><td>77</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第12節</td><td>警備・交通規制計画</td><td>79</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第13節</td><td>障害物等の除去対策</td><td>82</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第14節</td><td>緊急輸送計画</td><td>84</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第15節</td><td>救出計画</td><td>87</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第16節</td><td>行方不明者等の捜索及び遺体の収容埋葬計画</td><td>89</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第17節</td><td>医療救護対策計画</td><td>91</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>第18節</td><td>動物救護対策計画</td><td>95</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第19節</td><td>救護対策計画</td><td>96</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第20節</td><td>保健衛生計画</td><td>103</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第21節</td><td>食料対策計画</td><td>105</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第22節</td><td>住宅対策</td><td>108</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第23節</td><td>環境汚染対策</td><td>112</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第24節</td><td>生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画</td><td>113</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>第25節</td><td>公共施設応急工事計画</td><td>117</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第26節</td><td>ライフライン施設の応急対策</td><td>121</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第27節</td><td>鉄道施設応急対策計画</td><td>127</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第28節</td><td>九州自動車道等災害対策計画</td><td>129</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第29節</td><td>南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応</td><td>133</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 局	環 境 局	経済 観光 局	農 水 局	都市 建設 局	区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教育 委員会	第1章 災害応急対策計画	第1節	情報の収集・伝達	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2節	機動力及び資材器具等の点検整備計画	17	○											○				第3節	消防計画	19	○											○				第4節	応援要請（支援）計画	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第5節	応急公用施設と労働力の確保	37												○				第6節	災害ボランティア活用計画	41				○							○					第7節	災害救助法の適用	45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第8節	避難対策	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第9節	二次災害防止対策	69	○											○				第10節	要配慮者（避難行動要支援者）対策	72	○											○				第11節	安否情報の提供計画	77				○							○					第12節	警備・交通規制計画	79	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第13節	障害物等の除去対策	82										○						第14節	緊急輸送計画	84		○								○						第15節	救出計画	87												○				第16節	行方不明者等の捜索及び遺体の収容埋葬計画	89						○										第17節	医療救護対策計画	91		○		○		○						○			○	第18節	動物救護対策計画	95																第19節	救護対策計画	96	○			○	○	○		○			○					第20節	保健衛生計画	103						○										第21節	食料対策計画	105																第22節	住宅対策	108										○						第23節	環境汚染対策	112																第24節	生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	113										○				○		第25節	公共施設応急工事計画	117					○	○				○	○			○	○	第26節	ライフライン施設の応急対策	121																第27節	鉄道施設応急対策計画	127																第28節	九州自動車道等災害対策計画	129																第29節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応	133	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<table><tr><th>章</th><th>節</th><th>項 目</th><th>頁</th><th>政 策 局</th><th>総 務 局</th><th>財 政 局</th><th>文 化 市 民 局</th><th>健 康 局</th><th>環 境 局</th><th>経済 観光 局</th><th>農 水 局</th><th>都市 建設 局</th><th>区 役 所</th><th>消 防 局</th><th>交 通 局</th><th>上 下 水 道 局</th><th>病 院 局</th><th>教育 委員会</th></tr><tr><td rowspan="29">第1章 災害応急対策計画</td><td>第1節</td><td>情報の収集・伝達</td><td>3</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第2節</td><td>機動力及び資材器具等の点検整備計画</td><td>17</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第3節</td><td>消防計画</td><td>19</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第4節</td><td>応援要請（支援）計画</td><td>27</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第5節</td><td>応急公用施設と労働力の確保</td><td>37</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第6節</td><td>災害ボランティア活用計画</td><td>41</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第7節</td><td>災害救助法の適用</td><td>45</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第8節</td><td>避難対策</td><td>50</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第9節</td><td>二次災害防止対策</td><td>69</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第10節</td><td>要配慮者（避難行動要支援者）対策</td><td>72</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第11節</td><td>安否情報の提供計画</td><td>77</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第12節</td><td>警備・交通規制計画</td><td>79</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第13節</td><td>障害物等の除去対策</td><td>82</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第14節</td><td>緊急輸送計画</td><td>84</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第15節</td><td>救出計画</td><td>87</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第16節</td><td>行方不明者等の捜索及び遺体の収容埋葬計画</td><td>89</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第17節</td><td>医療救護対策計画</td><td>91</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td></tr><tr><td>第18節</td><td>動物救護対策計画</td><td>95</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第19節</td><td>救護対策計画</td><td>96</td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第20節</td><td>保健衛生計画</td><td>103</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第21節</td><td>食料対策計画</td><td>105</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第22節</td><td>住宅対策</td><td>108</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第23節</td><td>環境汚染対策</td><td>112</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第24節</td><td>生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画</td><td>113</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td></td></tr><tr><td>第25節</td><td>公共施設応急工事計画</td><td>117</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第26節</td><td>ライフライン施設の応急対策</td><td>121</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第27節</td><td>鉄道施設応急対策計画</td><td>127</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第28節</td><td>九州自動車道等災害対策計画</td><td>129</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第29節</td><td>南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応</td><td>133</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 局	環 境 局	経済 観光 局	農 水 局	都市 建設 局	区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教育 委員会	第1章 災害応急対策計画	第1節	情報の収集・伝達	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2節	機動力及び資材器具等の点検整備計画	17	○											○				第3節	消防計画	19	○											○				第4節	応援要請（支援）計画	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第5節	応急公用施設と労働力の確保	37												○				第6節	災害ボランティア活用計画	41				○							○					第7節	災害救助法の適用	45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第8節	避難対策	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第9節	二次災害防止対策	69	○											○				第10節	要配慮者（避難行動要支援者）対策	72	○											○				第11節	安否情報の提供計画	77				○							○					第12節	警備・交通規制計画	79	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	第13節	障害物等の除去対策	82										○						第14節	緊急輸送計画	84		○								○						第15節	救出計画	87												○				第16節	行方不明者等の捜索及び遺体の収容埋葬計画	89						○										第17節	医療救護対策計画	91		○		○		○						○			○	第18節	動物救護対策計画	95																第19節	救護対策計画	96	○			○	○	○		○			○					第20節	保健衛生計画	103						○										第21節	食料対策計画	105					○											第22節	住宅対策	108										○						第23節	環境汚染対策	112																第24節	生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	113								○						○		第25節	公共施設応急工事計画	117						○	○		○	○				○	○	第26節	ライフライン施設の応急対策	121																第27節	鉄道施設応急対策計画	127																第28節	九州自動車道等災害対策計画	129																第29節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応	133	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
								章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 局	環 境 局	経済 観光 局	農 水 局	都市 建設 局	区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教育 委員会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第1章 災害応急対策計画	第1節	情報の収集・伝達	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第2節	機動力及び資材器具等の点検整備計画	17	○											○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	第3節	消防計画	19	○											○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	第4節	応援要請（支援）計画	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第5節	応急公用施設と労働力の確保	37												○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	第6節	災害ボランティア活用計画	41				○							○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第7節	災害救助法の適用	45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第8節	避難対策	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第9節	二次災害防止対策	69	○											○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	第10節	要配慮者（避難行動要支援者）対策	72	○											○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	第11節	安否情報の提供計画	77				○							○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第12節	警備・交通規制計画	79	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第13節	障害物等の除去対策	82										○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	第14節	緊急輸送計画	84		○								○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	第15節	救出計画	87												○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	第16節	行方不明者等の捜索及び遺体の収容埋葬計画	89						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	第17節	医療救護対策計画	91		○		○		○						○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第18節	動物救護対策計画	95																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第19節	救護対策計画	96	○			○	○	○		○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第20節	保健衛生計画	103						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	第21節	食料対策計画	105																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第22節	住宅対策	108										○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	第23節	環境汚染対策	112																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第24節	生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	113										○				○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第25節	公共施設応急工事計画	117					○	○				○	○			○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第26節	ライフライン施設の応急対策	121																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第27節	鉄道施設応急対策計画	127																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第28節	九州自動車道等災害対策計画	129																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第29節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応	133	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 局	環 境 局	経済 観光 局	農 水 局	都市 建設 局	区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教育 委員会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第1章 災害応急対策計画	第1節	情報の収集・伝達	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第2節	機動力及び資材器具等の点検整備計画	17	○											○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	第3節	消防計画	19	○											○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	第4節	応援要請（支援）計画	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第5節	応急公用施設と労働力の確保	37												○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	第6節	災害ボランティア活用計画	41				○							○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第7節	災害救助法の適用	45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第8節	避難対策	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第9節	二次災害防止対策	69	○											○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	第10節	要配慮者（避難行動要支援者）対策	72	○											○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	第11節	安否情報の提供計画	77				○							○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第12節	警備・交通規制計画	79	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第13節	障害物等の除去対策	82										○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	第14節	緊急輸送計画	84		○								○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	第15節	救出計画	87												○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	第16節	行方不明者等の捜索及び遺体の収容埋葬計画	89						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	第17節	医療救護対策計画	91		○		○		○						○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第18節	動物救護対策計画	95																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第19節	救護対策計画	96	○			○	○	○		○			○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
	第20節	保健衛生計画	103						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	第21節	食料対策計画	105					○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	第22節	住宅対策	108										○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	第23節	環境汚染対策	112																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第24節	生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	113								○						○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	第25節	公共施設応急工事計画	117						○	○		○	○				○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第26節	ライフライン施設の応急対策	121																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第27節	鉄道施設応急対策計画	127																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第28節	九州自動車道等災害対策計画	129																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	第29節	南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応	133	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
268	03 地震・津波災害対策編					vii	新規	<table><tr><th>章</th><th>節</th><th>項 目</th><th>頁</th><th>政 策 局</th><th>総 務 局</th><th>財 政 局</th><th>文 化 市 民 局</th><th>健 康 局</th><th>環 境 局</th><th>経済 観光 局</th><th>農 水 局</th><th>都市 建設 局</th><th>区 役 所</th><th>消 防 局</th><th>交 通 局</th><th>上 下 水 道 局</th><th>病 院 局</th><th>教育 委員会</th></tr><tr><td rowspan="6">第2章 災害復旧・復興計画</td><td>第1節</td><td>復旧・復興に向けた考え方</td><td>136</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第2節</td><td>災害復興本部</td><td>136</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第3節</td><td>市民生活安定のための緊急措置</td><td>137</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第4節</td><td>公共施設の災害復旧</td><td>149</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第5節</td><td>大規模災害からの復興に関する法律</td><td>156</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第6節</td><td>復興計画</td><td>157</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 局	環 境 局	経済 観光 局	農 水 局	都市 建設 局	区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教育 委員会	第2章 災害復旧・復興計画	第1節	復旧・復興に向けた考え方	136	○															第2節	災害復興本部	136	○															第3節	市民生活安定のための緊急措置	137	○		○	○	○		○	○		○		○	○			第4節	公共施設の災害復旧	149	○		○		○	○	○	○	○		○		○	○	○	第5節	大規模災害からの復興に関する法律	156	○															第6節	復興計画	157	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	<table><tr><th>章</th><th>節</th><th>項 目</th><th>頁</th><th>政 策 局</th><th>総 務 局</th><th>財 政 局</th><th>文 化 市 民 局</th><th>健 康 局</th><th>環 境 局</th><th>経済 観光 局</th><th>農 水 局</th><th>都市 建設 局</th><th>区 役 所</th><th>消 防 局</th><th>交 通 局</th><th>上 下 水 道 局</th><th>病 院 局</th><th>教育 委員会</th></tr><tr><td rowspan="6">第2章 災害復旧・復興計画</td><td>第1節</td><td>復旧・復興に向けた考え方</td><td>136</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第2節</td><td>災害復興本部</td><td>136</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第3節</td><td>市民生活安定のための緊急措置</td><td>137</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>第4節</td><td>公共施設の災害復旧</td><td>149</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr><tr><td>第5節</td><td>大規模災害からの復興に関する法律</td><td>156</td><td>○</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>第6節</td><td>復興計画</td><td>157</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr></table>	章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 局	環 境 局	経済 観光 局	農 水 局	都市 建設 局	区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教育 委員会	第2章 災害復旧・復興計画	第1節	復旧・復興に向けた考え方	136	○															第2節	災害復興本部	136	○															第3節	市民生活安定のための緊急措置	137	○		○	○	○		○	○		○		○	○			第4節	公共施設の災害復旧	149	○		○		○	○	○	○	○		○		○	○	○	第5節	大規模災害からの復興に関する法律	156	○															第6節	復興計画	157	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
								章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 局	環 境 局	経済 観光 局	農 水 局	都市 建設 局	区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教育 委員会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
第2章 災害復旧・復興計画	第1節	復旧・復興に向けた考え方	136	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	第2節	災害復興本部	136	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	第3節	市民生活安定のための緊急措置	137	○		○	○	○		○	○		○		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	第4節	公共施設の災害復旧	149	○		○		○	○	○	○	○		○		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第5節	大規模災害からの復興に関する法律	156	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	第6節	復興計画	157	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 局	環 境 局	経済 観光 局	農 水 局	都市 建設 局	区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教育 委員会																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
第2章 災害復旧・復興計画	第1節	復旧・復興に向けた考え方	136	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	第2節	災害復興本部	136	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	第3節	市民生活安定のための緊急措置	137	○		○	○	○		○	○		○		○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	第4節	公共施設の災害復旧	149	○		○		○	○	○	○	○		○		○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
	第5節	大規模災害からの復興に関する法律	156	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
	第6節	復興計画	157	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
※P112参照									※P113参照																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
269	03 地震・津波災害対策編	1				1 ～ 2	新規	第10 節 要配慮者（避難行動要支援者）対策 政策局、健康福祉局、<u>こども局</u>、経済観光局、 各区役所 第20 節 保健衛生計画 健康福祉局、<u>こども局</u> 第25 節 公共施設応急工事計画 健康福祉局、<u>こども局</u>、環境局、農水局、都 市建設局、上下水道局、病院局	第10 節 要配慮者（避難行動要支援者）対策 政策局、健康福祉局、経済観光局、 各区役所 第20 節 保健衛生計画 健康福祉局 第25 節 公共施設応急工事計画 健康福祉局、環境局、農水局、都 市建設局、上下水道局、病院局
270	03 地震・津波災害対策編	1	1	2	1	4	修正	（1）緊急地震速報（警報） 気象庁は、地震波が2つ以上の地震観測点で観測され、最大震度5弱 以上 <u>または最大長周期地震動階級3以上</u> と予想された場合に、地震の発 生時刻、震源の推定値、地震発生場所の震央地名、震度4以上 <u>または長 周期地震動階級3以上</u> と予想される地域名を速報する。	（1）緊急地震速報（警報） 気象庁は、地震波が2つ以上の地震観測点で観測され、最大震度5弱 以上と予想された場合に、地震の発生時刻、震源の推定値、地震発生 場所の震央地名、震度4以上と予想される地域名を速報する。
271	03 地震・津波災害対策編	1	1	2	2	8	修正	（1）大津波警報・津波警報・注意報の伝達系統 <u>熊本河川国道事務所</u>	（1）大津波警報・津波警報・注意報の伝達系統 <u>国土交通省各事務所</u>
272	03 地震・津波災害対策編	1	1	2	2	9	修正	（2）地震及び津波に関する情報の伝達系統図	（2）地震及び津波に関する情報の伝達系統図

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																																		
279	03 地震・津波災害対策編	1	8	1	1	50	修正	<table><thead><tr><th>区分^㉔</th><th>災害の種類^㉔</th><th>実施責任者^㉔</th></tr></thead><tbody><tr><td>高齢者等避難^㉔</td><td>全災害^㉔</td><td>市町村長^{※ ㉔}</td></tr><tr><td rowspan="5">避難指示^㉔</td><td rowspan="4">全災害^㉔</td><td>市町村長[※]（災害対策基本法第 60 条）^㉔</td></tr><tr><td>警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条）^㉔</td></tr><tr><td>海上保安官（災害対策基本法第 61 条）^㉔</td></tr><tr><td>災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）^㉔</td></tr><tr><td>洪水災害^㉔</td><td>県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条）^㉔</td></tr><tr><td></td><td>地すべり災害^㉔</td><td>県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止法第 25 条）^㉔</td></tr></tbody></table> ※ 急を要する避難指示等の発令については、地方自治法 153 条第 1 項に基づき副市長及び危機管理監は、市長の代理で発令を行い、その後報告する。^㉔	区分 ^㉔	災害の種類 ^㉔	実施責任者 ^㉔	高齢者等避難 ^㉔	全災害 ^㉔	市町村長 ^{※ ㉔}	避難指示 ^㉔	全災害 ^㉔	市町村長 [※] （災害対策基本法第 60 条） ^㉔	警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条） ^㉔	海上保安官（災害対策基本法第 61 条） ^㉔	災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条） ^㉔	洪水災害 ^㉔	県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条） ^㉔		地すべり災害 ^㉔	県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止法第 25 条） ^㉔	<table><thead><tr><th>区分</th><th>災害の種類</th><th>実施責任者</th></tr></thead><tbody><tr><td>高齢者等避難</td><td>全災害</td><td>市町村長</td></tr><tr><td rowspan="5">避難指示</td><td rowspan="4">全災害</td><td>市町村長（災害対策基本法第 60 条）</td></tr><tr><td>警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条）</td></tr><tr><td>海上保安官（災害対策基本法第 61 条）</td></tr><tr><td>災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）</td></tr><tr><td>洪水災害</td><td>県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条）</td></tr><tr><td></td><td>地すべり災害</td><td>県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止法第 25 条）</td></tr></tbody></table>	区分	災害の種類	実施責任者	高齢者等避難	全災害	市町村長	避難指示	全災害	市町村長（災害対策基本法第 60 条）	警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条）	海上保安官（災害対策基本法第 61 条）	災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）	洪水災害	県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条）		地すべり災害	県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止法第 25 条）
区分 ^㉔	災害の種類 ^㉔	実施責任者 ^㉔																																									
高齢者等避難 ^㉔	全災害 ^㉔	市町村長 ^{※ ㉔}																																									
避難指示 ^㉔	全災害 ^㉔	市町村長 [※] （災害対策基本法第 60 条） ^㉔																																									
		警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条） ^㉔																																									
		海上保安官（災害対策基本法第 61 条） ^㉔																																									
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条） ^㉔																																									
	洪水災害 ^㉔	県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条） ^㉔																																									
	地すべり災害 ^㉔	県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止法第 25 条） ^㉔																																									
区分	災害の種類	実施責任者																																									
高齢者等避難	全災害	市町村長																																									
避難指示	全災害	市町村長（災害対策基本法第 60 条）																																									
		警察官（災害対策基本法第 61 条及び警察官職務執行法第 4 条）																																									
		海上保安官（災害対策基本法第 61 条）																																									
		災害派遣時の自衛官（自衛隊法第 94 条）																																									
	洪水災害	県知事又は、その命を受けた職員（水防法第 29 条）																																									
	地すべり災害	県知事又は、その命を受けた吏員（地すべり等防止法第 25 条）																																									
280	03 地震・津波災害対策編	1	8	1	2	51	修正	気象庁ホームページ https://www.jma.go.jp/	気象庁ホームページ http://www.jma.go.jp/jp/tsunami/																																		
281	03 地震・津波災害対策編	1	8	3	1	54	修正	1 避難場所及び避難所の定義 <u>(1) 一時的に避難する避難場所（スペース）</u> <u>ア 指定緊急避難場所</u> 風水害・地震・津波等の災害の発生又はおそれがある場合に、危険を回避するため、一時的に身を守るための_____避難場所であり、市公民館、市立の学校施設、近隣公園等の比較的規模の大きな都市公園及び県・私立高校等のグラウンド等を指定している。 (エへ移設) <u>イ 地域の避難場所</u> _____指定緊急避難場所_____以外で、災害の発生又はおそれがある場合に、一時的に避難する場所として地域が指定した避難場所であり、地域の公民館や地域コミュニティセンターなどを指定している。 <u>ウ ペット同伴避難場所</u> 避難者がペットと一緒に屋内に避難することができる（同伴）避難場所のこと。 <u>(飼い主がペットと同じスペースで過ごすことを意味するものではない。)</u>	1 避難場所及び避難所の定義 (追記) <u>(1) 市指定緊急避難場所</u> 風水害・地震・津波等の災害の発生又はおそれがある場合に、危険を回避するため、一時的に身を守るため <u>市が指定した</u> 避難場所であり、市公民館、市立の学校施設、近隣公園等の比較的規模の大きな都市公園及び県・私立高校等のグラウンド等を指定している。 <u>(2) 市指定広域避難場所</u> 地震などによる火災の延焼拡大により、地域全体が危険になった場合に一時的に市民等の生命と安全を守る場所として、公園・広場等の空地を指定している。 <u>(3) 地域地域指定一時避難場所</u> <u>市が指定した</u> 指定緊急避難場所(<u>一時避難場所</u>)以外で、災害の発生又はおそれがある場合に、一時的に避難する場所として地域が指定した避難場所であり、地域の公民館や地域コミュニティセンターなどを指定している。 (追加)																																		

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
282	03 地震・津波災害対策編	1	8	3	1	54	修正	<u>エ 広域避難場所</u> 地震などによる火災の延焼拡大により、地域全体が危険になった場合に一時的に市民等の生命と安全を守る場所として、公園・広場等の空地を指定している。 <u>2 避難生活する避難所</u> <u>ア 指定避難所</u> 風水害・地震等の災害により住宅等が全半壊・焼失等の被害を受け、生活の場が失われた場合などに、一時的（応急的）な生活の拠点として宿泊滞在する施設であり、主として市立の小中高等学校や公共施設を指定している。 （削除）	（(2)から移設） （追記） <u>(4) 市指定避難所</u> 風水害・地震等の災害により住宅等が全半壊・焼失等の被害を受け、生活の場が失われた場合などに、一時的（応急的）な生活の拠点として宿泊滞在する施設であり、主として市立の小中高等学校や公共施設を指定している。 <u>(5) 補助避難所</u> <u>市指定避難所での生活が困難な方を受け入れる、又は市指定避難所が収容人員を超えた場合や損壊等により受け入れができない場合に、市指定避難所を補完するため、地域指定一時避難所の中から、地域コミュニティセンター等の市施設を補助避難所として開設する。</u>
283	03 地震・津波災害対策編	1	8	3	1	54	修正	<u>イ 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）</u> 指定避難所等での共同生活が困難な高齢者、障がい者の他、妊産婦、乳幼児、病弱者等の要配慮者、及びその家族のため、施設のバリアフリー化に加えて、介護や医療相談などに対応できる体制が図れる施設として協定を締結し指定している。 福祉子ども避難所は、共同生活が困難な障がい児等及びその家族のため、必要な配慮と支援体制の整った市内にある特別支援学校と協定を締結し指定している。 （削除）	<u>(6) 福祉避難所（福祉子ども避難所含む）</u> 避難所において、共同生活が難しい要配慮者等のため、施設のバリアフリー化に加えて、介護や医療相談などに対応できる体制が図れる施設として協定を締結し指定している。福祉子ども避難所は、共同生活が困難な障がい児等及びその家族のため、必要な配慮と支援体制の整った市内にある特別支援学校と協定を締結し指定している。 <u>(7) 保健避難所</u> 災害の発生またはおそれがある場合に、市が指定する基本避難所などの施設とは別に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的として、新型コロナウイルス感染症で健康観察期間中にある避難者を収容する、非公開の避難所である。
284	03 地震・津波災害対策編	1	8	3	1	54	修正	避難場所・避難所の定義の見直し 2 新たに計画に掲載する分類の図解 ➤ よりわかりやすいものとなるよう分類を図解し、計画に掲載 ※ 危険区域に該当していない場合や安全性が確認できる場所であれば、在宅避難も可能	（追記）

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前
285	03 地震・津波災害対策編	1	8	4	2	64	修正	(4) 避難所の開設・運営 ア 避難所の開設 (ウ) 行政担当者による開設 e 運営担当職員の派遣（区水防部 <u>又は区警戒部</u> ）	(4) 避難所の開設・運営 ア 避難所の開設 (ウ) 行政担当者による開設 e 運営担当職員の派遣（区水防部）
286	03 地震・津波災害対策編	1	8	4	2	66	修正	g ペットと同行した避難者がいる場合は、ペットの飼育について居住スペース以外に飼育場所を設けることを説明する。 <u>ただし、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき対応する。</u>	g ペットと同行した避難者がいる場合は、ペットの飼育について居住スペース以外に飼育場所を設けることを説明する。
287	03 地震・津波災害対策編	1	10	2		72	修正	（表中） 提供元 健康福祉政策課・ <u>防災計画課</u> （水防本部等） 各区役所（区水防部等）	（表中） 提供元 健康福祉政策課・ <u>危機管理防災総室</u> （水防本部等） 各区役所（区水防部等）
288	03 地震・津波災害対策編	1	10	3		73	新規	【関連部局】 政策局 健康福祉局 <u>こども局</u>	【関連部局】 政策局 健康福祉局
289	03 地震・津波災害対策編	1	10	4	1	74	修正	1 外国人への情報提供等 （略） 国際交流会館の指定管理者は、「市政だより」の暮らし、健康に関する情報や本市で外国人が生活する上で必要となる情報を英語・中国語・韓国語・ <u>ベトナム語</u> に翻訳し、独自のホームページに掲載するとともに、警報以上の災害情報が出された場合には、多言語防災メールへ登録している外国人へ災害情報を配信するなど情報提供を行うものとする。	1 外国人への情報提供等 （略） 国際交流会館の指定管理者は、「市政だより」の暮らし、健康に関する情報や本市で外国人が生活する上で必要となる情報を英語・中国語・韓国語（ <u>追加</u> ）に翻訳し、独自のホームページに掲載するとともに、警報以上の災害情報が出された場合には、多言語防災メールへ登録している外国人へ災害情報を配信するなど情報提供を行うものとする。

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
290	03 地震・津波災害対策編	1	14	3	1	85	修正	1 車両の確保 緊急輸送活動に必要な市保有車両は、総務局対策部が管理し、各対策部の要請に応じ適切な配車を行うものとし、配車された車両の出動は各対策部の判断にて行う。 <u>また、市保有車両だけでは災害対策活動に支障をきたす場合、協定に基づき車両の提供要請を行う。</u> 【資料編】6-5 車両関係等 <u>【資料編】8-3 災害協定一覧</u>	1 <u>市保有</u>車両 緊急輸送活動に必要な市保有車両は、総務局対策部が管理し、各対策部の要請に応じ適切な配車を行うものとし、配車された車両の出動は各対策部の判断にて行う。 【資料編】6-5 車両関係等
291	03 地震・津波災害対策編	1	14	3	1	85	修正	<u>2 配車</u> (1) 集結場所 <u>市は、輸送に従事する車両は災害輸送の表示をし、災害対策本部が指定した場所に待機する。</u> (削除)	<u>3 配車</u> (1) 集結場所 輸送に従事する車両は災害輸送の表示をし、災害対策本部が指定した場所に待機する。 <u>(2) 輸送計画</u> <u>輸送計画は災害対策本部長（以下「本部長」という。）の指示により個別の輸送ルートに従って都市建設局対策部が作成する。</u>
292	03 地震・津波災害対策編	1	14	3	1	85	修正	<u>3 輸送の要請</u> <u>総合調整室が、必要と認める場合に次に掲げる機関に緊急輸送の要請を行う。</u>	<u>2 調達要請</u> <u>都市建設局対策部は、市保有車両だけでは災害対策活動に支障をきたす場合、車両等の調達要請を行う。</u>
293	03 地震・津波災害対策編	1	14	4	1	86	修正	第4項 輸送<u>道路</u>の確保 1 緊急輸送道路の確保 都市建設局対策部長は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた緊急輸送道路を以下により確保する。 (削除) (削除) (削除)	第4項 輸送<u>路線</u>の確保 1 緊急輸送道路の確保 都市建設局対策部長は、緊急輸送活動を円滑に実施するため、被害を受けた緊急輸送道路を以下により確保する。 <u>(1) 本部長の指示に基づき、（一社）熊本都市建設業協会の協力を得て、市指定の路線から確保する。</u> <u>(2) 市指定の路線から確保することが困難な場合は、必要に応じ他の路線を確保する。</u> <u>(3) 被害の実態により、応急対策上極めて重要な路線については、道路管理者への復旧・交通規制の要請及び通報、警察への交通規制の要請及び通報を行い、その路線を確保する。</u>

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
294	03 地震・津波災害対策編	1	14	4	1	86	修正	(削除) (削除) (1) 緊急輸送道路の被害状況を確認し、<u>災害対策</u>本部長 <u>(以下「本部長」という。)</u>に報告する。 (2) 被害の状況により次の措置をとる。 <u>○災害時相互応援応急活動等に関する協定を結ぶ企業へ要請し、緊急輸送道路の啓開作業を行う。</u> ○交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を要請する。 ○運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。 ○放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。 ○障害物の除去について道路管理者、警察署、消防本部及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。 <u>○緊急輸送道路の確保が困難な場合は、必要に応じて他の路線を確保する。</u> (3) 緊急輸送道路の確保作業が完了した場合又は交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告する。 <u>2 輸送ルートの検討</u> <u>輸送ルートは、本部長の指示があった場合、交通規制の状況に応じて都市建設局対策部が検討する。</u>	<u>2 緊急輸送道路啓開作業</u> <u>都市建設局対策部は次の作業を行う。</u> (1) 緊急輸送道路の被害状況を確認し、本部長に報告する。 (2) 被害の状況により次の措置をとる。 ○交通情報板、信号機等交通管制施設の機能回復を要請する。 ○運転者に対して車両の移動等の措置命令を行う。 ○放置車両等の撤去、緊急通行車両の先導等を行う。 <u>○緊急通行路の</u>障害物の除去について道路管理者、警察署、消防本部及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとる。 (3) 緊急輸送道路の確保作業が完了した場合又は交通規制を行った場合は、速やかに本部長にその旨を報告する。
295	03 地震・津波災害対策編	1	17	3		93	修正	第3項 救護所及び救護班の設置 (略) こころの健康センターは、災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣要請を、県を通じて国に行い、派遣された他県のDPATとともに被災者支援や各区役所を通じ避難所との調整を行う。 (略)	第3項 救護所及び救護班の設置 (略) こころの健康センターは、<u>精神保健福祉室と共に</u>災害派遣精神医療チーム(DPAT)の派遣要請を、県を通じて国に行い、派遣された他県のDPATとともに被災者支援や各区役所を通じ避難所との調整を行う。 (略)
296	03 地震・津波災害対策編	1	18	1		95		第1項 ペットの取扱い <u>避難所でのペットの収容場所については、各避難所の施設能力及び状況、他の避難者への影響や衛生管理状況等を考慮し、避難所の運営委員会等により検討を行う。</u>	第1項 ペットの取扱い <u>1 災害発生時におけるペットの取扱いは「動物の愛護及び管理に関する法律」及び「熊本市動物の愛護及び管理に関する条例」に基づき、飼い主による管理を原則とする。</u> <u>2 避難所でのペットの収容場所については、各避難所の施設能力及び状況、他の避難者への影響や衛生管理状況等を考慮し、避難所の運営委員会、動物愛護センター等により検討を行う。なお、身体障害者補助犬法（平成14年5月29日法律第49号）第2条に規定する「身体障害者補助犬」は、同法第7条の規定に基づき収容可とする。</u>

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前																												
297	03 地震・津波災害対策編	1	19	2	3	99	修正	3 食糧の供給 (1) 食糧の輸送 (略) (2) 食糧の供給 ア 供給する食品 供給する食品は、災害発生直後は<u>アルファ米</u>等の備蓄食糧とし、備蓄分を消費した後は、購入した弁当・食パンの配給及び米穀の炊き出しにより行う。 <table><tr><th colspan="2">イ 供給基準</th></tr><tr><th>品目</th><th>供給基準</th></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr><tr><td>アルファ米</td><td>1食あたり1袋</td></tr><tr><td><u>長期保存パン</u></td><td>1食あたり1袋</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr><tr><td>粉ミルク</td><td>1食あたり2袋</td></tr></table>	イ 供給基準		品目	供給基準	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	アルファ米	1食あたり1袋	<u>長期保存パン</u>	1食あたり1袋	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	粉ミルク	1食あたり2袋	3 食糧の供給 (1) 食糧の輸送 (略) (2) 食糧の供給 ア 供給する食品 供給する食品は、災害発生直後は<u>乾パン</u>等の備蓄食糧とし、備蓄分を消費した後は、購入した弁当・食パンの配給及び米穀の炊き出しにより行う。 <table><tr><th colspan="2">イ 供給基準</th></tr><tr><th>品目</th><th>供給基準</th></tr><tr><td><u>乾パン</u></td><td><u>1食あたり1缶(又はパック)(100 g程度)</u></td></tr><tr><td>アルファ米</td><td>1食あたり1パック</td></tr><tr><td><u>栄養補助食品</u></td><td>1食あたり1箱(2ブロック)</td></tr><tr><td><u>米穀</u></td><td><u>1食あたり精米200 g以内</u></td></tr><tr><td>ミルク</td><td>授乳1回あたり1パック</td></tr></table>	イ 供給基準		品目	供給基準	<u>乾パン</u>	<u>1食あたり1缶(又はパック)(100 g程度)</u>	アルファ米	1食あたり1パック	<u>栄養補助食品</u>	1食あたり1箱(2ブロック)	<u>米穀</u>	<u>1食あたり精米200 g以内</u>	ミルク	授乳1回あたり1パック
イ 供給基準																																					
品目	供給基準																																				
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																				
アルファ米	1食あたり1袋																																				
<u>長期保存パン</u>	1食あたり1袋																																				
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																				
粉ミルク	1食あたり2袋																																				
イ 供給基準																																					
品目	供給基準																																				
<u>乾パン</u>	<u>1食あたり1缶(又はパック)(100 g程度)</u>																																				
アルファ米	1食あたり1パック																																				
<u>栄養補助食品</u>	1食あたり1箱(2ブロック)																																				
<u>米穀</u>	<u>1食あたり精米200 g以内</u>																																				
ミルク	授乳1回あたり1パック																																				
298	03 地震・津波災害対策編	1	20			103	新規	【関連部局】 健康福祉局 <u>こども局</u>	【関連部局】 健康福祉局																												
299	03 地震・津波災害対策編	1	20	1	3	103	修正	第1項 防疫計画 (略) 1 (略) 2 (略) 3 <u>臨時の予防接種</u> <u>市長は、厚生労働大臣又は県知事が、感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要があると認める場合、予防接種法第6条による予防接種の指示を受け、臨時に予防接種を行う。</u>	第1項 防疫計画 (略) 1 (略) 2 (略) 3 (追加)																												
300	03 地震・津波災害対策編	1	23	2	1	112	修正	■応急飛散防止措置例 <table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>養生</td><td>ビニールシート等によって飛散防止を図る</td></tr><tr><td>散水・薬剤散布</td><td>水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う</td></tr><tr><td>立入禁止</td><td>上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する</td></tr><tr><td>その他</td><td>建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する</td></tr></table> <u>必要に応じ、「九州・山口9県における災害時被災建築物等のアスベスト調査に関する協定」の枠組みを活用し、県を通してアスベスト調査専門の協会へ調査の支援を要請する。</u>	種類	概要	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る	散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う	立入禁止	上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する	その他	建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する	■応急飛散防止措置例 <table><tr><th>種類</th><th>概要</th></tr><tr><td>養生</td><td>ビニールシート等によって飛散防止を図る</td></tr><tr><td>散水・薬剤散布</td><td>水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う</td></tr><tr><td>立入禁止</td><td>上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する</td></tr><tr><td>その他</td><td>建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する</td></tr></table> (追加)	種類	概要	養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る	散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う	立入禁止	上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する	その他	建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する								
種類	概要																																				
養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る																																				
散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う																																				
立入禁止	上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する																																				
その他	建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する																																				
種類	概要																																				
養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る																																				
散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固定化等の措置を行う																																				
立入禁止	上記が行えない場合、ロープ等で立ち入りを規制する																																				
その他	建物内や周辺での作業を行う場合、防じんマスクを必ず着用する																																				

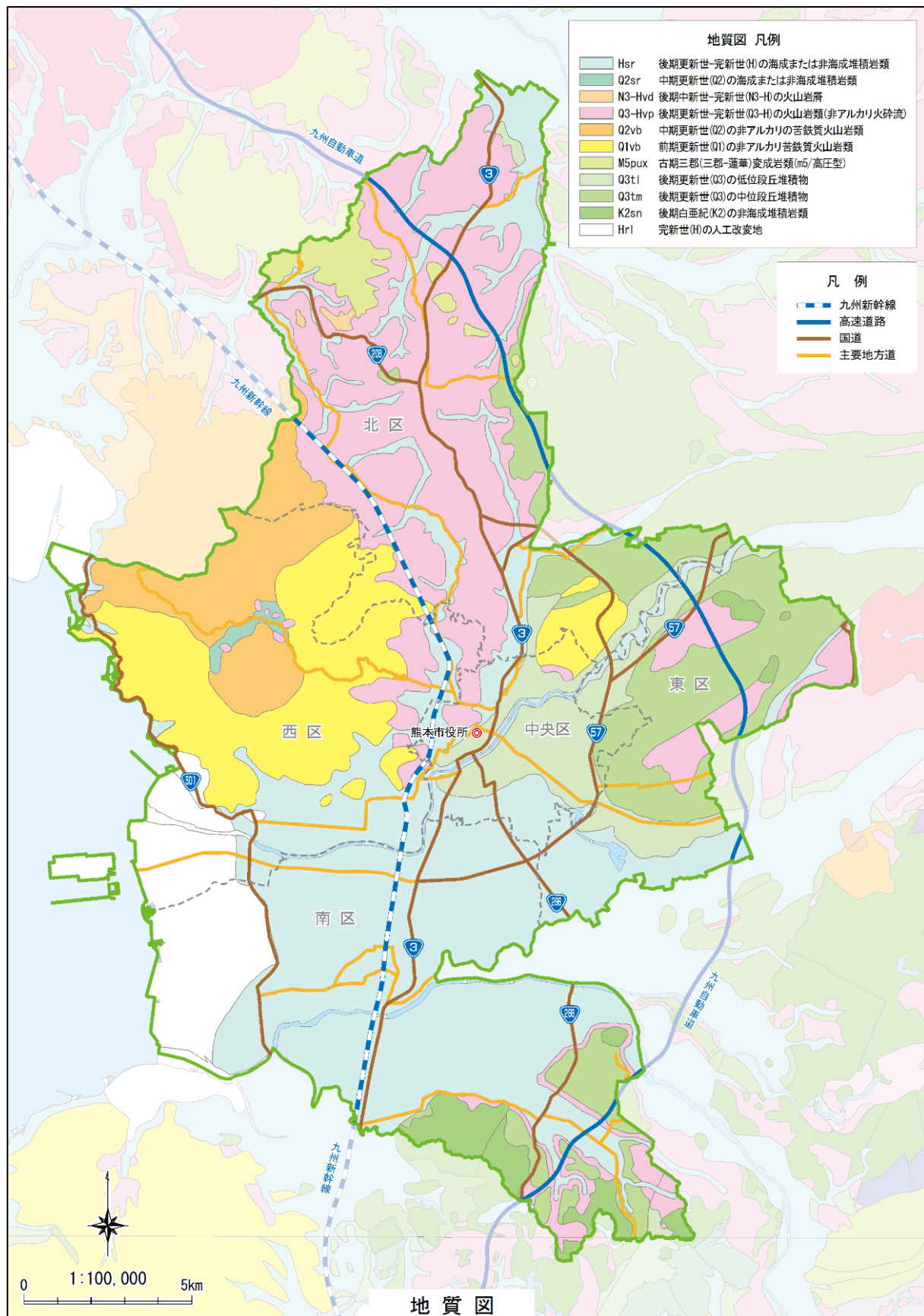
No.	編	章	節	項	目	ページ	修正区分	修正後	修正前																																																						
301	03 地震・津波災害対策編	1	23	2	3	112	修正	災害発生後は建築物からのアスベスト飛散状況を把握するため、アスベスト環境モニタリング調査を実施する。また、被災した建築物の解体現場及び災害廃棄物仮置場についても同調査を実施する。 <u>必要に応じ、「九州・山口9県災害時応援協定」の枠組みを活用し、県を通して他県にモニタリング調査の支援を要請する。</u>	災害発生後は建築物からのアスベスト飛散状況を把握するため、アスベスト環境モニタリング調査を実施する。また、被災した建築物の解体現場及び災害廃棄物仮置場についても同調査を実施する。 (追加)																																																						
302	03 地震・津波災害対策編	1	24	4	5	115	修正	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 <u>45</u> 年法律第137号）等の規定に従い適正に処理する。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和47年法律第137号）等の規定に従い適正に処理する。																																																						
303	03 地震・津波災害対策編	1	25	3		119	修正	【関連部局】 環境局 <u>農水局</u> 上下水道局	第4項 浄化施設 地震発生時には、電気や上・下水道等の機能停止を含め、浄化施設の被災も予想される。浄化施設が被災することにより、し尿、汚水等が滞留して地域社会の保健衛生状態が不良となるばかりでなく、伝染病等が発生しやすくなるので、速やかな施設の応急復旧を行うものとする。 【関連部局】 環境局 上下水道局																																																						
304	03 地震・津波災害対策編	1	25	5		119	新規	【関連部局】 健康福祉局 <u>こども局</u>	【関連部局】 健康福祉局																																																						
305	03 地震・津波災害対策編	1	27	1		127	修正	第1項 地震計の設置箇所 (略) <table><tr><th>線名</th><th>設置停車場</th><th>備考</th></tr><tr><td>鹿児島本線</td><td>玉名</td><td>大牟田～植木</td></tr><tr><td>鹿児島本線</td><td rowspan="3">熊本</td><td>植木～松橋</td></tr><tr><td>豊肥本線</td><td>熊本～肥後大津</td></tr><tr><td>三角線</td><td>宇土～三角</td></tr><tr><td>鹿児島本線</td><td rowspan="2">八代</td><td>松橋～八代</td></tr><tr><td>肥薩線</td><td>八代～白石</td></tr><tr><td>肥薩線</td><td>人吉</td><td>白石～真幸※1</td></tr><tr><td>豊肥本線</td><td>立野</td><td>肥後大津～赤水</td></tr><tr><td>豊肥本線</td><td>宮地</td><td>赤水～滝水</td></tr></table> <u>※1 2020年7月豪雨災害により不通区間のため非稼働</u>	線名	設置停車場	備考	鹿児島本線	玉名	大牟田～植木	鹿児島本線	熊本	植木～松橋	豊肥本線	熊本～肥後大津	三角線	宇土～三角	鹿児島本線	八代	松橋～八代	肥薩線	八代～白石	肥薩線	人吉	白石～真幸※1	豊肥本線	立野	肥後大津～赤水	豊肥本線	宮地	赤水～滝水	第1項 地震計の設置箇所 (略) <table><tr><th>線名</th><th>設置停車場</th><th>備考</th></tr><tr><td>鹿児島本線</td><td>玉名</td><td>大牟田～植木</td></tr><tr><td>鹿児島本線</td><td rowspan="3">熊本</td><td>植木～松橋</td></tr><tr><td>豊肥本線</td><td>熊本～肥後大津</td></tr><tr><td>三角線</td><td>宇土～三角</td></tr><tr><td>鹿児島本線</td><td rowspan="2">八代</td><td>松橋～八代</td></tr><tr><td>肥薩線</td><td>八代～白石</td></tr><tr><td>肥薩線</td><td>人吉</td><td>白石～真幸</td></tr><tr><td>豊肥本線</td><td>立野</td><td>肥後大津～赤水</td></tr><tr><td>豊肥本線</td><td>宮地</td><td>赤水～滝水</td></tr></table>	線名	設置停車場	備考	鹿児島本線	玉名	大牟田～植木	鹿児島本線	熊本	植木～松橋	豊肥本線	熊本～肥後大津	三角線	宇土～三角	鹿児島本線	八代	松橋～八代	肥薩線	八代～白石	肥薩線	人吉	白石～真幸	豊肥本線	立野	肥後大津～赤水	豊肥本線	宮地	赤水～滝水
線名	設置停車場	備考																																																													
鹿児島本線	玉名	大牟田～植木																																																													
鹿児島本線	熊本	植木～松橋																																																													
豊肥本線		熊本～肥後大津																																																													
三角線		宇土～三角																																																													
鹿児島本線	八代	松橋～八代																																																													
肥薩線		八代～白石																																																													
肥薩線	人吉	白石～真幸※1																																																													
豊肥本線	立野	肥後大津～赤水																																																													
豊肥本線	宮地	赤水～滝水																																																													
線名	設置停車場	備考																																																													
鹿児島本線	玉名	大牟田～植木																																																													
鹿児島本線	熊本	植木～松橋																																																													
豊肥本線		熊本～肥後大津																																																													
三角線		宇土～三角																																																													
鹿児島本線	八代	松橋～八代																																																													
肥薩線		八代～白石																																																													
肥薩線	人吉	白石～真幸																																																													
豊肥本線	立野	肥後大津～赤水																																																													
豊肥本線	宮地	赤水～滝水																																																													

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
306	03 地震・津波災害対策編	2				135	新規	第3節 市民生活安定のための緊急措置 政策局、財政局、文化市民局、健康福祉局、<u>こども局</u>、経済観光局、農水局、上下水道局、各区役所、交通局 第4節 公共施設の災害復旧 政策局、財政局、健康福祉局、<u>こども局</u>、環境局、経済観光局、農水局、都市建設局、各区役所、交通局、上下水道局、病院局、教育委員会	第3節 市民生活安定のための緊急措置 政策局、財政局、文化市民局、健康福祉局、経済観光局、農水局、上下水道局、各区役所、交通局 第4節 公共施設の災害復旧 政策局、財政局、健康福祉局、環境局、経済観光局、農水局、都市建設局、各区役所、交通局、上下水道局、病院局、教育委員会
307	03 地震・津波災害対策編	2	3	4		144	新規	【関連部局】 政策局 健康福祉局 <u>こども局</u>	【関連部局】 政策局 健康福祉局
308	03 地震・津波災害対策編	2	3	4		144	修正	【関連部局】 政策局 健康福祉局 <u>経済観光局</u>	【関連部局】 政策局 健康福祉局
309	03 地震・津波災害対策編	2	3	5	1	146	修正	1 市税の徴収猶予、申告等に関する期限の延長及び減免（略） (3) 減免 ア 市民税の減免 熊本市税条例第33条第1項第7号の規定に基づくもの。 イ 固定資産税及び都市計画税の減免 熊本市税条例第50条第1項第3号及び第150条並びに<u>地方税法第702条の8第7項</u>の規定に基づくもの。 ウ 軽自動車税種別割の減免 熊本市税条例第67条第1項の規定に基づくもの。 エ 事業所税の減免 熊本市税条例第144条第1項の規定に基づくもの。	1 市税の徴収猶予、申告等に関する期限の延長及び減免（略） (3) 減免 ア 市民税の減免 熊本市税条例第33条第1項第7号の規定に基づくもの。 イ 固定資産税及び都市計画税の減免 熊本市税条例第50条第1項第3号（<u>同条例第150条の規定によりその例によることとされる場合を含む。</u>）の規定に基づくもの。 ウ 軽自動車税種別割の減免 熊本市税条例第67条第1項の規定に基づくもの。 エ 事業所税の減免 熊本市税条例第144条第1項の規定に基づくもの。
310	03 地震・津波災害対策編	2	4	1	2	151	修正	(3) 対象事業（略） オ 共同利用施設、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会又は水産業<u>協</u>同組合の所有する次のものをいう。	(3) 対象事業（略） オ 共同利用施設、農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合連合会又は水産業<u>共</u>同組合の所有する次のものをいう。

No.	編	章	節	項	目	ページ	修正 区分	修正後	修正前
311	03 地震・津 波災害対策編	2	4	2		153	新規	【関連部局】 政策局 財政局 都市建設局 農水局 教育委員会 健康福祉局 <u>こども局</u> 病院局	【関連部局】 政策局 財政局 都市建設局 農水局 教育委員会 健康福祉局 病院局
312	03 地震・津 波災害対策編	2	4	4		155	新規	【関連部局】 財政局 健康福祉局 <u>こども局</u> 環境局 経済観光局	【関連部局】 財政局 健康福祉局 環境局 経済観光局
313	04 大規模事 故対策編	2	3	1	1	28	修正	(5) 関係事業者等（熊本海上保安官部等への事故発生通報） （略） ア 船名、総トン数、乗組員数、流出油等の種類及び量又は施設名	(5) 関係事業者等（熊本海上保安官部等への事故発生通報） （略） ア 船名、総トン数、乗組員数、流出油等の種類及び量又は施設名、 <u>流 出油等の種類及び量</u>
314	04 大規模事 故対策編	4	1			47	削除	■対象地域 （削除）	■対象地域 <u>エネクスホームライフ九州(株)熊本支社</u> <u>熊本クミアイプロパン(株)中央営業所</u>

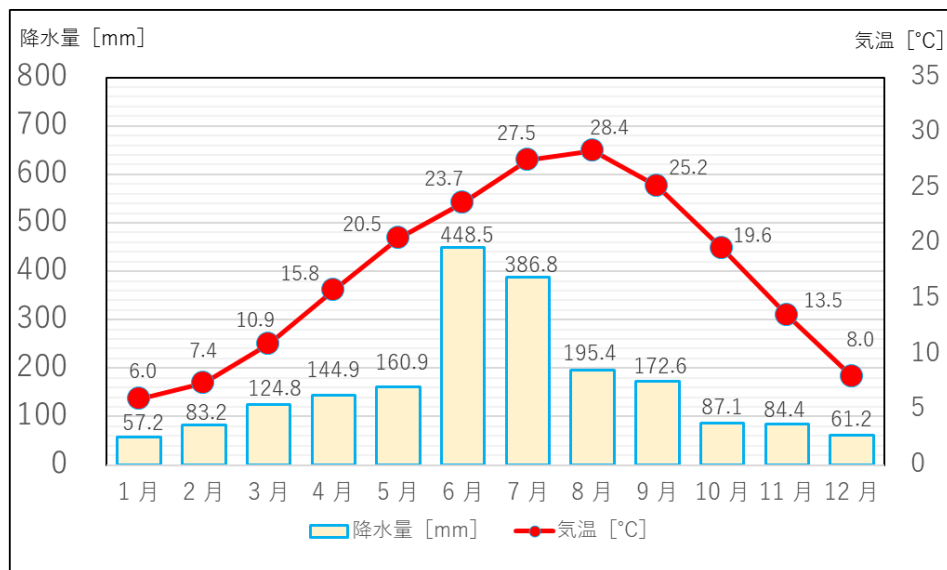
		節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 福 祉 局	こ ど も 局	環 境 局	経 済 観 光 局	農 水 局	都 市 建 設 局	各 区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教 育 委 員 会
第1章	総則	第1節	計画の目的	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2節	計画の構成と内容	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第3節	基本理念	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第4節	課題と教訓	14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第5節	熊本市の概況	19	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第6節	災害の想定	23	○			○	○		○		○	○	○	○	○	○		
		第7節	市民・地域・行政の災害対応力の強化に向けて	44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第2章	防災組織計画	第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	60	○															
		第2節	熊本市防災会議	67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第3節	市の防災組織	68	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第3章	災害予防計画	第1節	災害に強い人づくり・地域づくり	105	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第2節	行政の災害対応力の強化	126	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第3節	災害に強い都市づくり	139	○				○	○				○	○	○		○	○	
		第4節	避難計画	169	○			○	○	○				○	○					○
		第5節	要配慮者等支援対策	183	○			○	○	○		○			○	○				
		第6節	医療救護体制の整備	195					○	○						○			○	
		第7節	文教施設における予防対策	201																○
		第8節	生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理体制の整備	203							○							○		
		第9節	被災者の生活再建のための事前対策	205			○	○	○			○			○					

熊本市周辺の地質状況



No.11

■気温と降水量の月別変化【平年値（1991 年～2020 年）】（熊本地方気象台）



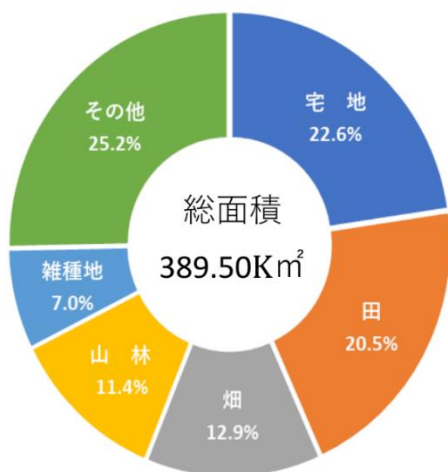
No.12

■熊本市の人口・世帯数の変化（各年 10 月 1 日現在）

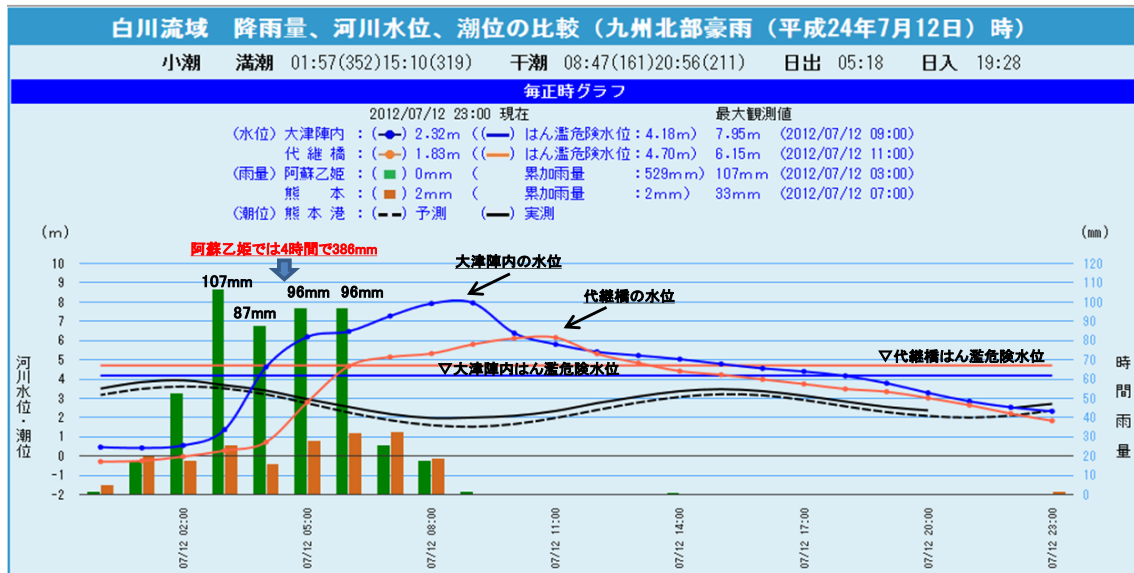


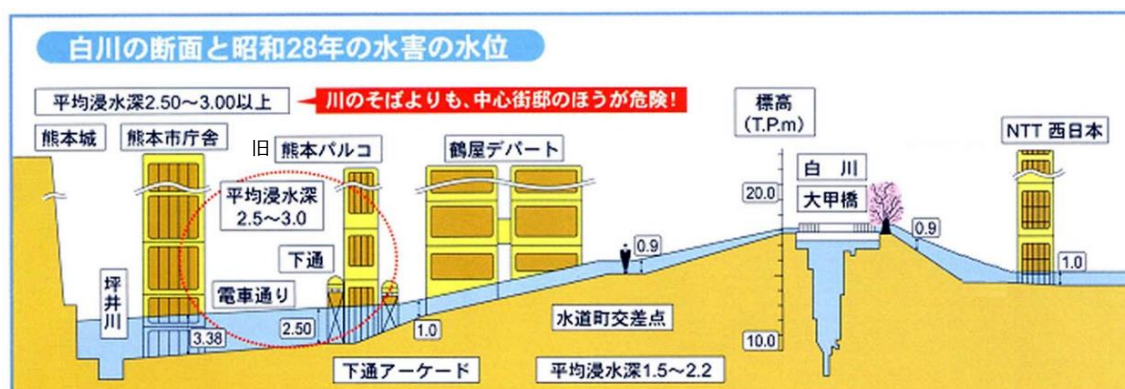
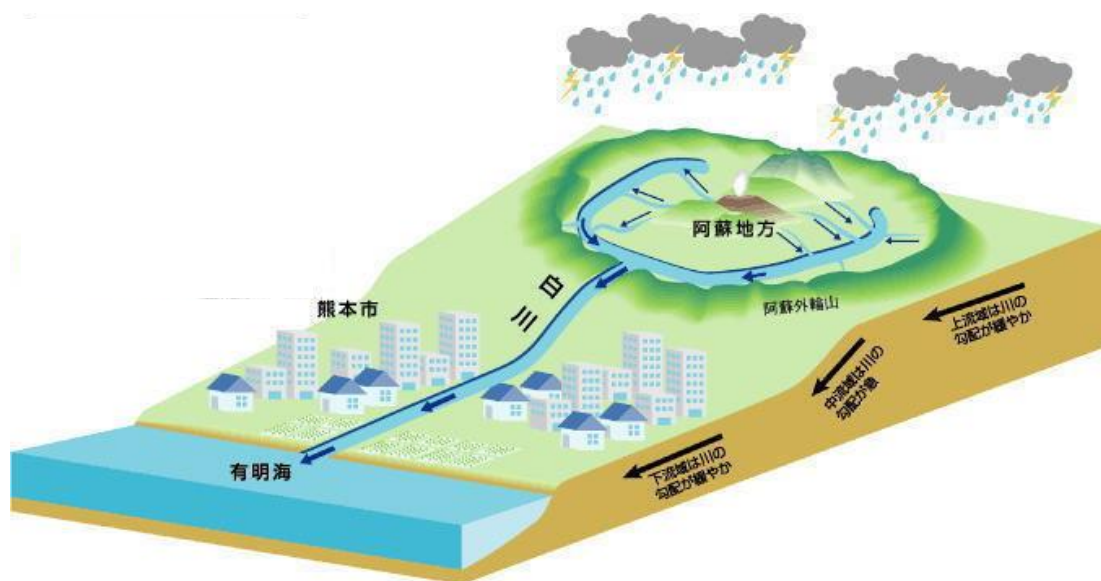
出典：WEB 熊本市統計書

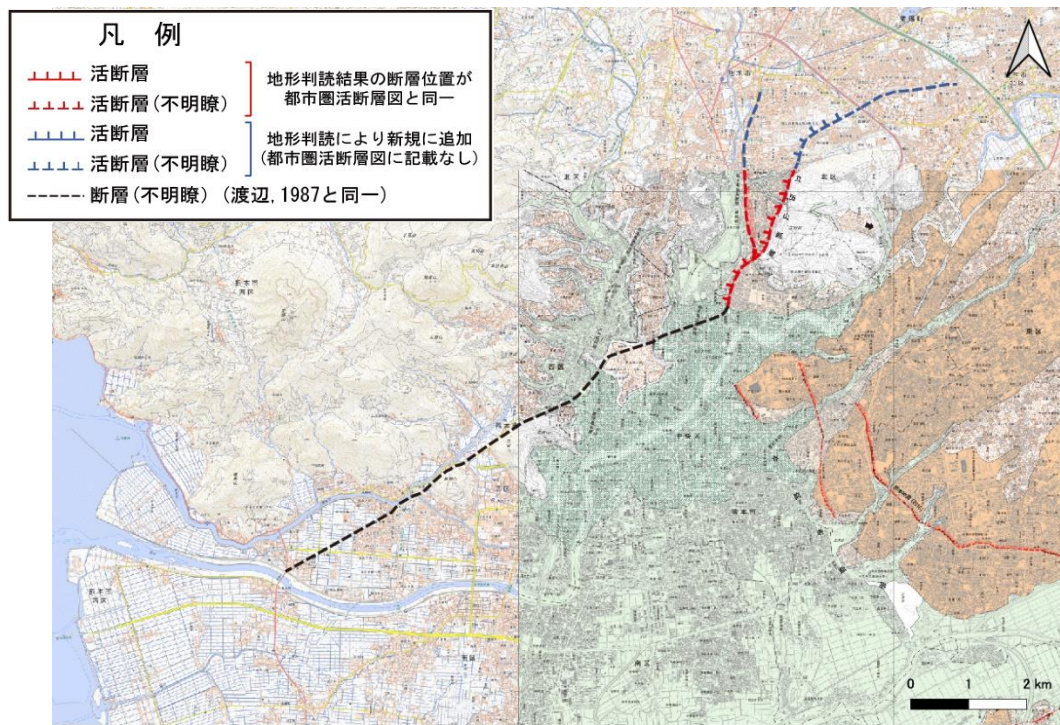
■地目別面積（令和 3 年 1 月 1 日現在）



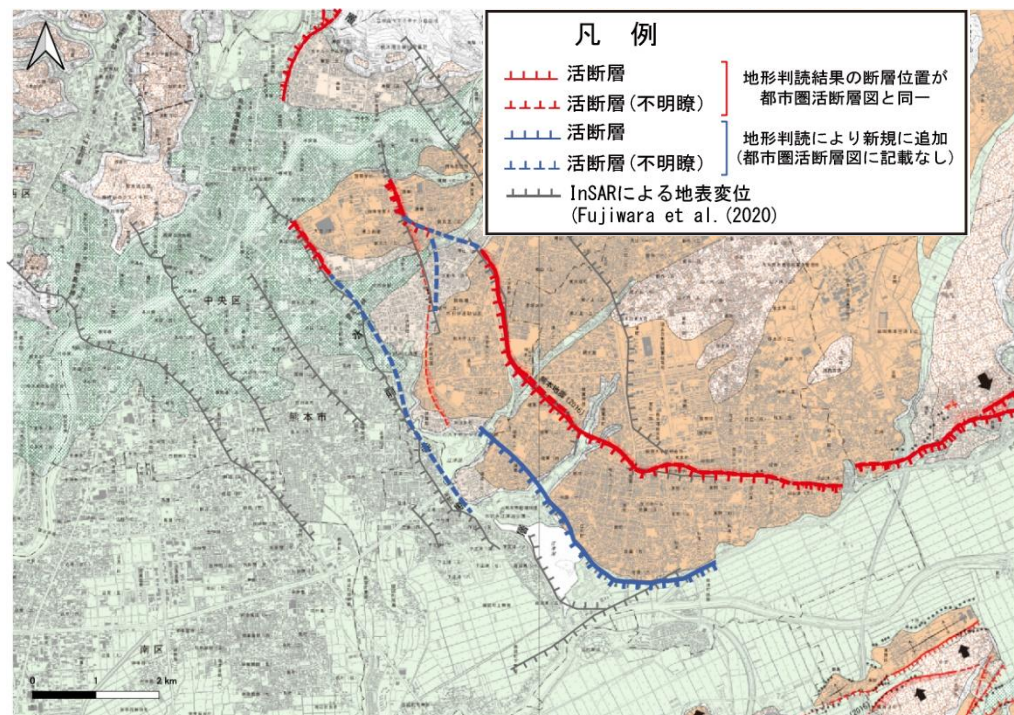
出典：WEB 熊本市統計書



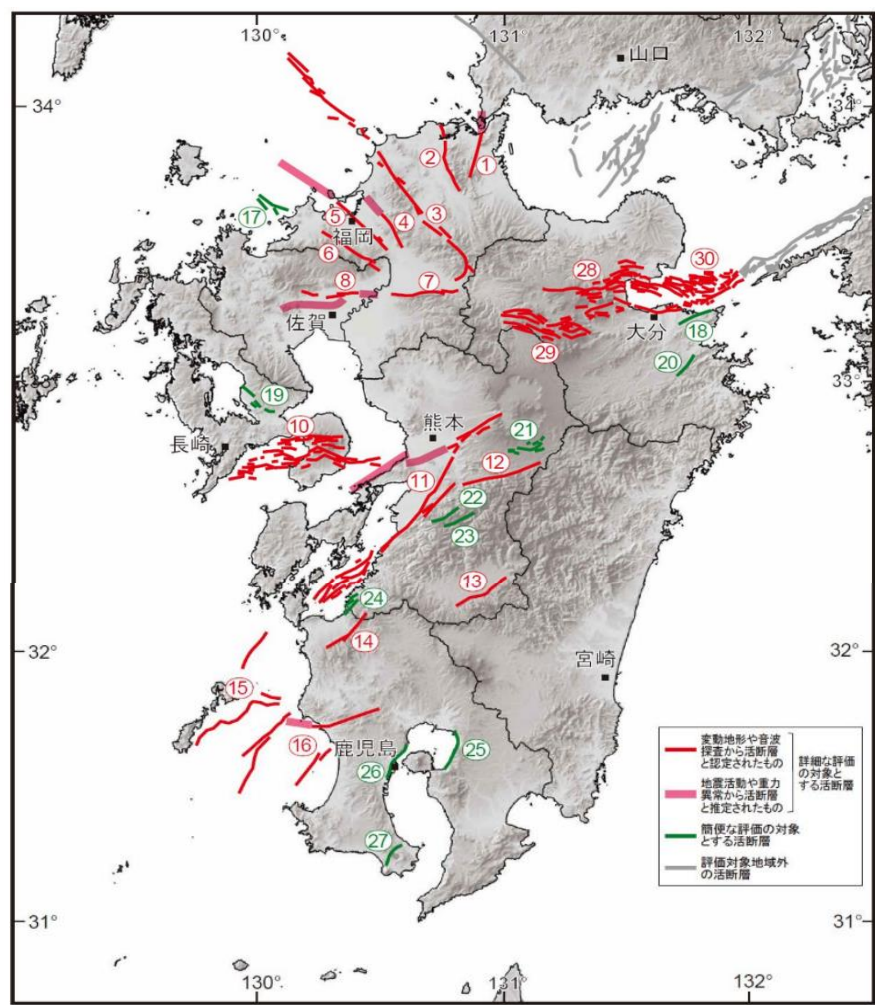




立田山断層調査結果概要図



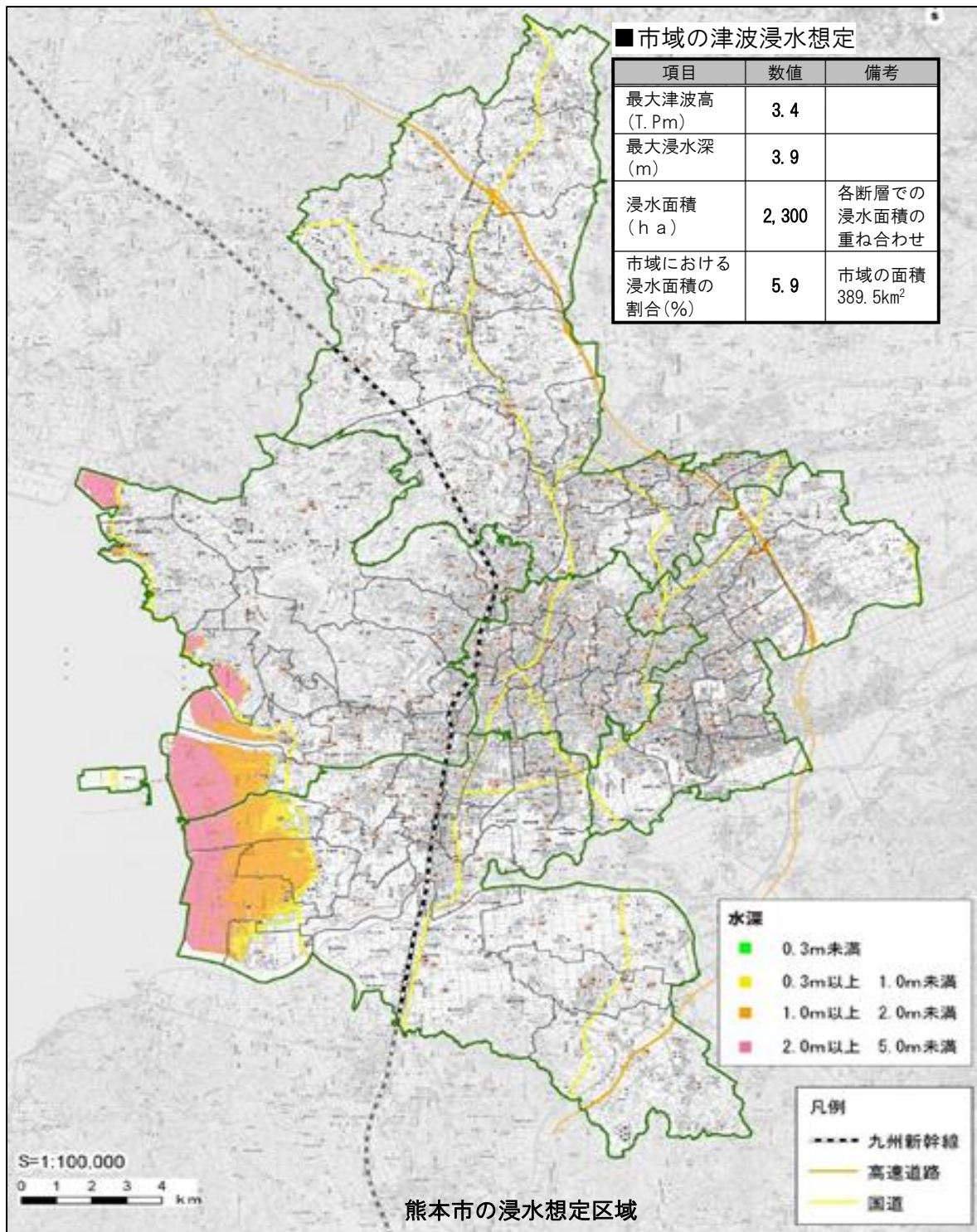
水前寺断層調査結果概要図

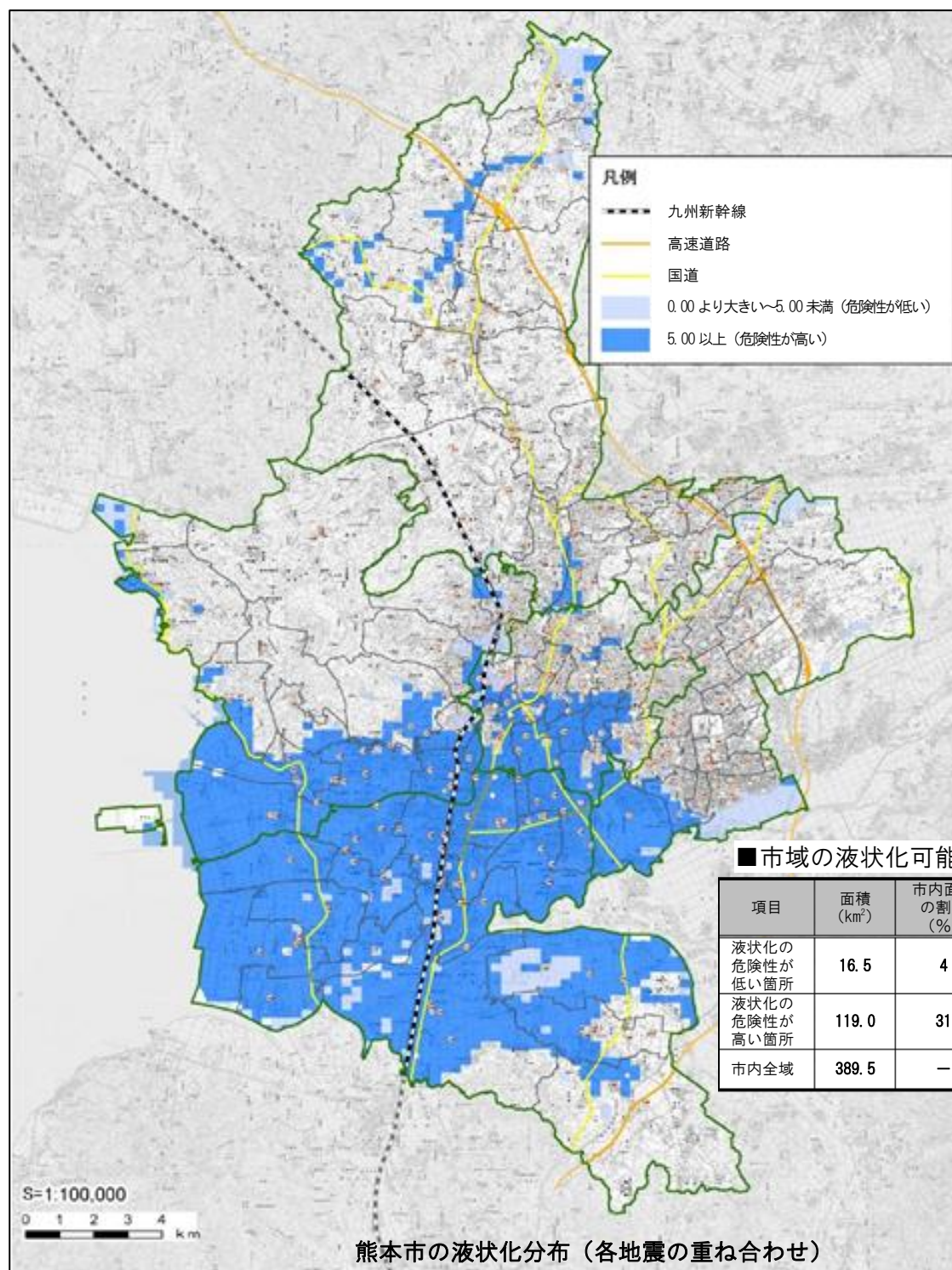


九州地域（評価対象地域）において評価対象とした活断層の分布

■主要活断層帯の長期評価の概要 【算定基準日：令和 5 年(2023 年)1 月 1 日】

断層帯名 (起震断層/活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模	主な活断層 における 相対的評価 ランク	地震発生確率			平均活動 間隔	最新活動 時期
	(マグニチュード)		30 年 以内	50 年 以内	100 年 以内		
11-1 布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2 程度 以上	X	不明	不明	不明	不明	不明
11-1 布田川断層帯 (宇土区間)	7.0 程度	X	不明	不明	不明	不明	不明
11-1 布田川断層帯 (布田川区間)	7.0 程度	Z	ほぼ 0 %	ほぼ 0 %	ほぼ 0 %	8,100 年～ 26,000 年 程度	平成 28 年 (2016 年) 熊本地震
11-2 日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3 程度	S *	ほぼ 0 % ～16%	ほぼ 0 % ～30%	ほぼ 0 % ～50%	1,100 年～ 6,400 年 程度	約 1,700 年前以後～ 約 900 年前以前
11-2 日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5 程度	S *	ほぼ 0 % ～6%	ほぼ 0 % ～10%	ほぼ 0 % ～20%	3,600 年～ 11,000 年 程度	約 8,400 年前以後～ 約 2,000 年前以前
11-2 日奈久断層帯 (高野－白旗区間)	6.8 程度	X	不明	不明	不明	不明	約 1,600 年前以後～ 約 1,200 年前以前





【津波時の避難方法】 ●津波から避難する3つのポイント

POINT 1
地震の揺れの程度で自ら判断しない

津波の危険地域では、小さい揺れでも、揺れを感じなくても、まずは避難を優先にしましょう。



POINT 2
避難には車を使わない

原則として、車で避難するのはやめましょう。東日本大震災の地震直後、沿岸部各地では避難しようとする車で渋滞が発生。被害を大きくしました。

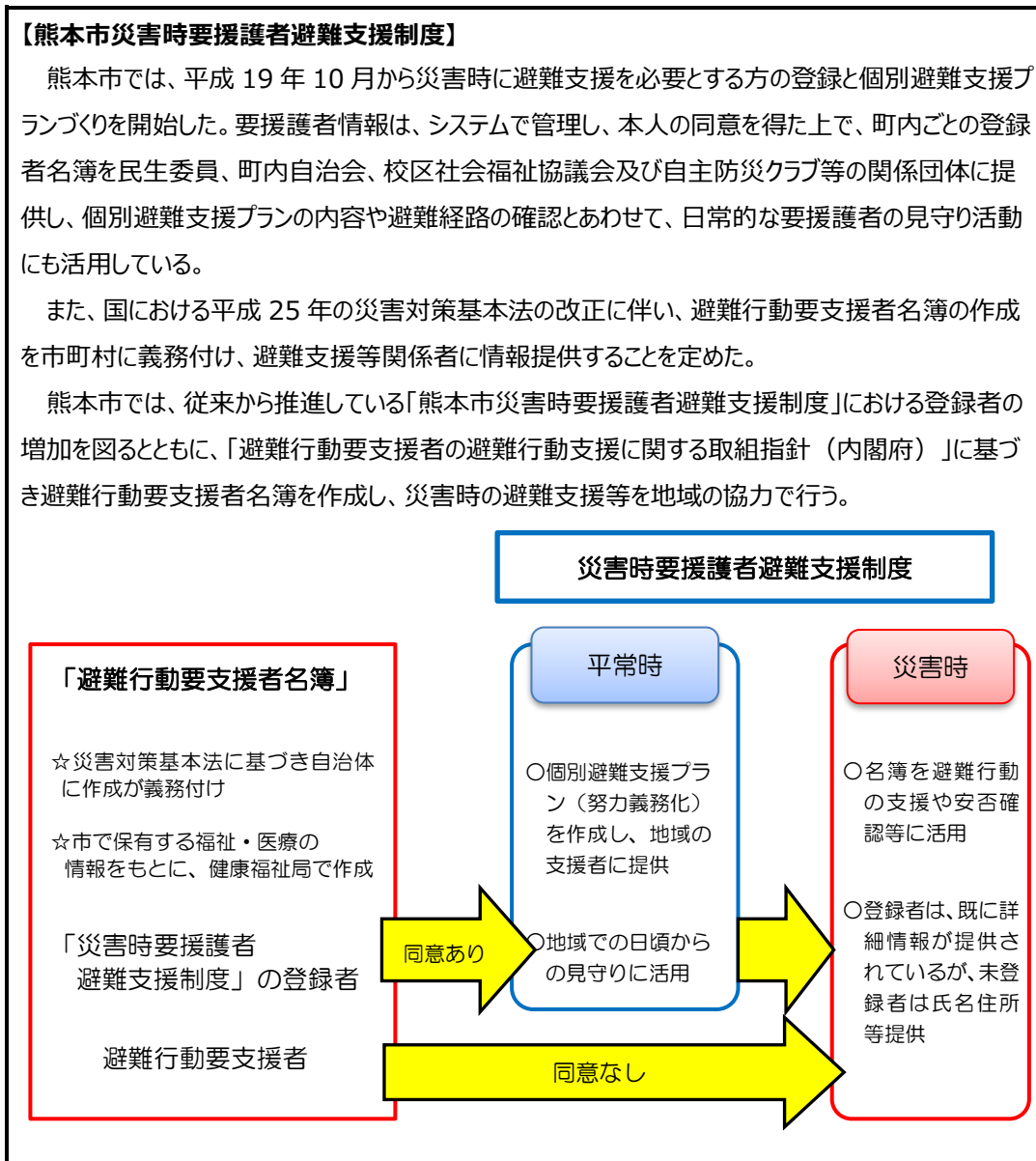


POINT 3
“遠く”よりも“高く”に

すでに浸水が始まってしまった場合などは、思うように避難できないことが予想されます。そんな場合は、遠くよりも高い場所などに逃げ込みましょう。



熊本市発行「わが家の防災マニュアル(保存版)」より



章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 福 祉 局	こ ど も 局	環 境 局	経 済 観 光 局	農 水 局	都 市 建 設 局	各 区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教 育 委 員 会
第 1 章	災害 応急対策計画	第 1 節 情報の収集・伝達	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第 2 節 機動力及び資材器具等の点検整備計画	23	○											○				
		第 3 節 消防計画	25	○											○				
		第 4 節 応援要請（受援）計画	34	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第 5 節 応急公用負担と労働力の確保	43	○											○				
		第 6 節 災害ボランティア活用計画	47				○							○					
		第 7 節 災害救助法の適用	51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第 8 節 避難対策	55	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第 9 節 要配慮者（避難行動要支援者）対策	74	○				○	○		○			○					
		第 10 節 安否情報の提供計画	79				○							○					
		第 11 節 警備・交通規制計画	81	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	
		第 12 節 障害物等の除去対策	84										○	○					
		第 13 節 緊急輸送計画	86		○								○						
		第 14 節 救出計画	89												○				
		第 15 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容埋葬計画	91					○											
		第 16 節 医療救護対策計画	93		○			○						○	○			○	○
		第 17 節 動物救護対策計画	97					○											
		第 18 節 救援対策計画	98	○			○	○			○			○			○		
		第 19 節 保健衛生計画	105					○	○										
		第 20 節 文教対策計画	109				○												○
		第 21 節 住宅対策	112										○						
		第 22 節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	116							○			○				○		
		第 23 節 公共施設応急工事計画	121					○	○	○		○	○				○	○	
		第 24 節 農林水産物応急対策計画	125									○							
		第 25 節 電力施設応急対策計画	127																
		第 26 節 ガス施設応急対策計画	129																
		第 27 節 九州自動車道等災害対策計画	132																

章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 福 祉 局	こ ど も 局	環 境 局	経 済 観 光 局	農 水 局	都 市 建 設 局	区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教 育 委 員 会
第2章	災害復旧・復興計画	第1節 災害復旧・復興に向けた考え方	137	○															
		第2節 災害復興本部	137	○															
		第3節 市民生活安定のための緊急措置	138	○		○	○	○	○		○	○		○		○	○		
		第4節 公共施設の災害復旧	149	○		○		○	○		○	○	○	○		○	○	○	○
		第5節 大規模災害からの復興に関する法律	156	○															
		第6節 復興計画	157	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【非常災害時の組織、非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準、地区隊運用】

組 織		組織名	消防局災害警戒本部		消防局対策部	
		体制名	初動準備体制	第1非常災害体制	第2非常災害体制	第3非常災害体制
		責任者	警防課長、情報司令課長、署長	警防部長、署長	局長	同左
		実施内容	各種災害等で、情報収集した状況から非常災害に進展していくような事案が発生し、又は発生するおそれがある場合において、初動対応を行う職員の招集等により、被害状況の把握等、初動対応を実施する体制	非常災害が、局地的に発生し、その拡大が予想される場合、又は発生するおそれがある場合において、指定招集による職員の招集等により、災害対策を実施する体制	非常災害が、2以上の区（益城町及び西原村含む）にわたり発生し、その拡大が予想される場合、又は非常災害が多発した場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制	非常災害が、管轄区域の全域若しくは管轄区域の大部分の範囲で発生し、甚大な被害やその拡大が予想される場合、又は消防広域応援隊等の応援を決定若しくは応援を決定する可能性がある場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制
非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準	災害別	地震	震度4	震度5弱	震度5強【規定参集】	震度6弱以上【規定参集】
		津波	市沿岸海域で津波注意報が発表されて被害の発生が予想されるとき	同左	市沿岸海域で津波警報（大津波）が発表されたとき【規定参集】	同左
		風水害	・高齢者等避難が発令されたとき（警戒レベル3） ・大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき	・避難指示が発令されたとき（警戒レベル4） ・土砂災害警戒情報が発表されたとき	・緊急安全確保が発令されたとき（警戒レベル5） ・特別警報級等発表、又は発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合	・管轄全域にわたり災害が発生し、特に被害が甚大な場合
		大規模火災	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・多数の死傷者が発生したとき ・第3出場以上の消防隊出動が指令されたとき ・焼損面積が5㎡以上の林野火災 ・対策副部長が必要と認めるとき	・左記のほか、局長（対策部長）が必要と認めるとき	同左
		国民保護	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「情報収集体制（危機管理防災総室職員参集）」を設置したとき	熊本市国民保護計画に基づき、熊本市が「緊急事態連絡本部体制（原則、全職員参集に準ずる）」を設置したとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「国民保護対策本部体制又は緊急対処事態対策本部体制（全職員参集）」を設置したとき
		その他の災害	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が必要と認めるとき	・局長（対策部長）が必要と認めるとき	同左
	その他の要件	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され初動準備態勢（レベル3）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部（災害警戒本部含む）が設置されたとき	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され応急活動準備態勢（レベル4）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され災害警戒態勢（レベル4強化）が発令されたとき ・災害対策本部が設置され災害対応態勢（レベル5）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	・熊本市に災害対策本部が設置され全庁総力態勢（レベル5強化）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	
		地区隊運用	・指令管制長及び各署の現場最高責任者が、通常の部隊運用では支障をきたすおそれがあると認める場合 ・各署の現場最高責任者が部隊運用を行う	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が通常の部隊運用では対処できないと認める場合 ・非常災害指令により地区隊長が部隊運用を行う	・局長（対策部長）が単独の地区隊のみでの部隊運用では対処できないと認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う	・局長（対策部長）が管轄区域で発生する災害が異常な事態になると認める場合又は警防部隊を大規模な範囲で運用する必要があると認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う

章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 福 祉 局	こ ど も 局	環 境 局	経 済 観 光 局	農 水 局	都 市 建 設 局	区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教 育 委 員 会
第 1 章	災害 応 急 対 策 計 画	第 1 節 情報の収集・伝達	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第 2 節 機動力及び資材器具等の点検整備計画	17	○											○				
		第 3 節 消防計画	19	○											○				
		第 4 節 応援要請（受援）計画	27	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第 5 節 応急公用負担と労働力の確保	37												○				
		第 6 節 災害ボランティア活用計画	41				○							○					
		第 7 節 災害救助法の適用	45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第 8 節 避難対策	50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		第 9 節 二次災害防止対策	69	○								○	○	○	○				
		第 10 節 要配慮者（避難行動要支援者）対策	72	○				○	○		○			○					
		第 11 節 安否情報の提供計画	77				○							○					
		第 12 節 警備・交通規制計画	79	○			○	○		○	○	○	○	○	○	○		○	
		第 13 節 障害物等の除去対策	82										○						
		第 14 節 緊急輸送計画	84		○								○						
		第 15 節 救出計画	87												○				
		第 16 節 行方不明者等の捜索及び遺体の収容埋葬計画	89					○											
		第 17 節 医療救護対策計画	91		○			○						○	○			○	○
		第 18 節 動物救護対策計画	95					○											
		第 19 節 救援対策計画	96	○			○	○			○			○			○		
		第 20 節 保健衛生計画	103					○	○										
		第 21 節 文教対策計画	105				○												○
		第 22 節 住宅対策	108										○						
		第 23 節 環境汚染対策	112							○									
		第 24 節 生活ごみ・し尿・災害廃棄物処理計画	113							○			○				○		
		第 25 節 公共施設応急工事計画	117					○	○			○	○				○	○	
		第 26 節 ライフライン施設の応急対策	121																
		第 27 節 鉄道施設応急対策計画	127																
		第 28 節 九州自動車道等災害対策計画	129																
		第 29 節 南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応	133	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

章	節	項 目	頁	政 策 局	総 務 局	財 政 局	文 化 市 民 局	健 康 福 祉 局	こ ど も 局	環 境 局	経 済 観 光 局	農 水 局	都 市 建 設 局	区 役 所	消 防 局	交 通 局	上 下 水 道 局	病 院 局	教 育 委 員 会
第2章	第1節	復旧・復興に向けた考え方	136	○															
	第2節	災害復興本部	136	○															
	第3節	市民生活安定のための緊急措置	137	○		○	○	○	○		○	○		○		○	○		
	第4節	公共施設の災害復旧	149	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○
	第5節	大規模災害からの復興に関する法律	156	○															
	第6節	復興計画	157	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【非常災害時の組織、非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準、地区隊運用】				
組 織	組織名	消防局災害警戒本部		消防局対策部
	体制名	初動準備体制	第1非常災害体制	第2非常災害体制 第3非常災害体制
	責任者	警防課長、情報司令課長、署長	警防部長、署長	局長 同左
	実施内容	各種災害等で、情報収集した状況から非常災害に進展していくような事案が発生し、又は発生するおそれがある場合において、初動対応を行う職員の招集等により、被害状況の把握等、初動対応を実施する体制	非常災害が、局地的に発生し、その拡大が予想される場合、又は発生するおそれがある場合において、指定招集による職員の招集等により、災害対策を実施する体制	非常災害が、2以上の区（益城町及び西原村含む）にわたり発生し、その拡大が予想される場合、又は非常災害が多発した場合において、全職員の招集等により、対策部を設置し、災害対策を実施する体制
非常災害体制設置及び非常招集に係る判断基準	地 震	震度4	震度5弱	震度5強【規定参集】 震度6弱以上【規定参集】
	津 波	市沿岸海域で津波注意報が発表されて被害の発生が予想されるとき	同左	市沿岸海域で津波警報（大津波）が発表されるとき【規定参集】
	風水害	・高齢者等避難（警戒レベル3）が発令されたとき ・大雨、大雪、洪水、高潮、暴風、暴風雪、波浪警報が発表されたとき	・避難指示（警戒レベル4）が発令されたとき ・土砂災害警戒情報が発表されたとき	・緊急安全確保が発令されたとき（警戒レベル5） ・特別警報級等発表、又は発表が見込まれ、大規模な災害が発生するおそれがある場合
	大規模火災	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・多数の死傷者が発生したとき ・第3出場以上の消防隊出動が指令されたとき ・焼損面積が5㎡以上の林野火災 ・対策副部長が必要と認めるとき	・左記のほか、局長（対策部長）が必要と認めるとき
	国民保護	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	熊本市国民保護計画に基づき、市が「情報収集体制（危機管理防災総室職員参集）」を設置したとき	熊本市国民保護計画に基づき、熊本市が「緊急事態連絡本部体制（原則、全職員参集に準ずる）」を設置したとき
	その他の災害	・局警防課長及び情報司令課長が協議の結果、必要と認めるとき ・署長が必要と認めるとき	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が必要と認めるとき	・局長（対策部長）が必要と認めるとき
	その他の要件	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され初動準備態勢（レベル3）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部（災害警戒本部含む）が設置されたとき	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され応急活動準備態勢（レベル4）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき	・市災害警戒本部又は市水防本部が設置され災害警戒態勢（レベル4強化）が発令されたとき ・災害対策本部が設置され災害対応態勢（レベル5）が発令されたとき ・益城町又は西原村において、災害対策本部が設置されたとき
	地区隊運用	・指令管制及び各署の現場最高責任者が、通常の部隊運用では対応できないと認める場合 ・各署の現場最高責任者が部隊運用を行う	・警防部長（対策副部長）又は署長（地区隊長）が通常の部隊運用では対応できないと認める場合 ・非常災害指令により地区隊長が部隊運用を行う	・局長（対策部長）が単独の地区隊のみでの部隊運用では対応できないと認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う
				・局長（対策部長）が管轄区域で発生する災害が異常な事態になると認める場合又は警防部隊を大規模な範囲で運用する必要があると認める場合 ・非常災害指令により対策部長が部隊運用を行う

※地震にあつては、熊本市消防局の管轄区域で上記震度の地震が発生したときを表す